

重点課題研究

障害のある子どもの就学先決定の
手続きに関する研究

(令和3年度～令和4年度)

研究成果報告書

令和5年3月



独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

はじめに

障害のある子どもや外国につながるのある子どもとその保護者にとって、小学校や特別支援学校小学部への就学に向けて、不安や悩みを抱くことが多い。子どもや保護者が安心して就学を迎えられるように、就学先や学びの場の決定手続きを含めて、乳幼児期から就学期に至る早期からの相談支援体制を充実させていく必要がある。

一方、就学に関する課題は、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念の構築という大きな教育の方向性の中でも検討され、平成 25 年 9 月には、学校教育法施行令の一部改正により、就学先や学びの場の決定手続きが変更された。この改正は、重要な変更であったが、以降、就学先や学びの場の決定手続きに関する現状や課題等について全国的に明らかにした研究は見られない。

そこで、以下の 3 点を目的として本研究を実施することとした。

1. 質問紙調査を実施し、就学先や学びの場の決定手続き等に関する現状と課題を明らかにする。
2. 訪問調査を実施し、就学先や学びの場の決定手続き等に関する好事例を収集、整理する。
3. 質問紙調査や訪問調査の結果や研究協議会における議論の内容等を全体的に検討し、就学先や学びの場の決定手続きの現状と課題、好事例等について、国及び地方の教育行政に対し情報提供を行う。

これらにより、障害のある子どもや保護者が安心して就学を迎えられるよう、就学先や学びの場の決定手続きの改善・充実に寄与したいと考えた。換言すれば、それぞれの教育委員会が「私たちのまちはこういう仕組みを整えていますから、どうぞ、安心して就学を迎えてください」と言えるための具体的な情報提供ができる研究としたいと考えた。

本報告書は、上記の目的に接近するため 2 年間取り組んだ研究成果等を取りまとめたものである。質問紙調査による全国的な現状と課題の整理、訪問調査による 10 の市町の特徴ある取組の報告、令和 4 年度特別研究員による本人及び保護者へのインタビュー調査の結果、研究協力者による寄稿で構成している。これらの成果等が、障害のある子どもや外国につながるのある子どもとその保護者が安心して就学を迎えられることにつながり、各自治体における就学先決定手続きの見直しや充実に活用いただければ幸いである。

研究代表者

インクルーシブ教育システム推進センター 上席総括研究員 久保山 茂樹

目 次

はじめに

第1章 研究の概要	
Ⅰ. 問題の所在及び目的	… 3
Ⅱ. 研究の構成及び方法	… 4
Ⅲ. 就学先決定の手続きに関する諸課題と本研究が取り組んだこと	… 8
第2章 令和3年度 障害のある子ども等の就学先決定手続きに関する調査	
Ⅰ. 調査の目的	…15
Ⅱ. 調査の方法	…15
Ⅲ. 調査の結果	
1. 回収状況	…17
2. 基本情報（調査項目Ⅰ）	…17
3. 乳幼児期からの支援体制（調査項目Ⅱ）	…22
4. 就学先や学びの場の決定手続き（調査項目Ⅲ）	…49
5. 外国につながるのある子どもの就学先や学びの場の決定手続き（調査項目Ⅳ）	…73
6. 自治体の人口や規模と支援内容との関係について	…90
Ⅳ. 調査の考察	…94
第3章 自治体における特色ある取組 ―研究協力機関への訪問調査結果から―	
Ⅰ 調査の目的	…101
Ⅱ. 調査の方法	…101
Ⅲ. 調査の結果	
1. 和歌山県みなべ町	…103
2. 福岡県芦屋町	…110
3. 岐阜県安八町	…116
4. 秋田県大館市	…123
5. 栃木県真岡市	…131
6. 新潟県上越市	…138
7. 島根県松江市	…144
8. 三重県四日市市	…151
9. 静岡県浜松市	…158
10. 北海道札幌市	…166
Ⅳ. 調査の考察	…173
第4章 生徒・保護者からみた就学先決定手続き	…177
第5章 <寄稿>子どもと保護者の歩みに寄り添うことができる就学支援体制の構築に向けて	…205
第6章 総合考察 子どもと保護者が安心して就学を迎えられるための6つの提案の試み	…213
資 料 「令和3年度 障害のある子ども等の就学先決定手続きに関する調査」調査用紙	…221

おわりに

第 1 章

研究の概要

- I. 問題の所在及び目的
- II. 研究の構成及び方法
- III. 就学先等の決定手続きに関する諸課題と
本研究が取り組んだこと

I. 問題の所在及び目的

1. 問題の所在

障害のある子どもや保護者にとって、就学先や学びの場の決定には、不安や悩みが大きいと言われている。たとえば、保護者の思いとして「学校生活になじめるか不安だった」「学校でどのような支援が受けられるのか不安があった」³⁾ など、学校そのものへの不安がある。また、「親が決めるような言い方だった」「教育委員会側の人が多く圧倒された」「知能テストの結果で決めつけられた」³⁾ など、就学に関する教育相談の内容や方法に対する不満がある。さらに、「決定した就学先が本当によかったかどうか」「理想とのギャップ」「家族への説明」³⁾ など、決定後の悩みもある。

こうした、不安や悩みを可能な限り少なくし、子どもや保護者が安心して就学を迎えられるよう、就学先や学びの場（以下「就学先等」と記す）の決定手続きは常に見直し充実させていく必要がある。

就学に関する課題は、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念の構築という大きな教育の方向性の中でも検討され、見直されてきた。

平成 18 年に、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択された。これに対応する形で、日本では、平成 18 年の教育基本法の改正、平成 19 年の学校教育法改正による特殊教育から特別支援教育への転換、平成 23 年の障害者基本法の改正、さらに、平成 24 年の中央教育審議会初等中等教育分科会の報告など、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育が推進されてきた。

こうした動向を踏まえ、平成 25 年 8 月 26 日、就学先決定の仕組みに関して学校教育法施行令の一部改正が行われ、同年 9 月 1 日「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」(25 文科初第 655 号文部科学事務次官通知)によって、その内容が周知された。

同年 10 月 4 日、就学手続きに関する具体の業務を行う際の参考として「教育支援資料」が文部科学省初等中等教育局特別支援教育課から公表された。そこには、関係者の心構えと関係者に求められること、就学先の検討に向けた準備等の具体が示されるとともに、改善充実すべき事項が記されている。

研究を開始した令和 3 年 4 月時点で、学校教育法施行令一部改正から 7 年が経過したが、この間、各教育委員会が行う就学先決定の手続きの現状と課題等について全国的な調査を実施し検討した研究は見られない。

一方、令和 3 年 1 月の「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」では、「きめ細かな就学相談と保護者への具体的な情報提供及び学びの場の検討等の支援」として、保護者への情報提供、本人や保護者支援及び関係者の理解促進、教育委員会と保護者の意向が合致しない場合の調整の在り方、就学相談担当者の専門性の向上など、就学先決定の手続き等に関して改善充実すべき事項が提言された。

また、近年、外国につながるのある子どもの就学先や学びの場について課題になっており、その実態把握や改善も求められている。

本研究は、以上のような就学先決定の手続き等に関する状況を踏まえ、全国の現状と課題、好事例の収集と分析を行い、国及び地方の教育行政における就学先決定の手続き等の充実に寄与するものであり、障害のある子ども本人や保護者が安心して就学を迎えることにつながると考えられる。

2. 目 的

本研究は、以下の3点を目的とし、子どもや保護者が安心して就学を迎えられるよう、就学先決定の手続きの改善・充実に寄与する。

1. 全国の市区町村教育委員会に質問紙調査を実施し、就学先や学びの場の決定手続き等に関する現状と課題を明らかにする。
2. 質問紙調査結果等から特色ある取組をしている教育委員会に訪問調査を実施し、就学先や学びの場の決定手続き等に関する好事例を収集、整理する。
3. これらの調査結果を全体的に考察し、就学先や学びの場の決定手続き等に関する、全国的な現状と課題、好事例としての市区町村の取組等を取りまとめた研究として情報提供を行う。

Ⅱ. 研究の構成及び方法

1. 研究の構成

本研究は、質問紙調査（主に令和3年度に実施）、訪問調査（主に令和4年度に実施）及び研究協力機関からの情報提供と分析（令和3年度及び令和4年度に実施）で構成する。

質問紙調査により、就学先や学びの場の決定手続き等に関する全国的な現状と課題を把握し、分析することとした。また、質問紙への回答内容から、特色ある取組を実施している市区町村を抽出し、訪問調査の対象や研究協力機関とした。

訪問調査では、障害のある子どもの早期からの支援体制も含めて、就学先や学びの場の決定手続き等に関する好事例を収集し、分析することとした。訪問対象の一部については研究協力機関とし、より詳細な情報提供を依頼した。

なお、研究協力機関としては、札幌市教育委員会幼児教育センターと松江市教育委員会松江市発達・教育相談支援センターに委嘱した。この2市については、本研究所のこれまでの研究成果から、障害のある子どもの早期からの支援体制及び就学先や学びの場の決定手続き等において、先進的であり他の市区町村の参考になる取組を実施していると判断し

た。このため、研究開始時点から研究協力機関に委嘱し、情報提供等を依頼してきた。

加えて、令和４年度には特別研究員１名が本研究に参画した。特別研究員の研究内容の一部として、特別支援学校に在籍している生徒及び保護者の就学に関する意識調査があり、この調査の成果についても、本研究に加えることとした。

上記の結果全体を通じ、インクルーシブ教育システムにおける就学先や学びの場の決定手続き等について全体的に考察する。研究全体をとりまとめ、研究成果報告書等を作成し、国及び地方の教育行政に対する情報提供を行うこととした。

２．方 法

（１）質問紙調査の概要

全国の全市区町村教育委員会を調査対象とし、質問紙の発送及び回収を令和３年度に実施した。目的は、市区町村における障害のある子どもの就学先や学びの場の決定に関する現状と課題、障害のある子どもの早期からの支援体制、外国につながるのある子どもの就学先や学びの場の決定に関する現状と課題等を明らかにすることであった。調査用紙の作成、調査結果の分析に当たっては、文部科学省特別支援教育課を含む研究協力者及び研究協力機関から意見聴取を行った。

令和３年度は、数値データについて単純集計を実施した。結果については、中間報告書の第２章で報告した。また、令和３年度国立特別支援教育総合研究所セミナー分科会において、概要を報告した。

令和４年度には、数値データの精査、自由記述に関する分析と数値データのクロス集計等を実施し、全体的な考察を実施した。

以上の研究成果を第２章にまとめた。

（２）訪問調査の概要

訪問調査は令和４年度に実施した。目的は、質問紙調査の結果等から、就学先や学びの場の決定の手続き等について、市区町村教育委員会の特色ある取組を、好事例として収集し、分析することであった。障害のある子どもの早期からの支援、就学先決定の手続き、就学先決定後の変更、外国につながるのある子どもの就学先や学びの場の決定等について、特色ある取組を行っている１０の市町について、人口規模や取組の内容等も勘案して抽出し、取組の実際について聞き取りを実施した。これらの研究成果を第３章にまとめた。

（３）研究協力機関からの情報提供

研究協力機関である札幌市教育委員会幼児教育センターについては、主に、いわゆる「幼保小連携」（幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携）に関する取組や、幼児教育センター及び各市立幼稚園による就学に向けた相談支援体制等について情報提供を依頼し

た。

松江市教育委員会発達・教育相談支援センターについては、同センターを中心とした早期からの支援体制、特に乳幼児健診等の母子保健との連携や市立幼稚園及び市立幼保園（松江市独自の幼保一元化施設）に設置された「特別支援幼児教室」の役割等について情報提供を依頼した。

研究協力者には、幼児教育の現場で幼児期の子どもや保護者の相談支援にあたってきた幼稚園等の教諭と、就学前からの引き継ぎを行い、就学後の相談支援にあたってきた小学校の管理職に委嘱し、研究協議会等において、それぞれの現場における実地的な知見や思いの提供を依頼した。また、障害のある子どもの就学期の諸課題について研究業績のある大学教員に研究協力者を委嘱し、専門的な知見の提供や研究方法等について助言を依頼した。さらに、文部科学省初等中等教育局の視学官、特別支援教育課の特別支援教育調査官や担当事務官にも研究協力者を依頼し、国の教育行政に関する情報提供や研究協議会における指導助言等を依頼した。

3. 研究体制

本研究の研究体制は、以下に示したとおりである。

研究代表者

久保山 茂樹 （インクルーシブ教育システム推進センター）

研究分担者

廣島 慎一 （発達障害教育推進センター 令和3年度）（令和3年度研究副代表者）

久道 佳代子 （研修事業部）（令和4年度研究副代表者）

佐藤 利正 （インクルーシブ教育システム推進センター）（令和4年度研究副代表者）

澤田 真弓 （研修事業部）

杉山 奈実子 （令和4年度特別研究員 静岡県教育委員会派遣）

滑川 典宏 （情報・支援部）

吉川 和幸 （研修事業部）

研究協力者 （敬称略 五十音順）

菅野 和彦 （文部科学省特別支援教育課）

北本 雅人 （札幌市立発寒小学校）

棚澤 美奈登 （札幌市立手稲中央幼稚園）

高橋 志織 （文部科学省特別支援教育課）

廣島 慎一 （徳島県立徳島視覚支援学校 令和4年度）

堀之内 恵司 (文部科学省特別支援教育課)

真鍋 健 (千葉大学教育学部)

森重 亜美 (松江市立しんじ幼保園 令和3年度、
松江市教育委員会松江市発達・教育相談支援センター 令和4年度)

研究協力機関 (カッコ内は研究協力機関における本研究の担当者 敬称略)

札幌市教育委員会学校教育部幼児教育センター (松井 泰子 令和3年度)

(本間 真純 令和4年度)

松江市教育委員会松江市発達・教育相談支援センター (山本 勉)

Ⅲ．就学先等の決定手続きに関する諸課題と本研究が取り組んだこと

1．インクルーシブ教育システムの構築における就学先や学びの場の決定

前述のように、令和3年6月、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課は、『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』（以下、『手引』と記す）を公表した。これは、令和3年1月の『新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告』において、平成25年10月に文部科学省初等中等教育局特別支援教育課が公表した『教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～』について「内容を充実させる必要がある」と指摘していることを踏まえて作成されたものである。

『手引』では、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進が必要とされている」とした後、就学に関する新しい支援の方向性として以下のように述べている。

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要である。

そのための環境整備として、子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。このため、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要である。

教育的ニーズとは、子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等（以下「障害の状態等」という。）を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものである。そして、こうして把握・整理した、子供一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要である。

このように、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであるということと、子ども一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供することとの、両方が重要であると述べられている。

就学先等の決定手続きにおいて、この2つをどのように実現するのか具体的に検討する必要がある。本研究では、市区町村教育委員会への訪問調査を通じて、情報収集を行い検討することとした。

2. 乳幼児期からの支援体制

『手引』では、一人一人の子どもに対する一貫した教育支援について、「就学支援中心の『点』としての教育支援だけでなく、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、学校や学びの場の変更を含む就学後の継続的な教育支援に至る一連の「線」としての教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した『面』としての教育支援を目指すべきである」と述べている。

「面」としての教育支援の実現は、子ども本人の育ちの経過や、悩んだり、苦しんだり、判断を迫られたりする「保護者の歴史」(久保山：2014)を、それぞれの時点で出会う担当者が、的確に理解し、踏まえながら、相談や支援に応じることにつながる。それは、まさに「親子に寄り添う」ことである。本人や保護者に対する「面」としての支援を、すでに展開している自治体もあると考えられるが、就学先等の決定手続きを含む支援体制として検討する必要がある。

そこで、本研究では、就学前1年程度の就学先等の決定手続きのみに限定せず、市区町村における乳幼児期からの支援体制や、乳幼児期からの支援体制と就学先等の決定手続きとの連続に関する現状と課題を明らかにするとともに、市区町村における特色ある取組等について情報収集を行うこととした。

具体的には、質問紙調査において「乳幼児期からの支援体制」を調査項目の柱の一つとして実態把握を行うこととした。また、令和3年度の研究協力機関2市から、乳幼児期からの支援体制について重点的に情報収集を行うこととした。令和4年度の訪問調査でも調査項目の柱の一つとした。

3. 就学先や学びの場の決定手続きの流れ

図1は、『手引』の参考資料にある「障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）」である。これは、『手引』の第2編「就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス」の要点を示したものである。このモデルプロセスが最初に示された平成25年の学校教育法施行令の一部改正以来、7年が経過しており、最新の実態把握が必要であると考えられた。そこで、本研究では、図1に示されている過程について現状と課題を明らかにするとともに、市区町村における特色ある取組等について情報収集を行うこととした。

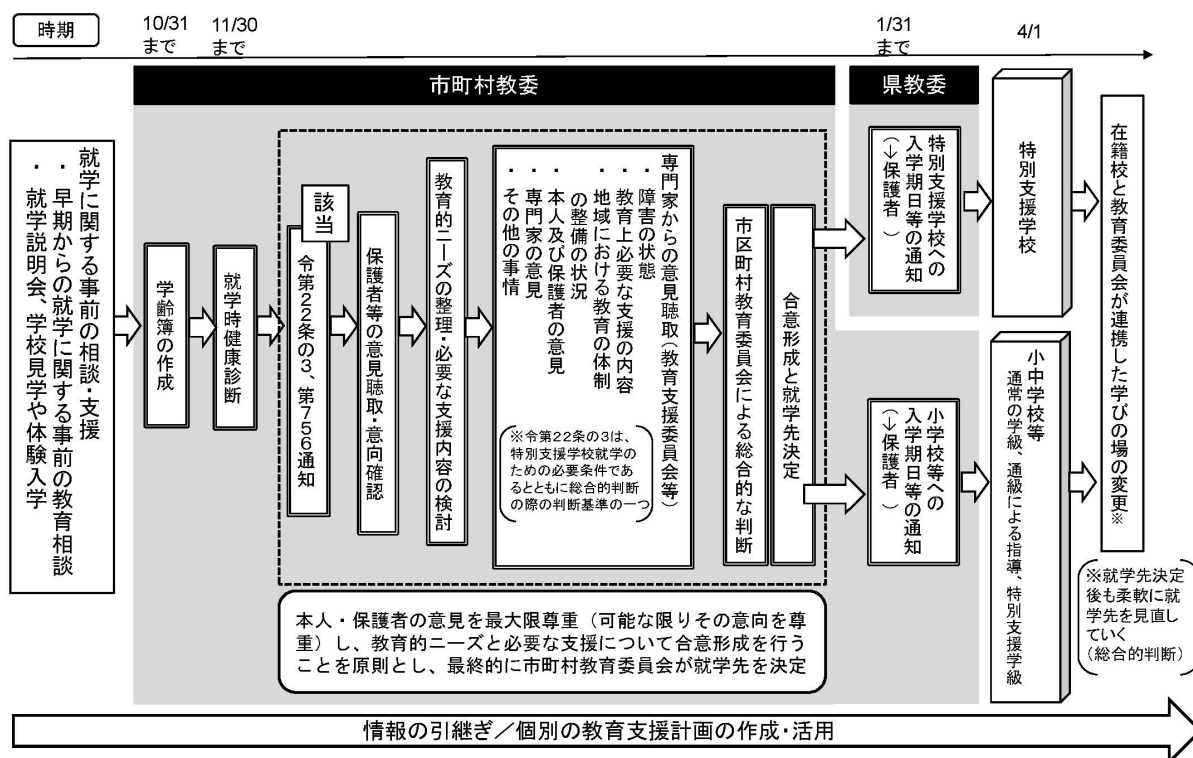


図1 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）（文部科学省：2021）

具体的には、質問紙調査において「就学相談や就学先決定の手続き」を調査項目の柱の一つとして、図1にある以下の項目を含めて実態把握を行うこととした。

- ・ 就学に関する事前の相談・支援
- ・ 就学先の検討に先立った、保護者等からの意見聴取・意向確認のための就学相談
- ・ 教育的ニーズの整理・必要な支援内容の検討
- ・ 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取
- ・ 市区町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定
- ・ 情報の引継ぎ
- ・ 就学後の学びの場の柔軟な見直し

4. 外国につながる子どもの就学

外国につながる子どもの就学について、『手引』では、「障害のある外国人の子供について」として1項目を設け、解説している。その中で、「日本国籍を有する子供と同様に、本手引及び『障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）』（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長）等を参考としながら、障害のある外国人の子供一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること等が必要である」とし、基本的には日本人である障

害のある子どもと同様に就学先等の決定手続きを行うよう述べている。ただし、「その際、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人及び保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要である。また、外国籍か日本国籍であるかを問わず、就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に変更できるようにすることが適当である」とし、必要な対応を講ずるよう指摘している。

外国につながるのある子どもの現状については、本研究所のテーマ別研究班「外国人児童生徒等支援班」が、文部科学省総合教育政策局国際教育課等の協力を得ながら研究を進めている。本研究では、特に外国につながるのある子どもの就学先等の決定手続きについて、外国人児童生徒等支援班と連携して研究を実施することとした。

具体的には、質問紙調査において「外国につながるのある子どもの就学先決定」を調査項目の柱の一つとして実態把握を行うこととした。また、令和4年度の訪問調査において調査項目の柱として全体的に情報収集するとともに、外国につながるのある子どもの就学先等の決定手続き等において特色ある特組を実施している市区町村から詳細な情報収集を実施した。

<文 献>

- 1) 久保山茂樹(2014)：保護者とわかりあうために、子どものありのままの姿を保護者とどうわかりあうか、久保山茂樹編著、学事出版
- 2) 国立特別支援教育総合研究所(2009)：地域事例 島根県松江市 乳幼児期からの一貫した相談支援体制ー特別支援幼児教室の取組ー，発達障害支援グランドデザインの提案，国立特別支援教育総合研究所，ジアース教育新社
- 3) 国立特別支援教育総合研究所(2020)：教育相談・就学先決定における現状と課題（2）ー保護者への質問紙調査及びフォーカスグループ・インタビューからー，地域実践研究「教育相談、就学先決定に関する研究」研究成果報告書，国立特別支援教育総合研究所
- 4) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2021)：障害のある子供の教育支援の手引ー子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けてー
- 5) 札幌市教育委員会(2021)：その子らしさが発揮される幼児教育の在り方と幼児の見方や捉え方の共有に向けたエピソード集の作成ー「つながる ひらがる 札幌市の幼児教育」の実現に向けてー，令和2年度地域実践研究「インクルーシブ教育システムの理解啓発に関する研究」研究成果報告書，国立特別支援教育総合研究所

(久保山茂樹)

第 2 章

令和 3 年度 障害のある子ども等の 就学先決定手続きに関する調査

I. 調査の目的

II. 調査の方法

III. 調査の結果

1. 回収状況
2. 基本情報
3. 乳幼児期からの支援体制
4. 就学先や学びの場の決定手続き
5. 外国につながりのある子どもの
就学先や学びの場の決定手続き
6. 自治体の人口や規模と乳幼児期から
支援内容や就学先決定手続きとの関係

IV. 調査の考察

I. 調査の目的

第1章でも述べたように、平成25年に就学先決定の仕組みに関して学校教育法施行令の一部改正が行われて以来、障害のある子どもの就学先や学びの場の決定手続について全国的に調査、分析した研究は見られない。また、近年、課題が指摘（文部科学省：2020など）されている外国につながるのある子どもの就学の手続き等に関する全国的な調査は見られない。

そこで、本研究では、「令和3年度 障害のある子ども等の就学先決定手続きに関する調査」を実施した。目的は以下の通りである。

- ①障害のある子どもの就学先や学びの場の決定に至る以前の、乳幼児期からの支援体制について実態を明らかにする。
- ②障害のある子どもの就学先や学びの場の決定手続について実態を明らかにする。
- ③外国につながるのある子どもの就学先や学びの場の決定手続について実態を明らかにする。

これらによって、各教育委員会における就学先決定の手続き等について現状と課題を分析し、就学先決定の手続き等の改善充実のための資料を得たいと考えた。

また、本研究全体としては、本調査結果から、特色ある取組を行っている教育委員会を見出すことも目的とした。

なお、本調査において、「外国につながるのある子ども」とは、①国籍（外国籍か日本国籍か）は問わない、②日本語指導を必要な子ども（日常会話が十分にとれない子ども、日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている子ども）と定義した。

II. 調査の方法

1. 調査対象

障害のある子どもの就学先決定に直接関与するのは市区町村教育委員会であることから、本調査の対象は全国の市区町村教育委員会とした。調査は悉皆で行い、発送総数は1,740であった。実施に当たっては、都道府県教育委員会に対しても、本調査を都道府県内の市区町村教育委員会に実施する旨を記した了知文と調査用紙を送付した。

2. 手続き

本調査は質問紙法により、郵送による質問紙の送付及び回収によって実施した。回答者の便宜のため、本研究所のWebサイトから質問紙をダウンロードして回答できるようにも

した。このため、メールへの添付による回答もあった。

調査用紙は、令和3年8月6日付けで、各市区町村教育委員会特別支援教育担当課（室）長宛に直接送付した。提出の期限は令和3年9月30日としたが、実際には、同年11月4日まで回答があり、全て集計及び分析の対象とした。

なお、研究1年目である令和3年度は、主に数値データの単純集計までを実施した。研究2年目の令和4年度には、自由記述のある項目の分析、自治体の規模と回答結果の関係についてのクロス集計を加えて、結果全体を精査した。

3. 調査項目

調査用紙は、A4用紙8ページであった。はじめに、都道府県、市区町村名と回答者の所属部署（教育委員会内の部、課まで）を尋ね、続いて、以下に示す調査項目ⅠからⅣまで、53の設問で構成した。

【調査項目Ⅰ. 貴自治体の保育施設、学校、就学の状況について伺います。】

人口、就学先の学校の種類及び数、令和2年度に教育支援委員会等の対象となった子どもの数、教育支援委員会等の対象となった子どもの障害種等、7設問で構成した。

【調査項目Ⅱ. 貴自治体の乳幼児期からの支援体制について伺います。】

子育て支援の体制、5歳児健診等の実施、母子保健や療育機関等から教育委員会に情報が伝わる仕組み、個別の指導計画、個別の教育支援計画、関係機関による相談支援ファイルや個別の教育支援計画の作成及び活用等、18設問で構成した。

【調査項目Ⅲ. 貴自治体の就学相談や就学先決定の手続きについて伺います。】

教育支援委員会等の構成メンバー、保護者への説明会等、就学先や学びの場の変更事例の内容及び人数、保育所児童保育要録等以外の小学校への情報伝達、就学の前後における就学支援シートや個別の教育支援計画の活用、就学に関する審議資料の就学先への引き継ぎ等、17設問で構成した。

【調査項目Ⅳ. 外国につながるのある子どものうち、教育支援委員会等（就学先決定の検討の場）の対象となった子どもについて伺います。】

令和2年度に教育支援委員会等の対象となった子どもの就学先や人数、審議資料作成時に行っていること、保護者を対象としたガイダンス、相談支援ファイルや個別の教育支援計画等の様式の作成、就学先や学びの場の変更事例の内容及び人数等、11設問で構成した。

<文献>

- 1) 文部科学省(2020)：外国人の子供の就学状況等調査結果について

(久保山茂樹)

Ⅲ. 調査の結果

1. 回収状況

調査用紙を発送した1,740市区町村教育委員会のうち、748市区町村から回答があり、回収率は、43.0%であった。回答があった市区町村の内訳を表1-1に示した。

政令指定都市が12、中核市が21、一般の市及び特別区が335、町が304、村が76であった。

表1-1 回答があった市区町村の内訳

市区町村の別	回答数
政令指定都市	12
中核市	21
一般の市及び区	335
町	304
村	76
合計	748

2. 基本情報（調査項目Ⅰ）

（1）回答のあった自治体の人口規模

回答のあった748自治体の人口規模を整理したものを表2-1及び図2-1に示した。もっとも多かったのは「1万人以上5万人未満」で39.7%、続いて「1万人未満」が26.3%、「5万人以上10万人未満」が14.6%であった。回答があった自治体のうち66.0%が人口5万人未満の自治体、80.6%が人口10万人未満の自治体、90.2%が20万人未満の自治体であった。

表 2－1 回答があった自治体の人口規模

人口規模	自治体数	%
1 万人未満	197	26. 3
1 万人以上 5 万人未満	297	39. 7
5 万人以上 10 万人未満	109	14. 6
10 万人以上 20 万人未満	72	9. 6
20 万人以上 30 万人未満	23	3. 1
30 万人以上 40 万人未満	14	1. 9
40 万人以上 50 万人未満	7	0. 9
50 万人以上 60 万人未満	2	0. 3
60 万人以上 70 万人未満	0	0. 0
70 万人以上 80 万人未満	5	0. 7
80 万人以上 90 万人未満	0	0. 0
90 万人以上 100 万人未満	1	0. 1
100 万人以上	6	0. 8
無回答	15	2. 0
合計	748	100. 0

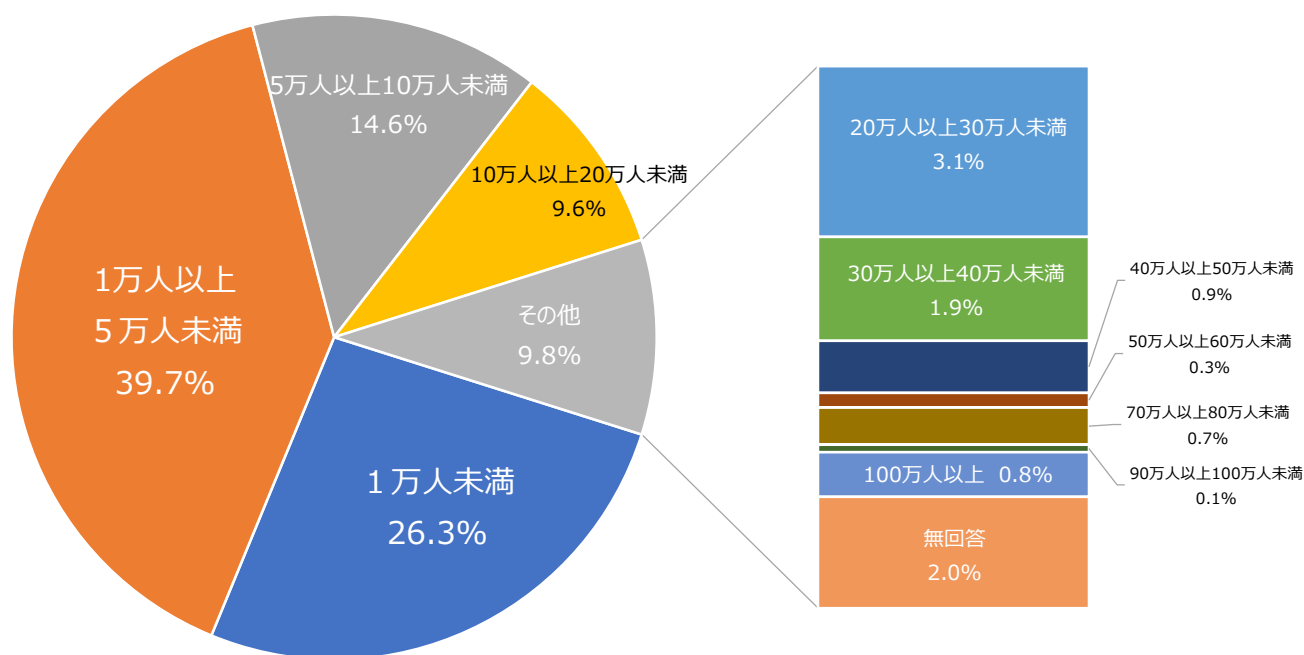


図 2－1 回答のあった自治体の人口規模 (n=748)

（２）令和３年度の小学校・特別支援学校小学部１年生のうち、教育支援委員会等の対象になった子どもの割合

Ｑ４で、令和３年度に小学校・義務教育学校及び特別支援学校小学部に入学した子どもの人数を令和３年５月１日現在で記入を求めた。また、Ｑ５で、Ｑ４の子どものうち令和２年度に教育支援委員会等（就学先決定の検討の場）の対象となった子どもの人数の記入を求めた。この２設問では、外国につながりのある子どもは除いて記入を求めた。

本調査全体に回答した 748 自治体のうち、この２設問のいずれかに無回答であった 20 自治体、Ｑ４＜Ｑ５またはＱ４＝Ｑ５であった 62 自治体を除く、666 自治体を対象とした。Ｑ４及びＱ５から、令和３年度の小学校及び小学部１年生のうち、教育支援委員会等の対象になった子どもが占める割合（Ｑ５の人数÷Ｑ４の人数）を求め、図２－２に示した。

対象になった子どもの割合は、４％台が最も多く、続いて、３％台、５％台であった。また、対象になった子どもがいない（０人）と回答した教育委員会が 44 あった。

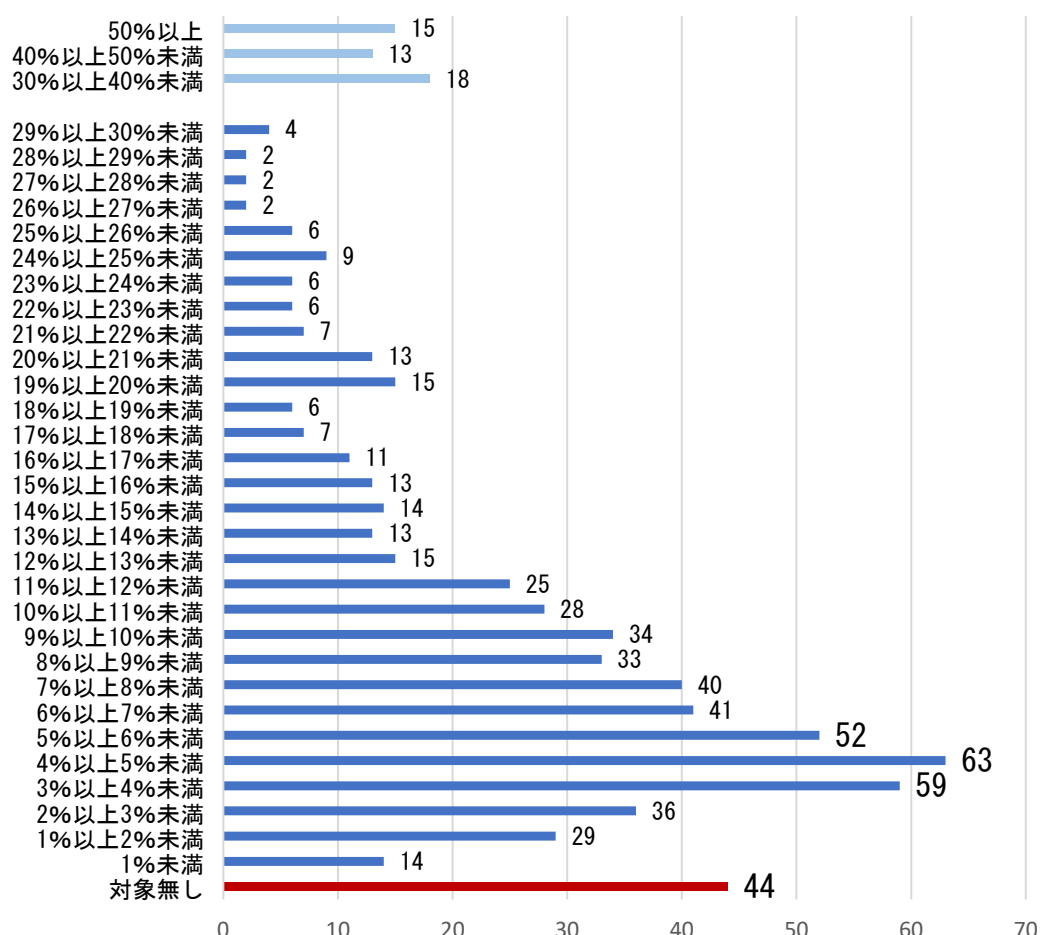


図２－２ 令和３年度の小学校・特別支援学校小学部１年生のうち、教育支援委員会等の対象になった子どもの割合（n＝666）

（３）令和２年度に各自治体の教育支援委員会等が審議の対象とした障害の種類

Ｑ６「Ｑ５の子ども（令和２年度に教育支援委員会等の対象となった子ども）の障害種について該当するもの全てにチェックしてください」（複数回答可）に対する回答結果を、図２－３に示した。これは、審議対象となる障害のある子どもが１人でもいれば回答するように求めた結果であり、それぞれの障害がある子どもの人数ではなく、回答した自治体の数を示したものである。

「知的障害」が最も多く 638 で、これは回答のあった自治体の 85.3%であった。続いて、同様に、「情緒障害」が 528 で、70.6%、「自閉症」が 522 で、69.8%であった。以降、「ADHD」、「肢体不自由」、「言語障害」の順であった。

「その他」には、診断名等が書かれていた。多かった順に「ダウン症候群」、「発達性協調運動障害」、「場面緘黙」、「診断無し」であった。

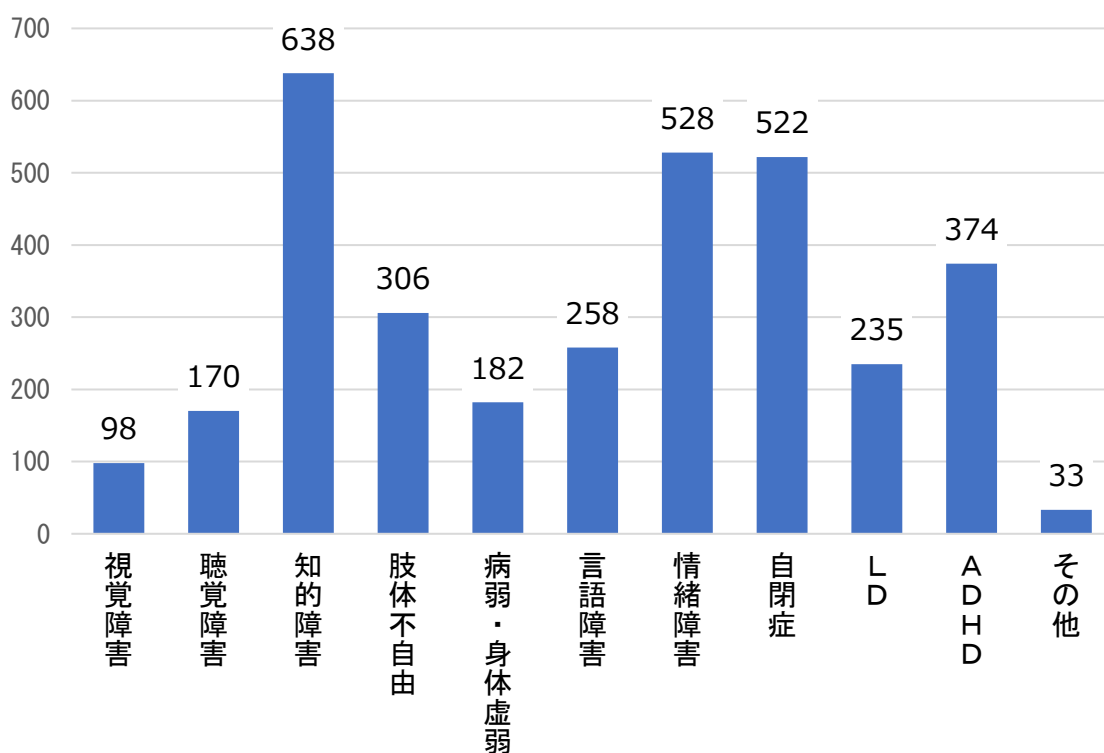


図２－３ 令和２年度に各自治体の教育支援委員会等が審議の対象とした障害の種類
（数字は回答した自治体数 n=748）

（４）令和２年度に各自治体の教育支援委員会等が審議の対象就学先や学びの場

Ｑ７「Ｑ５の子ども（令和２年度に教育支援委員会等の対象となった子ども）の就学先について該当するもの全てにチェックしてください」（複数回答可）に対する回答結果を、回答総数 748 に対する割合として整理したものを図 2－4 に示した。これは、審議対象となる就学先や学びの場に該当する子どもが 1 人でもいれば回答するよう求めた結果であり、それぞれの就学先や学びの場の子ども的人数ではなく、回答した自治体の数を示したものである。

「特別支援学級」がもっとも多く 644 で、これは回答のあった自治体の 86.1% であった。続いて、同様に「特別支援学校」が 485 で、64.8%、「通常の学級のみ」が 458 で 61.2%、「通級による指導」が 399 で、53.3% であった。

「その他」には、多かった順に「通常の学級で特別支援教育支援員の支援」、「国立校や私立校」、「就学猶予」であった。

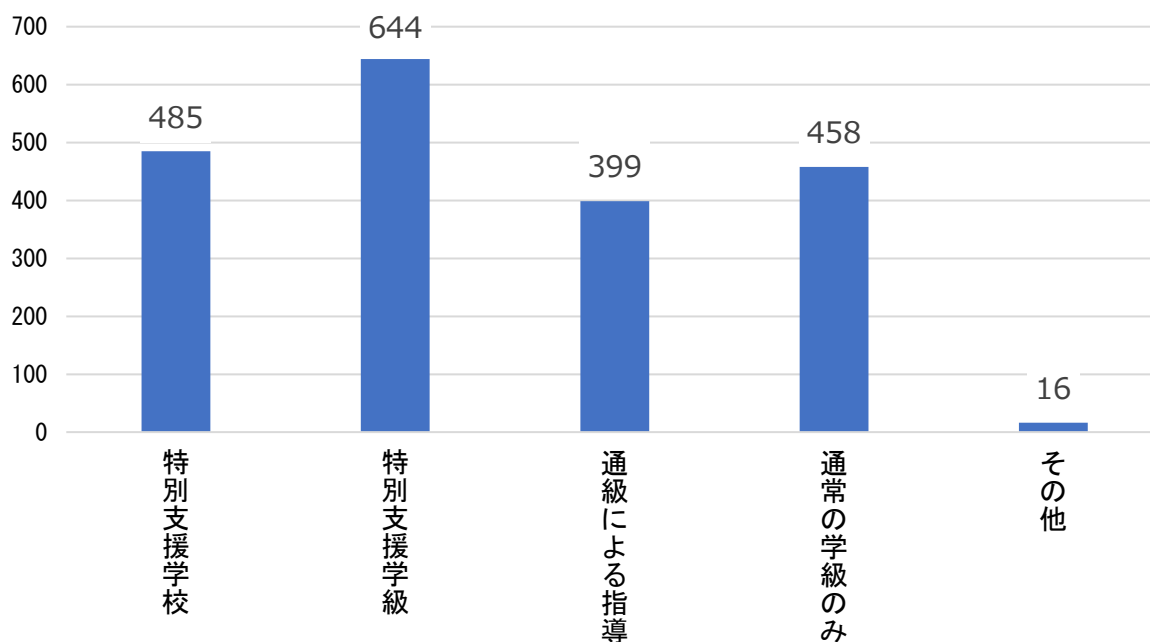


図 2－4 令和２年度に各自治体の教育支援委員会等が審議の対象就学先や学びの場
（数字は回答した自治体数 n=748）

（久保山茂樹）

3. 乳幼児期からの支援体制（調査項目Ⅱ）

調査項目Ⅱは、自治体における乳幼児期からの支援体制に関する質問項目から構成される。各自治体での支援状況を包括的に捉えることを目的として、教育委員会の所掌業務には該当しない可能性のある質問項目も含めている。そのため、以下の補足事項を記載した上で回答を求めた。「調査項目Ⅱは、教育委員会が担当される業務だけではなく、他担当部署の業務も含めた自治体全体での取組を伺う設問となっております。お答えいただける範囲で御回答ください。」

（１）貴自治体では、保護者に対して、妊娠中から出産後の支援に関する情報提供を行っており、内容には障害のある子どもへの支援も含む（Ｑ８）

Ｑ８「貴自治体では、保護者に対して、妊娠中から出産後の支援に関する情報提供を行っており、内容には障害のある子どもへの支援も含む」に対する回答内訳を図３－１に示した。

回答があった740自治体のうち、障害のある子どもへの支援も含めた情報提供を行っていると回答したのが654自治体(88.4%)、行っていないと回答したのが37自治体(5.0%)、「分からない」と回答したのが49自治体(6.6%)であった。

令和元年12月より、成育基本法（「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」）が施行され、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することが自治体には求められている。本調査結果からは、9割弱の自治体で、妊娠中から障害のある子どもへの支援も含めた情報提供が実施されており、将来的に子ども及び保護者が受ける可能性のある支援の内容について、早期に把握できるよう情報提供に取り組んでいることが示された。

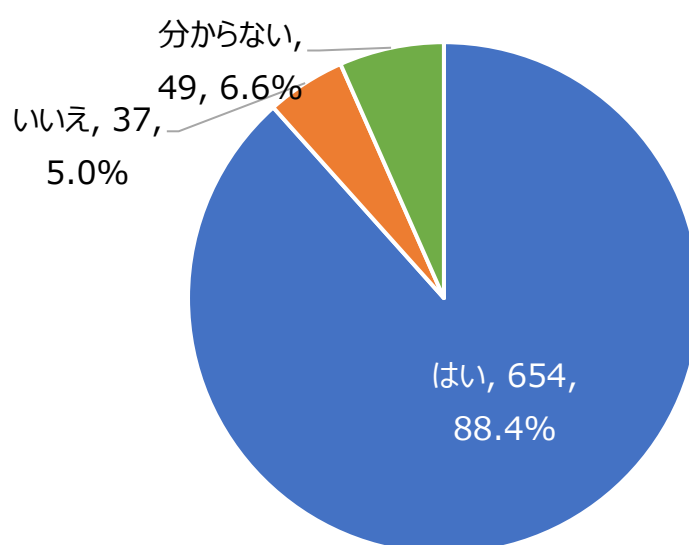


図３－１ 「保護者に対して、妊娠中から出産後の支援に関する情報提供を行っており、内容には障害のある子どもへの支援も含む」に対する回答内訳（n=740）

(2) 貴自治体では、保護者に対して、子育てに不安を感じたときの相談窓口に関する情報提供を行っている (Q9)

Q9「貴自治体では、保護者に対して、子育てに不安を感じたときの相談窓口に関する情報提供を行っている」に対する回答内訳を図3-2に示した。

回答があった744自治体のうち、相談窓口に関する情報提供を行っていると回答したのが728自治体(97.8%)、行っていないと回答したのが1自治体(0.1%)、「分からない」と回答したのが15自治体(2.0%)であった。

平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度では、子育て支援センター等の地域子育て支援拠点の拡充、乳児家庭全戸訪問事業等、子育てに関する地域での相談機能の充実を図っている。本調査では、ほぼ全ての自治体で、保護者に対して、子育てに関する相談窓口に関する情報提供を行っていることが示された。一方で、数は少ないが、情報提供の実施の有無を、教育委員会が把握していない自治体があることも示された。

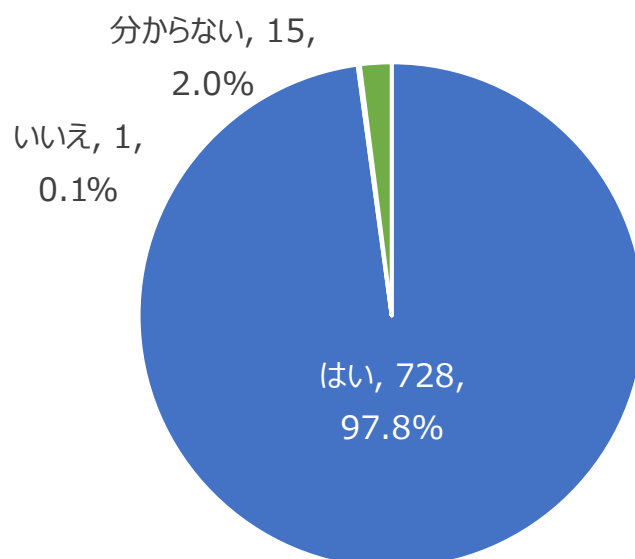


図3-2 「貴自治体では、保護者に対して、子育てに不安を感じたときの相談窓口に関する情報提供を行っている」に対する回答内訳 (n=744)

（３）貴自治体内に、子育て支援センター、子育てサロン、育児サークル等を開設しており、保護者は、必要に応じて保育士等に相談を行うことができる

Q10「貴自治体内に、子育て支援センター、子育てサロン、育児サークル等を開設しており、保護者は、必要に応じて保育士等に相談を行うことができる」に対する回答内訳を図３－３に示した。

回答があった742自治体のうち、開設していると回答したのが710自治体（95.7%）、開設していないと回答したのが16自治体（2.2%）、「分からない」と回答したのが16自治体（2.2%）であった。

Q9に関連するが、平成27年の子ども・子育て支援法の施行に伴い、各自治体では、地域における子ども及び保護者の置かれている環境等を把握し、子育て支援センター等の開設を含む、地域子ども・子育て支援事業の提供に関する「市町村子育て支援事業計画」を策定し、計画に基づいた事業整備を進めている。本調査では、ほぼ全ての自治体で、保護者からの子育てに関する相談に対応できる施設を開設していることが示された。

一方で、Q9と同様に、数は少ないが、開設の有無を、教育委員会が把握していない自治体があることも示された。

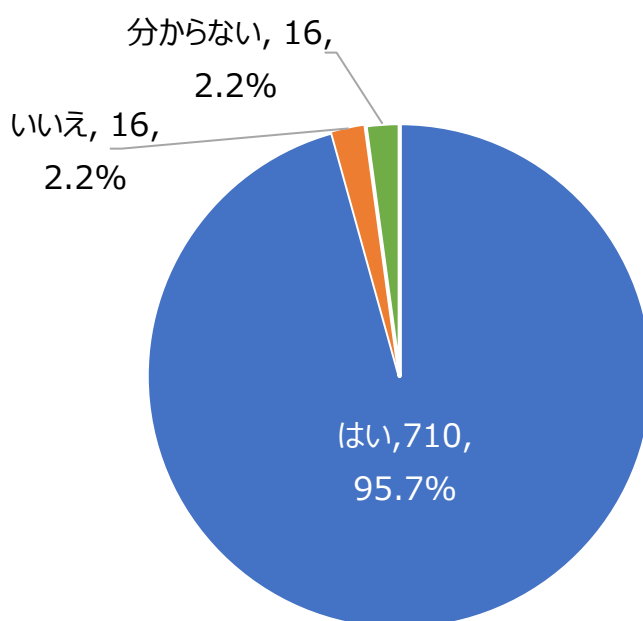


図３－３ 「貴自治体内に、子育て支援センター、子育てサロン、育児サークル等を開設しており、保護者は、必要に応じて保育士等に相談を行うことができる」に対する回答内訳（n=742）

（４）教育委員会に、子育てに関する保護者からの相談を担当する職員を配置している

Q11「教育委員会に、子育てに関する保護者からの相談を担当する職員を配置している」に対する回答内訳を図３－４に示した。

回答があった738自治体のうち、配置していると回答したのが445自治体（60.3%）、配置していないのが293自治体（39.7%）であった。

本調査では、およそ6割の自治体において、教育委員会に、子育てに関する保護者からの相談に対応する職員が配置されていることが示されたが、近年では、子育てに関する福祉部局と教育委員会を一元化し、妊娠・出産期から乳幼児期、学齢期までの一体的な支援を実施している自治体もある。そのような自治体では、保護者からの子育て相談の窓口を一元化することで、より早期から子どもと保護者の情報を把握、関係機関で共有し、就学に向けた切れ目のない支援を、より効率的に進めることができるのではないかと考える。

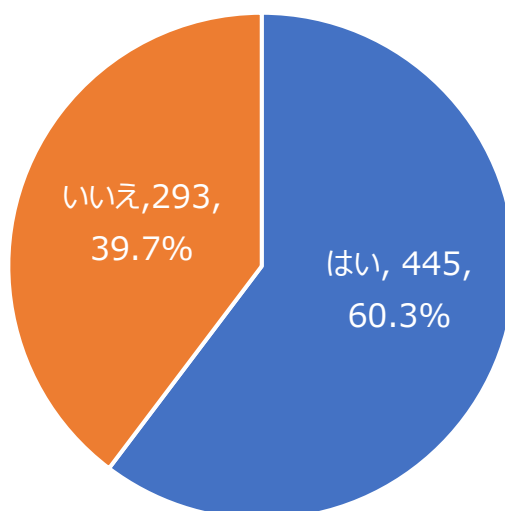


図３－４ 「教育委員会に、子育てに関する保護者からの相談を担当する職員を配置している」に対する回答内訳（n=738）

（５）乳幼児健診等のフォローアップ教室について

① 乳幼児健診等で発達に遅れの見られた子どもを対象に、貴自治体でフォローアップ教室等を実施している（Ｑ１２(１)）。

Ｑ１２(１)「乳幼児健診等で発達に遅れの見られた子どもを対象に、貴自治体でフォローアップ教室等を実施している」に対する回答内訳を図３－５に示した。

回答があった 738 自治体のうち、実施していると回答したのが 474 自治体（64.2%）、実施していないと回答したのが 170 自治体（23.0%）、「分からない」と回答したのが 94 自治体（12.7%）であった。

乳幼児健診において、発達に所見が見られた子どもに対して、親子教室等のフォローアップ事業を行うことは、子どもの発達を促すことのみならず、保護者の不安の軽減等、子育て支援の場としての機能を有しており（長尾・三好・吉野・山口・松尾・岸畑・中村・近藤，2011）、子ども及び保護者に対して、就学に向けて切れ目のない支援を提供していく上で重要な役割をもつ。

本調査では、6 割強の自治体で、健診後のフォローアップ教室等が実施されていることが示されたが、1 割強の自治体では、教育委員会が、フォローアップ教室等の実施状況を把握しておらず、当該自治体では、子どもと保護者に関する情報が、母子保健を管轄する部局と、教育委員会の間で早期に共有できていないと考えられる。

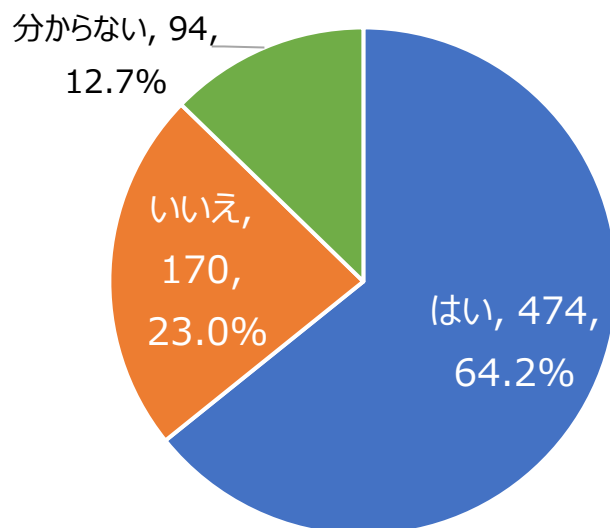


図３－５ 「乳幼児健診等で発達に遅れの見られた子どもを対象に、貴自治体でフォローアップ教室等を実施している」に対する回答内訳（n=738）

②フォローアップ教室等で対象とする子どもの年齢について、該当する項目の全てにチェックしてください（Q12(2)）。

Q12(1)で、フォローアップ教室等を実施していると回答した474自治体に対する、「フォローアップ教室等で対象とする子どもの年齢について、該当する項目の全てにチェックしてください」への回答のうち、「分からない」と回答した14自治体を除いた460自治体の回答内訳（複数回答あり）を図3－6に示した。

1歳半健診（1歳6か月児健康診査）後が377自治体（82.0%）、3歳児健診（3歳児健康診査）後が336自治体（73.0%）、5歳児健診後は99自治体（21.5%）であった。その他（128自治体、27.8%）については2歳児健診後が多かった。フォローアップ教室等を実施している自治体のうち、およそ8割の自治体で1歳半健診後に実施しており、発達に所見のある子どもとその保護者への支援に早期から取り組んでいることが示された。

一方で、5歳児健診後については、およそ2割と少ない結果が示された。次のQ13で5歳児健診を実施していると回答した330自治体のうち、Q12(2)で5歳児健診後にフォローアップ教室を実施していると回答したのは92自治体（27.9%）であり、5歳児健診のフォローアップ教室の実施は全体として少ないことが示された。この点については、3歳児健診以後の児童発達支援事業の状況や、保育所、認定こども園、幼稚園等の就学前保育施設での支援と関連させて検討する必要がある。

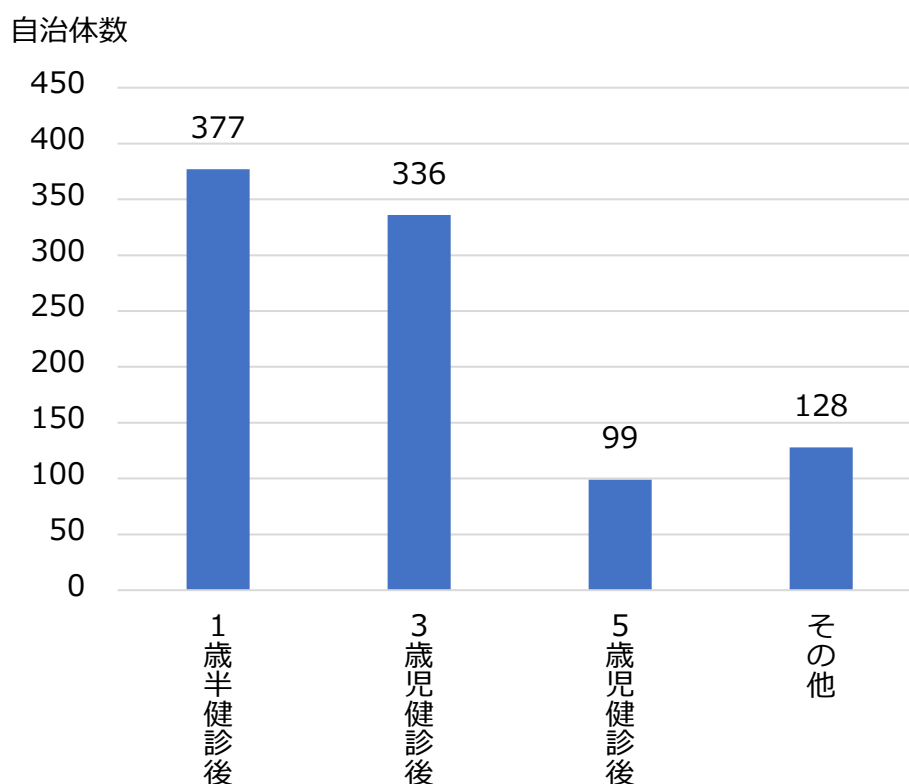


図3－6 「フォローアップ教室等で対象とする子どもの年齢について、該当する項目の全てにチェックしてください」に対する回答割合（n=460）

③フォローアップ教室等の頻度について該当する項目にチェックしてください（Q12(3)）

Q12(1)で、フォローアップ教室等を実施していると回答した474自治体に対する、「フォローアップ教室等の頻度について該当する項目にチェックしてください」への回答のうち、「分からない」と回答した47自治体を除いた427自治体の回答内訳（複数回答あり）を図3-7に示した。

最も多かったのが「1か月に1回」（185自治体、41.5%）、続いて「2週間に1回または月に2回」（83自治体、18.6%）、「特に定めていないまたは個別対応」（82自治体、18.4%）であった。

自治体によって差はあるが、6割程度の自治体では、月に1回から2回実施していることが示された。フォローアップ教室等の回数については一般的な指針はないが、具体的な実施内容や、フォローアップ期間終了後の、療育機関や就学前保育施設への情報の引き継ぎの状況も含めて検討する必要がある。

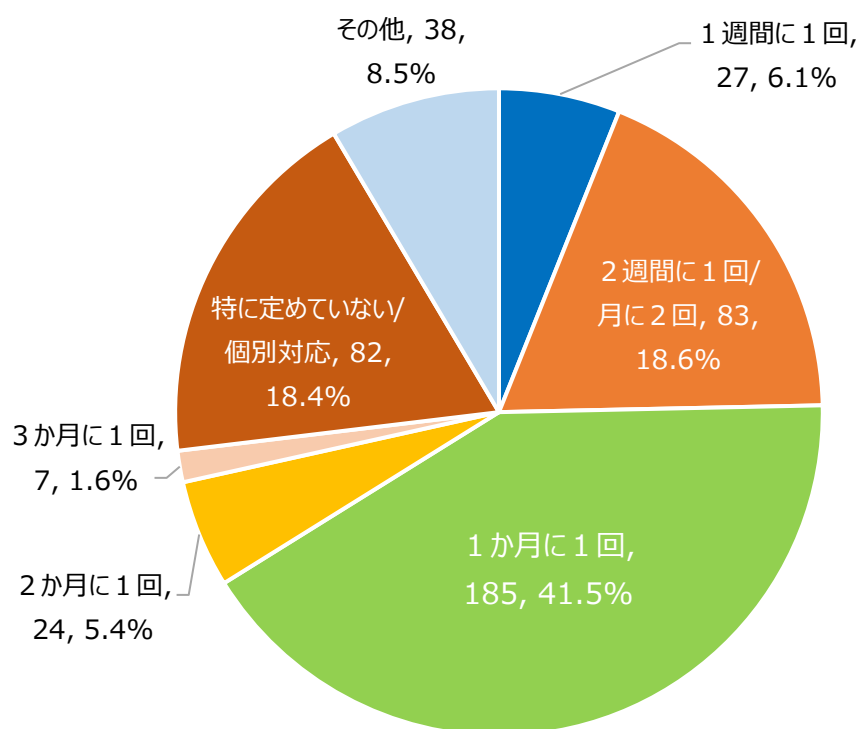


図3-7 「フォローアップ教室等の頻度について該当する項目にチェックしてください」に対する回答内訳（n=427）

（６）５歳児健診や５歳児発達相談等を実施している（Ｑ１３）

Ｑ１３「５歳児健診や５歳児発達相談等を実施している」に対する回答内訳を図３－８に示した。

回答があった734自治体のうち、５歳児健康診査（以下、健康診査を「健診」と略す）、５歳児発達相談等を実施していると回答したのが330自治体(45.0%)、実施していないと回答したのが353自治体(48.1%)、実施の有無について「分からない」と回答したのが51自治体(6.9%)であった。

現行の母子保健法第12条において、1歳6か月児健診、及び3歳児健診は、全ての市区町村において、悉皆での実施が定められているが、知的機能、運動機能に大きな遅れを伴わない発達障害のある子どもが、1歳6か月児健診、3歳児健診では発達上の問題を指摘されずに、保育所、幼稚園、認定こども園への就園後、集団生活の中で課題が顕在化したり、就学時健康診断で、初めて発達障害の可能性について指摘されたりすることがある。５歳児健診、５歳児発達相談は、平成17年の発達障害者支援法の施行以後、発達障害のある幼児を早期に発見、早期の適切な支援へと繋げていくために、その実施が推奨されている（総務省、2017）が、本調査では、実施している自治体は半数に満たないことが示された。

また、本調査では、５歳児健診、５歳児発達相談の実施の有無について51自治体(6.9%)が「分からない」と回答しているが、教育委員会が、健診の実施状況について把握していないことは、当該自治体における就学手続に際して、健診で把握した個々の子どもの情報が、教育委員会に引き継がれていない可能性を示唆していると考えられる。

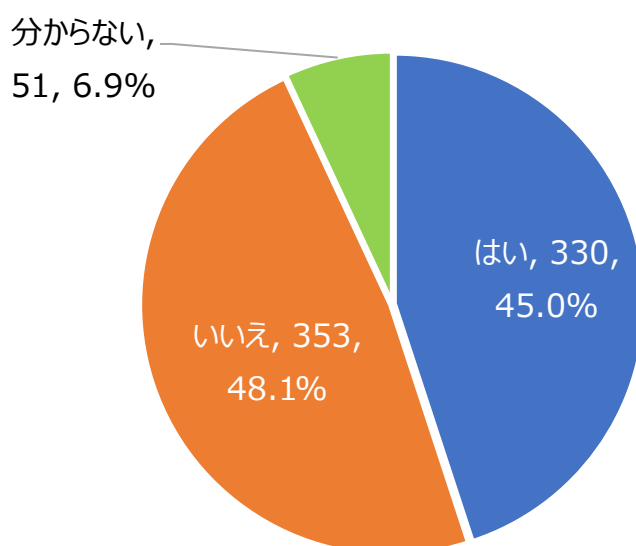


図３－８ 「５歳児健診や５歳児発達相談等を実施している」に対する回答内訳（n=734）

5歳児健診や5歳児発達相談等の担当部署について自由記述で回答を求めたところ、317自治体から回答があった。

福祉課、健康保健課、保健課、保健センター等の回答を「母子保健及び福祉関係」、学校教育課、教育総務課、学務課等の回答を「教育委員会」、複数の課の回答については「複数の課」とし、それ以外を「その他」として整理した。「母子保健及び福祉関係」の回答が233自治体(73.5%)、「教育委員会」が43自治体(13.6%)、「複数の課」が31自治体(9.8%)、「その他」の回答は10自治体(3.1%)であり、5歳児健診や5歳児発達相談は「母子保健及び福祉関係」が担当している自治体が最も多かった。「その他」は、「町民課」「住民課衛生係」「幼稚園」「認定こども園」「民生課」「住民課」等の回答であった。

(7) 貴自治体内に、自治体内に児童発達支援センター、児童発達支援事業を整備している (Q14)

Q14「貴自治体内に児童発達支援センター、児童発達支援事業を整備している」に対する回答内訳を図3-9に示した。

回答があった741自治体のうち、児童発達支援センター、児童発達支援事業を整備していると回答したのが386自治体(52.1%)、整備していないと回答したのが321自治体(43.3%)、「分からない」と回答したのが34自治体(4.6%)であった。

児童発達支援センター、児童発達支援事業は、就学前の障害のある子どもの療育や家庭支援を担う重要な事業であるが、人口の多い自治体においては、事業所間の競争が生じている一方で、人口の少ない町村の4割では、事業所が一箇所も設置されていないことが先行調査により示されている(みずほ情報総研株式会社, 2020)。本調査においても、半数以上が町村からの回答であるため、先行調査に準じた結果が示されたと思われるが、自治体の人口規模により生じる就学前の療育、家庭支援に関する地域間格差への対応は、障害のある子どもの早期からの一貫した支援の充実を図る上で重要な課題であると考えられる。

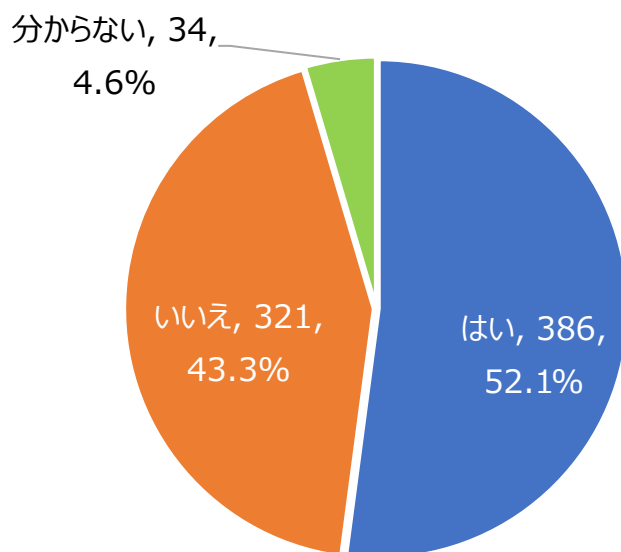


図3-9 「貴自治体内に児童発達支援センター、児童発達支援事業を整備している」に対する回答内訳 (n=741)

（８）近隣の児童相談所、発達障害者支援センターが、貴自治体内の子ども、保護者を支援する専門機関として機能している（Ｑ15）

Ｑ15「近隣の児童相談所、発達障害者支援センターが、貴自治体内の子ども、保護者を支援する専門機関として機能している」に対する回答内訳を図３-10 に示した。

回答があった 740 自治体のうち、機能していると回答したのが 586 自治体(79.2%)、機能していないと回答したのが 70 自治体 (9.5%)、「分からない」と回答したのが 84 自治体 (11.4%) であった。

障害のある子供の教育支援の手引（文部科学省，2022）では、教育相談・就学先決定のプロセスにおいて、市町村教育委員会と、医療や福祉、保健関係機関との連携、ネットワークの構築が必要であることを示しているが、本調査では、約２割の自治体において、近隣の児童相談所、発達障害者支援センターが、乳幼児期の子どもと保護者を支援する相談機関として十分には機能していないこと、もしくは、教育委員会が、これらの機関でどのような支援が行われているか把握していないことが示された。

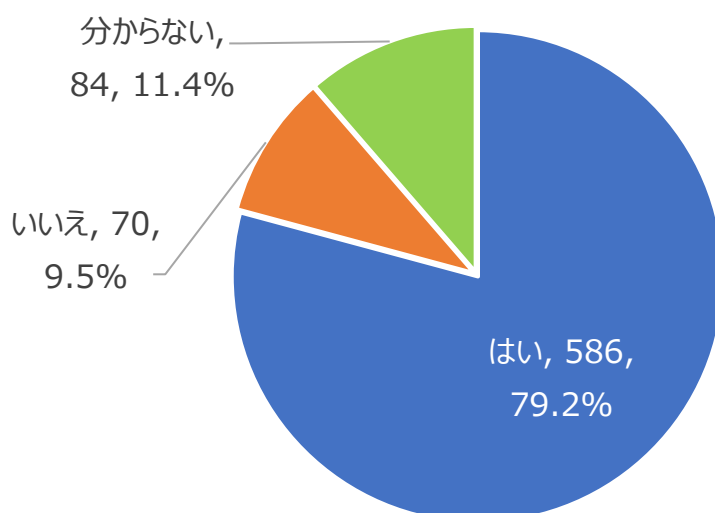


図３-10 「近隣の児童相談所、発達障害者支援センターが、貴自治体内の子ども、保護者を支援する専門機関として機能している」の回答内訳（n=740）

(9) 特別な支援を必要とする子どもや保護者に対して、保健、医療、福祉、教育、就労等の関係部局、機関が連携してチームを組んだり、『特別支援教育連携協議会』等を設置したりしている (Q16)

Q16「特別な支援を必要とする子どもや保護者に対して、保健、医療、福祉、教育、就労等の関係部局、機関が連携してチームを組んだり、『特別支援教育連携協議会』等を設置したりしている」に対する回答内訳を図3-11に示した。

回答があった739自治体のうち、設置しているのが478自治体(64.7%)、設置していないのが261自治体(35.3%)であった。

Q15にも関連するが、障害のある子供の教育支援の手引(文部科学省, 2022)では、障害のある子どもやその保護者への相談・支援にかかわる医療、保健、福祉、教育、就労等、関係部局・機関間の連携協力を円滑に進めるためのネットワークとして、「特別支援連携協議会」等の設置の必要性を示している。

本調査では、およそ3割強の自治体においては、関係部局・機関を繋ぐ公的なネットワークが構築されていないことが示唆された。

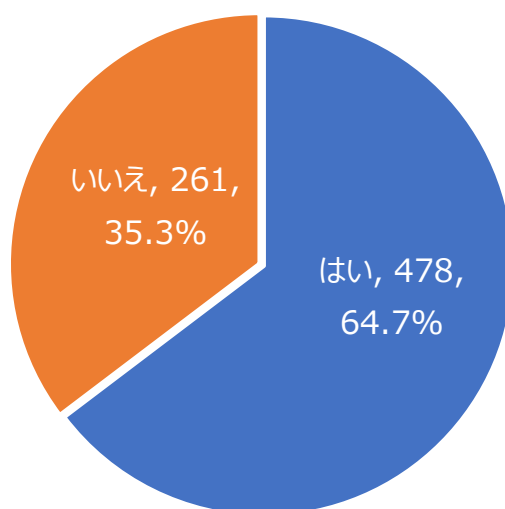


図3-11 「特別な支援を必要とする子どもや保護者に対して、保健、医療、福祉、教育、就労等の関係部局、機関が連携してチームを組んだり、『特別支援教育連携協議会』等を設置したりしている」の回答内訳 (n=739)

「特別支援連携協議会」等を設置していると回答した 478 自治体における、協議会の構成機関やメンバーの内訳を図 3-12 に示した。

構成機関やメンバーとして最も多く挙げられたのは「教育委員会」であり、452 自治体（94.6%）において構成機関、メンバーとして含まれていた。次いで「保健、福祉子育て支援等部局」が 399 自治体（83.5%）、「小学校」が 386 自治体（80.1%）であった。

就学前、卒後に関連する機関に着目してみると、保育所は 299 自治体（63.6%）、認定こども園は 204 自治体（42.8%）、幼稚園は 211 自治体（44.1%）、児童発達支援センター等福祉施設は 238 自治体（49.8%）であり、就学前保育、療育施設が協議会へ参加している自治体は半数程度に留まること、また、障害者支援施設等、就労関係施設は 136 自治体（28.5%）であり、本調査では、特別支援連携協議会等の多くは、教育委員会を中心に、学齢期を中心とした連携体制に留まっていることが窺えた。

また、構成機関・メンバーの「その他」では、スクールソーシャルワーカー、児童相談所職員、大学教員等の学識経験者、児童委員、保護者等が挙げられた。

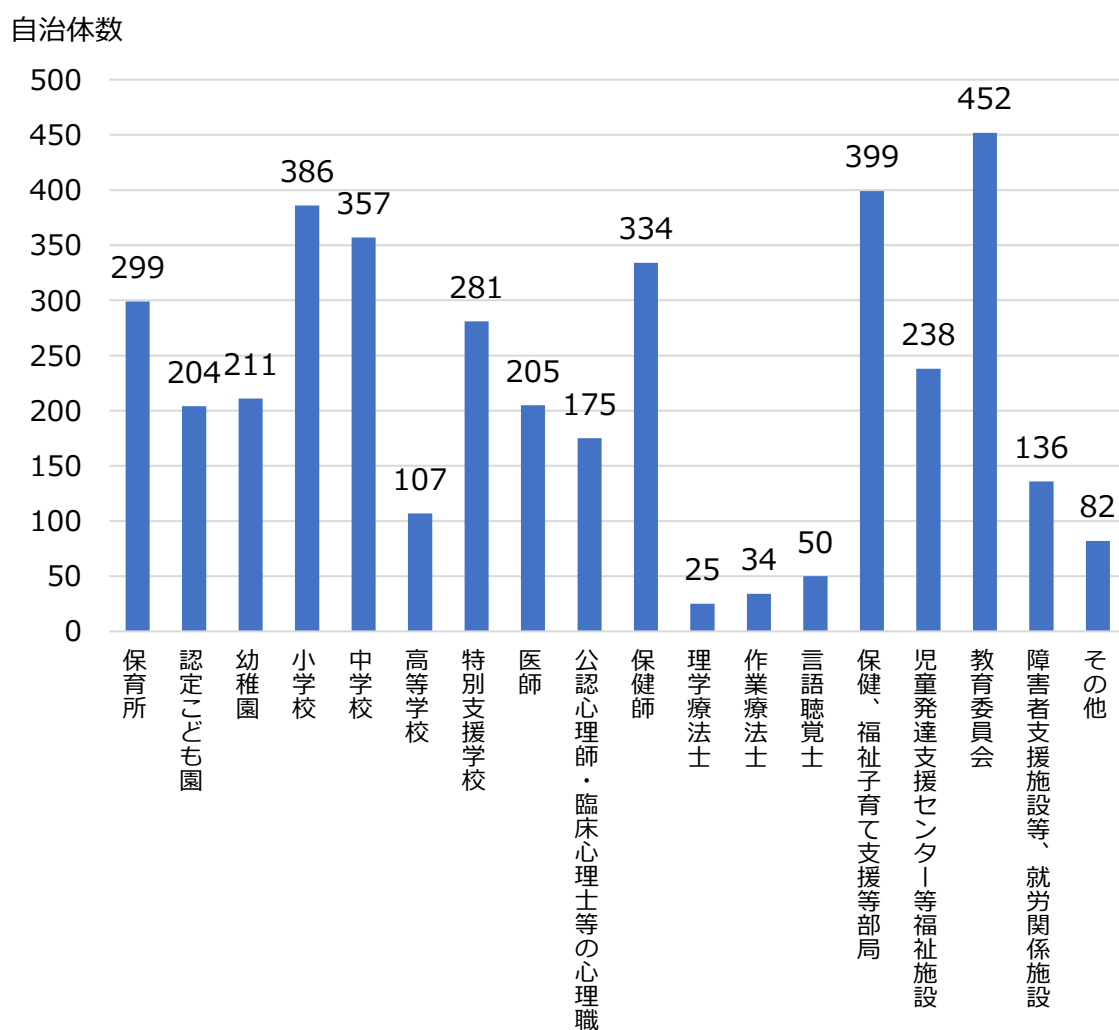


図 3-12 「特別支援教育連携協議会」等の構成機関・メンバーの内訳（n=478）

(10) 貴自治体では、地域や家族全体で子どもの成長を見守る意識を持つための講座等、啓発活動を行っている（Q17）

Q17「貴自治体では、地域や家族全体で子どもの成長を見守る意識を持つための講座等、啓発活動を行っている」に対する回答内訳を図3-13に示した。

回答があった740自治体のうち、行っていると回答したのが449自治体(60.7%)、行っていないと回答したのが156自治体(21.1%)、「分からない」と回答したのが135自治体(18.2%)であった。

子どもの発達や子育てに関する講座等を実施することは、地域において子どもと子育てに携わる保護者を支えるために、地域の人々の力を生かした、いわゆる「インフォーマルな支援を促進する契機となる。また、子どもと保護者が安心して地域で生活していくことを支えるために必要な理解啓発活動であると考えられる。

本調査では、約4割の自治体において、そのような活動が実施されていない、もしくは教育委員会が自治体での実施状況を把握していないことが示唆された。

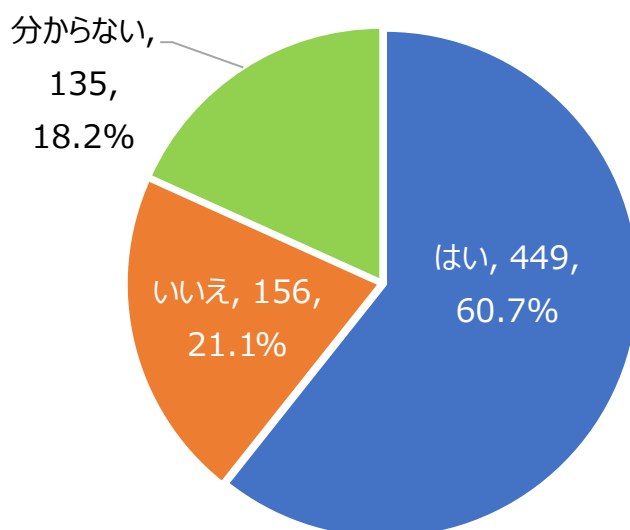


図3-13 「貴自治体では、地域や家族全体で子どもの成長を見守る意識を持つための講座等、啓発活動を行っている」の回答内訳（n=740）

(11) 特別な支援を必要とする子どもの情報が、母子保健や療育機関等から、保育所、認定こども園、幼稚園に伝わる仕組みがあり、保育において情報を活用することができる（Q18）

Q18「特別な支援を必要とする子どもの情報が、母子保健や療育機関等から、保育所、認定こども園、幼稚園に伝わる仕組みがあり、保育において情報を活用することができる」に対する回答内訳を図3-14に示した。

回答があった739自治体のうち、仕組みがあると回答したのが510自治体(69.0%)、仕組みがないと回答したのが93自治体(12.6%)、「分からない」と回答したのが136自治体(18.4%)であった。

保育所、認定こども園、幼稚園等、就学前保育施設では、障害のある子どもに対して、個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成し、個々の子どもに応じた指導、支援の充実に努めることが求められている（厚生労働省，2018；内閣府・文部科学省・厚生労働省，2018；文部科学省，2018a）。そのためには、自治体の母子保健部局での子育て支援の状況、乳幼児健診での状況、児童発達支援センター等での療育の状況等、入園に至るまでの子どもと家族の情報が、保護者の同意のもとで、就学前保育施設に伝達されることが重要であるが、およそ3割の自治体では、入園前の情報が就学前施設に伝達される仕組みがない、もしくは教育委員会がそのような仕組みについて把握していないことが示唆された。

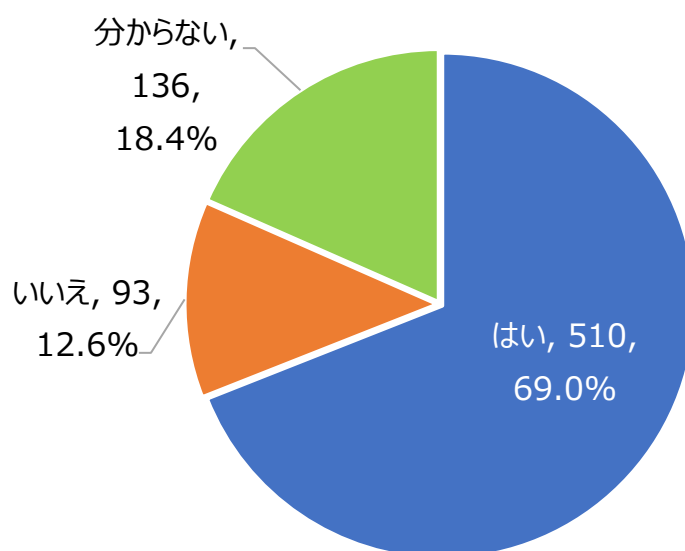


図3-14「特別な支援を必要とする子どもの情報が、母子保健や療育機関等から、保育所、認定こども園、幼稚園に伝わる仕組みがあり、保育において情報を活用することができる」の回答内訳（n=739）

また、Q18で「仕組みがある」と回答した自治体の、具体的な取り組みに関する自由記述内容をカテゴリー分類した結果を、図3-15に示した。以下、カテゴリーごとの自治体数と、自由記述内容を抜粋して説明する。

「巡回相談を実施している」カテゴリーに該当する自治体は、162自治体（31.8%）であった。具体的な回答としては、「保健師が保育所や幼稚園に定期的に訪問し集団での活動に配慮が必要な子とのかかわりについて連携している」、「保育所等巡回相談（町健康福祉課保健師、同子育て支援担当、町教育委員会相談員、同就学担当による訪問相談）」、「保健センター（母子保健担当）事業で、認定こども園への臨床心理士や言語聴覚士の巡回相談を行っている」、「保育所等訪問支援事業を実施している事業所の専門スタッフが申請に基づき、保育所等に訪問し支援への助言を行うなど実施している」、「児童発達支援センターが実施している、心理士による巡回保育所発達相談に保健師が同行し保育所と情報共有し、心理士より困り感に対する対応を助言頂く機会がある」等であった。

「必要に応じて担当部局から情報提供を行っている」自治体は、159自治体（31.2%）であった。記述内容の具体例として、「保護者に同意を得て、子どもの状況を情報共有している」、「健診結果が園担当の保健師から園へ伝えられている」、「母子保健担当から園に情報提供する（保護者の承諾を得る）」、「市立幼稚園では、入園募集前に地域担当保健師が、入園児の成育歴や特性・保護者の考えや家庭環境について、情報提供がある」、「保護者から申請があれば、関係機関へ情報提供書を作成し、提出している」などが挙げられた。

「情報共有のための会議等がある」自治体は、147自治体（28.8%）であった。記述内容の具体例として、「保健師や、幼稚園、教育委員会、保育園、子育て支援系の担当者が集ま

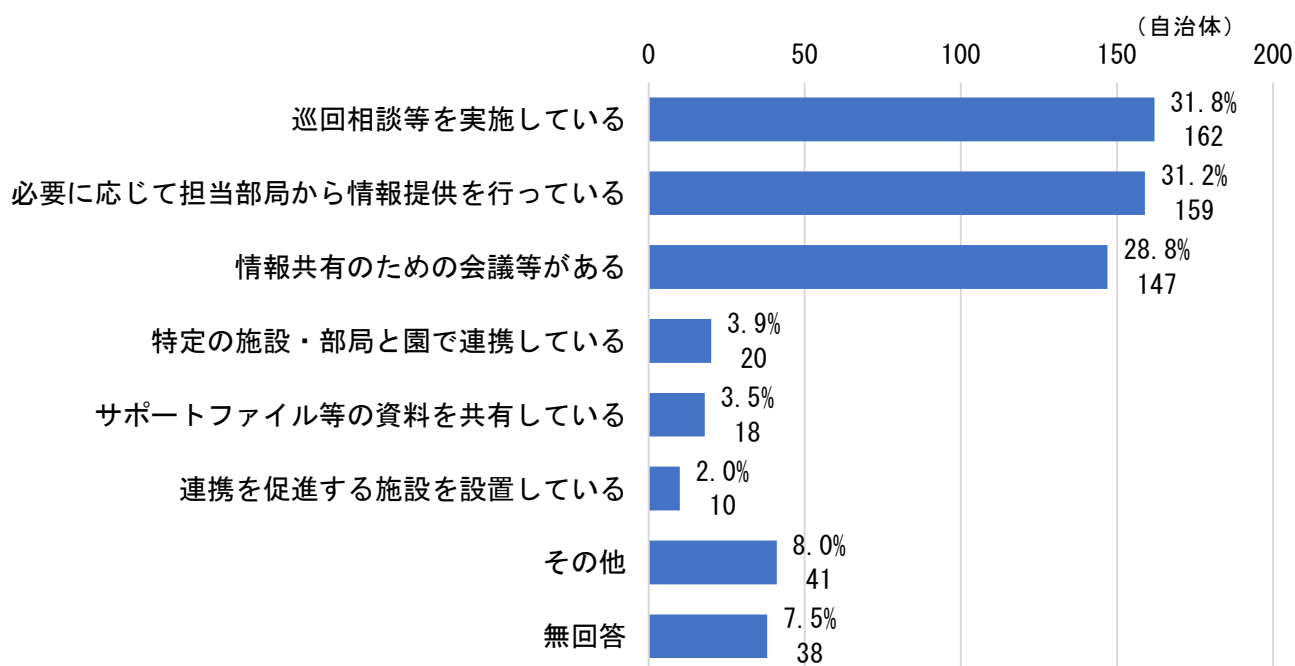


図3-15 Q18で「仕組みがある」と回答した自治体における、具体的な取り組み内容

る連絡会を、年に数回開き、情報を共有している」、「保育所を所管している部署主催で入園前に気になりなお子さんについての情報共有をする会を設けている」、「月 1 回程度、保育課、子育て支援センター、児童発達支援事業所、教育委員会等で情報を共有する機会を設けている」、「幼稚園と子育て支援室との情報交換の場が設定されている」、「就学前の幼児が療育等の福祉サービスを申請した際、幼児に関わる関係機関が集まり、情報共有と今後の計画について検討する機会を設けている」などが挙げられた。

「特定の施設・部局と園で連携している」自治体は、20 自治体（3.9%）であった。記述内容の具体例として、「気になる児童がいた場合、園と保健センターで互いに情報共有し合い、場合によっては関係機関へつなげることもある」、「健康課の子育て相談窓口との連携」、「町保健福祉課との連携」、「子育て支援課とこども園が健診結果を共有」、「保育所内に療育教室が併設（週 1 回程度）」などが挙げられた。

「サポートファイル等の資料を共有している」自治体は、18 自治体（3.5%）であった。記述内容の具体例として、「就学支援シートの活用」、「教育委員会において作成する『支援ノート』」、「相談ファイル「〇〇（町名）ファイル」を活用し、関係者が情報共有しながら一貫した支援を行うようにしている」、「療育機関から園所へ入園所される際に口頭と紙面（個別の支援計画等）での引継ぎを行っている」、「関係機関が記録を共有するための成長ダイアリーを活用」などが挙げられた。

「連携を促進する施設を設置している」自治体は、10 自治体（2.0%）であった。記述内容の具体例として、「子育て世代包括支援センターでは、保育所、幼稚園と情報共有を図るために連絡票を作成し、連絡票が届いたら、その都度検討し、必要な関係機関につなぐ体制を整えている」、「〇〇市発達相談支援センターを中心に、保健・福祉が連携し、就学前療育システムを構築している」、「子育て世代包括支援センターが設置されている」、「子育て支援相談室が情報ステーションとなっている」、「早期療育センターの設置」などが挙げられた。

「その他」の取り組みを挙げた自治体は、41 自治体（8.0%）であった。記述内容の具体例として、「3 歳児健診から保育士も参加している。フォローアップ教室に保育士も参加している」、「園と療育施設が同じ建物内にあり、互いに情報共有できる」、「関連部局が同じ支援センターに所属し日常的に連絡・連携している」、「発達検査を受ける際、保護者の同意のもと、園のスタッフが同席できるようにしている」、「5 歳児発達相談を幼稚園と連携して行っている」などが挙げられた。

(12) 特別な支援を必要とする子どもの情報が、母子保健や療育機関等から教育委員会に伝わる仕組みがあり、子どもや保護者の支援において情報を活用することができる (Q19)

Q19「特別な支援を必要とする子どもの情報が、母子保健や療育機関等から教育委員会に伝わる仕組みがあり、子どもや保護者の支援において情報を活用することができる」に対する回答内訳を図3-16に示した。

回答があった735自治体のうち、仕組みがあると回答したのが553自治体(75.2%)、仕組みがないと回答したのが182自治体(24.8%)であった。

障害のある子供の教育支援の手引(文部科学省, 2022)では、就学相談の充実に向けて、特別な支援が必要な子どもを把握するために、市町村教育委員会と、医療・福祉・保健等、早期からの支援を実施している機関が連携を図ることが重要であるとしているが、本調査では2割強の自治体において、教育委員会と、早期からの支援を実施している機関との間で、特別な支援を要する子どもの情報共有が十分に行われていないと考えられる。

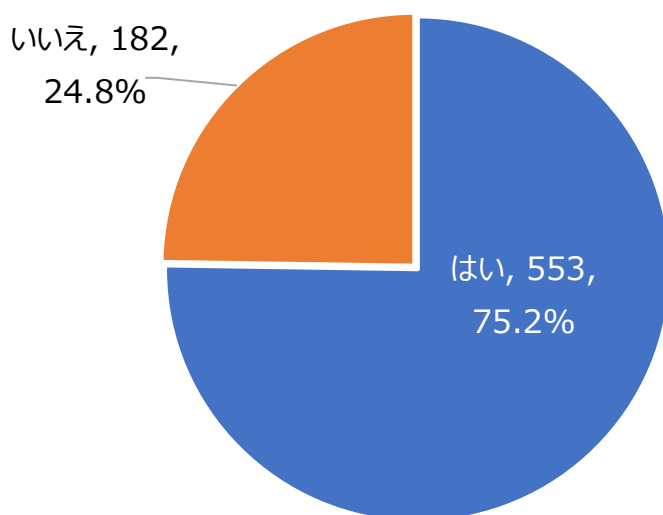


図3-16 「特別な支援を必要とする子どもの情報が、母子保健や療育機関等から教育委員会に伝わる仕組みがあり、子どもや保護者の支援において情報を活用することができる」に対する回答内訳 (n=735)

また、「はい」と答えた場合、具体的にどのような仕組みを設けられているかを記入してください」という設問に対して、520件の回答があった。回答を内容別に整理したものが図3-17である。

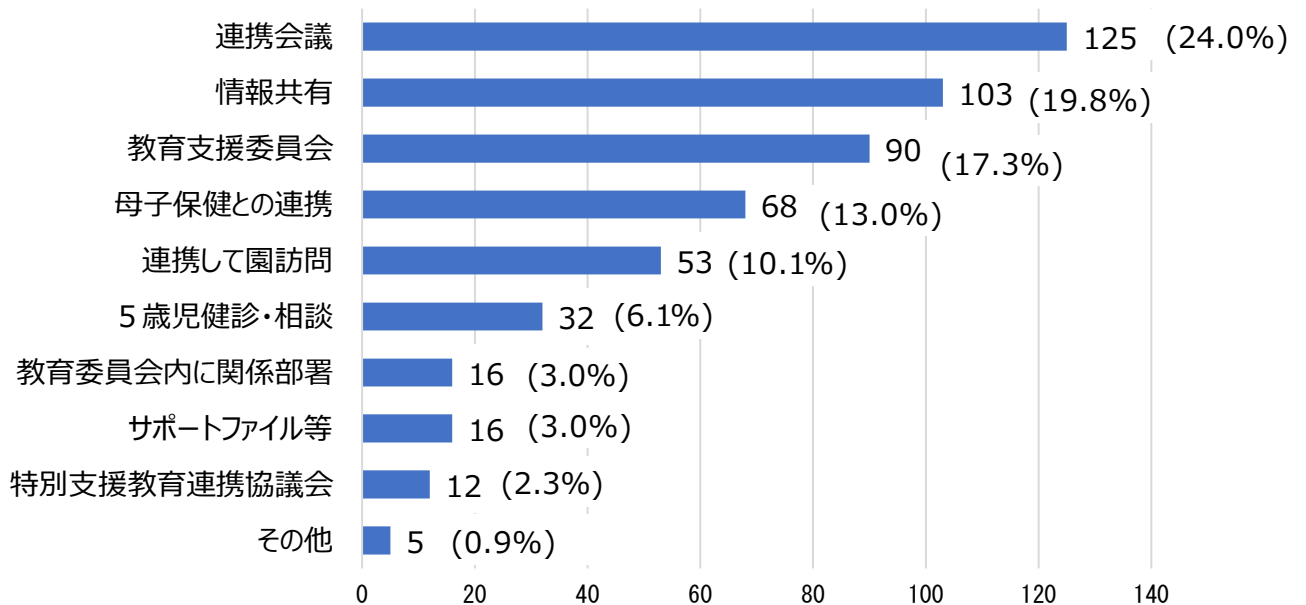


図3-17 「特別な支援を必要とする子どもの情報が、母子保健や療育機関等から 教育委員会に伝わる仕組み」の自由記述の内容 (n=520)

最も多かったのが「連携会議」の125件であった。これは、単に「連携会議」と記されたもの、「福祉・教育連携会議」等の自治体独自の名称の会議、特定の名称が示されずに「必要に応じて関係各係を集めケース会議を実施する」などの回答を含んでいる。

次に多かったのが「情報共有」の103件であった。これは、会議を設定せずに「担当部署間において情報共有を図っている」「保護者に同意を得て、子どもの状況を情報共有している」等、随時、情報共有を実施しているという回答である。「小さな町なので、仕組みというよりは、新しい情報があれば、その都度、情報共有をしている(保育園と健康福祉課や教育委員会)(人口8,080人)」「小さい自治体であり、職員同士の連携が取れている(人口4,680人)」等、小規模自治体ならではの回答も見られた。

以下、「教育支援委員会」の90件、「母子保健との連携」の68件、「連携して園訪問」の53件の順であった。「教委内に関係部署」の16件とは、教育委員会事務局内に母子保健や療育担当部署が含まれているものである。具体的な回答としては、「発達支援室の職員は教育センターと兼務となっている」「教育部内に療育セクションがあり、保護者の承諾を得て情報を共有している」「教育委員会に母子保健係が含まれているため、学校との情報共有もしやすい体制になっている」等であった。

(13) 教育委員会が、保育所や私立幼稚園、私立認定こども園等に在籍している子どもや保護者の支援を行っている（Q20）

Q20「教育委員会が、保育所や私立幼稚園、私立認定こども園等に在籍している子どもや保護者の支援を行っている」に対する回答内訳を図3-18に示した。

回答があった740自治体のうち、行っていると回答したのが363自治体(49.1%)、行っていないと回答したのが377自治体(50.9%)であった。

保育所に対する支援は、保育所を管轄する福祉関連部局が担当していること、また、幼稚園、認定こども園については公立園がない自治体も多く、就学に向けて切れ目のない支援を行っていく上で、これらの就学前施設に市町村教育委員会が関与することの重要性が以前より指摘されている（国立特別支援教育総合研究所，2015）。しかしながら、本調査では、およそ半数の教育委員会では、保育所や私立幼稚園、私立認定こども園に在籍している子どもや保護者の支援に関与していないことが明らかになった。

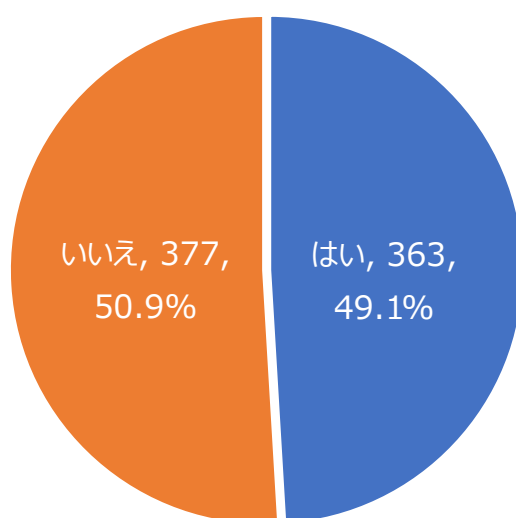


図3-18 「教育委員会が、保育所や私立幼稚園、私立認定こども園等に在籍している子どもや保護者の支援を行っている」に対する回答内訳（全体）（n=740）

（14）就学に関する引き継ぎ以外にも、保育所、認定こども園、幼稚園と小学校が、支援の必要な子どもに関する情報を共有する機会がある（Q21）

Q21「就学に関する引き継ぎ以外にも、保育所、認定こども園、幼稚園と小学校が、支援の必要な子どもに関する情報を共有する機会がある」に対する回答内訳を図3-19に示した。

回答があった741自治体のうち、情報を共有する機会があると回答したのが545自治体（73.5%）、情報を共有する機会がないと回答したのが196自治体（26.5%）であった。

特別な支援を要する子どもへの、地域での乳幼児期から学歴期への切れ目ない支援を実現するためには、就学に関する引き継ぎ以外にも、地域の小学校と就学前保育施設が連携し、できる限り早期から子どもの情報を共有できる仕組みを設けることが重要である。また、子どもの就学後も、小学校と就学前保育施設が、卒園児の情報を共有する機会を設けることは、就学前保育施設における支援の質の向上にも必要な取組であると考ええる。

本調査では、2割強の自治体では、就学に関する引き継ぎ以外に、就学前保育施設と小学校が、子どもの情報を共有する機会を設けていないことから、切れ目ない支援に向けての就学前また就学後の子どもの情報共有が十分には行われていないと考えられる。

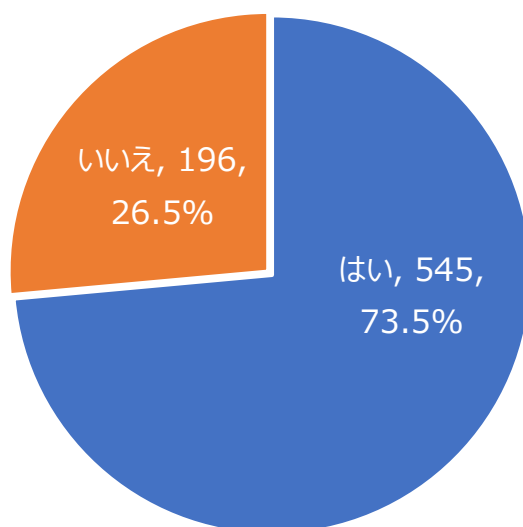


図3-19 「就学に関する引き継ぎ以外にも、保育所、認定こども園、幼稚園と小学校が、支援の必要な子どもに関する情報を共有する機会がある」に対する回答内訳（n=741）

また、「「はい」と答えた場合、具体的にどのような仕組みを設けられているかを記入してください」という設問に対して511件の回答があった。回答を内容別に整理したものが図3-20である。

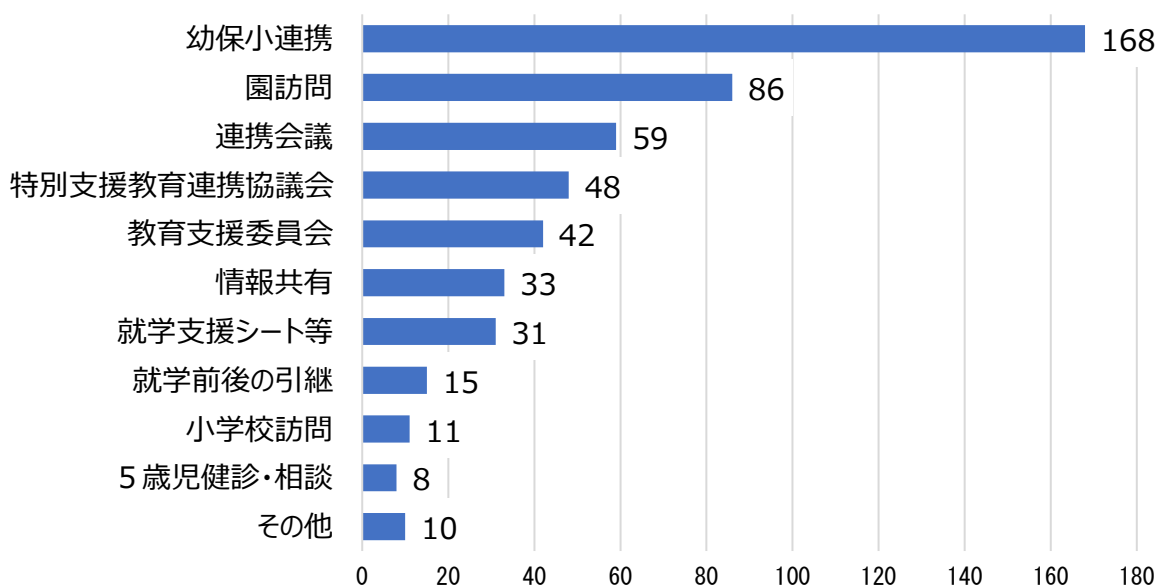


図3-20 「就学に関する引き継ぎ以外にも、保育所、認定こども園、幼稚園と小学校が、支援の必要な子どもに関する情報を共有する機会の具体的な仕組み」の自由記述(n=511)

最も多かったのが「幼保小連携」の168件であった。保育所、認定こども園、幼稚園と小学校との連携の一環として支援の必要な子どもに関する情報交換を行うという回答である。「幼保小連絡会」「幼保小連携協議会」「幼小中合同会議」などの名称が記された回答があった。

次に多かったのが「園訪問」の86件であった。小学校の教員や教育委員会の指導主事が保育所、認定こども園、幼稚園を訪問し、子どもの様子を観察したり、保育者と情報交換したりするという回答である。「入学予定児の様子を小学校の管理職や職員が観察に行く」「夏休みに小学校教員が園に一日出張し、年長児の様子を参観及び園の教員と意見交換を行う。支援の必要な幼児については、入学までに定期的に学校と園が意見交換し、スムーズに学校生活が過ごせるように準備・計画を行う」「教育委員会担当者による保育所、幼稚園の定期的な訪問及び必要な子どもに対する学校訪問や就学前の教育相談」等の回答があった。

以下、「連携会議」の59件（「連携会議」という回答や、「年に2回、会議を行い情報交換している」等、特定の名称を持たない会議に関する回答を含む）、「特別支援教育連携協議会」の48件、「教育支援委員会」の42件の順であった。また、少数であるが、入学後の「小学校訪問」が11件回答された。「5月、6月に、支援情報の引き継ぎがあった児童生徒を見に行く」「1年生訪問」を実施。こども家庭課、教育委員会、健康推進課、通級指導教室担当教員で訪問し、入学後の様子も学校から聞きとっている」「支援が必要な児童を対象に就学後、保健所・認定こども園・幼稚園の先生と心理士と一緒に学校を巡回し、子どもの成長や発達の状況を確認する取組みがある」等の回答があった。

(15) 貴自治体では、保育所、認定こども園、幼稚園に対して、専門職による巡回相談を定期的に行っている（Q22）

Q22「貴自治体では、保育所、認定こども園、幼稚園に対して、専門職による巡回相談を定期的に行っている」に対する回答内訳を図3-21に示した。

回答があった742自治体のうち、行っていると回答したのが540自治体(72.8%)、行っていないと回答したのが154自治体(20.8%)、「分からない」と回答したのが48自治体(6.5%)であった。

就学前保育施設への専門職による巡回相談は、子どもの障害の早期発見、また個々の子どもの障害の状態に応じた支援の質を高めるために重要な取組であるが、自治体によって管轄する部局が異なっている。例えば、巡回相談を実施している自治体でも、保育所の巡回相談は福祉関係部局、幼稚園、認定こども園は教育委員会が管轄している自治体と、施設種を問わず、全ての就学前保育施設に対して教育委員会が巡回相談を行っている自治体がある。Q22では、施設種別、設置者別の巡回相談の実施については確認しておらず、行っていると回答した自治体においても、施設種、設置者により、巡回相談の取組に違いがある可能性があるが、本調査では、3割弱の自治体において、就学前保育施設に対する巡回相談が行われていない、もしくは教育委員会が自治体内での巡回相談の状況を把握していないことが明らかになった。

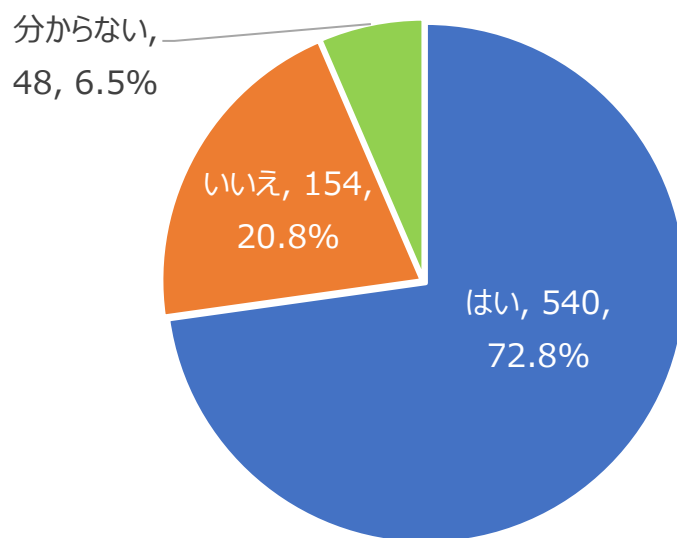


図3-21 「貴自治体では、保育所、認定こども園、幼稚園に対して、専門職による巡回相談を定期的に行っている」に対する回答内訳（全体）（n=742）

(16) 保育所、認定こども園、幼稚園に対して、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成に関する支援、情報提供を行っている（Q23）

Q23「保育所、認定こども園、幼稚園に対して、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成に関する支援、情報提供を行っている」に対する回答内訳を図3-22に示した。

回答があった743自治体のうち、情報提供を行っているのが437自治体(58.8%)、情報提供を行っていないのが224自治体(30.1%)、「分からない」と回答したのが82自治体(11.0%)であった。

Q18の回答結果と関連するが、障害のある子どもに対する個別の指導計画、個別の教育支援計画は、就学前保育施設において、その作成に努めることが指針、要領等で示されているが(厚生労働省, 2018; 内閣府・文部科学省・厚生労働省, 2018; 文部科学省, 2018a)、就学前保育施設での作成状況は、小学校等、学齢期に比して低いことが示されている(文部科学省, 2018b)。また、公立、私立によってその作成状況に差があること(文部科学省, 2018b)、本来は異なるものである個別の指導計画と個別の教育支援計画が同一のものとして扱われている場合もあること(東京家政学院大学, 2020)も示されている。

本調査では、約4割の自治体で、教育委員会が、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成に関する支援、情報提供に関与していない、もしくは自治体の状況を把握していないことが示されたが、自治体によって、市町村教育委員会に幼児教育、保育職の経験がある職員が所属していないことも多く、実際の支援には困難が生じていることも考えられる。就学前保育施設での早期からの支援の質の向上と切れ目ない支援において地域差が生じないよう、市町村教育委員会の取組を補助する都道府県教育委員会の役割についても検討する必要がある。

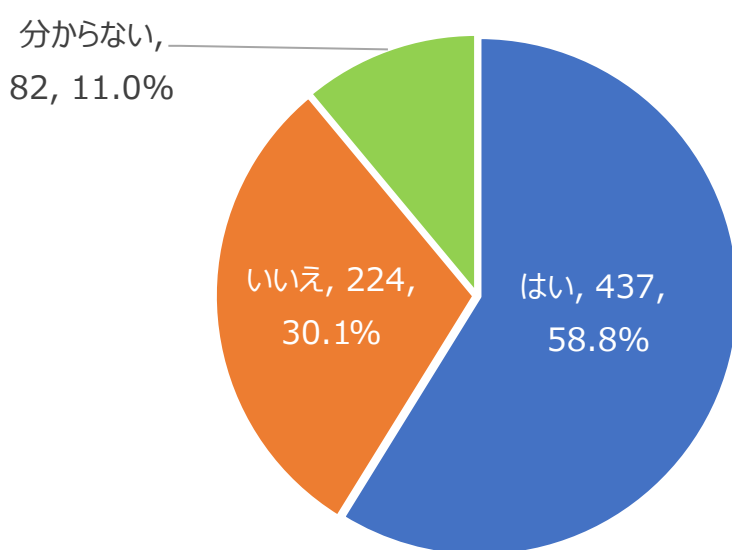


図3-22 「保育所、認定こども園、幼稚園に対して、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成に関する支援、情報提供を行っている」に対する回答内訳 (n=743)

(17) 支援を要する子どもと関わる関係機関が、情報共有のために相談支援ファイルや個別の教育支援計画等を作成し、活用している（Q24）

Q24「支援を要する子どもと関わる関係機関が、情報共有のために相談支援ファイルや個別の教育支援計画等を作成し、活用している」に対する回答内訳を図3-23に示した。

回答があった740自治体のうち、作成・活用していると回答したのが467自治体(63.1%)、作成・活用していないと回答したのが169自治体(22.8%)、「分からない」と回答したのが104自治体(14.1%)であった。

障害のある子供の教育支援の手引（文部科学省，2022）では、市町村教育委員会は、就学相談の過程において、対象の子どもに必要な支援の内容を、保護者や医療、福祉、保健等の関係機関と連携して個別の教育支援計画等として整理することを示している。本調査では、およそ4割の自治体において、子どもの関係機関との情報共有において相談支援ファイルや個別の教育支援計画を作成・活用していない、もしくは教育委員会が自治体の状況を把握していないことが示されたが、関係機関において、就学前の相談支援ファイルや個別の教育支援計画を作成していない自治体と、関係機関個々で作成してはいるが、機関間での共有ができていない自治体など、様々なケースが想定される。個々の自治体、教育委員会の状況に応じた取組への支援が必要であると思われる。

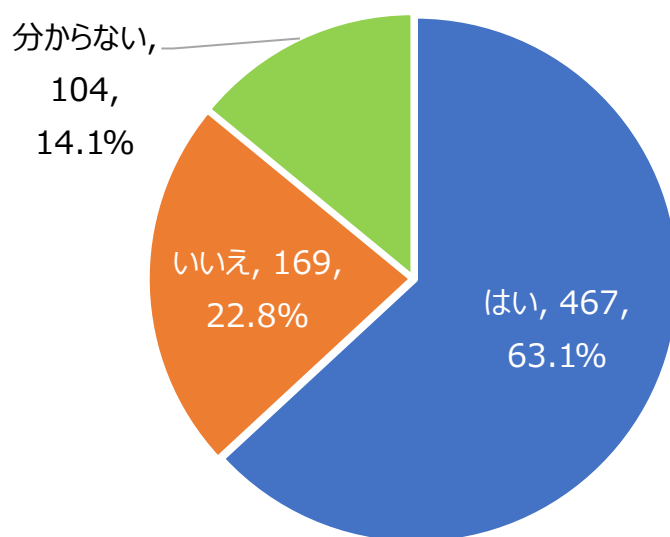


図3-23 「支援を要する子どもと関わる関係機関が、情報共有のために相談支援ファイルや個別の教育支援計画等を作成し、活用している」に対する回答内訳（n=740）

(18) 保育所、認定こども園、幼稚園に加配の保育士、保育教諭、教諭を雇用するための財政的補助を行っている（Q25）

Q25「保育所、認定こども園、幼稚園に加配の保育士、保育教諭、教諭を雇用するための財政的補助を行っている」に対する回答内訳を図3-24に示した。

回答があった738自治体のうち、財政的補助を行っているのが407自治体(55.1%)、財政的補助を行っていないのが163自治体(22.1%)、「分からない」と回答したのが168自治体(22.8%)であった。

就学前保育施設において、在籍する障害のある子どもに対する個別の支援を充実させるために、法律で定められた職員定数を超えて保育士、教諭等を雇用、配置することを「加配」といい、加配された教諭、保育士を、特に加配教諭、加配保育士と呼ぶことがある(吉川, 2021)。加配は、自治体の定める制度(障害児保育事業、私立幼稚園特別支援教育事業費補助など)に基づいて、必要な人件費の補助を受けて行う場合と、各保育施設の判断により独自に加配を行う場合がある。自治体が行う人件費の補助の場合は、施設種により市町村が管轄する場合と都道府県が管轄する場合がある。

本調査では、5割強の自治体で加配のための財政的補助が行われている一方で、2割強の自治体では、教育委員会が就学前保育施設での加配の状況について把握していないことが明らかになった。

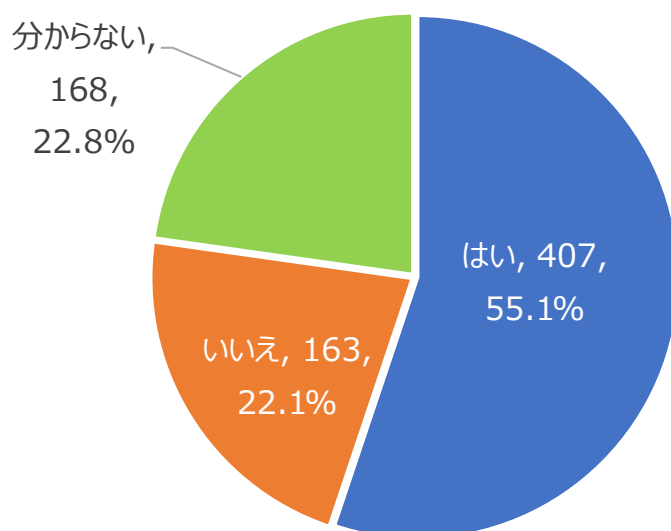


図3-24 「保育所、認定こども園、幼稚園に加配の保育士、保育教諭、教諭を雇用するための財政的補助を行っている」に対する回答内訳 (n=738)

<文 献>

- 1) 国立特別支援教育総合研究所（2015）インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を支える体制づくりに関する実際研究 ―モデル事業等における学校や地域等の実践を通じて―（平成 25 年度～平成 26 年度）研究成果報告書。
<http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/10802/20150915-173300.pdf>（2022 年 1 月 25 日閲覧）
- 2) 厚生労働省（2018）保育所保育指針解説．フレーベル館．
- 3) みずほ情報総研株式会社（2020）放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究報告書．https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r01shogai2019_04.pdf（2022 年 1 月 24 日閲覧）
- 4) 文部科学省（2018a）幼稚園教育要領解説．フレーベル館．
- 5) 文部科学省（2018b）平成 29 年度特別支援教育体制整備状況調査結果について．
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1402845.htm（2022 年 1 月 27 日閲覧）
- 6) 文部科学省（2022）障害のある子供の教育支援の手引 ～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～．ジアース教育新社．
- 7) 長尾秀夫・三好幸子・吉野あゆみ・山口美晴・松尾彩・岸畑直美・中村清司・近藤弘一（2011）1 歳 6 か月児健康診査の事後指導教室「なかよし教室」27 年目の現状と成果―保護者の子どもへの関わりと満足度から．保健師ジャーナル，67(9)，810-817．
- 8) 内閣府・文部科学省・厚生労働省（2018）幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説．フレーベル館．
- 9) 総務省（2017）発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告．
https://www.soumu.go.jp/main_content/000458761.pdf（2022 年 1 月 24 日閲覧）
- 10) 東京家政学院大学（2020）幼稚園等での個別の指導計画の実効性を高める条件に関する調査研究 ―幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を幼児理解の視点にして考える個別の指導計画の作成と運用―．令和元年度 文部科学省委託「幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究」報告書．
- 11) 吉川和幸（2021）加配．中坪史典・山下文一・松井剛太・伊藤嘉余子・立花直樹（編集）．保育・幼児教育・子ども家庭福祉辞典．ミネルヴァ書房，p. 23．

（吉川和幸・滑川典宏・澤田真弓・久保山茂樹）

4. 就学先や学びの場の決定手続き（調査項目Ⅲ）

（１）就学に関する教育支援委員会（就学先決定の検討の場）の構成メンバーについて、該当する項目全てにチェックしてください（Q26）

Q26「就学に関する教育支援委員会（就学先決定の検討の場）の構成メンバーについて、該当する項目全てにチェックしてください」に対する回答内訳を図４－１に示した。

回答があった745自治体のうち、就学に関する教育支援委員会（就学先決定の検討の場）のメンバーで最も多かったのが「医師」の645(86.2%)、続いて「特別支援学級の教員」594(79.4%)、「特別支援学校の教員」581(77.7%)であった。続いて、保健師が479(64.0%)であることから、就学先決定において母子保健のつながりの大切さが示唆された。

「その他」416(55.6%)の内訳（複数記入）として、最も多かったのが「学校長」の190、続いて「幼稚園等就学前施設長」127、「教育委員会職員（指導主事等も含む）」120、「関係行政機関職員」95、「幼稚園、保育所、認定こども園職員」74であった。

教育支援の手引き（文部科学省，2021）では、教育支援委員会等に教育学、医学、心理学等の専門家が参加して多角的、客観的に検討を行うことが必要であること、そして早期からの一貫した支援の重要性から、就学前施設、障害児通所支援施設、放課後等デイサービス、児童相談所の職員等の参加も有効であることが示されており、各分野の専門性の高い人材の具体的な内訳が明らかになった。

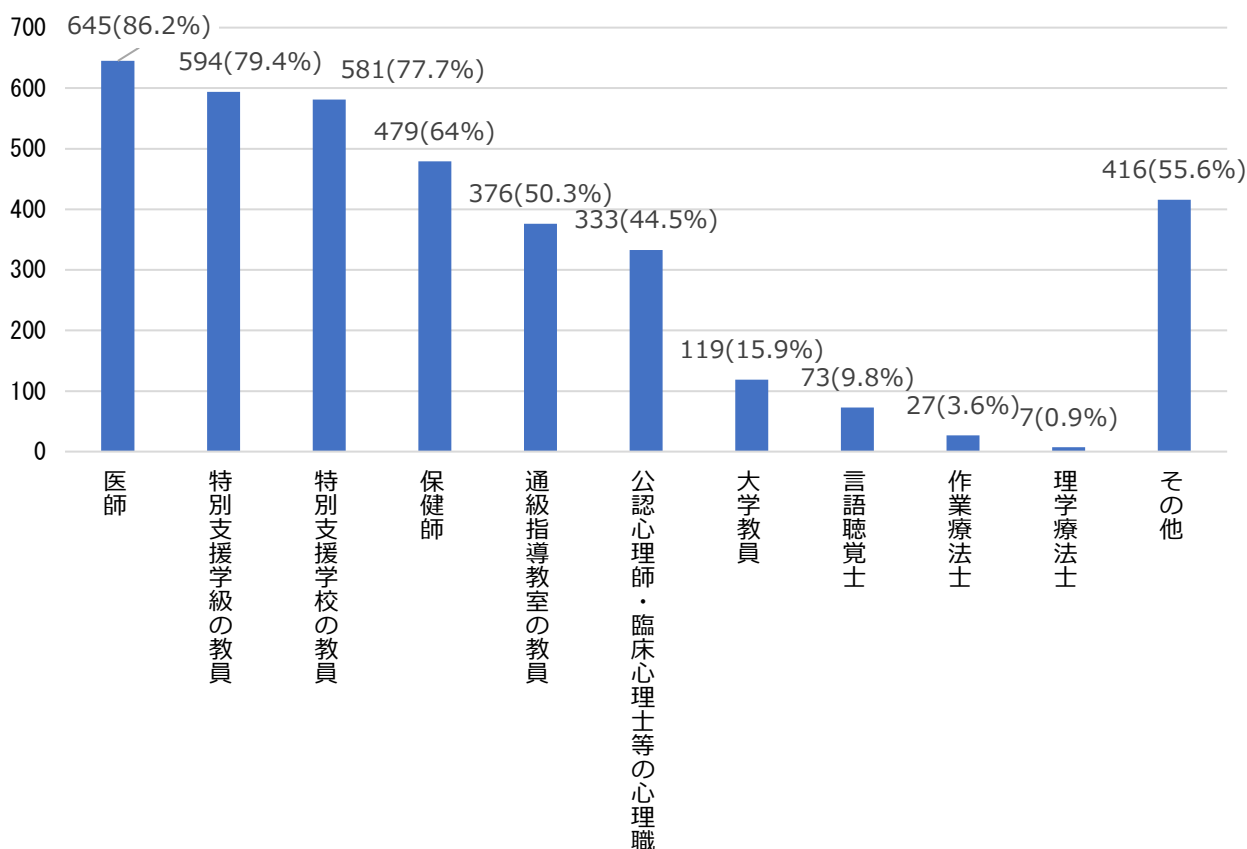


図４－１ 就学に関する教育支援委員会の構成メンバー（自治体数 n=745）

（２）令和３年度における就学先決定の手続きの日程についてご記入ください（Q27）

Q27「令和３年度における就学先決定の手続きの日程についてご記入ください」の質問４項目に対する回答内訳を図４－２から図４－５に示した。

①就学に関する教育相談の開始

回答があった 702 自治体のうち、就学に関する教育相談の開始で最も多かったのは４月で 266(37.9%)、続いて５月が 133(18.9%)、６月が 89(12.7%)であった。教育支援の手引き（文部科学省，2021）では、「市区町村教育委員会は、本人及び保護者から就学に関する意見聴取・意向確認を行うための就学相談に当たっては、それまでの間、本人及び保護者が就学先について考える時間を十分に確保しておくことが必要である」（p. 28）と示されており、各自治体は早い時期から次年度の就学先決定に向けて始動していることが示唆された。また、「通年」が 27(3.8%)あることから、早期からの就学に関する事前の教育相談や学びの場の変更、転入学のための教育相談も随時行われていると考えられる。

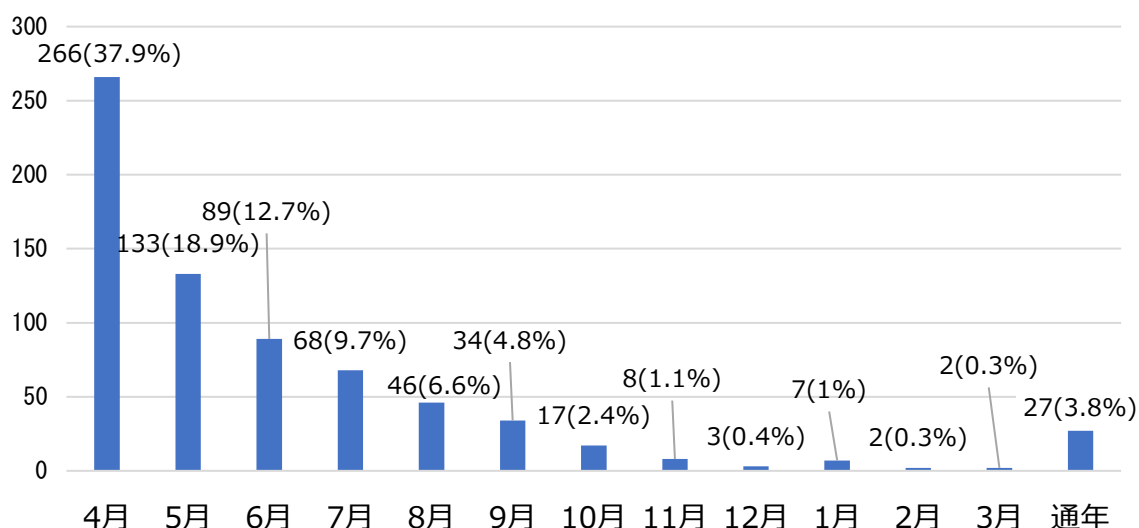


図４－２ 就学に関する教育相談の開始（自治体数 n=702）

②就学先決定に関する委員会の開始

回答があった 735 自治体のうち、就学先決定に関する委員会の開始で最も多かったのは 11 月で 132(18.0%)、続いて 6 月が 112(15.2%)、9 月が 104(14.1%)であった。「④就学先に関する本人や保護者への通知」(図 4－5)で最も多かったのは 1 月であったため、自治体の規模等に合わせて年明けに向けて実施されと考えられる。

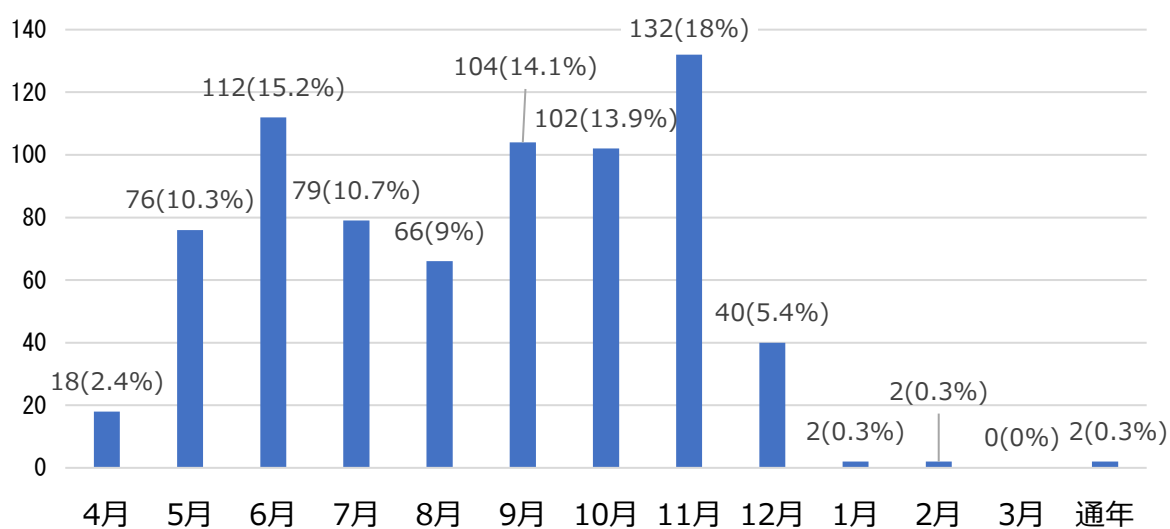


図 4－3 就学先決定に関する委員会の開始（自治体数 n=735）

③就学時健康診断の開始

回答があった 729 自治体のうち、就学時健康診断の開始で最も多かったのは 10 月で 482(66.1%)、続いて 11 月が 123(16.9%)、9 月が 98(13.4%)であり、9 月から 11 月の 3 か月間に集中して行われていた。就学時健康診断は学校保健安全法によって、毎年 11 月 30 日までに実施することが市区町村教育委員会に義務付けられている。本結果から期日までに健診を終えていることが明らかになった。

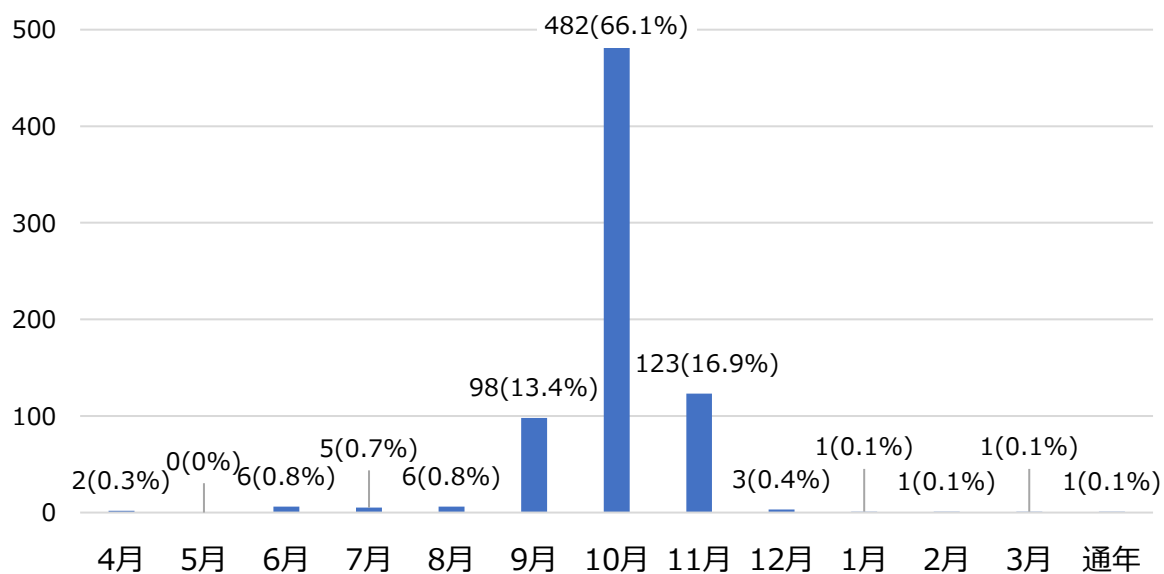


図 4－4 就学時健康診断の開始（自治体数 n=729）

④就学先に関する本人や保護者への通知

回答があった 724 自治体のうち、就学先に関する本人や保護者への通知で最も多かったのは 1 月で 260 (35.9%)、続いて 12 月が 140 (19.3%)、11 月が 111 (15.3%) であった。就学通知は学校教育法によって、小中学校への就学予定者については市区町村教育委員会から保護者に対し、特別支援学校への就学予定者については都道府県教育委員会から保護者に対し、前年度の 1 月末までに発出することとされている。本結果から、多くの自治体で期日までに通知が発出されていると考えられる。

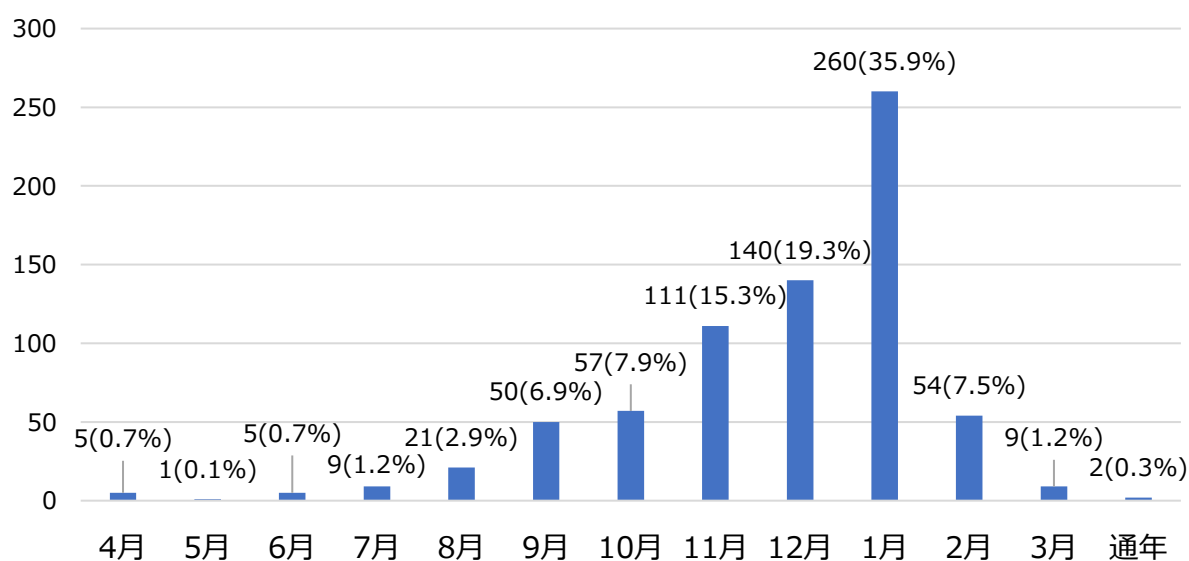


図 4－5 就学先に関する本人や保護者への通知（自治体数 n=724）

①から④の結果より、多くの自治体では就学先決定の手続きとして、年度の早い時期から教育相談を開始し、9 月から 11 月までの 3 か月間に健康診断を行い、1 月の通知に間に合うよう、就学先を決定する委員会を開催するという 1 年間の流れであることを把握することができた。

（３）就学に関する保護者からの相談窓口を明示している（Q28）

Q28「就学に関する保護者からの相談窓口を明示している」に対する回答内訳を図４－６に示した。

回答があった743自治体のうち、就学に関する保護者からの相談窓口を明示している自治体は624(84.0%)、明示していない自治体が119(16.0%)であった。

教育支援の手引き（文部科学省，2021）では、学校の設置者である教育委員会は障害のある子どもの就学や教育について「相談したいときにはどうしたらよいのかなど、保護者が初めに知りたい情報をパンフレットなどに分かりやすく整理し、理解・啓発に努めることが必要である」（p.17）と示されており、保護者が情報や相談窓口にアクセスできる取組が多く自治体で行われていることが明らかとなった。

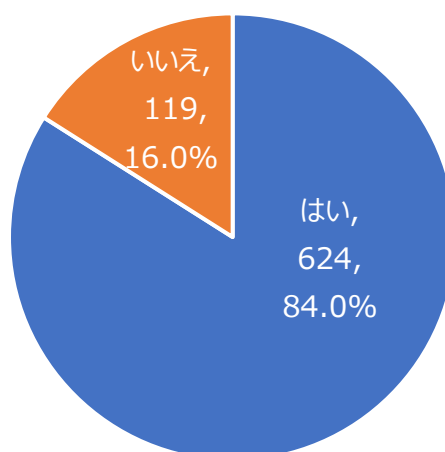


図４－６ 保護者からの相談窓口の有無（自治体数 n=743）

（４）保護者を対象とした、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導等に関する説明会やガイダンス等を実施している（Q29）

Q29「保護者を対象とした、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導等に関する説明会やガイダンス等を実施している」に対する回答内訳を図４－７に示した。

回答のあった 745 自治体のうち、説明会やガイダンスを実施している自治体は 386 (51.8%)、実施していない自治体は 359 (48.2%) であった。

教育支援資料（文部科学省，2013）では、「円滑な就学先決定のプロセスをたどるためには、本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期に、就学先決定についての手続の流れや、就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者に対してあらかじめ就学に関するガイダンス（就学相談の概要と流れ、今後の予定等の説明）を行うことが必要である」（p. 41）と示されている。刊行から 7 年を経ているが、本結果では、約半数の自治体しか保護者対象の説明会やガイダンスを実施していなかった。教育支援の手引き（文部科学省，2021）では、「就学時期を迎える前に就学説明会を実施し、保護者等に就学について考えるきっかけを提供することは大切である」（p. 17）と示されており、相談の実施は就学に関する本人及び保護者の積極的な参加を促す上で重要であると考えられる。

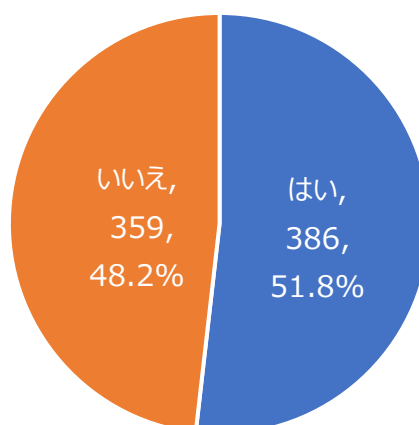


図４－７ 保護者対象の説明会やガイダンスの有無（自治体数 n=745）

（５）就学に関する教育支援委員会が、子どもの就学後も、就学先の柔軟な見直しを検討、助言している（Q30）

Q30「就学に関する教育支援委員会が、子どもの就学後も、就学先の柔軟な見直しを検討、助言しているに対する回答内訳を図４－８で示した。

回答のあった 746 自治体のうち、就学に関する教育支援委員会が就学先の柔軟な見直しを検討、助言している自治体は 656 (87.9%)、していない自治体は 90 (12.1%) であった。

特別支援学校幼稚部教育要領・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（文部科学省，2017）や、教育支援の手引き（文部科学省，2021）においても「学びの連続性」「多様な学びの場」が重視されている。また教育支援の手引き（文部科学省，2021）には、教育支援委員会の機能として「就学後についても、必要に応じて学校や学びの場の変更等について助言を行うこと」（p.35）と示されている。本結果から、多くの自治体が児童生徒の実態に合わせた臨機応変な対応を行い、教育支援委員会による検討、助言が行われていると考えられる。

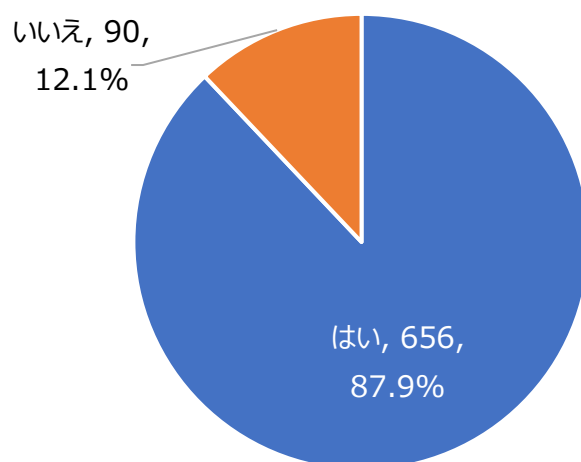


図４－８ 就学先見直しの検討・助言の有無（自治体数 n=746）

（６）令和２年度における就学先の変更事項や学びの場の変更事例について、該当するものの全てにチェックし、その人数を記入してください（小学校１年生から中学校３年生までの全学年についてお答えください）（Q31）

Q31「令和２年度における就学先の変更事項や学びの場の変更事例について、該当するものの全てにチェックし、その人数を記入してください（小学校１年生から中学校３年生までの全学年についてお答えください）」に対する回答内訳を図４－９、図４－１０に示した。

就学先の変更事項や学びの場の変更事例について、回答のあった 726 自治体のうち、変更事項に関する学びの場の変更は、「通常の学級から特別支援学級」が最も多く 586 (80.7%)、続いて「特別支援学級から通常の学級」488 (67.2%)、「特別支援学級から特別支援学校」448 (61.7%)であった（図４－９）。「その他」116 (16.0%)には、「特別支援学級の障害種の変更（知的障害→自閉症・情緒障害等）」「通級による指導に関する変更（通常の学級→通級による指導、通級による指導→特別支援学級等）」等の記述があった。

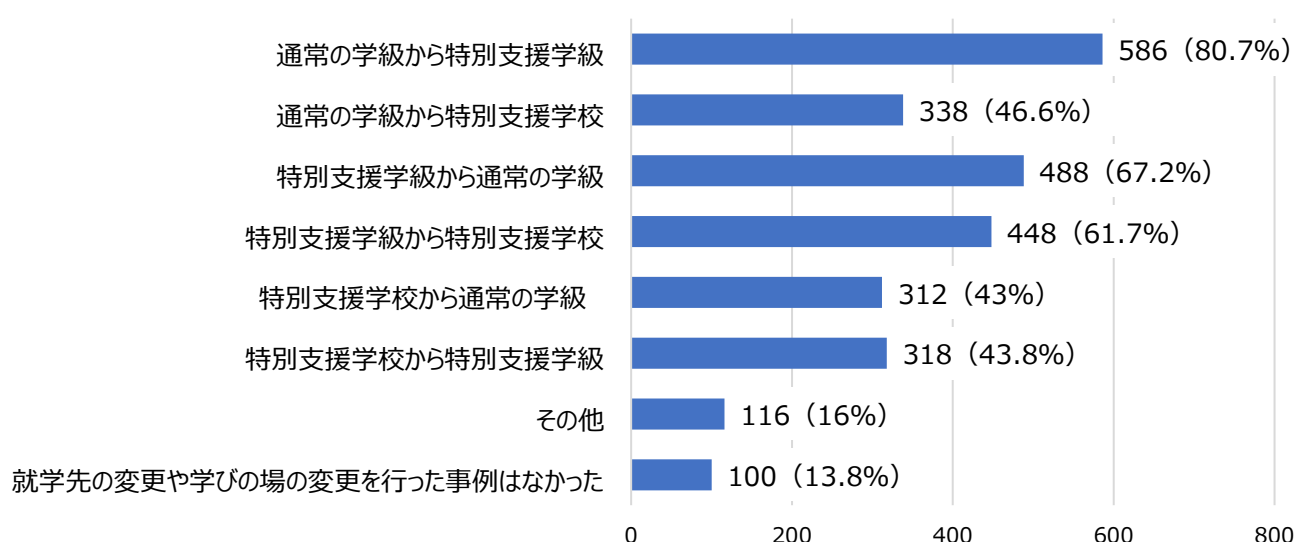


図４－９ 学びの場の変更事例（自治体数 n=726、複数回答）

就学先の変更事項や学びの場の変更事例があった小学校1年生から中学校3年生までの人数について、回答のあった612自治体において、対象となった児童生徒は全体で18,508人であった（図4-10）。最も多かったのが「通常の学級から特別支援学級」で12,196人、続いて「特別支援学級から通常の学級」2,820人、「特別支援学級から特別支援学校」1,305人であった。

「通常の学級から特別支援学校」は535人、「特別支援学校から通常の学級」は66人の児童生徒が学びの場の変更を行った。「その他」1,489人の具体的記述の例として、「病気等により一時的に院内学級へ転籍」「入院のため支援学級→支援学校→退院で支援学級へ復帰」等があり、通常の学級と特別支援学校間の学びの場の変更は、入院等による一時的な変更が含まれている可能性が示唆される。また、特別支援学校に在籍する児童生徒が視覚障害者等で無くなった場合は、小・中学校等への就学通知が発出される（学校教育法施行令）なども含まれる可能性があると考えられる。

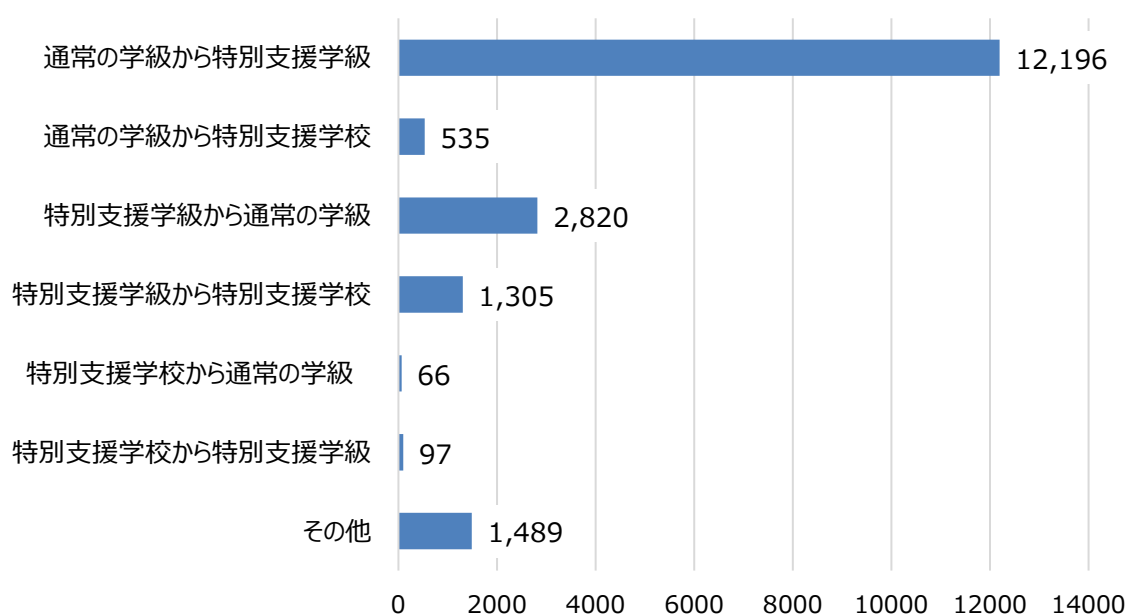


図4-10 学びの場の変更事例（自治体数 n=612、単位：人）

教育支援の手引き（文部科学省，2021）には、「学びの場の見直しに当たっての本人及び保護者との合意形成～学びの場の変更の取組例～」として多様な学びの連続性についての取組が6事例掲載されている。子どもの状況を適切に評価しながら、教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討した上で、学びの場の変更を判断する必要性が示されている。

(7) 就学先を検討するための審議資料作成時に行っていることについて、該当する項目全てにチェックしてください (Q32)

Q32「就学先を検討するための審議資料作成時に行っていることについて、該当する項目全てにチェックしてください」に対する回答内訳を図4-11に示した。

回答があった748自治体のうち、審議資料作成時に行っていることで最も多かったのは、「在籍園からの意見聴取」で700(93.6%)、続いて「保護者からの意見聴取」698(93.3%)、「行動観察の実施」663(88.6%)であった。「その他」41(5.5%)の具体的記述として、「関係機関からの意見聴取(子育て担当、発達支援センター等)」「診断書・意見書の添付」「療育手帳等の確認」「S-M 社会生活能力検査の実施」「進学先の見学と体験等の記録」等であった。

「進学先(学校長等)からの意見聴取」「その他」以外の項目の実施は7割を超えており、幅広く子どもを捉えようとしていることが考えられる。一方で「保護者からの意見聴取」について、教育支援の手引き(文部科学省, 2021)では、「保護者との面談は、相談担当者と保護者が就学について直接かつ詳細な意見交換を行う場であり、就学先決定等の一連のプロセスを円滑に進める上で重要な役割を有している」(p. 20)と示されているが、一部の自治体で実施されていないことが明らかとなった。

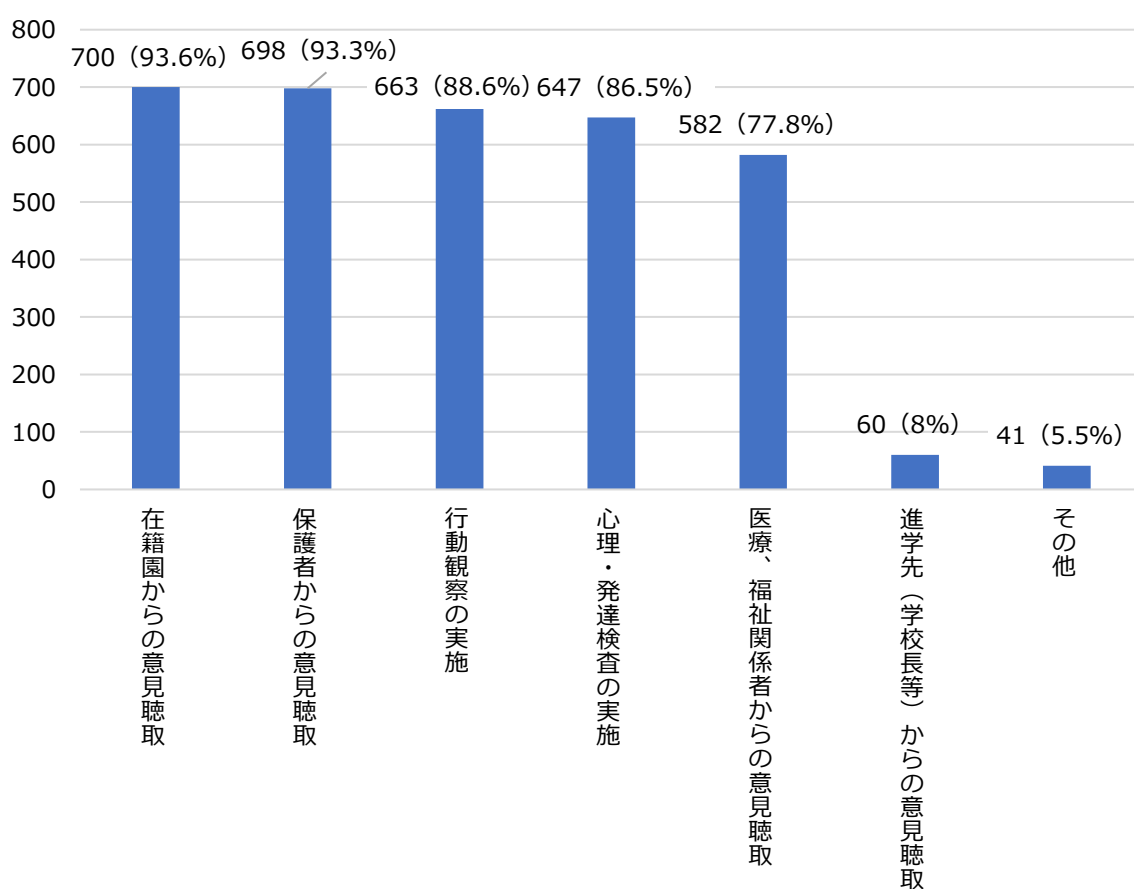


図4-11 審議資料作成時に行っていること(自治体数 n=748)

（８）乳幼児健診や５歳児健診などでの子どもの実態把握に、教育支援委員会を構成するメンバーが関与している（Q33）

Q33「乳幼児健診や５歳児健診などでの子どもの実態把握に、教育支援委員会を構成するメンバーが関与している」に対する回答内訳を図４－12に示した。

回答があった743自治体のうち、健診での子どもの実態把握に、教育支援委員会のメンバーが関与している自治体は440（59.2%）、関与していない自治体は268（36.1%）、分からないと回答した自治体は35（4.7%）であった。

教育支援の手引き（文部科学省，2021）には、「健診の担当者と就学支援の担当者同士が連携をとり、情報を共有して就学相談等につながるような支援体制の整備に努める必要がある」（p.27）と示されている。本結果では、5割以上の自治体において、早期からの情報共有、体制の整備が行われていることが明らかになった。

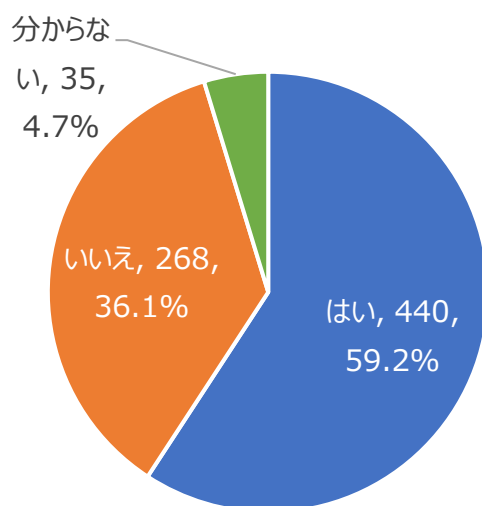


図４－12 実態把握への教育支援委員の関与（自治体数 n=743）

(9) 教育支援委員会の対象となる子どもの相談や心理検査、行動観察等を行った者が、
教育支援委員会に出席している (Q34)

Q34「教育支援委員会の対象となる子どもの相談や心理検査、行動観察等を行った者が、
教育支援委員会に出席している」に対する回答内訳を図4-13に示した。

回答があった745自治体のうち、教育支援委員会の対象となる子どもに関与した者が教育支援委員会に「全員出席している」自治体は177 (23.8%)、「一部出席している」が525 (70.5%)、「出席していない」が43 (5.8%)であった。

教育支援の手引き (文部科学省, 2021) には、本人の障害の状態等を把握している専門家や支援を行っている関係者等の意見を、教育支援委員会等において聴取するなどして総合的な判断を行うことが示されており (p. 35)、本人を知る者の出席が本人及び保護者の不安感の低減や、本人に関する情報収集と確認にとって大切であると考えられる。

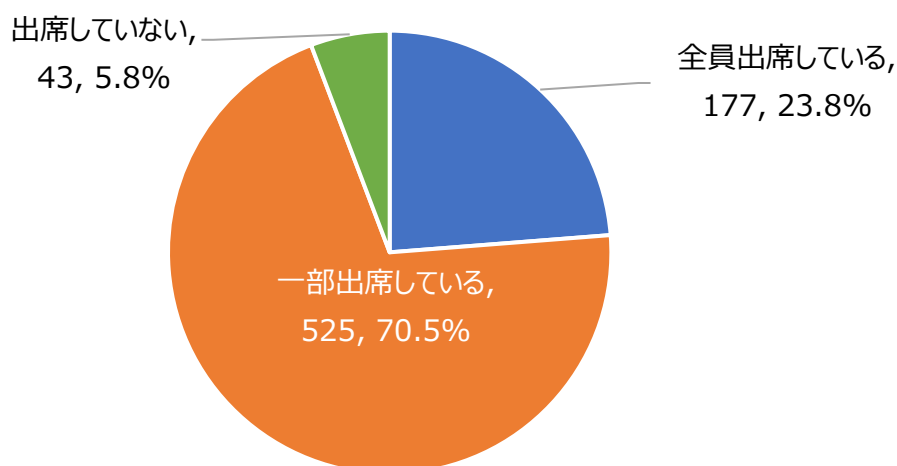


図4-13 検査・観察等関与者の教育支援委員会への出席 (自治体数 n=745)

(10) 乳幼児期から就学後まで、支援の必要な子どもや保護者への支援を個別にコーディネートする担当者を配置している (Q35)

Q35「乳幼児期から就学後まで、支援の必要な子どもや保護者への支援を個別にコーディネートする担当者を配置している」に対する回答内訳を図4-14に示した。

回答があった741自治体のうち、個別にコーディネートする担当者を配置している自治体は310(41.8%)、配置していない自治体は347(46.8%)、不明と回答した自治体は84(11.3%)であった。

「担当者を配置している」と回答した310自治体のうち、担当者の所属等について具体的な記入があったのは295自治体であった。記入例として、保健福祉課職員(保健師)等の福祉関係が261と最も多く、教育委員会職員等の教育関係が34であった。教育支援の手引き(文部科学省, 2021)では、「障害のある子供に対し、その障害を早期に把握し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられるとともに、障害のある子供を支える家族に対する支援という側面からも、大きな意義がある」と示されており、早期からの一貫した教育支援を充実させることが求められている。また、教育と福祉等の効果的かつ効率的な連携体制を構築し、担当者同士の信頼関係を構築するため連携のキーパーソンとなる職員を配置することの重要性も示されている。本結果から、乳幼児期から就学後まで、支援の必要な子どもや保護者への支援を行う担当者を継続的に配置する取組が必要であると考えられる。

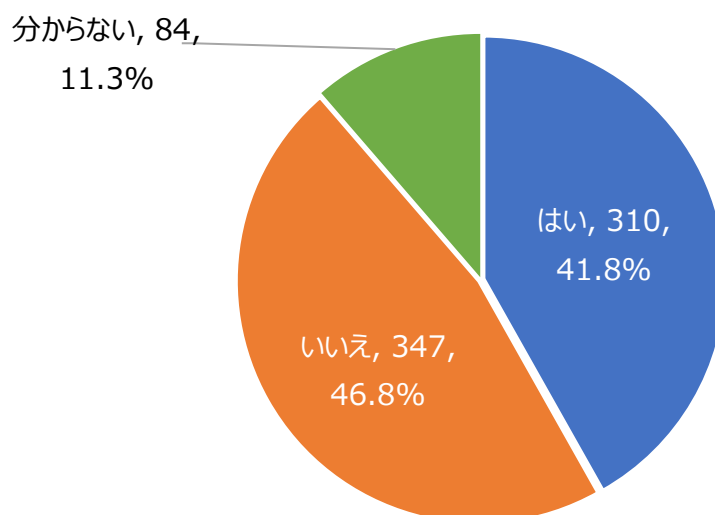


図4-14 子どもや保護者への支援をコーディネートする担当者の配置
(自治体数 n=741)

(11) 保育所児童保育要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録や幼稚園幼児指導要録等以外に、保育所、認定こども園、幼稚園等から小学校へ伝達する情報の内容を定めている (Q36)

Q36「保育所児童保育要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録や幼稚園幼児指導要録等以外に、保育所、認定こども園、幼稚園等から小学校へ伝達する情報の内容を定めている」に対する回答内訳を図4-15に示した。

回答があった737自治体のうち、要録等以外に、小学校へ伝達する情報の内容を定めている自治体が231(31.3%)、定めていない自治体が506(68.7%)であった。

教育支援の手引き(文部科学省, 2021)には、個別の教育支援計画の作成・活用等による継続的な支援の重要性が述べられている。また、平成30年度特別支援教育に関する調査(文部科学省, 2019)において、通常の学級に在籍する幼児児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)で、学校等が個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した幼児児童生徒のうち、実際に作成されている割合は、7割を超えている(幼保連携型認定こども園71.6%、幼稚園72.4%)ことが示されている。しかし、本結果から、実際に小学校へ伝達する情報の内容を定めている自治体は約3割であった。今後、一貫した教育支援を行い、就学先決定を円滑に進めるためには、伝達する情報を統一することが重要となるが、現状は十分でないと考えられる。

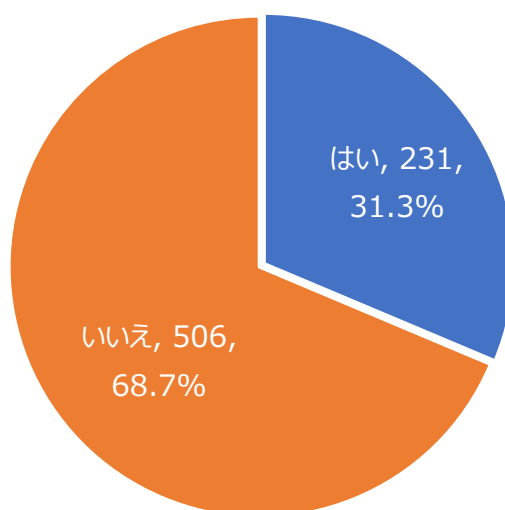


図4-15 要録以外に小学校へ伝達する情報の統一(自治体数 n=737)

(12) 就学支援シートや個別の教育支援計画等、支援を要する子どもに関する情報を小学校と共有するためのツールを作成し活用している (Q37)

Q37「就学支援シートや個別の教育支援計画等、支援を要する子どもに関する情報を小学校と共有するためのツール作成し活用している」に対する回答内訳を図4-16に示した。

回答があった739自治体のうち、支援を要する子どもに関する情報を小学校と共有するためのツール作成し活用している自治体が407(55.1%)、ツール作成し活用していない自治体が332(44.9%)であった。

教育支援の手引き（文部科学省，2021）では、「就学支援中心の「点」としての教育支援だけでなく，早期からの教育相談・支援，就学相談・支援，学校や学びの場の変更を含む就学後の継続的な教育支援に至る一連の「線」としての教育支援へ，そして，家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援を目指すべきである」記載されている。しかし、今回の調査結果では、その活用は約5割にとどまっており、十分に活用できているとは言えない現状が明らかとなった。就学支援シートや個別の教育支援計画等の作成や活用について、今後も継続的に理解啓発を行う必要があると考えられる。

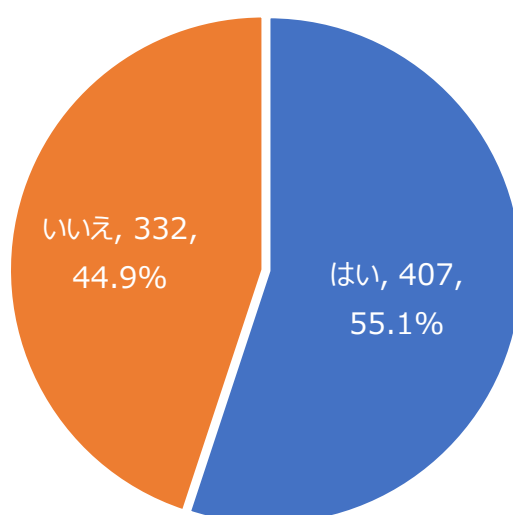


図4-16 小学校と情報共有するためのツール作成及び活用の有無
(自治体数 n=739)

(13) 就学支援シートや個別の教育支援計画等をもとに、就学後、子どもが学校生活に慣れてきた頃に保育所、認定こども園、幼稚園等と小学校で話し合う機会を設定している (Q38)

Q38「就学支援シートや個別の教育支援計画等をもとに、就学後、子どもが学校生活に慣れてきた頃に保育所、認定こども園、幼稚園等と小学校で話し合う機会を設定している」に対する回答内訳を図4-17に示した。

回答があった738自治体のうち、就学後、保育所、認定こども園、幼稚園等と小学校で話し合う機会を設定している自治体が369(50.0%)、設定していない自治体が369(50.0%)であった。

教育支援の手引き（文部科学省，2021）において、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な学校や学びの場を検討（学びの場の変更を含む）するために、就学移行期の接続の大切さが述べられており、「就学移行期（認定こども園・幼稚園・保育所，児童発達支援センター等の障害児通所支援施設等から小学校や特別支援学校小学部に引き継がれる時期，及び小学校や特別支援学校小学部から中学校や特別支援学校中学部に引き継がれる時期）における教育支援の在り方は特に重要である」ことが指摘されている。このことから、就学後の保育所、認定こども園、幼稚園等と小学校で話し合いの機会をもつことは大変重要であると考えられる。しかし、今回の調査結果から、半数の自治体で就学後の話し合いの機会が設定されていないことが明らかになった。就学支援シートや個別の教育支援計画の活用方法を踏まえ、就学後の連携の在り方について検討する必要があると考えられる。

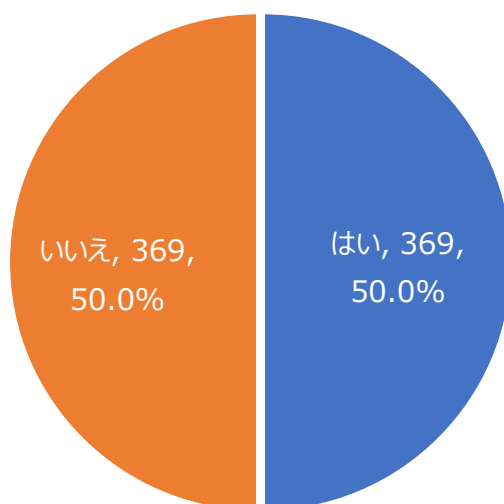


図4-17 就学後に話し合う機会の有無（自治体数 n=738）

(14) 就学先を検討するために作成した審議資料等を、子どもの就学先等に引き継いでいる (Q39)

Q39「就学先を検討するために作成した審議資料等を、子どもの就学先等に引き継いでいる」に対する回答内訳を図4-18に示した。

回答があった736自治体のうち、審議資料等を、子どもの就学先等に引き継いでいる自治体が441(59.9%)、引き継いでいない自治体が295(40.1%)であった。

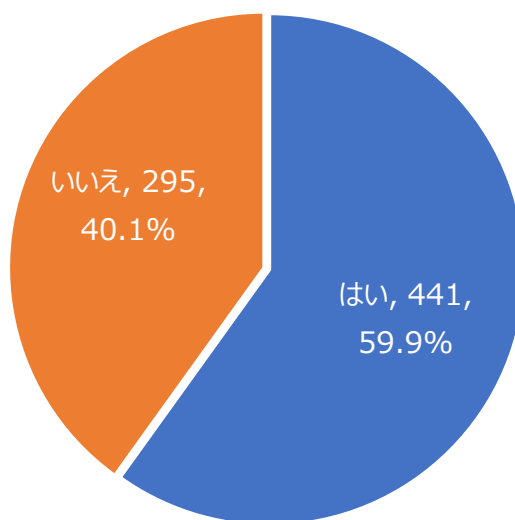


図4-18 審議資料等の引き継ぎの有無 (自治体数 n=736)

「就学先を検討するために作成した審議資料等を、子どもの就学先等に引き継いでいる」と回答した441自治体のうち、具体的な伝達項目について記述があったのは403自治体であった。回答で「教育相談記録表、専門家チーム報告書、医学的診断調書、就学相談調査票、等」等、項目が複数ある場合は、各1項目としてカウントした。また、「審議資料」「支援委員会への出席」の記述(54自治体)について、伝達項目が不明なため回答から除外し、有効回答を349自治体とした。伝達項目をカテゴリー分類した結果を図4-19に示した。

子どもの就学先へ引き継ぐ項目として最も多かったのは「心理・発達・知的に関する検査内容・結果」で168(48.1%)であった。記述内容の具体例として、「PVT-R 絵画語い検査、S-M 社会能力検査の結果」「直近の検査結果 (WISC-IV等)」「心理検査等の結果、検査者の所見」「心理検査の結果、心理学判定書」「心理検査結果の今後の支援について記載されたものを、保護者の同意を得て就学先に渡している」等であった。

続いて「子どもの実態」で164(47.0%)であった。具体的な回答としては、「園での様子」「子どもの得意・不得意なこと (状況及び園での対応内容)」「行動及び学習状況」「認知 (学習面)、基本的生活習慣、社会性や人間関係、コミュニケーション、心理的な安定、身体状況」「就学相談で保護者から提供された情報」等であった。

「医療機関所見・障害・診断名」は126(36.1%)で、記述内容の具体例として、「医療などの記録」「就学時健康診断票」「5歳児健診データ」「医師診断書」「服薬のきろく」等であった。

「保護者との面談・教育相談の内容」は113(32.4%)で、記述内容の具体例として、「保護者の願い」「保護者の関わり方や就学の意志」「就学先検討の経緯」「相談の結果一覧、相談内容一覧」「5歳児健診保護者アンケート」等であった。

「教育支援委員会の判断・判定結果通知書」は68(19.5%)で、記述内容の具体例として、「教育支援委員会教育相談報告書」「判定結果通知書の写し」「教育支援委員会意見と、意見を伝えて就学先決定までの経緯」「就学先の理由等を含んだ審議結果」「教育支援委員会において審議した内容の一切」等であった。

「その他」は21(6%)で、記述内容の具体例として、「教育支援委員会適正就学判断名簿」「保護者から作成、提出いただいた資料一式を保護者の同意を得た上で、入学予定校へ送付」「必要に応じて、教育課程や受け入れ体制等の助言をしている」等であった。

子どもの就学先へ引き継ぐ項目として、「心理・発達・知的に関する検査内容・結果」「子どもの実態」「医療機関所見・障害・診断名」が多い理由として、「就学支援票（障害の区分、諸検査の記録、現在の生活での困難さ、合理的配慮）」「教育相談票（家族構成、家庭環境、手帳等の取得状況、生育歴、発達、知能検査、社会性検査、医師の診断、療育の記録、就学前の心身の状態、支援の経過、教育支援計画）」等、教育支援委員会で使用する審議資料の書式があり、記載すべき項目として掲載されているのではないかと考えられる。

教育支援の手引き（文部科学省，2021）において、子どもの障害の状態等は教育的ニーズを整理するための観点の一つであり、医療機関の診断や療育手帳の有無のみでの判断は適切ではないこと、そして様々な関係者が多角的、客観的に学びの場を検討する必要があることが示されている。子どもの全体像を捉え、総合的に判断できる審議資料の作成及び引き継ぎが重要であると考えられる。

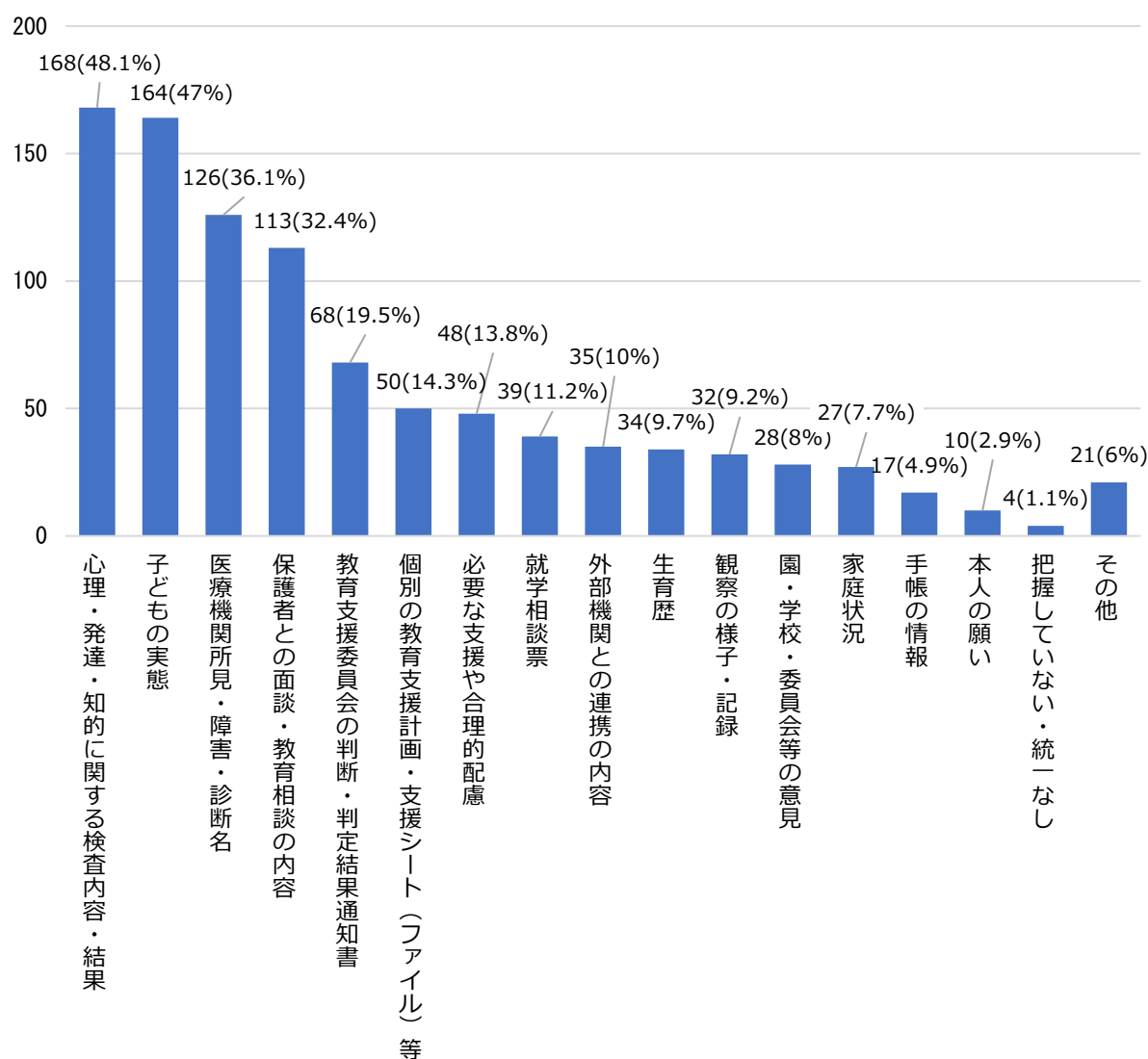


図 4-19 子どもの就学先へ引き継ぐ項目（自治体数 n=349）

加えて、「就学先を検討するために作成した審議資料等を、子どもの就学先等に引き継いでいる」と回答した 441 自治体のうち、具体的な伝達方法について記述があったのは 405 自治体であった。回答で「基本的に郵送。場合によって持参」等、方法が複数ある場合は、各 1 項目としてカウントした。また、「紙媒体」「文書」等の記述（98 自治体）については、伝達方法ではないため回答から除外し、有効回答を 307 自治体とした。伝達項目をカテゴリー分類した結果を図 4-20 に示した。

子どもの就学先へ引き継ぐ項目の伝達方法として最も多かったのは、郵便又は市区町村内の文書システムを利用しての「送付」で 84(27.4%)であった。続いて直接書類を手渡しして口頭での説明が行われる「書類の手渡し及び説明」で 80(26.1%)であった。

「教育支援委員会での情報共有」で伝達を行っているのは 42(13.7%)であった。記述内容の具体例として、「審議する会議に各小学校から委員として参加している」「就学指導

委員会への出席による情報共有」「教育支援委員会において、園が作成した資料を各校校長が自校に持ち帰っている」「特別支援学校への就学者については、町の就学支援委員会に特別支援学校の職員がいることから、その場で伝達できている」「支援会議等で持参」等であった。

「連絡協議会、連携（移行）支援会議」において書面や口頭で伝達を行っているのは 37 (12.1%) であった。記述内容の具体例として、「連携支援会議を年 2 回開催（8 月と 2 月）」「幼保小連絡協議会」「新入学児童に関する引継ぎ会議」「サポートファイル伝達会、幼小中連絡会」「教育相談シート、連携のための引継ぎシートを各園所から提出。教育相談時や就学のための連携会議で、上記のシートを活用し、引き継いでいる」等であった。

「就学予定校へ伝達」を行っているのは 22 (7.2%) であった。記述内容の具体例として、「保護者の了解を得て、在籍する校園所が就学先に引き継いでいる」「次年度の特別支援学級設置申請前に、就学先学校へ申し送りをしている」「担任から就学先へ資料の共有」「保健センター作成資料」等であった。

「その他」は 16 (5.2%) で、「校務支援システム」「一定期間預けて後日回収」「入学後の巡回相談」「定めはない」「希望者に来庁してもらい、その場で審議資料を開示」等であった。

教育支援の手引き（文部科学省，2021）では、「現状では子供一人一人の教育的ニーズに対する教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容に関する重要な情報が、必ずしも就学先・進学先に丁寧に引き継がれ、十分に活用されているとは言えない」ことが示されている。本結果から、審議資料等の引き継ぎは約 6 割にとどまっており、情報共有の更なる充実が必要であると考えられる。

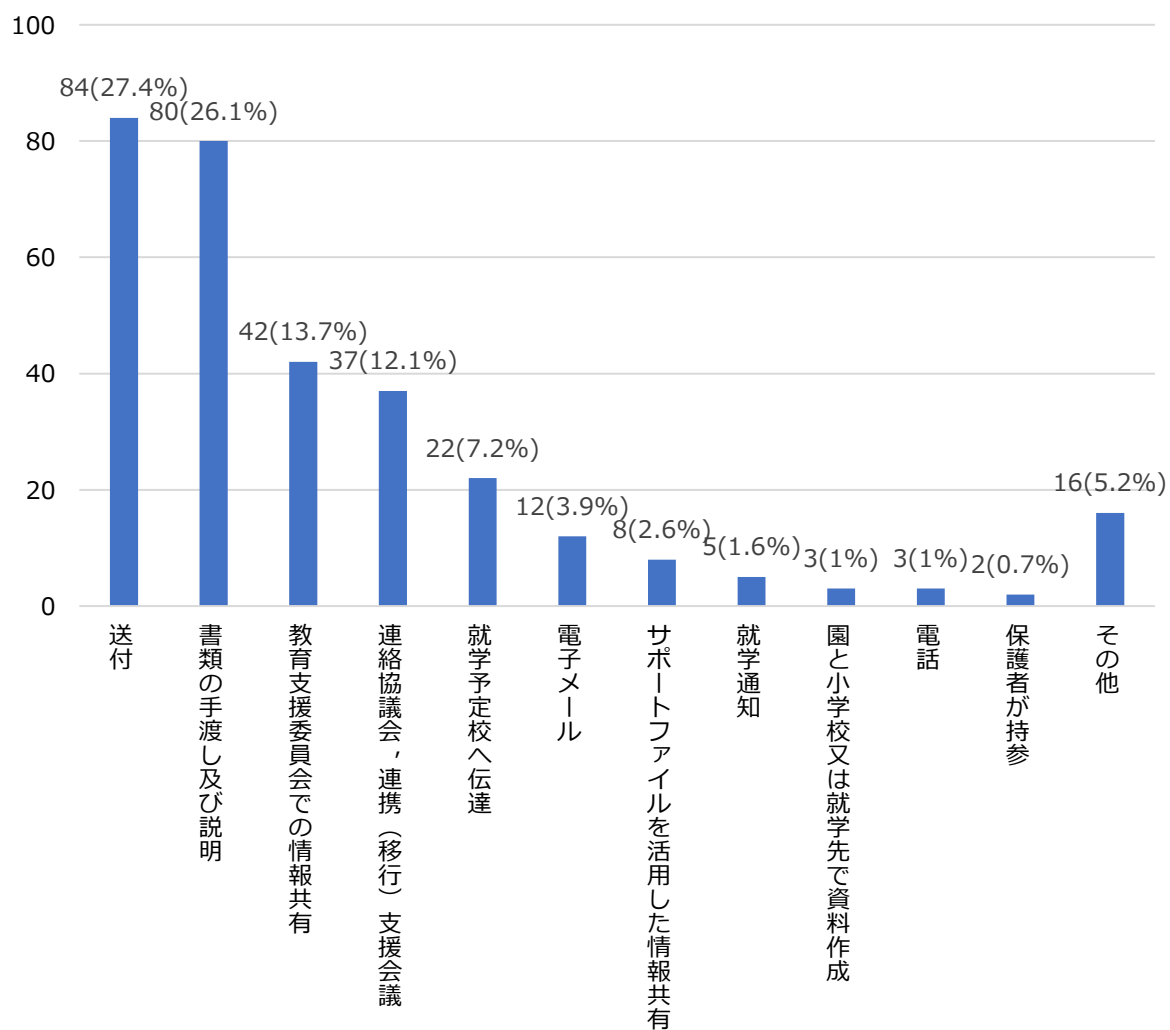


図 4－20 子どもの就学先へ引き継ぐ項目の伝達方法（自治体数 n=307）

(15) 5歳児学級の保護者だけではなく、3歳児学級や4歳児学級などの保護者も就学に関する情報を聞くことができる機会がある (Q40)

Q40「5歳児学級の保護者だけではなく、3歳児学級や4歳児学級などの保護者も就学に関する情報を聞くことができる機会がある」に対する回答内訳を図4-21に示した。

回答があった730自治体のうち、3歳児学級や4歳児学級などの保護者も就学に関する情報を聞くことができる機会がある自治体が399(54.7%)、機会のない自治体が331(45.3%)であった。

教育支援の手引き（文部科学省，2021）には、「学校の設置者である教育委員会は、障害のある子供のために、どのような就学先となる学校や学びの場が用意されているのか、就学までにはどのようなことをしなければならないのか、子供の教育について相談したいときにはどうしたらよいのかなど、保護者が初めに知りたい情報をパンフレットなどに分かりやすく整理し、理解・啓発に努めることが必要である」と示されており、就学に関する事前の相談・支援を充実させることが求められている。しかし、今回の調査結果から、約5割の自治体で、保護者が情報を聞く機会が設定されていないことが明らかになった。今後、早期からの情報提供の必要性を踏まえて、保護者が就学の情報を聞く機会を充実させる必要があると考えられる。

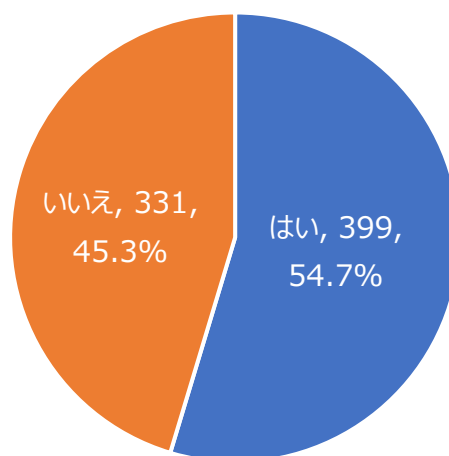


図4-21 3・4歳児学級の保護者が就学の情報を聞く機会の有無
(自治体数 n=730)

(16) 貴自治体と都道府県の間で就学先を決定するための役割分担ができている (Q41)

Q41「貴自治体と都道府県の間で就学先を決定するための役割分担ができている」に対する回答内訳を図4-22に示した。

回答があった703自治体のうち、自治体と都道府県の間で役割分担ができている自治体が419(59.6%)、役割分担ができていない自治体が284(40.4%)であった。

「自治体と都道府県の間で就学先を決定するための役割分担ができている」と回答した419自治体のうち、自治体の役割について具体的な記入があったのは397自治体であった。記載内容の具体例として、「教育支援委員会を設置し、就学先を決定する」「就学する際に特別な支援を必要とする幼児児童生徒を対象に面接検査を実施し、教育支援委員会の判定結果および保護者の同意を得て、学びの場を決定する」「就学先の学びの場の判断」「設置校における支援学級の新設または廃止の手続き、市立学校支援学級への入級に関する事務」「県立支援学校就学希望者についての就学事務」等であった。

同じく、「自治体と都道府県の間で就学先を決定するための役割分担ができている」と回答した419自治体のうち、都道府県の役割について具体的な記入があったのは394自治体であった。記載内容の具体例として、「特別支援学校への就学に伴う事務手続き」「市町村教育委員会就学事務担当者研修会の開催」「特別支援学校の就学事務(市町村より報告のあった児童)」「市教委の助言」「町での判断が困難な場合にアドバイスや支援」等であった。

就学先の決定に際しては、市区町村の教育委員会の果たす役割が大きくなるが、教育支援の手引き(文部科学省, 2021)において、就学先決定にあたり合意形成に至らない場合の調整、都道府県教育委員会等における教育相談体制の整備、特別支援学校へ就学する場合など、両者が役割分担して取り組む必要性が示されている。各自治体により状況は異なるであろうが、約4割の自治体と都道府県間での役割分担について検討が必要であることが明らかになった。

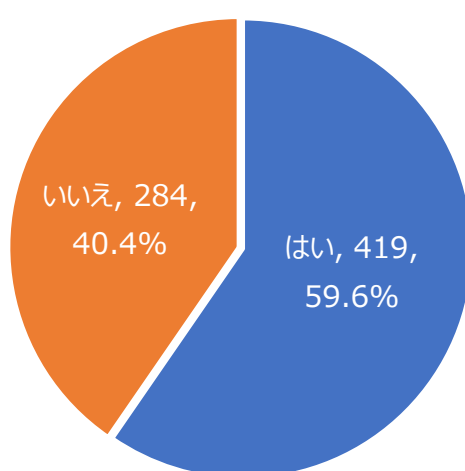


図4-22 自治体と都道府県間の役割分担の有無(自治体数 n=703)

(久道佳代子・廣島慎一)

5. 外国につながるのある子どもの就学先や学びの場の決定手続き（調査項目Ⅳ）

本調査において、「外国につながるのある子ども」とは、①国籍（外国籍か日本国籍か）は問わない、②日本語指導が必要な子ども（日常会話が十分にとれない子ども、日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている子ども）と定義した。

（１）外国につながるのある子どもで、令和２年度に教育支援委員会等（就学先決定の検討の場）の対象となった人数（Q43）

Q43「外国につながるのある子どもで、令和２年度に教育支援委員会等（就学先決定の検討の場）の対象となった人数」の回答の内訳を図５－１に示した。

全回答 748 件の自治体のうち、外国につながるのある子ども（以下、「子ども」とする）で、令和２年度に教育支援委員会等（就学先決定の検討の場）の対象となった子どもがいると回答した自治体は、310（41.4%）であった。

対象の子どもの人数は、全体で 1,010 人であり、就学前が 314 人で最も多く、次に 6 年生が 153 人であった。小学校入学時や中学校進学時に多いことが分かった。就学前及び 6 年生以外の学年で就学支援委員会の対象となった子どもは、学びの場の変更もしくは、年度途中からの入国等が考えられる。

近年、国内に在留する外国人は増加している。また、日本国籍ではあるが、日本語指導を必要とする児童生徒も増加しており、これらの児童生徒（外国籍・日本国籍含む。）は 5 万人を超える状況となっていることから、今後、対象となる児童生徒が増加することが考えられる（文部科学省 2018）。

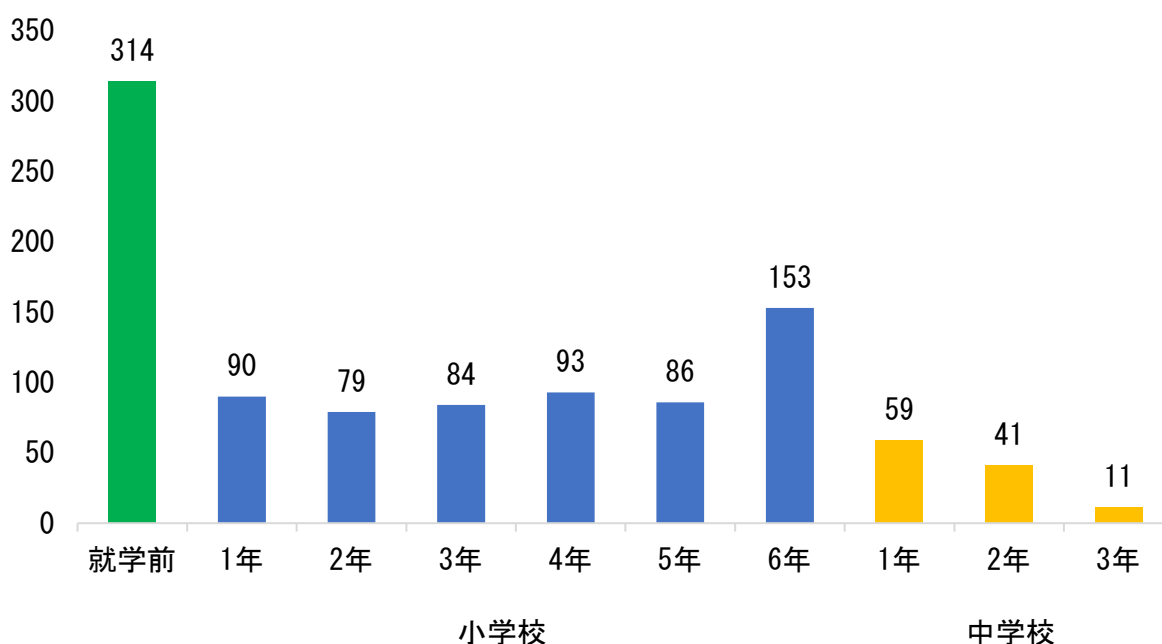


図５－１ 外国につながるのある子どもで、令和２年度に教育支援委員会等（就学先決定の検討の場）の対象となった人数の内訳（全体）（n=1,010）

（２）Q43 で対象となった子どもの令和３年度の就学先について（Q44）

Q44「Q43 で対象となった子どもの令和３年度の就学先」について、就学先の学年ごとに人数をまとめた結果を表５－１及び図５－２に示した。各学年とも、特別支援学級に入級する子どもが多かった。「その他」の具体は、「帰国」、「私立学校」、「転出」であった。

文部科学省は、「外国人児童生徒等に対する特別な配慮等障害のある外国人児童生徒等が特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導において学ぶ際には、児童生徒等の障害の状態等に応じ、日本語指導補助者・母語支援員等も活用し、きめ細かい指導・支援が行われることが望ましい」（文部科学省 2021）としており、今後、それぞれの学びの場における日本語指導の実態の把握や充実について検討していく必要がある。

表５－１ Q43 で対象となった子どもの令和３年度の学年ごとの就学先

	小学校（小学部）						中学校（中学部）			合 計
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年	
通常の学級	95	20	23	17	15	20	27	12	9	238
特別支援学級	139	67	51	66	71	90	84	35	19	622
特別支援学校	42	2	3	1	1	5	8	4	3	69
その他	6	2	1	1	0	1	0	0	0	11

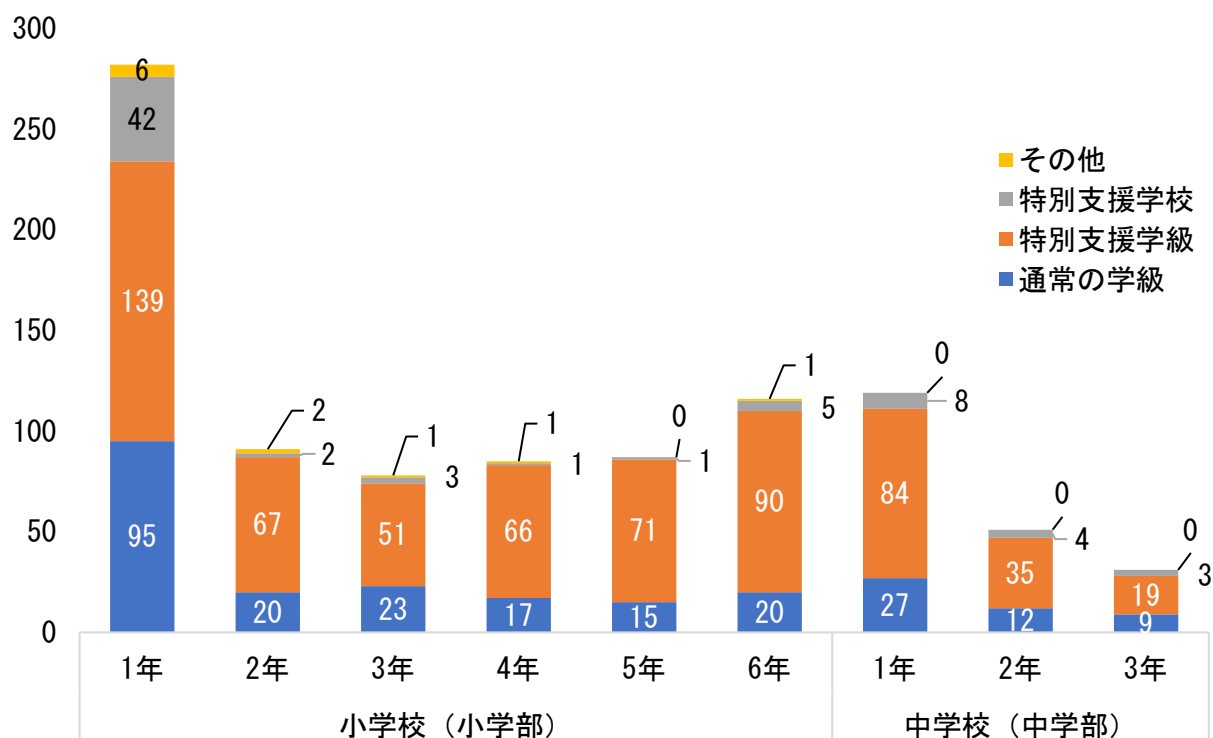


図５－２ Q43 で対象となった子どもの令和３年度の学年ごとの就学先の内訳（全体）
（n=940）

（３）Q43 で対象となった子どもの障害種（Q45）

Q45「Q43 で対象となった子どもの障害種」について、197 件の自治体から回答があった。その内訳を図 5－3 に示した（複数回答、数値は、各障害種の人数ではなく、自治体数）。知的障害が 152 件、情緒障害が 63 件、自閉症が 53 件であった。

その他は、22 件であり、その具体は、「日本語による課題」が 12 件、「診断なし」が 3 件、「人とかかわるのが苦手」「衝動性」「ウイリアムズ症候群」「広汎性発達障害」「日本人であるが外国で出産」の記述があった。

本調査と関連した調査で、令和 2 年度（2021）に全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会が実施した「障害のある外国人児童生徒等の在籍状況等の調査」がある。それによると特別支援学級に在籍している外国につながるのある子どもたちの障害種は、知的障害が最も多く、次いで自閉症・情緒障害であった。また、通級による指導を受けている外国につながるのある子どもたちの障害種は、情緒障害が最も多く、次いで言語障害、LD、ADHD となっており、本調査(Q45)においても同様の傾向がみられた。

また、その他の記述で、障害種ではなく「日本語による課題（日本語による困難さ）」で就学支援委員会の対象となった子どもについては、今後、その実態や判断等の状況分析が必要であろう。加えて、Q43 で令和 2 年度に教育支援委員会等の対象となった子どもがいと回答した自治体が 310 件あったが、本質問（Q45）の障害種について回答のなかった 113 件の自治体については、「障害種」として回答しにくかったのかなど、その事情が推察された。

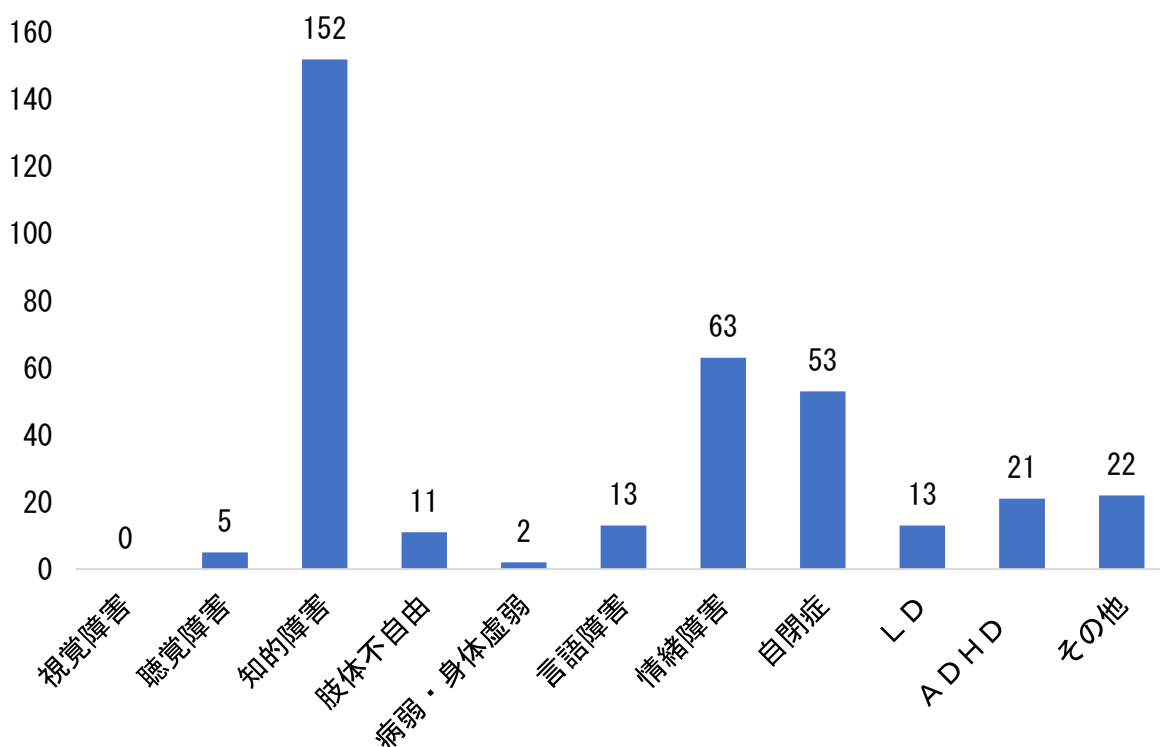


図 5－3 Q43 で対象となった子どもの障害種に対して回答の内訳（全体）（n=197）

（４）就学先を検討するための審議資料作成時に行っている事項（Q46）

①審議資料の内訳

Q46「就学先を検討するための審議資料作成時に行っている事項」について、285 件の自治体より回答があった（複数回答）。回答の内訳を図 5－4 に示した。

就学先を検討するための審議資料作成時に行っている事項については、「行動観察の実施」が 285 件で最も多く、回答のあった全ての自治体が実施していた。次に「保護者からの意見聴取」が 284 件、「日常生活及び園・学校生活や学習の様子等の聞き取り」が 279 件であり、これらも、ほぼ全ての自治体で実施していることが分かった。「DLA*や類似の日本語能力測定」についての資料を作成していると回答したところは 16 件と少なかった。

その他の回答は 14 件であり、主な記述は以下のとおりであった。

- ・受診歴、受診結果等
- ・1 年生に関しては、日本語の問題である場合もあるので、知的判断はしていない。
- ・母語支援員、巡回相談、関係機関、福祉施設等からの意見聴取
- ・就学希望先の見学・体験についての記録
- ・海外での様子についての資料（心理検査結果等）
- ・園・学校が作成している。
- ・就学相談に関わる関係課との情報共有

*DLA（Dialogic Language Assessment）：対話型アセスメント、外国人児童生徒の日本語能力を把握する。

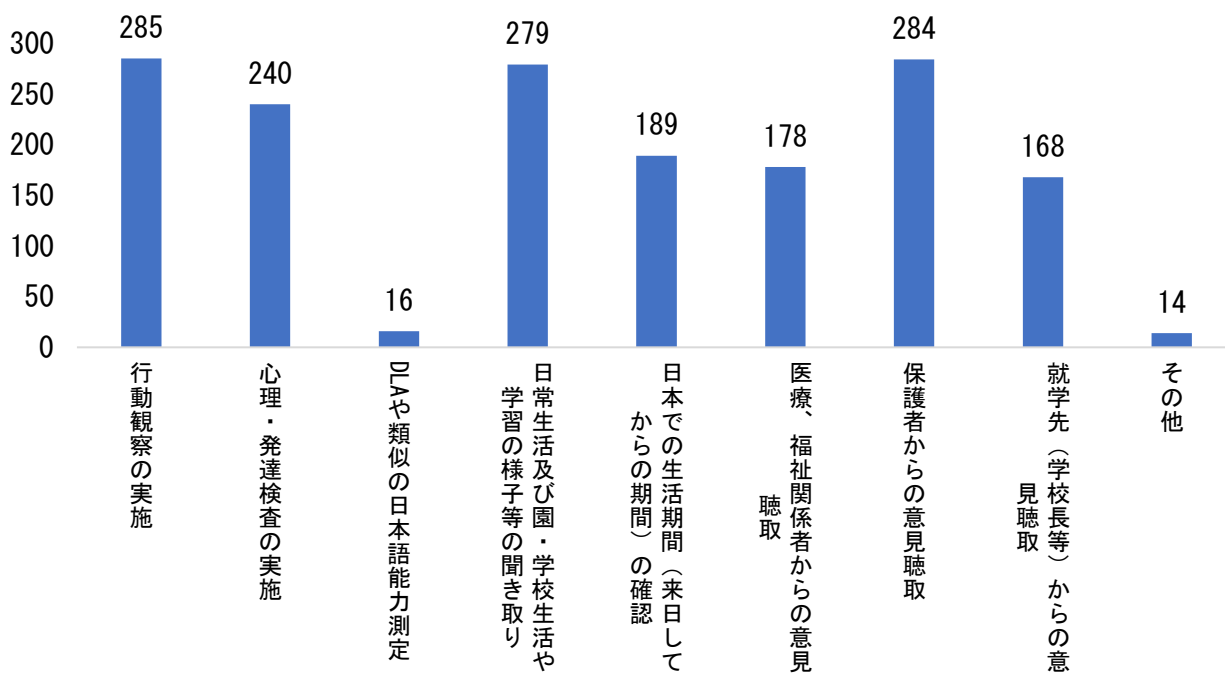


図 5－4 「就学先を検討するための審議資料作成時に行っている事項」について複数回答を求めた内訳（全体）（n=285）

②心理・発達検査の種類

Q46 で「心理・発達検査」を実施していると回答した 240 件の自治体に検査の種類について回答を求めた（複数回答）。その内訳を図 5－5 に示した。

使用している検査は、WISC 知能検査が 127 件と最も多く、次に田中ビネー知能検査が 56 件、新版 K 式発達検査が 33 件、S－M 社会生活能力検査が 26 件であった。

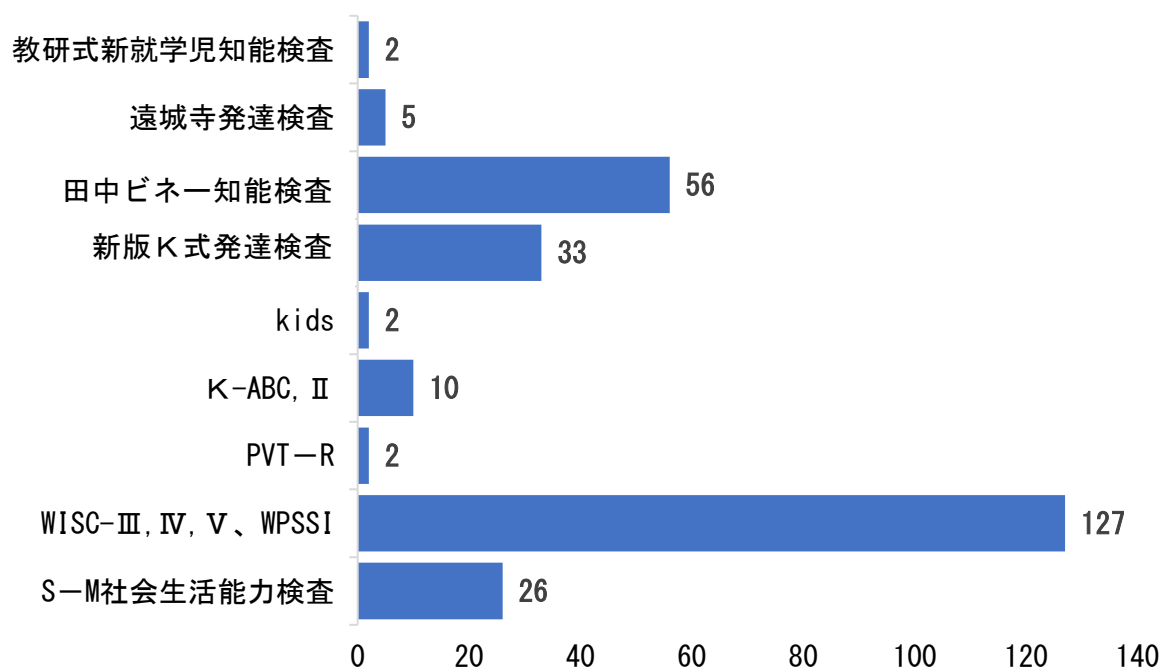


図 5－5 Q46. 「心理・発達検査」の種類（n=263、複数回答可）

③検査の際に使用した言語

Q46 で「心理・発達検査」を実施していると回答した 240 件の自治体に検査の際に使用した言語について回答を求めた（複数回答）。その内訳を図 5－6 に示した。

検査の際、使用した言語については、日本語が 142 件で最も多く、次に日本語と母語が 43 件であった。

その他の記述（自由記述）では、次のような回答があった。

- ・英語（5）
- ・日本語と英語（3）
- ・英語やジェスチャー等の動きで表現
- ・医療機関での検査のため不明
- ・状況に応じて

日本語での検査の実施については、本調査の Q53(課題等の自由記述)で、その結果の妥当性（その子どもの発達状況が正確に測定できたか）を課題に挙げている自治体が多かった。日本語の教示が理解できないことや、文化等の違いにより、正確に子どもの実態を把握できていないのではと危惧する自治体が多くあった。

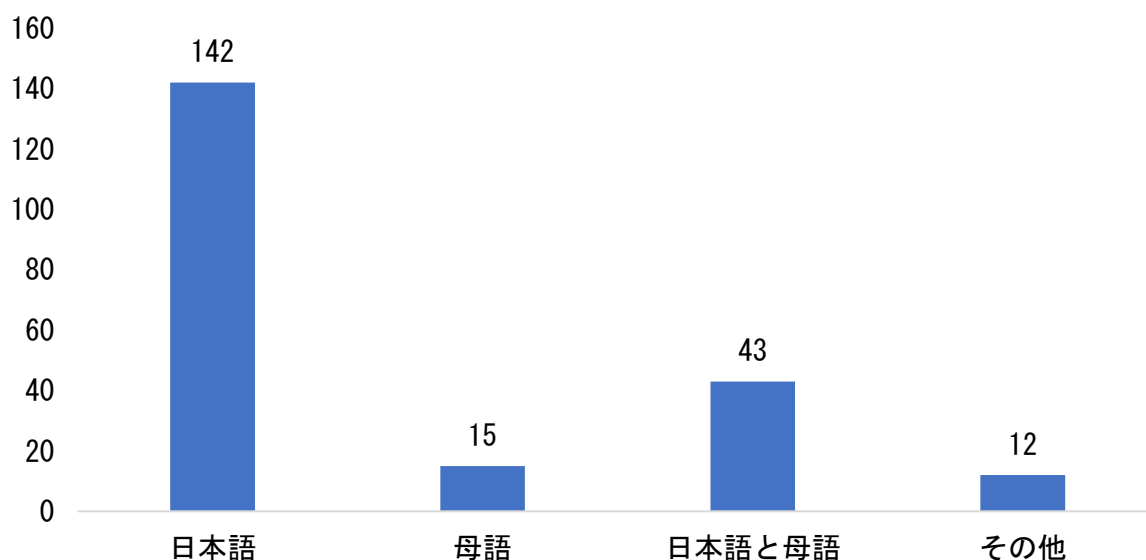


図 5－6 心理・発達検査の際に使用した言語（n=212）

（５）自治体内で実施している健診（乳幼児健診、５歳児健診、就学時健診等）での通訳
（Q47）

Q47「自治体内で実施している健診（乳幼児健診、５歳児健診、就学時健診等）で通訳をつけているか否か」について回答を求めた。その内訳を図５－７に示した。

507 件の自治体から回答があった。「付けていない」と回答した自治体は 388 件、「付けている」と回答した自治体は 3 件、「分からない」と回答した自治体は 116 件であった。

「分からない」と回答した自治体については、健診の実施主体が今回調査の回答部署と異なることから、通訳の有無について「分からない」と回答したと推察される。そのため、自治体内の関係部署の連携が課題となっていることが考えられる。

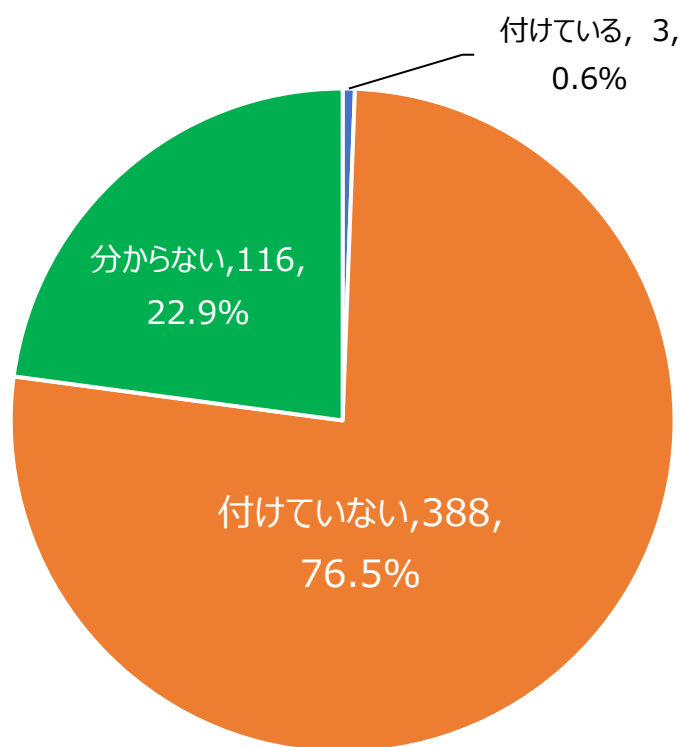


図５－７ 健診（乳幼児健診、５歳児健診、就学時健診等）での通訳の有無（n=507）

(6) 外国につながるのある子どもの就学先を検討する教育支援委員会などに、対象の子どもの相談を担当してきた者や通訳の出席 (Q48)

Q48「外国につながるのある子どもの就学先を検討する教育支援委員会などに、対象の子どもの相談担当者や通訳者が出席しているか否か」について、485 件の自治体から回答があった。その内訳を図 5－8 に示した。

「相談者・通訳者ともに出席している」が 12 件、「相談担当が出席している」が 147 件、「通訳者が出席している」が 35 件、「いずれも出席していない」が 291 件であった。半数以上が相談担当者・通訳者いずれも出席していないことが分かった。

また、通訳者が出席している自治体 47 件のうち、通訳について「自治体が通訳者を手配している」が 36 件、「保護者が通訳者を手配している」が 19 件、両方に回答している自治体が 4 件であった。

外国人児童生徒等の就学を判断するためには、生活上の様々な課題が、言語・文化等の違いによるものか障害や発達の状態によるものかについての実態を丁寧に捉え、総合的に判断することが必要である。保護者が安心して学びの場を選択するためにも、地域の関係機関、ボランティア団体等と教育委員会・学校・日本語教室等が連携を図ることが求められており（文部科学省 2021）、今後、通訳者を含めた支援体制の現状と課題について把握していく必要がある。

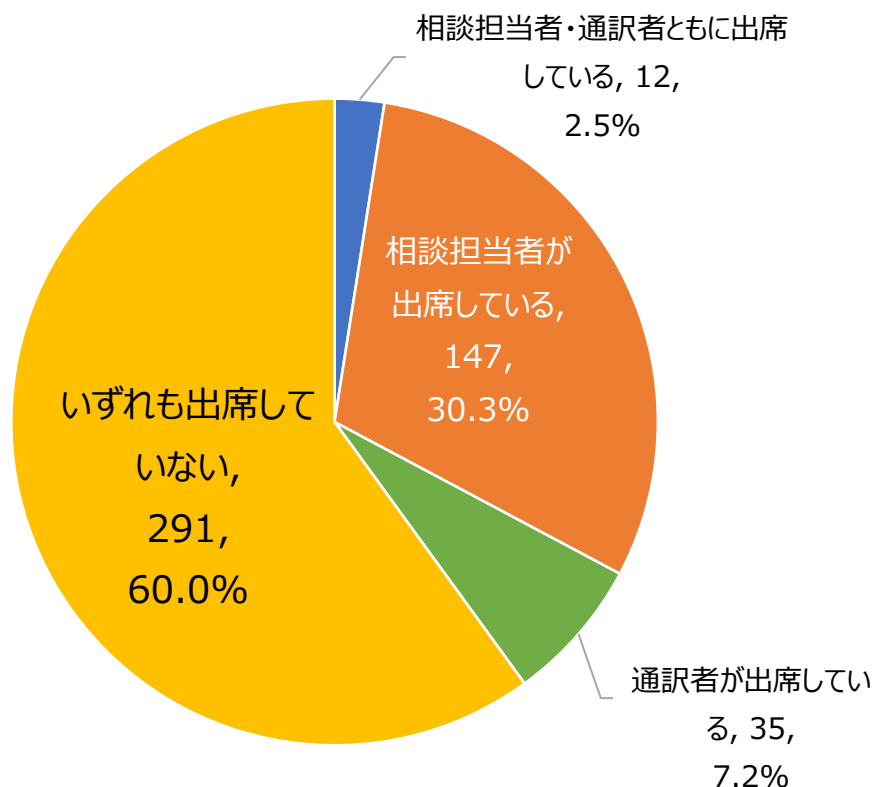


図 5－8 教育支援委員会などへの相談担当者や通訳者の出席状況 (n=485)

（７）外国につながるのある子どもの保護者を対象とした特別支援学校、特別支援学級等に関するガイダンスの実施状況（Q49）

①ガイダンスの実施の有無

Q49「外国につながるのある子どもの保護者を対象とした特別支援学校、特別支援学級等に関するガイダンスを実施」しているか否かについて、567 件の自治体より回答があった。その内訳を図 5－9 に示した。

ガイダンスを実施している自治体が 134 件で、実施していない自治体が 433 件であった。

外国につながるのある子どもの保護者を対象としたガイダンスを実施している自治体が少ないことが分かった。

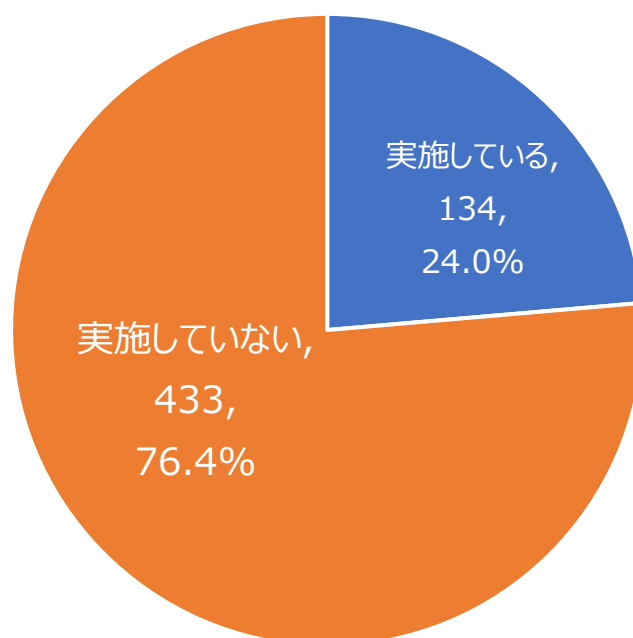


図 5－9 外国につながるのある子どもの保護者を対象としたガイダンスの有無（n=567）

②ガイダンスの実施方法

外国につながるのある子どもの保護者を対象にガイダンスを実施している 134 件の自治体に、その実施方法について回答を求めた。その内訳を図 5—10 に示した。

ガイダンスの方法については、「日本語でのガイダンスを実施」が 66 件、「通訳をつけたガイダンスを実施」が 40 件、「母語による説明パンフレットの配布」が 16 件、「翻訳機を活用したガイダンスを実施」が 12 件であった。

文部科学省の「外国人の子供の就学状況等調査」(2020)によると、就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布の状況を「行っている」自治体が 16.7%、「行っていない」自治体が 83.3% (n=1,199) となっており、本調査結果と同様の結果となっている。

関係パンフレット等については、国立障害者リハビリテーションセンター(2021)が「発達障害に関する外国人保護者向けパンフレット」を作成しており、今後、関係機関と連携を図りながら、就学にかかる情報を保護者に適切に提供できる取組について検討していきたい。

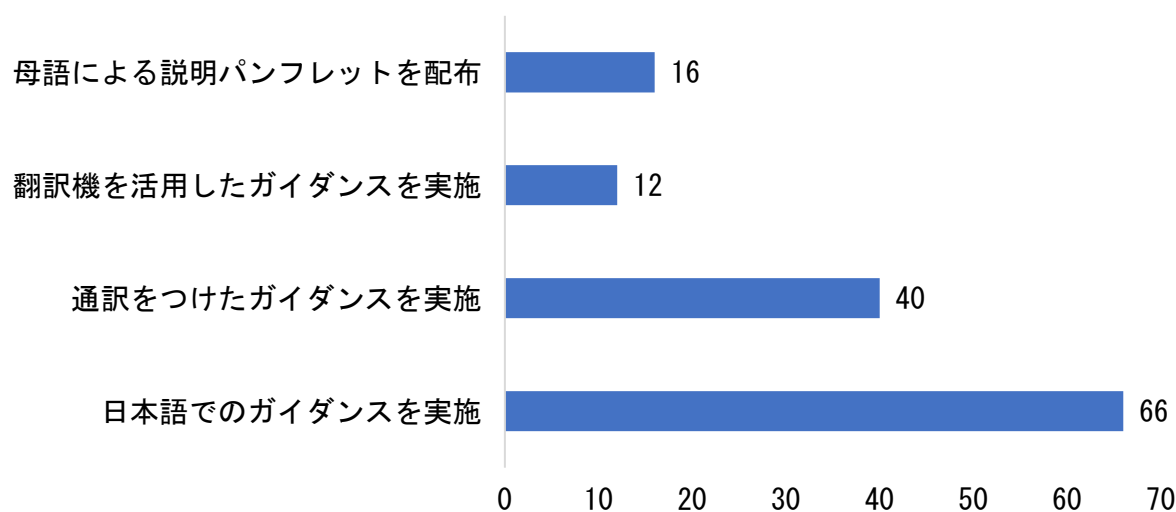


図 5—10 ガイダンスの実施方法 (n=134)

(8) 外国につながるのある子どもに関する情報共有のための相談支援ファイル、個別の支援計画、個別の教育支援計画等の様式 (Q50)

Q50「外国につながるのある子どもに関する情報共有のための相談支援ファイル、個別の支援計画、個別の教育支援計画等の様式」を作成しているか否について、531 件の自治体より回答があった。その内訳を図 5—11 に示した。

外国につながるのある子どもに関する情報共有のための相談ファイル、個別の支援計画、個別の教育支援計画等の様式を作成している自治体は 93 件であり、作成していない自治体は 438 件であった。

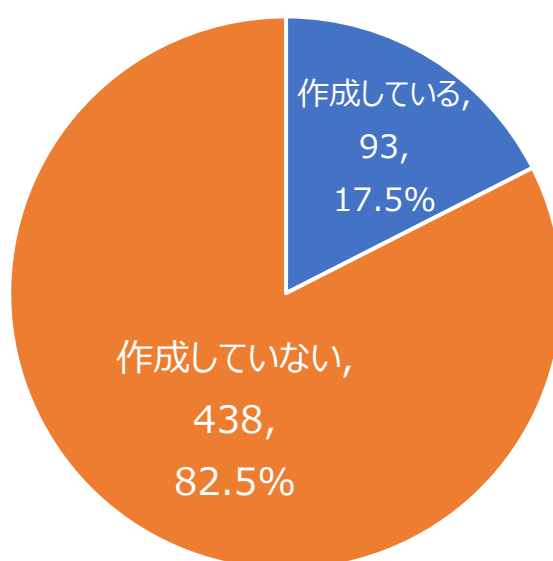


図 5—11 外国につながるのある子どもに関する情報共有のための相談支援ファイル、個別の支援計画、個別の教育支援計画等の様式の作成状況 (n=531)

(9) 外国につながる子どもの就学先の柔軟な見直しを検討するための体制状況
(Q51)

Q51「外国につながる子どもの就学後について、就学先の柔軟な見直しを検討するための体制」があるか否かについて、537 件の自治体から回答があった。その内訳を図 5－12 に示した。

外国につながる子どもの就学後に、就学先の柔軟な見直しを検討するための体制について、「特にないが、就学先からの申し出により検討する」との回答が 492 件、「1 年後に就学先を巡回し、検討の場を持つ」との回答が 9 件、「その他」が 36 件であった。

「その他」の記述では、「外国につながる子どもを含め、教育センター職員が各校を巡回する」「これまで該当する子どもがいなかったが、いれば検討したり、体制をつくったり、教育相談等を実施する」「外国語指導員・支援員からの意見を参考に教育支援委員会等で審査」「外国につながる子どもに特化していないが、校内支援体制の中で対応している」「毎年、教育支援委員会で就学先を検討している」などの回答があった。

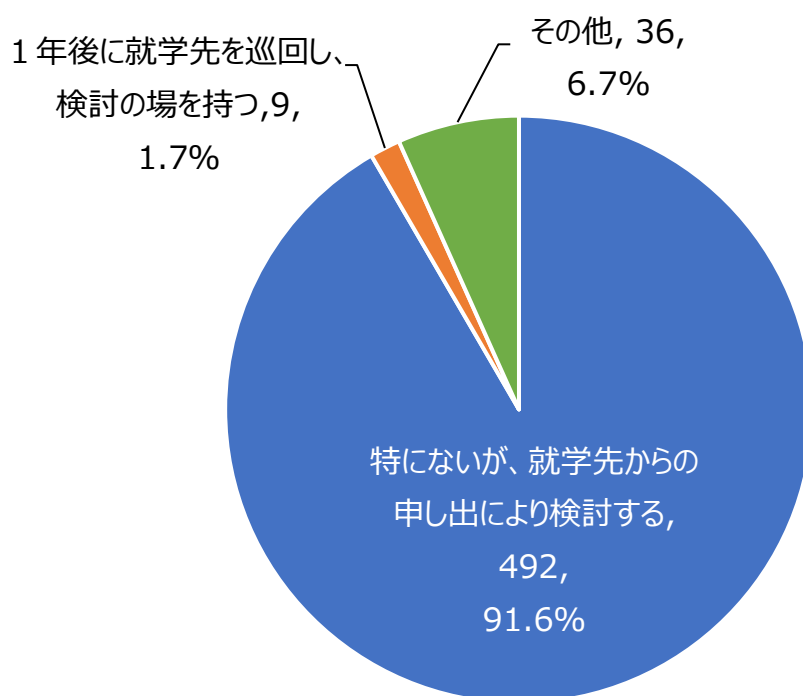


図 5－12 外国につながる子どもの就学先の柔軟な見直しを検討するための体制 (n=537)

(10) 令和２年度における外国につながる子どもの就学先や学びの場の変更事例の状況（Q52）

Q52「令和２年度における外国につながる子どもの就学先や学びの場の変更事例（小学校１年生から中学校３年生までの全学年）」の状況について、447 件の自治体から回答があった。変更事例が「ある」と回答した自治体が 120 件であり、「ない」と回答した自治体が 327 件であった。変更事例があると回答した 120 件の自治体での変更事例ごとの人数を図５－13 に示した。

「通常の学級から特別支援学級」の変更が 140 人で最も多く、次に「特別支援学級から通常の学級」の変更が 95 人であった。

「その他」の記述には、「途中で帰国した」「日本語の習得を目指した支援を行っていくが、学校ごとに分散してしまうため、支援体制の確保が難しい。特別支援学級を弾力的に活用することもある」「外国の入所施設から特別支援学校」「通常の学級だがプラスして、市独自の LD 通級指導教室へ」「特別支援学級（知的障害）から特別支援学級（自閉症・情緒障害）へ」などの回答があった。

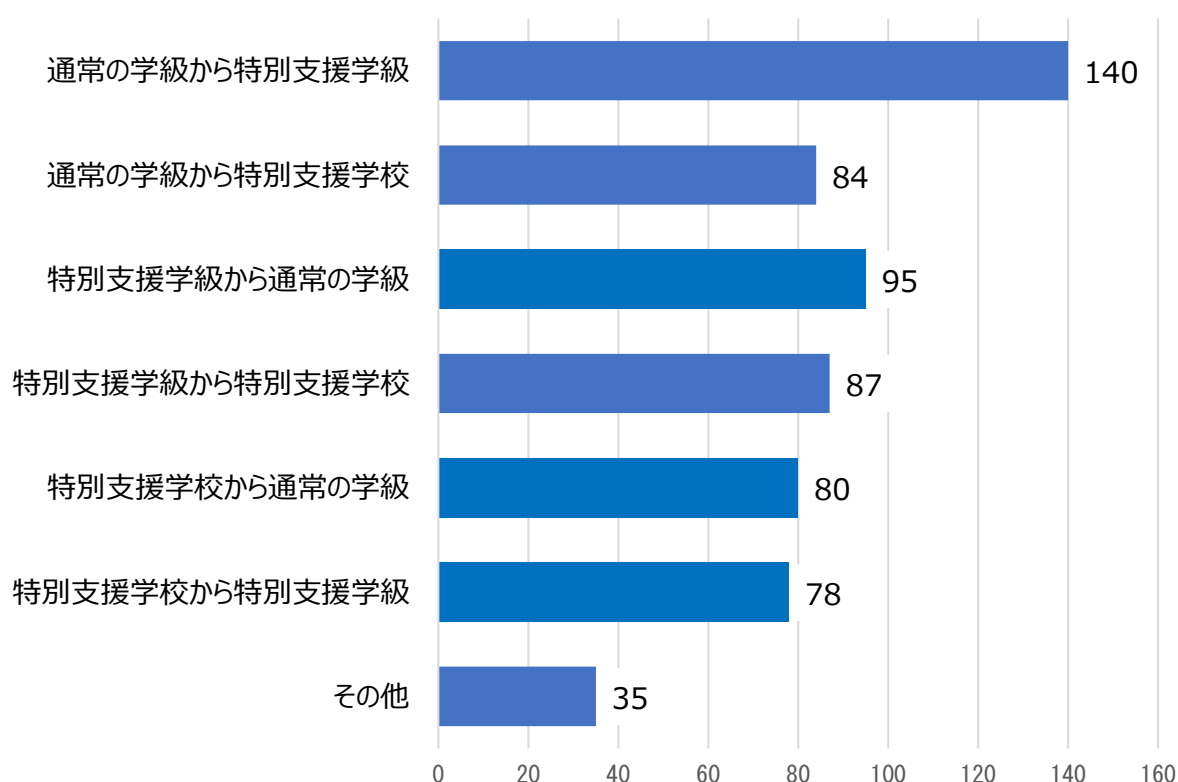


図５－13 外国につながる子どもの就学先や学びの場の変更状況（人）

(11) 外国につながるのある子どもの就学に関する取組の課題と工夫 (Q53)

Q53「外国につながるのある子どもの就学に関する取組の課題や特に工夫していること」について、自由記述で回答を求めた。回答のあった219件の自治体のうち、「対象者なし」、「ニーズなし」と回答した60件の自治体を除いた159件の自治体の回答を課題と工夫ごとに共通する項目で分類した。

①課題点

外国につながるのある子どもの就学に関する取組の課題については151の回答があった。それらを整理し図5-14に示した。

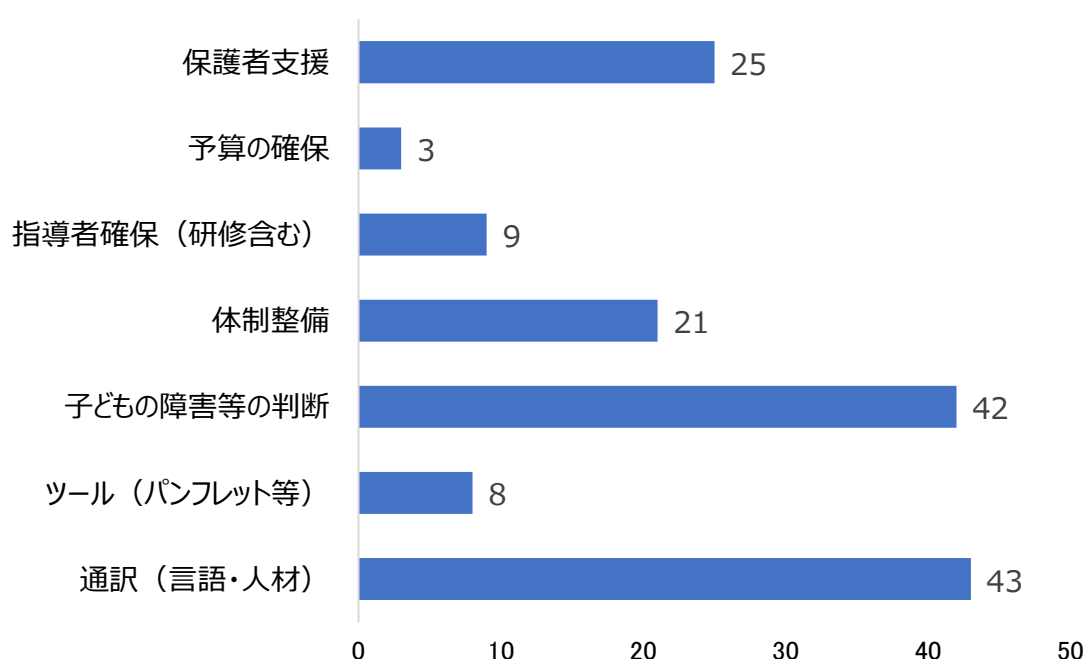


図5-14 外国につながるのある子どもの就学に関する取組の課題点（n=151）

課題点として多くあがっていたのは、「通訳（言語・人材）」に関わる事項であった。対象の子どもたちが多国籍であり、その言語に対応した通訳者の確保ができないこと、また、通訳者が特別支援教育や就学の仕組みについて理解していない中での通訳で、コミュニケーションが深まらないことなどがあがっていた。

また、「通訳（言語・人材）」の課題と同様に多くあがっていたのは、子どもの障害等の「判断」に関わる事項であった。学習活動の難しさが、障害によるものなのか、言語未習得によるものなのか判別ができないことや、母語による検査ではなく日本語で実施した検査結果に妥当性があるかどうかなどがあがっていた。

「保護者支援」では、「通訳」の課題とも関連するが、言語や文化の違い等から特別支援

教育や就学相談等の理解が難しく意思の疎通が困難であることや、子育て支援や生活支援が必要な場合もあることなどがあがっていた。

「体制整備」に関わる課題では、受入の窓口から、相談、就学、学校での指導体制等の流れや人的・物的な面で整っていない点をあげるところが多かった。また、「日本語の習得を目指した支援を行っていくが、学校ごとに分散してしまうため、支援体制の確保が難しく、特別支援学級を弾力的に活用することもある。」「外国につながるのある子どもが指導を受ける場が特別支援学級になってしまっているケースがある。(言語の壁が大きく、通常の学級のペースについていけない等)」「日本語が未修得の児童生徒に対して、個別対応が行き渡らない場合、支援学級で対応せざるを得ない場合がある。」などの記述があり、外国につながるのある子どもの受け皿が「特別支援学級」になっている場合が少なからずみられることが分かった。

「指導者確保」に関わる課題では、日本語指導ができる教師がいないことや、外国につながるのある子どもへの知識・理解、学習支援の方法などの研修が必要であることなどがあがっていた。

「ツール（パンフレット等）」に関わる課題では、就学相談の案内や学校紹介等のパンフレット等を多言語で作成することなど、各種情報を多言語で発信することがあがっていた。各種情報については、文部科学省が外国につながるのある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト「かすたねっと」を運営している。また、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターでは、発達障害に関する外国人保護者向けパンフレット等を多言語で発信している。これらの情報の活用を周知していくこと必要である。

また、市町村単位でのガイダンスなどの開催は難しいため、県単位などでの開催を望む記述もあった。

「予算の確保」では、人員配置や通訳を付けたいが財源が十分でないことがあがっていた。

②工夫点

外国につながるのある子どもの就学に関する取組の工夫については 91 の回答があった。それらを整理し図 5-15 に示した。

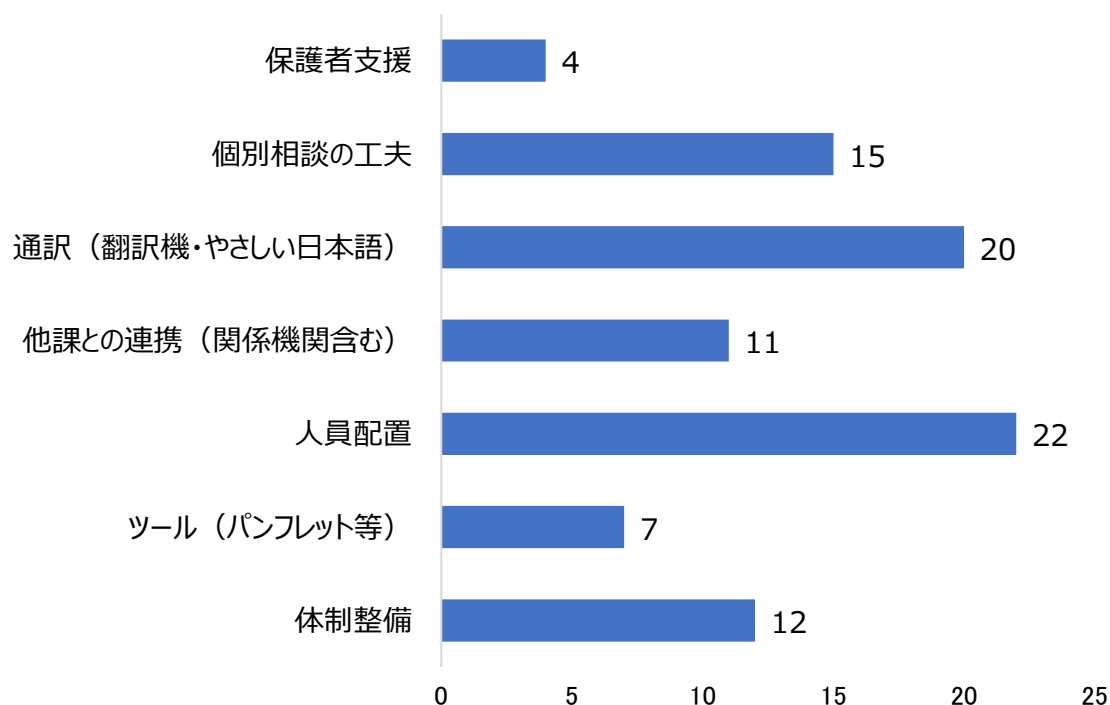


図 5-15 外国につながるのある子どもの就学に関する取組の工夫点（n=91）

「人員配置」の工夫では、県、市より会計年度職員を配置、母国語に対応した支援員や介助員、ボランティアの配置などがあがっていた。また、行事等に保健師が付添う、学校の準備や行政等との手続きにソーシャルワーカーが支援するとの記述があった。

「通訳」の工夫では、必要に応じて通訳を手配することや、就学について理解している通訳の配置、また、翻訳機の貸し出しや活用、やさしい日本語の使用などがあがっていた。

「個別相談」の工夫では、各学校から日本語指導員派遣の依頼を受け、国際教育コーディネーター、日本語指導員が日本語習得状況アセスメントを実施することや、保護者が信頼する人や保育士等が同席することなどがあがっていた。

「体制整備」の工夫では、市立の小学校 1 校に、日本語学校を設置していることや、日本語学級のある小学校へ区域外通学を認めていること、教育研究所教育相談班に帰国・外国人児童生徒支援員を配置し学校へ派遣していることなどがあがっていた。また、外国につながるのある子ども（日本語がまだ不得手の場合）については、「教育支援委員会」で話し合わず、すぐに「日本語指導教室」に通級するようにしているなどの記述があった。

「他課との連携（関係機関含む）」の工夫では、子ども家庭課、子育て支援課、市長部局など、各自治体の関係部署と連携し、ワンストップで支援が受けられるようにしているこ

とや、特定非営利活動法人等、地域の関係団体と連携していることなどがあがっていた。

「ツール（パンフレット等）」の工夫では、外国籍の保護者に向けて「外国人児童生徒の受入れの手引き」のリーフレットを配布したり、市独自の「生活ガイドブック」を作成し、配布したりしていることや、就学シートを英訳し活用していること、また、国や県、関係機関から活用できそうなツールを収集して活用していることなどがあがっていた。

「保護者支援」の工夫では、保護者と複数回面接を行い、入学準備に関する説明を行ったり、その内の1回は、学校側の担当者も交え、入学後の見通しについて説明し、情報共有を図ったりしていることや、保護者向けの就学説明会を実施していることなどがあがっていた。

<参考文献>

- 1) 国立障害者リハビリテーションセンター・発達障害情報・支援センター（2021）発達障害に関する外国人保護者向けパンフレット
- 2) 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会（2021）令和2年度全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査報告書
- 3) 文部科学省（2018）日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査
- 4) 文部科学省（2020）外国人の子供の就学状況等調査
- 5) 文部科学省（2021）外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）

（澤田真弓・滑川典宏）

6. 自治体の人口や規模と支援内容との関係について

本調査で回答が得られた自治体は748であり、人口規模としては1万人未満の自治体から100万人以上の自治体と多岐にわたっていた。そこで、各自治体の支援体制や支援内容と人口規模との関連を検討することを目的として、以下の統計解析を実施した。

（1）方法

- ① 各自治体が質問項目全体（Q8からQ41）において「はい」と答えた（子どもや保護者への相談支援等の施策を「実施している」、「取り組んでいる」等に当たる回答をした）総数を算出し、その自治体人口との相関を検討した。
- ② 回答の中で、「いいえ」という回答が多かった質問項目（以下「②質問項目」とする）を抽出し、回答による自治体人口の比較をt検定により行った。
- ③ 質問項目の中で人口による有意差を認めた質問項目について、自治体の規模を「政令指定都市及び中核都市」、「一般市及び区」、「町及び村」の3群に分け、カイ二乗検定によるクロス集計を行い、回答による自治体規模の比較を行った。

（2）結果

① 「はい」と回答した総数と人口との相関

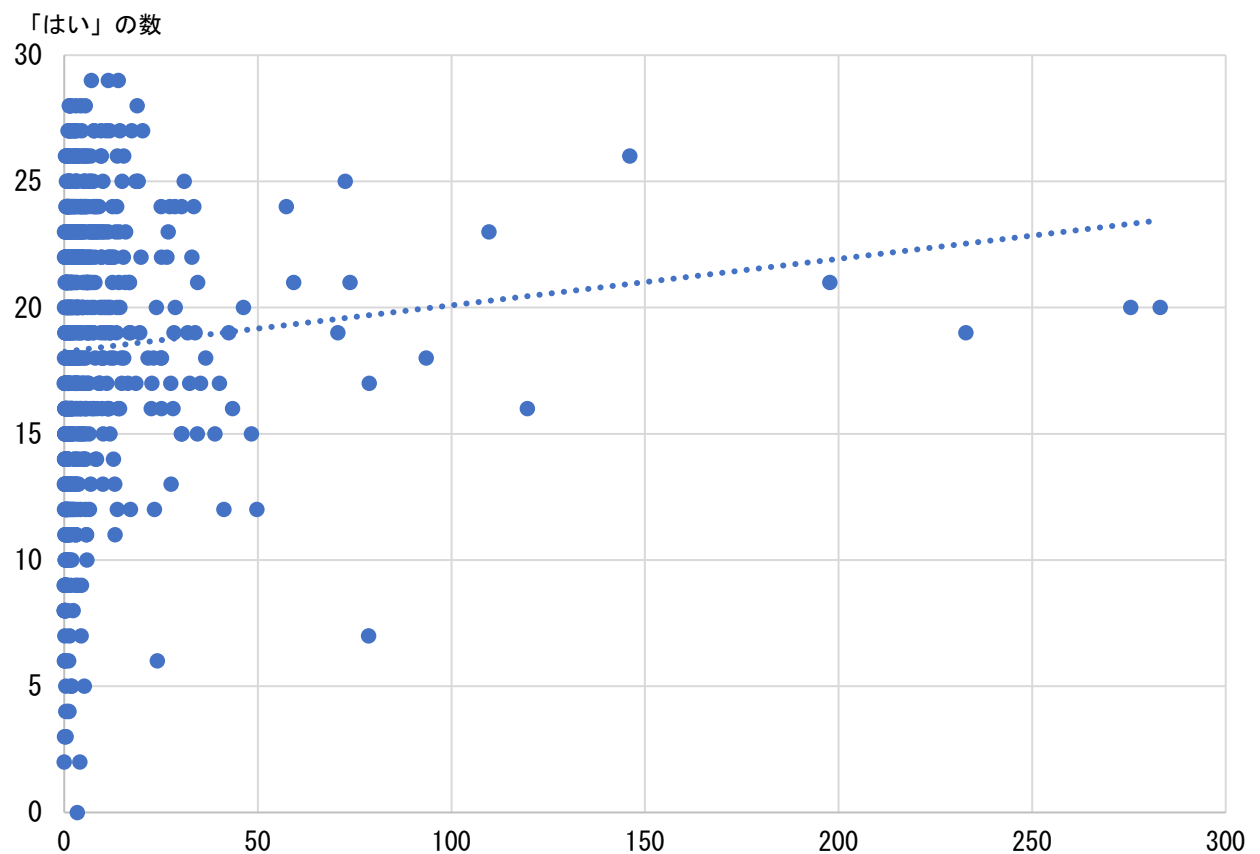


図6－1 自治体の人口規模と「はい」の数の散布図

自治体人口（万人）

各自治体が質問項目 8 から質問項目 41 において「はい」と答えた総数と、その自治体人口との関係を検討したが、相関は見られなかった（ピアソンの相関係数： $p=0.077$ ）（図 6－1）。

また、人口 120 万人以上の自治体 5 市を除いて同様の検討を行ったが、相関は見られなかった（ $p=0.087$ ）。

②「いいえ」の回答が多かった質問項目と人口との相関

回答の中で、「いいえ」という回答が多かった質問項目（Q13、14、16、29、33、37、39）について、回答による自治体人口の比較を t 検定により行った。

その結果、Q14、29、33、37 において、回答による人口の有意差を認めた（ $p<0.01$ ）。質問項目 14、29、37 については、「はい」と答えた自治体の人口が「いいえ」と答えた自治体の人口に比べ優位に多かったが、Q33 についてはその逆で、「いいえ」と答えた自治体の人口が「はい」と答えた自治体の人口に比べ優位に多かった（表 6－1）。

表 6－1 「いいえ」の回答が多かった質問項目の回答と人口の比較

No	質問内容	回答	自治体数	人口平均	p値 (t-test)
Q13	5 歳児健診や 5 歳児発達相談等を実施している。	はい	322	73210.21	$p=0.67$
		いいえ	347	79717.71	
Q14	貴自治体内に児童発達支援センター、児童発達支援事業を整備している。	はい	382	130771.69	$**p<0.01$
		いいえ	311	24932.67	
Q16	特別な支援を必要とする子どもや保護者に対して、保健、医療、福祉、教育、就労等の関係部局、機関が連携してチームを組んだり、「特別支援教育連携協議会」等を設置したりしている。	はい	469	85871.80	$p=0.37$
		いいえ	256	70352.89	
Q29	保護者を対象とした、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導等に関する説明会やガイダンス等を実施している。	はい	378	120599.29	$**p<0.01$
		いいえ	351	36598.85	
Q33	乳幼児健診や 5 歳児健診などでの子どもの実態把握に、教育支援委員会を構成するメンバーが関与している。	はい	432	41991.14	$**p<0.01$
		いいえ	261	128216.99	
Q37	就学支援シートや個別の教育支援計画等、支援を要する子どもに関する情報を小学校と共有するためのツール作成し活用している。	はい	399	99621.55	$*p=0.01$
		いいえ	325	57447.42	
Q39	就学先を検討するために作成した審議資料等を、子どもの就学先等に引き継いでいる。	はい	435	84157.30	$p=0.31$
		いいえ	286	68130.21	

$** P<0.01$ $* P<0.05$

さらに、②質問項目の中で人口による有意差を認めた質問項目について、自治体の規模を「政令指定都市及び中核都市」、「一般市及び区」、「町及び村」の3群に分け、カイ二乗検定によるクロス集計を行い、回答による自治体規模の比較を行った。

表 6－2 回答による自治体規模の比較

No	質問内容	自治体規模	「はい」	「いいえ」	3群比較	その後の検定
Q14	貴自治体内に児童発達支援センター、児童発達支援事業を整備している。	政令及び中核	31	3	**p<0.01	政令・中核 ↔ 一般・区 (p=0.05) 政令・中核 ↔ 町・村 (**p<0.01) 一般・区 ↔ 町・村 (**p<0.01)
		一般及び区	254	75		
		町及び村	101	243		
Q29	保護者を対象とした、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導等に関する説明会やガイダンス等を実施している。	政令及び中核	29	6	**p<0.01	政令・中核 ↔ 一般・区 (p=0.02) 政令・中核 ↔ 町・村 (**p<0.01) 一般・区 ↔ 町・村 (**p<0.01)
		一般及び区	215	121		
		町及び村	142	232		
Q33	乳幼児健診や5歳児健診などでの子どもの実態把握に、教育支援委員会を構成するメンバーが関与している。	政令及び中核	9	20	**p<0.01	政令・中核 ↔ 一般・区 (**p<0.01) 政令・中核 ↔ 町・村 (**p<0.01) 一般・区 ↔ 町・村 (p=0.05)
		一般及び区	194	131		
		町及び村	237	117		
Q37	就学支援シートや個別の教育支援計画等、支援を要する子どもに関する情報を小学校と共有するためのツール作成し活用している。	政令及び中核	26	9	**p<0.01	政令・中核 ↔ 一般・区 (p=0.16) 政令・中核 ↔ 町・村 (**p<0.01) 一般・区 ↔ 町・村 (**p<0.01)
		一般及び区	208	125		
		町及び村	173	198		

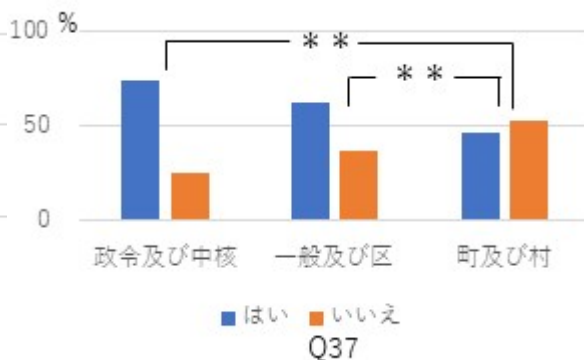
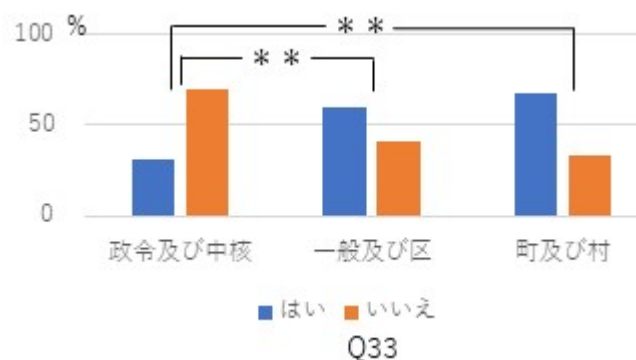
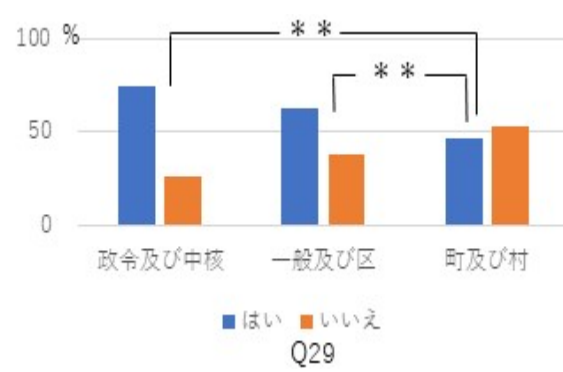
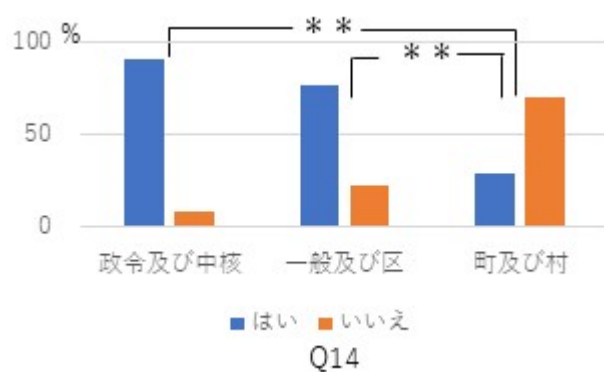


図 6－2 回答割合の自治体規模比較

その結果、全ての質問項目について、群による違いを認めた ($p<0.01$)。その後の検討として、2群間での比較を行ったところ、Q14、33、37については、「政令指定都市及び中核都市」と「一般市及び区」が、どちらも「町及び村」に比べて「はい」の数が有意に多かった ($p<0.01$)。Q33については、「一般市及び区」と「町及び村」が、どちらも「政令指定都市及び中核都市」に比べて「はい」の数が有意に多かった ($p<0.01$)

(表6-2及び図6-2)。

(3) 小考察

この統計解析の結果から、質問紙調査において「はい」と回答（子どもや保護者への相談支援等の施策を「実施している」、「取り組んでいる」等に当たる回答）した総数と自治体人口には相関は見られなかった。一方、「いいえ」の回答が多かった質問項目については、回答による自治体人口の違いが見られるものと、そうでないものがあった。違いがあった質問項目については、「はい」と答えた方が自治体の人口が多い傾向がみられたが、Q33「乳幼児健診や5歳児健診などでの実態把握に、教育支援委員会を構成するメンバーが関与している」のように、逆の結果となった質問項目もあった。

また、自治体規模で比較した場合、政令指定及び中核市また一般及び区の方が、町及び村に比べて「はい」と答えた自治体が多い傾向が見られたが、一般及び区また町及び村の方が、政令及び中核市に比べて多い質問項目もあった。それは、Q33「乳幼児健診や5歳児健診などでの実態把握に、教育支援委員会を構成するメンバーが関与している」であった。

児童発達支援センターや支援事業の整備などは、人口規模の大きい自治体の方が充実しているものの、同一の支援者による一貫したかかわり等については、政令指定及び中核市などの大規模都市よりも、人口規模の小さい自治体の方が行われている可能性が考えられた。人口規模の小さい自治体では、専門性を有する人材が少なく、必然的に同一の支援者が支援を行うことになってしまっている現実もあると想定される。

(佐藤利正)

IV. 調査の考察

本調査は以下３点を目的として実施した。

- ①障害のある子どもの就学先や学びの場の決定に至る以前の、乳幼児期からの支援体制について実態を明らかにする。
- ②障害のある子どもの就学先や学びの場の決定手続きについて実態を明らかにする。
- ③外国につながるのある子どもの就学先や学びの場の決定手続きについて実態を明らかにする。

調査対象 1,740 市区町村教育委員会に対して回収率は 43.0%であって、半数に満たなかった。このため、本調査結果から言及できることは限られるかもしれない。しかし、これまで、乳幼児期からの支援体制と就学先決定手続きについて、外国につながるのある子どもも含めて包括的に調査した研究はない。748 市区町村からの回答はすべて重要な情報であると考えられる。ここでは、回収率が 43.0%であることを踏まえながら、調査結果について考察する。

1. 自治体の人口や規模と乳幼児期から支援内容や就学先決定手続きとの関係

回答のあった自治体の人口と、質問項目における「はい」（子どもや保護者への相談支援等の施策を「実施している」、「取り組んでいる」等に当たる回答）の総数とには相関は見られなかった。このことから、全体的に見たときに、自治体の人口の多少と、乳幼児期からの支援内容や就学先決定手続きに関する施策の充実程度には関係はないと考えられた。

一方、今回の調査で「いいえ」の回答割合が多かった 7 つの調査項目について、個別に検討したところ、「児童発達支援センター等の整備」「保護者対象のガイダンスの実施」「就学支援シート等の作成と活用」の 3 項目では、人口が多い自治体ほど、整備、実施されていることがわかった。この 3 項目は、自治体の人口規模や予算規模が実施状況に影響を与えやすい内容であると考えられる。

反対に、「健診等の実態把握への教育支援委員会構成メンバーの関与」については、人口が少ない自治体ほど、なされていることがわかった。これは、小規模な自治体では、障害のある子どもや外国につながるのある子どもに対する教育に専門性を持つ人材が限られるためであると考えられる。しかし、一方で、子どもや保護者にとっては、乳幼児期の健診等から、かかわってくれている専門性のある人物が、就学まで継続的に関与してくれることになる。このことは、子どもや保護者が安心して就学を迎えることにつながると考えられる。

2. 乳幼児期からの支援体制

（１）乳幼児期からの支援体制における教育委員会の役割

Q 8 から Q 10 の結果からは、多くの市区町村が、妊娠中から乳幼児期の保護者に対して子育てに関する情報提供を行い、気軽に相談できる体制が整いつつあることがわかった。これは、成育基本法に基づく子育て世代包括支援センター構想（いわゆる日本版「ネウボラ」）の展開によるものであり、主として、各自治体の母子保健部局や福祉部局を中心とした取組である。妊娠中から乳幼児期にかけての子どもや保護者の安心につながるしくみは構築されつつあると言える。

一方、教育委員会が子育てに関する保護者からの相談担当者を配置している自治体は 6 割（Q 11）程度であった。また、教育委員会による保育所や私立幼稚園等の子どもや保護者への支援の実施は 5 割に満たなかった（Q 20）。子育てに関する相談担当者の配置に関する取組は、市区町村教育委員会に必須なものではない。しかし、母子保健や福祉、医療と教育とが連携した切れ目のない支援体制の構築が求められていることを踏まえ、こうした取組を通して、教育委員会が乳幼児期からの相談体制を一層整備すること望ましいと考えられる。

（２）3 歳児健康診査と就学時健康診断とをつなぐ実態把握や支援の検討の機会

いわゆる 5 歳児健診や 5 歳児発達相談等の実施状況が 5 割弱（Q 13）であることがわかった。現時点では、5 歳児健診や 5 歳児発達相談等は母子保健法等に位置づけられておらず、各自治体が独自に実施しているものである。満 5 歳頃に実施されており、学年で言えば 4 歳児（年中児）にあたり、3 歳児健康診査と就学時健康診断の中間に位置づくものである。

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」では「早期からのきめ細かい就学相談や支援を行うため、健康・福祉部局や幼稚園等と連携して障害のある子供の状況を把握する」ため「5 歳児健診等の機会の活用も考えられる」としている。現時点で、実施内容・方法について確立されたものはないが、3 歳児健診と就学時健診の間の法定の健診がない時期の子どもの実態把握や支援が検討できる機会を設けることが重要であると考えられる。

（３）連携のためのしくみやその活用

Q 16 で、「特別支援教育連携協議会」の設置について尋ねた。これは『障害のある子供の教育支援の手引』において設置の必要性が指摘されているが、設置している自治体は 6 割程度であった。特別支援教育連携協議会は、乳幼児期から就学期にかけて子どもの成長に沿って必要な人や機関が連携する「タテの連携」と、母子保健や福祉、医療と教育など

親子にかかわる様々な人や機関による「ヨコの連携」の中心に位置づく重要な組織であり、一層の設置と活用が望まれる。

また、子どもや保護者に関する情報を引き継ぐためのしくみ等について尋ねた結果を見ると、母子保健や療育機関から保育所・認定こども園・幼稚園に情報が伝わるしくみやその活用については7割弱（Q18）、母子保健や療育機関から教育委員会に情報が伝わるしくみやその活用については全体の4分の3程度（Q19）、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校との情報共有の機会の設定（就学に関する引き継ぎを除く）については、全体の4分の3弱（Q21）の実施状況であった。いずれも、乳幼児期から就学期にかけて一貫した支援を実現する上で重要なしくみである。子どもや保護者が安心して就学を迎えられるためにも一層の整備が期待される。

また、乳幼児期の個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成及び活用への支援状況（Q23）や、相談支援ファイルや個別の教育支援計画の作成及び活用の状況（Q24）に関する結果は、いずれも6割前後であった。子どもや保護者にかかわるさまざまな機関が「タテの連携」や「ヨコの連携」による支援の充実のため、これらのツールの作成と活用を充実させる必要がある。しかし、この2つの設問では「分からない」とする回答が多かった。教育委員会が、各自治体における乳幼児期の連携のためのしくみやその活用について理解し、可能な限り参画していることが、一貫した支援を実現する基本である。乳幼児期の支援体制について「分からない」と回答する自治体がなくなることを期待したい。

3. 就学相談や就学先等の決定手続き

（1）教育支援委員会の構成メンバー

教育支援委員会の構成について見る（Q26）と、医師がもっとも多く、9割近い自治体でメンバーになっていた。続いて、特別支援学級の教員が8割の自治体、特別支援学校の教員で7割の自治体でメンバーになっていた。障害や特別支援教育に関する専門家がメンバーになっていることがわかる。次に多かったのが保健師で6割強の自治体でメンバーになっていた。妊娠中から乳幼児期にかけて継続的に子どもや保護者にかかわり、「親子の歴史」（生育歴）にも深くかかわってきた保健師が、就学先等の決定に関する委員会のメンバーになっていることは、教育支援委員会において適切な審議がなされ「総合的判断」を行う上で重要である。このような観点から、保健師が教育支援委員会のメンバーであることが、子どもや保護者が安心して就学を迎えることにつながると考えられる。

（2）保護者への情報提供

保護者からの就学に関する相談窓口を明示しているとの回答は8割以上（Q28）の自治体からあった。しかし、保護者に対する就学先等の説明会やガイダンスの実施は5割（Q

29)にとどまっている。いずれも就学先等の決定手続きに入る前に、保護者に情報提供する重要な機会である。特に説明会やガイダンスの充実が必要である。

（３）就学先等を検討するための審議資料の取り扱い

就学先等を検討するための審議資料作成時に行っていることとして「在籍園からの意見聴取」「保護者からの意見聴取」「行動観察の実施」「心理・発達検査の実施」がいずれも９割を越えていた。また「医療、福祉関係者からの意見聴取」も８割近くの自治体で実施されていた。総合的な判断のために子どもに関する様々な情報を集約していることがわかった。

しかし、「保護者からの意見聴取」を実施している自治体は93.3%であり、実施されている率は高いとは言え、100%ではなかった。平成25年の学校教育法施行令改正の主旨の一つである「本人・保護者の意見を最大限尊重する」という点で課題がある自治体が存在すると考えられる。

教育支援委員会における審議資料を就学先等に引き継いでいるとした自治体は６割（Q39）にとどまっている。子どもをとりまく多数の関係者が作成した審議資料は、就学後の子どもの支援に活用できる情報が多数ある。就学先等に適切に引き継ぎ、活用される必要がある。

（４）保育所・認定こども園・幼稚園と小学校との情報の引き継ぎ

保育所・認定こども園・幼稚園と小学校との情報の引き継ぎの基本は、保育所児童保育要録等のいわゆる「要録」である。特別な支援を要する子どもの場合、より詳細に子どもの実態や必要な支援の内容等を「要録」以外によって伝達する必要がある。それが、いわゆる「就学支援シート」や個別の教育支援計画等（いわゆる「相談支援ファイル」「サポートファイル」の一部となっている場合も含めて）であるが、それらを作成し活用している自治体は５割強（Q37）であった。

また、就学後に保育所・認定こども園・幼稚園と小学校との話し合いを実施している自治体も半数程度（Q38）であった。保育者や教師の多忙さが指摘される中、こうした機会の設定は困難かもしれない。また、調査実施期間が新型コロナウイルス感染拡大時であったことも、実施を困難にしていたかもしれない。しかし、保育所・認定こども園・幼稚園の保育者は、子どもの姿はもとより、乳幼児期のかかわりや支援が適切であったか、また、乳幼児期の支援が小学校でどのように活用されているか等を知りたいはずである。小学校からのフィードバックが重要である。小学校の教師も、かかわりの初期の段階で、保育所・認定こども園・幼稚園から、かかわりの手がかりを得たいはずである。こうした機会を設定していくことが求められている。

4. 外国につながるのある子どもの就学先決定

（１）教育支援委員会等の対象となる子ども

今回の調査で、外国につながるのある子どもが教育支援委員会等の対象となった自治体は310で全体の4割（Q43）であった。教育支援委員会等の対象となった子どもの学年別の内訳を見ると（Q43）、就学前（5歳児）がもっとも多く、ついで6年生であった。小学校への入学や中学校への進学に向けて、教育支援委員会の対象になる子どもが多いことがわかった。就学先等を内訳（Q44、図5－6）では、全体的に特別支援学級がもっとも多く、続いて、通常の学級、特別支援学校の順であった。特別支援学級がもっとも多いのは、外国につながるのある子ども以外の結果と同様であるが、次に多いのが通常の学級である点が異なっていた。

また、教育支援委員会等の審議対象となった障害種を見る（Q45）と、知的障害がもっとも多く、続いて、情緒障害、自閉症の順であった。この傾向は、外国につながるのある子ども以外の結果と同様であった。なお、これは、審議対象となる障害のある子どもが1人でもいれば回答するよう求めた結果であり、それぞれの障害がある子どもの人数ではなく、回答した自治体の数を示したものである。

（２）保護者への情報提供等

外国につながるのある子どもの保護者に対して就学先等に関するガイダンスの実施は、4分の1（Q49）と少なく、外国につながるのある子ども以外の保護者へのガイダンスの実施状況の約半分程度であった。ガイダンスを実施している自治体の約半数が「日本語でガイダンスを実施」しており、このようなガイダンスにおいて保護者が適切に情報を理解しているか検討する必要がある。

また、相談支援ファイルや個別の教育支援計画等の様式の作成は、2割弱（Q50）と少なかった。

（３）就学先等を検討するための審議資料の取り扱い

外国につながるのある子どもの就学先等を検討するための審議資料作成時に行っていることとして（Q46①）、「行動観察の実施」「保護者からの意見聴取」「日常生活及び園・学校生活や学習の様子等の聞き取り」がほぼ全ての自治体で行われていた。「心理・発達検査の実施」も8割以上で行われていた。心理・発達検査の実施の際に使用する言語について（Q46③）は、日本語のみが7割弱ともっとも多かった。このことについて、自由記述を見ると、子どもの発達の実態に比して、検査結果が低く出ていないかを危惧している自治体があった。

（久保山茂樹）

第3章

教育委員会等への訪問調査

I. 調査の目的

II. 調査の方法

III. 調査の結果

1. 和歌山県みなべ町
2. 福岡県芦屋町
3. 岐阜県安八町
4. 秋田県大館市
5. 栃木県真岡市
6. 新潟県上越市
7. 島根県松江市
8. 三重県四日市市
9. 静岡県浜松市
10. 北海道札幌市

IV. 調査の考察

I. 調査の目的

令和3年度に実施した質問紙調査（第2章）によって、自治体における乳幼児期からの支援体制や就学先決定手続きの現状と課題の全体像を把握、分析することができた。その結果を踏まえ、各自治体における乳幼児期からの支援体制や就学先決定手続きに関する施策について具体的に調査し、好事例を得たいと考えた。

そこで、障害のある子どもの早期からの支援、就学先決定手続き、外国につながるのある子どもの就学等について、特色ある取組を実施している市区町村教育委員会に聞き取りを行い、内容を分析することを目的として、訪問調査を実施した。

なお、第2章と同様に本調査においても、「外国につながるのある子ども」とは、①国籍（外国籍か日本国籍か）は問わない、②日本語指導を必要な子ども（日常会話が十分にとれない子ども、日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている子ども）と定義した。

II. 調査の方法

1. 調査対象

「令和3年度 障害のある子ども等の就学先決定手続きに関する調査」（以下「質問紙調査」と記す）に回答した748自治体（教育委員会）の中から10市町とした。10市町の抽出に当たって以下の4つの基準を設定した。

- ①質問紙調査への回答において「はい」（子どもや保護者への相談支援等の施策を「実施している」、「取り組んでいる」等に当たる回答）が多い自治体であること
- ②質問紙調査の自由記述への回答が充実しており、回答内容が注目に値する自治体であること
- ③人口規模を考慮し、「5万人未満」、「5万人から10万人未満」、「10万人から20万人未満」、「20万人以上」の4つのカテゴリーすべてに2自治体以上対象とすること、また中核市と政令指定都市を含めること
- ④外国につながるのある子どもに対して特色ある取組をしている自治体を3つ程度含めること

対象となった10市町を表1に示した。人口の少ない順に、和歌山県みなべ町、福岡県芦屋町、岐阜県安八町、秋田県大館市、栃木県真岡市、新潟県上越市、島根県松江市、三重県四日市市、静岡県浜松市、北海道札幌市である。このうち、松江市と札幌市については、松江市発達・教育相談支援センターと札幌市幼児教育センターが、本研究の研究協力機関となっている。

表 1 訪問調査の対象となった10市町の概要

	都道府県 市町	人口	各自治体の特色を表すタイトル ＜キーワード＞
1	和歌山県 みなべ町	12,054	教育と福祉が連携した子ども一人一人の顔が見える相談支援 ＜健診の充実、相談支援ファイル、審議資料の活用＞
2	福岡県 芦屋町	13,149	教育と母子保健・福祉の連携による切れ目ない相談支援 ＜健診の充実、保健福祉と教育の連携、幼保小連携＞
3	岐阜県 安八町	14,576	外国につながるのある子どもを含めた顔が見える就学支援 ＜外国人等（1年後の見直し、情報共有）、巡回相談支援＞
4	秋田県 大館市	69,962	一人たりとも置き去りにしない教育の実現に向けた連携 ＜健診の充実、保健福祉と教育の連携、相談支援ファイル＞
5	栃木県 真岡市	77,635	切れ目ない支援の実現に向けた相談担当者のきめ細やかな取組 ＜幼保小連携、保護者との合意形成、外国人等（説明会）＞
6	新潟県 上越市	184,736	機関連携と就学アドバイザーによる早期からの円滑な就学支援 ＜保健福祉と教育の連携、就学アドバイザー＞
7	島根県 松江市	201,246	教育を中心とした早期からの多層的で一貫した相談支援体制 ＜中核市、保健福祉と教育の連携、相談支援ファイル＞
8	三重県 四日市市	310,081	多様性を大切にした地域のつながりを生かした就学支援 ＜中核市への移行準備、外国人等（総合的判断の方法等）＞
9	静岡県 浜松市	793,352	特別な支援に対する理解啓発と相談支援のシステム構築 ＜指定都市、幼児ことばの教室、外国人対象プレスクール＞
10	北海道 札幌市	1,972,202	幼児教育センターを中心とした幼保小連携と切れ目ない支援 ＜指定都市、幼児教育センター、市立幼稚園、幼保小連携＞

2. 手続き

令和4年8月から11月にかけて、研究分担者と特別研究員が2名ずつ、対象となった市町教育委員会を窓口として訪問した。市町によっては、母子保健の担当者や、福祉の担当者等も同席した。訪問時には、質問紙調査の内容を詳細に聞き取ることを中心に実施し、自由記述の詳細について尋ねたりした。また、保護者向けリーフレットや相談支援ファイル等の実物を見せていただいたりした。

（久保山茂樹）

Ⅲ. 調査の結果

1. 教育委員会と福祉の連携による子ども一人一人の顔が見える相談支援の充実 一年中児アンケートを活用した取組－ 和歌山県みなべ町

(1) 地域の概要

みなべ町は、人口 12,054 人（令和 4 年 4 月）、出生数 53 人（令和 3 年）の町である。

和歌山県のほぼ中央に位置しており、町の面積が県全体の面積に占める割合は約 2.5% である。総面積の約 68% を林野、20% 程度を農地が占めており、丘陵地には「南高梅」の梅林が広がり、山間部は森林、溪谷などの自然資源に恵まれ、南北には紀伊水道を臨む海岸線が伸びている。歴史的には、平成 16 年 10 月 1 日、南部町と南部川村が合併して誕生した。

教育環境の整備を進めており、平成 26 年に中学校 2 校を統合、また令和 4 年 4 月に幼稚園 1 園、保育園 3 園を統合し、幼保一元化の「みなべ愛之園こども園」（私立）が高台に開園した。

特別支援教育において、平成 30 年に「みなべ町障がい児者プラン」を策定し、「障がいのある人もない人も自分らしさを認め合って共生する みなべ」を基本理念に施策の推進を行っている。

- ・ 保育所：2 園（公立 2、私立 0）
- ・ 認定こども園：2 園（公立 1、私立 1）
- ・ 幼稚園：なし
- ・ 小学校：5 校
- ・ 中学校：3 校

(2) 出生時から就学期までの支援の流れ

①就学までの支援のシステム

子育てを支援する制度や施設、相談窓口が掲載されたガイドブックを令和 4 年に作成し、ホームページに掲載している（図 1－1）。

特別な支援が必要な子どもに関して、健康長寿課子育て世代包括支援センターの保健師が、出生から就学まで、就学後は教育委員会が中心に支援を行っている。保健師は 5 名（2 名：妊娠～産後までを担当、3 名：就学前までを担当）である。

みなべ町地域子育て支援センター（こひつじランド）は就学までの相談支援や、ベビーマッサージ等の講座等の企画を行っている。また、在宅リハビリテーション事業として、機能訓練も行っている。同センターで心理士が行う「すこやか相談」は子育てに不安のあ

る保護者が、子どもを遊ばせながら相談することができる。月1～2回、年17回開かれており、1枠40分で2家族のため、予約がいっぱいである。同センターには医師も常駐しているため、相談から専門医につながりやすい。また、支援センター、リハビリ、すこやか相談は共通の支援シートが作成されており、園と情報の共有を行っている。



図1-1 出生から就学前までの流れ(『みなべ町 子育てガイドブック』「みなべ町の妊産期～子育て期の主な支援サービス」より)

②就学までの支援をつなぐツール

○個別の教育支援計画(通称:つなぎ愛シート)(図1-2)

和歌山県教育委員会では、平成27年に、すべての学校で就学前から卒業後も視野に入れた個別の教育支援計画をより一層効果的・効率的に活用できるよう、特別支援学校版「個別の教育支援計画(通称:つなぎ愛シート)」の書式を作成した。和歌山県教育委員会のホームページには、教員向け、保護者向けに啓発リーフレットが掲載されている。この書式を元に、みなべ町教育委員会が作成した個別の教育支援計画を、通級指導教室、特別支援学級、通常の学級に在籍する気になる児童生徒を対象に学校が就学時に作成している。

就学前の個別の教育支援計画の書式は、今まで園が独自に作成していたが、和歌山県教育委員会作成の個別の教育支援計画の書式を元に、みなべ町教育委員会が作成した3歳児用、幼稚園及び保育所用の書式を用いるよう推奨している。

小学校へ引き継ぐ資料としては、園での様子、現在の支援、医師の意見書、発達検査の

結果、個別の教育支援計画、個人調査票、入級決定、指導要録等である。資料は教育支援委員会に参加している進学先の学校長が紙の資料として持ち帰る。

【〇〇〇園・所】

つなぎ愛シート

3歳児用

【個別の教育支援計画】

令和〇〇年度作成

本人	フリガナ	性 別	生年月日
	氏 名	男	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日生
	住 所	フリガナ 保護者氏名	
		郵便番号①	〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
		郵便番号②	△△△-△△△△-△△△△
診断名 /特性等	療育手帳	平成・令和 年 月 交付	
	身体障害者手帳	種 別 平成・令和 年 月 交付	
	次年度更新日	令和 年 月	
	最終年度更新日	令和 年 月	
備 考			

1 園生活への期待や成長への願い（こんな園生活がしたい、こんな子供（大人）に育ってほしい、など）

本人から

保護者から

教員から

2 現在のお子さんの様子（得意なこと・頑張っていること、不安なことなど）

3 支援機関による支援

在籍園	園・所名	担当者	担任名	連絡先
相談支援 事業者	事業者名	担当者	担任名	連絡先
	支援内容	担当者	担任名	連絡先
支援機関	支援内容	担当者	担任名	連絡先
	支援内容	担当者	担任名	連絡先

【〇〇〇支援学校】

つなぎ愛シート

表

【個別の教育支援計画】

平成 年度作成

在校生用

本人	フリガナ	性 別	生年月日
	氏 名		年 月 日生
	住 所	保護者氏名	
		郵便番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
		郵便番号	△△△-△△△△-△△△△
診断名	療育手帳	平成・令和 年 月 交付	
	身体障害者手帳	種 別 平成・令和 年 月 交付	
	次年度更新日	令和 年 月	
	最終年度更新日	令和 年 月	
居住地内 小学校名【 】 中学校名【 】			

1 学校生活への期待や成長への願い（こんな学校生活がしたい、こんな子供（大人）に育ってほしい、など）

本人から

保護者から

教員から

2 現在のお子さんの様子（得意なこと・頑張っていること、不安なことなど）

3 支援機関による支援

在籍校	学校名	在籍校種は、学校が記入します。		
学部・学年等	幼・小・中・高 年	担任名		
相談支援 事業者	事業者名	担当者	担任名	連絡先
	支援内容	担当者	担任名	連絡先
支援機関	支援内容	担当者	担任名	連絡先
	支援内容	担当者	担任名	連絡先

図 1－2 個別の教育支援計画（つなぎ愛シート）3 歳児用及び在校生用

（3）就学先決定の手続き

①教育支援委員会等の構成メンバー

就学支援委員会等の構成メンバーは、特別支援学校の教員、公認心理士・臨床心理士等の心理職、保健師、児童相談所職員、小中学校長、園長（公立・私立）、障害者父母の会である。

②就学先決定手続きの日程

令和 3 年度における就学先決定の手続きの日程は、以下の通りである。

- 就学に関する教育相談の開始 4 月
- 就学先決定に関する委員会の開始 8 月
- 就学時健康診断の開始 10 月
- 就学先に関する本人や保護者への通知 2 月

③就学先を検討するための審議資料作成時に行っていること

就学先を検討するための審議資料作成時に行っていることは、以下の通りである。

- ・ 行動観察の実施
- ・ 心理・発達検査の実施（検査名：新版K式発達検査・WISC-IV知能検査）
- ・ 医療、福祉関係者からの意見聴取
- ・ 在籍園からの意見聴取
- ・ 保護者からの意見聴取
- ・ 進学先（学校長等）からの意見聴取

（４）保護者への情報提供と合意形成

就学先を検討中の保護者への情報提供として、平成 26 年度に和歌山県教育委員会が作成したリーフレット「みんなのねがい はずむ笑顔 すべての子どもに豊かな教育を～安心して就学を迎えるために～」(図 1－3) を用いて説明を行っている。内容は、相談から就学までのスケジュールや特別支援学級等の学びの場の紹介、各市町村の教育委員会や特別支援学校の連絡先等が掲載されている。

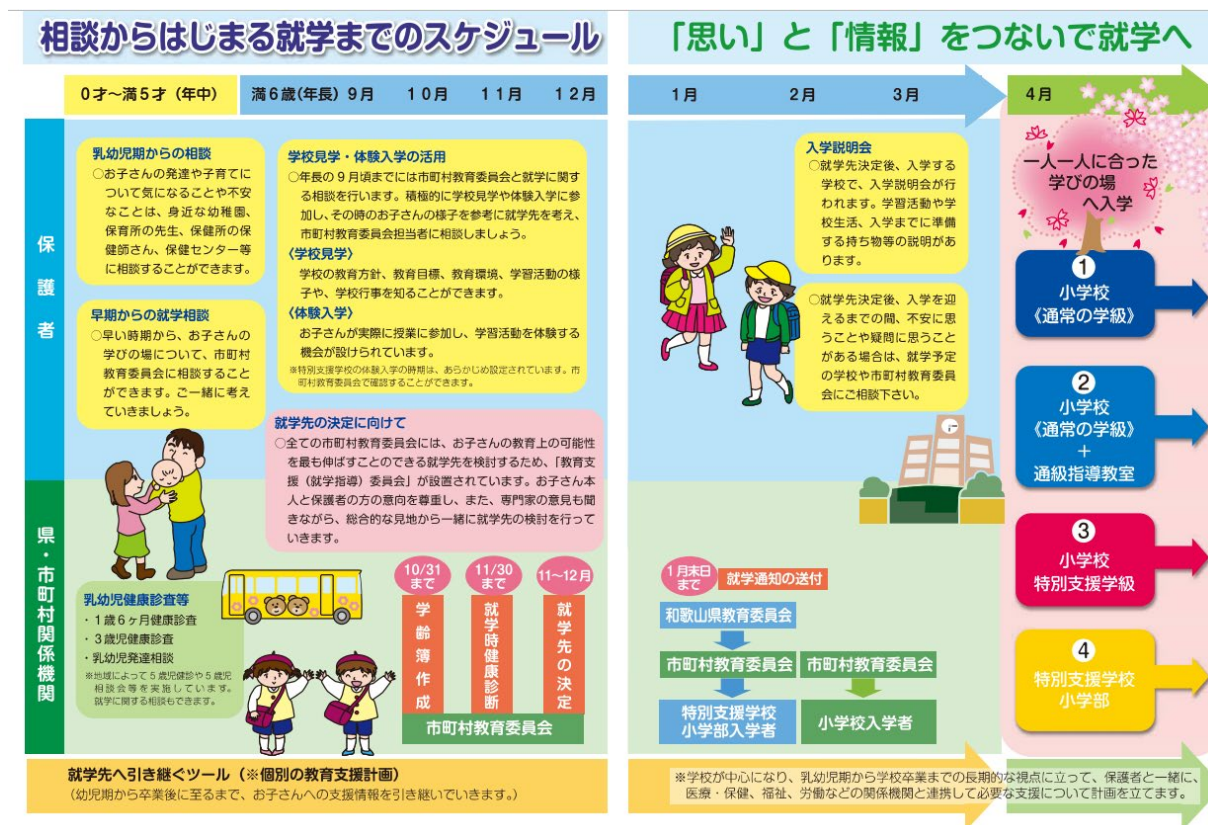


図 1－3 就学までのスケジュール（和歌山県教育委員会リーフレットより）

特別な支援が必要な幼児については、年中時の夏頃から園の保育士が保護者に特別な支援の必要性を少しずつ伝えるようにしている。また、希望者は就学先候補となる学校見学

を随時行うことができ、年中児の秋冬辺りから見学を希望する家庭もある。その際は指導主事も同行し、保護者の思いを聞きとっている。子どもが各学びの場で就学した場合の良いところ、つまずきそうなところを保護者に伝えたり、保護者の思う「特別支援学級」のイメージと実際の様子を見学してもらったりすることで、「うちの子どもは一人で学習することが難しいので特別支援学校へ行った方が良かった」と等、保護者の思いと本人の学びの場について合意形成をはかることにつなげている。

このように、合意形成を行う際に大切にしていることは、保護者の思いだけではなく、子どもにとって、どの学びの場にいることが一番良いのかを念頭において、関係機関が連携していることである。学校見学後、11月の教育支援委員会に至るまでに、教育委員会、保健師、園からも保護者に働きかけるなど、関係機関が役割分担をしながら保護者との合意形成を図り、就学先を決定している。

（５）みなべ町の特色ある取組

①年中児発達アンケートと早期からの教育委員会の関与（図１－４）

10年前から、健康長寿課の事業「5歳児相談」（5歳児の学年＝年長児を対象とする）の前段階として、秋（10月から12月上旬）に在町の4歳児（年中児）の保護者、園を対象に「年中児発達アンケート」を行っており、その結果をもとに、発達上気になる子どもを把握している。背景としては、支援が必要な子どもを早くは2歳よりつかんでいたが、就学前に発達検査を行うとできない子どもがいたため、隣町での実践を取り入れた。年中で行う理由としては、5歳児相談より前の集団の中で子どもの特性が顕著になってきた頃に行うのが良いとの考えからである。

アンケート調査を基に、教育委員会、心理士、スクールソーシャルワーカー、保健師が園に出向き、対象となった子どもの見学を行う。その際に、他の気になる子どもの観察を行うこともある。その後、関係機関でケース会議を開き、対応を検討する。毎年、ことば

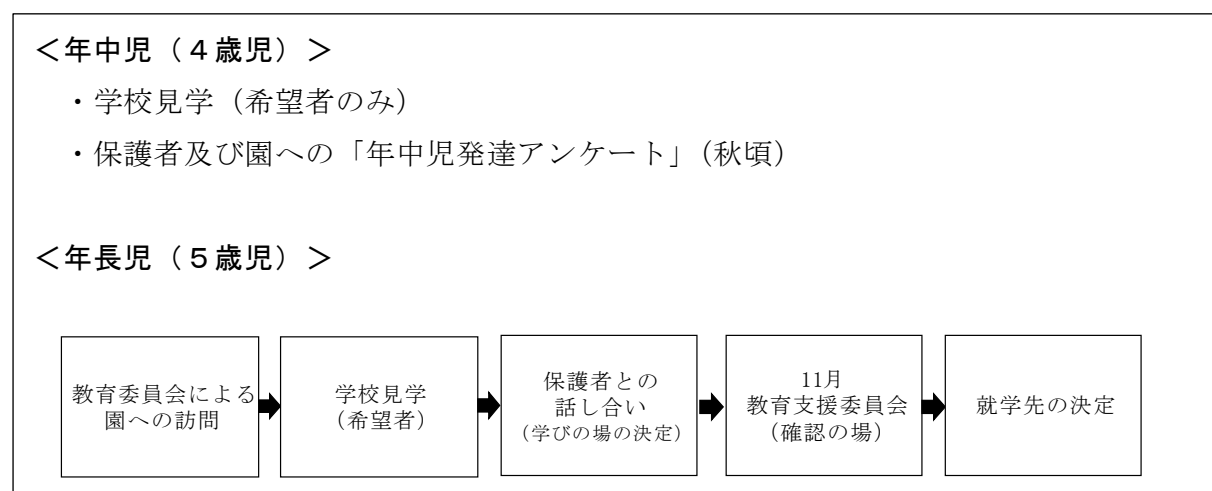


図１－４ 年中児・年長児の就学に向けての流れ

の発達等で十数名の子どもが対象となり、保健師から保護者へ専門医につながるよう働きかけるが、一定数はすでに病院を受診している。また、園からもことばや発達面の状態を少しずつ保護者に伝えるなど、各機関が連携して様々な方向から相談窓口につなげる取組を行っている。

②就学先の小学校と保育所・認定こども園の連携

就学前の夏休みに、小学校の教員が園に1日訪問して、年長児の様子を参観し、園と意見交換を行う。取組を行うようになった経緯は、教育委員会の体制整備である。4年前から幼児教育に関しても教育委員会が管轄することになり、就学の担当者として1名配置されたことで、みなべ町教育委員会全体で子ども達を捉えることが可能となった。また、園での生活や支援を言葉だけで伝えるよりも、実際に参観する方がよりわかりやすいとのことで実施されている。

就学後は、保育士が小学校に出向き、1年生担任と特別な支援が必要な子どもに関する情報共有を行っている。また、「支援センターり〜ふ」（ふたば福祉会）が幼児から高校生までを対象とした「遊びの教室」を開き、LD、ADHD、自閉スペクトラム症など、発達が気になる子どもを対象とした支援を行っている。

③乳幼児期から就学期まで「顔の見える支援」の実施

教育支援委員会を毎年夏及び秋の年2回開催している。メンバーは、スクールソーシャルワーカー以外、「年中児発達アンケート」による園訪問メンバーとほぼ同じであるため、子どもの様子をよく理解した上で就学先決定を行うことができる。

子どもや保護者が安心して就学を迎えるために、大切にしていることは「何回も子どもを見る」ことである。早期から継続して見ることで保護者との信頼関係も構築される。また、各関係機関が役割分担しながら相談・医療につなげ、就学を迎えられるようにしている。今回ご対応いただいた保健師の話では、通学圏内の特別支援学校から、「みなべ町はどこへ行っても顔つなぎができており、各部署で情報共有ができています」と言われているとのことであった。また、事例として子どもの名前が出た際、出席いただいた方全員が、対象児がすぐに浮かんでおられたのが印象的であった。

切れ目ない支援のために、町内でできる様々な取組や事業、支援等を丁寧に取り組んでおられることが実証されている。

（6）みなべ町の課題と展望

①特別な支援を必要とする子どもの増加

令和3年度、教育支援委員会の対象となった児童生徒は75名であった。内訳は、新規の対象者は20名程度で、10名程度が特別支援学級等に進学する。また、特別支援学級に在

籍している児童生徒も継続で対象になっており、子どもの情報を把握し、共有する場としても機能している。

在町の子ども数は減少しているが、特別支援学級への入級数は年々増加している（図1－5）。就学時に、障害が比較的軽い子供の場合、特別支援学級は選択せず、通常の学級のみ、又は、通常の学級＋通級指導教室の選択が多い。また、知的の遅れやLDの傾向がある児童生徒も、保護者の意向で自閉症・情緒学級を選択するケースがある。一人でも対象者がいれば特別支援学級を設置する体制整備は充実しているが、ベテラン教員の退職が続く中、支援員の確保や若年教員の専門性の育成が喫緊の課題である。

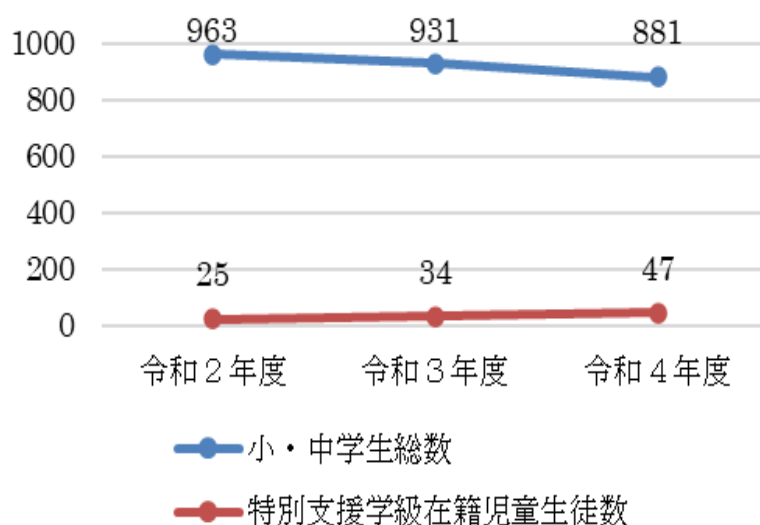


図1－5 みなべ町における小・中学生総数と特別支援学級在籍児童生徒数

②特別な支援を必要とする生徒の進学先

高等学校への進学に際し、支援学校の対象ではないが、通常の学級での対応は難しい生徒が多く、進学先に困っていることである。中学校までは支援を受けて頑張っていた生徒が高等学校に入学後、不登校になったり、社会に出てから周囲に馴染めなかったりする生徒がいる。駅前では、地域の方が高等学校へ向かう生徒達に声をかけ、お互いに会話をかわしていた。町としても地域で見守る取組をされているのが印象的であった。

（久道佳代子・佐藤利正）

2. 教育委員会と健康・こども課の連携による妊娠中から中学校卒業までの切れ目ない相談支援体制

福岡県芦屋町

(1) 地域の概要

芦屋町は、人口 13,149 人（令和 4 年 12 月）、出生数 77 人（令和元年）の町である。明治 22 年（1889 年）の町村制施行により芦屋村と山鹿村が誕生し、明治 24（1891）年に芦屋村が芦屋町となり、明治 38 年（1905 年）に芦屋町と山鹿村が合併して現在の芦屋町となった。明治時代には遠賀郡役所や警察署、税務署などの官公庁がおかれ、芦屋は地域の政治の中心地となったが、のちに鉄道が町域をはずれて整備されたため、急速に衰退していった。昭和に入り陸軍芦屋飛行場が建設され、終戦後はアメリカ軍が駐留すると、町は活気をみせたが、アメリカ軍の撤退（後に航空自衛隊が移駐）とともに活気は薄れ、経済的打撃を受けた。そこで、昭和 27 年（1952 年）に競艇事業に着手。その収益金は町制運営の基盤となり、公共下水道事業など数々の生活環境整備がすすめられてきた。

遠賀川の河口兩岸に町域があり西岸に町役場など町の中心街があるが、それ以外の西岸地域は大半が航空自衛隊芦屋基地の敷地とそれに隣接する芦屋競艇場の敷地で占められている。また遠賀川の水域面積も広く、実質的な可住区域は 7.37km² と狭い。そのため、中高層住宅地区もあり市街地の集積度は人口比に対しては高い方である。

- ・ 保育所：4 園（公立 0、私立 4）
- ・ 認定こども園：1 園（公立 0、私立 1）
- ・ 幼稚園：1 園（公立 0、私立 1）
- ・ 小学校：3 校
- ・ 中学校：1 校

(2) 出生時から就学期までの支援の流れ

①就学までの支援のシステム

妊娠 5 か月頃、妊婦の体調確認のために保健師が電話をするなど妊娠中も手厚くかかわっている。乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、生後 2 か月頃、該当する全家庭で実施し、その際、体重測定や予防接種、乳幼児健康診査等の情報を伝える。乳幼児健康診査としては、4 か月児健診、10 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診を実施している。

その他の子育て事業として、健康・こども課健康づくり係関係事業として、小児専門の臨床心理士が、ことばや心の成長発達について相談や支援を実施する「ほほえみ相談」を月に 1 回実施している。

保育所・認定こども園・幼稚園に在籍する幼児を対象として、教育委員会が「すくすく発達相談」を年に3回実施している。これは、臨床心理士が直接、保育所・認定こども園・幼稚園を訪問し、生活の場面での子どもの様子を観察し、その子に必要な支援の内容や方法を保育士や教員に助言するものである。学齢期以降も同じ臨床心理士が学校訪問による巡回相談を実施しており、これらの相談を通して、すべての子どもが長期にわたる継続した支援を受けることができる。

また、年長児対象に「教育相談会」を年に1回実施している。

これらの相談の際、保護者も継続して相談を受けることができる。また、教育委員会は、保護者からの相談に対する窓口を明示している。保護者を対象とした、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導に関する説明について個別に実施している。これらの取組が保護者の安心につながっている。

②就学までの支援をつなぐツール

母子健康手帳交付時に、後述する相談支援ファイル『あしやすくすくファイル』も同時に交付する。このファイルは教育委員会が作成したものであるが、母子保健担当課である健康・こども課によりすべての保護者に交付されている。

（３）就学先決定の手続き

①教育支援委員会の構成メンバー

芦屋町の就学支援委員会の委員の職種は、臨床心理士、小児科医、大学教授、小中学校校長、小中学校特別支援コーディネーター、保育士・幼稚園教諭、健康づくり係（保健師）、子育て支援係である。

また、芦屋町の特別支援教育の方針や活動内容を協議する「芦屋町特別支援教育連携協議会」があり、そのメンバーは、臨床心理士、小児科医、大学教授、特別支援学校の教員、保護者代表、教育事務所指導主事、小・中学校長・特別支援教育コーディネーター、保育園・幼稚園代表、福祉課、健康・こども課（保健師）、親の会代表、障がい者しごとサポートセンター所長である。

②就学先決定の手続きの日程

令和3年度における就学先決定の手続きの日程は、以下の通りである。

- | | |
|--------------------|--------|
| ・就学に関する教育相談の開始 | 5月 |
| ・就学先決定に関する委員会の開始 | 8月 |
| ・就学時健康診断の開始 | 10月 |
| ・就学先に関する本人や保護者への通知 | 11～12月 |

③就学先を検討するための審議資料作成時に行っていること

就学先を検討するための審議資料作成時に行っていることは、以下の通りである。

- ・行動観察の実施
- ・心理・発達検査（WISC-IV 知能検査等）
- ・在籍園からの意見聴取
- ・保護者からの意見聴取
- ・臨床心理士などの専門家からの意見聴取

④就学までの支援をつなぐツール

○『あしやすくすくファイル』（図2-1）

母子手帳交付時にすべての保護者に『あしやすくすくファイル』を交付している。乳幼児健康診査における相談や保育所・認定こども園・幼稚園における相談支援の内容等を記録することができる。就学時健康診断には全員が持参することとしている。「成長のめやす」のページもあり子育ての参考にしてもらえるようにしている。就学後も生涯にわたって利用できるような内容になっている。



図2-1 『あしやすくすくファイル』

平成30年8月から12月にかけて5回にわたり『広報あしや』において『あしやすくすくファイル』の利用方法に関する説明等を掲載し活用を推進した。（図2-2）



図 2-2 『広報あしや』における『あしやすくすくファイル』活用促進

○個別の教育支援計画等

保育所・認定こども園・幼稚園では個別の支援計画の書式は統一されていないが、6園のうち2園で独自書式の個別の支援計画を作成し、活用している。

小学校、中学校では個別の教育支援計画の統一した書式があり、特別支援教育コーディネーター研修等を通して、作成、活用を推進している。

③生まれてから就学までの情報の共有について

教育委員会が、「ほほえみ相談」「すくすく発達相談」「教育相談会」で、就学前の子ども達と関わる中で、子ども達の情報を得ることができている。「保幼小連絡会」が、小学校入学前の3月、入学後の1学期の間の2回行われている。小学校の教員が、入学前と、入学後の小学校の様子から子ども支援の手立てについて幼稚園・保育園の先生から情報を聞く機会となっている。

「教育相談会」では、保護者の方の気持ちや、臨床心理士によるアドバイスなどを記録した用紙を、保護者に配布し、「すくすくファイル」に挟んでいただいている。また、「すくすく発達相談」や「教育相談会」の記録は、保護者の方の了承を得た上で、小学校に提出している。

教育委員会、福祉課、健康・こども課の3課による「三課会議」を年3回実施し、幼児の情報交換を行っている。

（４）保護者との情報共有と合意形成

①教育委員会作成の『あしやすくすくファイル』を母子手帳交付時に配布

教育委員会が作成した『あしやすくすくファイル』を配布する。母子手帳を入れるスペースがあり、一緒に保管をしていく形をとることとしている。

②「ほほえみ相談」への参加

健康・こども課から声がかかった際には、教育委員会からも「ほほえみ相談」に参加し、必要に応じて保護者からの相談支援に応じるようにしている。

③「すくすく発達相談」

教育委員会が「すくすく発達相談」を実施しており、町内の６園すべての幼稚園・保育園に対して案内をしている。学期ごと１回、年に３回行っている。臨床心理士、相談員、健康・子ども課の保健師、教育委員会から指導主事と担当者、計５名で幼稚園・保育園に訪問する。対象としては４歳児、５歳児の相談が多いが、保育園からは０歳児から相談を受けることもある。

また、小学校の教員も、来年度の入学者の様子を見るため３学期の「すくすく発達相談」に参加している。

④「教育相談会」

教育委員会が就学前の年長児に対して「教育相談会」を年に１回行っている（令和４年度は８月実施）。相談員は、小児科医、大学教授、臨床心理士である。相談内容は、日常生活での悩み、子どもの発達発達に関すること、学校、幼稚園、保育所（園）で心配なこと、就学に関する相談などを取り扱う。

相談会を利用するのは年長児１１５人程度の内、８から１０人である。毎年行われているので、各幼稚園・保育園に浸透している。人数が多く、１日で終わらない場合は日程を調整して、別日を設けて対応している。

⑤保護者との情報共有と合意形成

「ほほえみ相談」「すくすく発達相談」などを通して、早い段階から個々のニーズに応じて相談に乗っている。それぞれの保護者の個のニーズに応じて、必要な資料を渡して相談を行っている。学校見学については、保護者の不安な気持ちに寄り添えるよう、教育委員会が仲介している。「ほほえみ相談」「すくすく発達相談」「教育相談会」「巡回相談」「就学支援委員会」では、同じ臨床心理士が相談を行っており、１０年以上同じ方が担当している。そのため、就学前の子どもの様子をよく知っていて、就学後も継続して子どもの学びの様子を見た上で相談に乗ってくれる。また、就学時健診後は、入学予定者全員に小学校の教員が面談を行っている。

（５）芦屋町の特色ある取組

①就学前、早期からの教育委員会の保護者への寄り添い

芦屋町教育委員会が作成した『あしやすくすくファイル』をすべての子どもに配布している。その後も、就学前から、健康・こども課が主催する「ほほえみ相談」、教育委員会が主催する「すくすく発達相談」「教育相談会」などを通して、早期から支援の必要な子どもや保護者と関わり、お互いの顔と名前を知り、信頼関係を築くことができている。

②安心できる環境整備について

支援に必要な物については、保護者の負担にならないように、できるだけ教育委員会が購入するようにしている。ICT の機器の購入もできており活用が進んでいる。教育に関する予算を取って、教育設備の充実につなげている。

③芦屋すてっぷくらぶ

各学校に設置している学童クラブとは別に、放課後デイサービスを町の運営で町内の小学校１か所に設置している。芦屋町の小・中学校に在籍、または卒業した障がいのある児童・生徒（小学校１年生から高校３年生まで）が利用することができます。指導員５名に対して、定員１０名であるので、個に応じたきめ細かく支援ができている。就学後、学校が終わった時間も安心して子どもを預けることができる環境を作っている。

（６）芦屋町の今後の課題と展望

①あしやすくすくファイルの一層の活用

すくすくファイルは、妊娠期から生涯にわたって切れ目ない支援を実現するための重要なツールとして活用されてきた。さらに使いやすさを追求し、必要とする人が誰でも活用できるファイルにしていきたいと考えている。

②いつでも教育相談ができるシステムづくり

年１回の「教育相談会」は、日常生活での悩みを含めて様々な相談に応じることができる大切な機会である。しかし日程が決まっているため、都合が合わなくて相談会に参加できない保護者がいるかもしれない。誰もが相談できるよう工夫する必要がある。

③就学にかかるリーフレットの充実

これまで、保護者に対しては個に応じた相談支援を丁寧に行っていたため、必要に応じて資料を準備していた。しかし、芦屋町以外から就学する家族にも、わかりやすく伝えるためには、就学先や学びの場の決定の流れがわかりやすいリーフレットを充実させていく必要があると考えている。

（杉山美奈子・久保山茂樹）

3. 外国につながるのある子どもを含めた地域に密着した 顔が見える丁寧な就学支援 岐阜県安八町

(1) 地域の概要

安八町は、人口 14,576 人（令和 4 年 4 月）、出生数 72 人（令和 3 年）の町である。

岐阜県の南西部に位置し、揖斐川・長良川に挟まれ南北約 9 キロメートル、東西約 3 キロメートルにわたる細長い地域である。また、伊勢湾臨海工業地帯、北陸圏、名古屋都市圏及び近畿圏の接点に位置するという地理的条件に恵まれ、工場適地として近代産業発展の原動力を担っている。

町内に設置されている認定こども園、小学校、中学校の概況は以下の通りである（令和 4 年 9 月 12 日時点）。令和 4 年度には、認定こども園在籍 490 人、小学校在籍 793 人、中学校在籍 586 人であった。

- ・ 保育所：なし
- ・ 認定こども園：4 園（公立 4、私立 0）
- ・ 幼稚園：なし
- ・ 小学校：3 校
- ・ 中学校：2 校

(2) 出生時から就学期までの支援の流れ

①就学までの支援のシステム

安八町における乳幼児健康診査や 5 歳児の発達相談等は、福祉課保健センターが実施している（乳児健診、10 か月児相談、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診、5 歳相談）。また、乳幼児健康診査、教室・相談が一覧となった「安八町子育て支援プラン」（図 3-1）を作成し、検診や相談等の一覧を保護者に配布している。

保健センターでの 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診、5 歳児相談の機会に子どもの様子を観察し、気になる子どもを相談対象として経過観察している。5 歳児健診では、安八町が独自に作成した簡易検査で子どもの実態把握を行っている。

乳幼児健康診査では、保健師による乳幼児相談や健康診査時に、発達の遅れを早期に発見し、相談支援を行うとともに、臨床心理士、養護教諭有資格者等が、児童発達相談員として健康診査時に出向き、早期発見と対策を講じている。

町内には、中央子育て支援センター（中央こども園内）、結子育て支援センター（結こども園内）が設置されており、育児について心配や不安を抱えている保護者等に電話、面接での相談を実施している。

児童発達支援事業所として、町立あすなろの園があり、心や身体の障害、発達の遅れ等

のため、本来の能力を十分に発揮できない幼児に対して、その発達を促し、社会(集団)生活への適応を助けるための支援を行っている。定員は、30人で、安八町に在住し、保護者付き添いの上、通園できる就学前の幼児が対象である。それぞれの子どもの発達に応じて個別・グループ療育を行っている。また、保護者支援、関係する教育および医療機関等の連携等をおこなっている。

安八町子育て支援プラン

【様式3 保せ控え】
 作成日：令和 年 月 日
 保護者の氏名： 様
 子の氏名： 様

お子さんのお誕生おめでとうございます
 新しい子育てができるよう、子育て支援プランを作成しています。

お子さんの誕生日
 令和 年 月 日

月齢 年令	～2か月	2か月～	3～5か月	5～7か月	9～11か月	1歳0か月 ～ 1歳6か月	1歳7か月 ～ 2歳0か月	2歳1か月 ～ 2歳6か月	3歳0か月 ～ 3歳6か月	年中児	
事業	赤ちゃん 24時間	子育て相談 24時間	乳児健診 24時間	乳児健診 24時間	10か月児健診 24時間	1歳6か月児 健診	親子教室 スマイルキッズ	2歳児健診 24時間	3歳児健診 24時間	5歳児健診 24時間	
日次	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
内容	身体計測 保護者 子育て相談 24時間	日次健診 ヒップアップ 小児科健診 ロタウイルス 予防接種 乳しん・風しん 水痘 日本脳炎 BCG	身体計測 乳 児 内科診察 保護者 育児相談	身体計測 乳 児 交流タイム 育児相談 育児相談 育児相談	身体計測 心身発達 育児相談 育児相談 育児相談	身体計測 育児相談 育児相談 内科診察 育児相談 育児相談 育児相談	身体計測 親子遊び 育児相談 内科診察 育児相談 育児相談 育児相談	身体計測 親子遊び 育児相談 内科診察 育児相談 育児相談 育児相談	身体計測 親子遊び 育児相談 内科診察 育児相談 育児相談 育児相談	身体計測 親子遊び 育児相談 内科診察 育児相談 育児相談 育児相談	身体計測 親子遊び 育児相談 内科診察 育児相談 育児相談 育児相談
場所	各家庭	医療機関	保健センター			子育て支援 センター	保健センター				

個人情報の取り扱いについて

1 私は行政手帳における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき母子健康手帳に基づく事項について個人番号を照会されることに同意します。

2 私は安八町母子保健事業の目的を達し、保健・医療・福祉・教育等に携わる関係機関において、私・子どもの健康状態に関する情報を提供し、共有することに同意します。

年 月 日 署名

【安八町保健センター・子育て世代包括支援センター】
 所 在：西田
 連絡先：0584-64-3775
 開 業 日：8：30～17：00（祝日も開く）

図3-1 出生から就学前までの流れ

『安八町子育て支援プラン』より

②就学までの支援をつなぐツール

○『スマイルブック』の作成

入園や入学、進級、進学、就職など、乳幼児期から成人期までライフステージが変わる際に、周囲の方々と子どもの普段の様子やかかわり方、知っておいてほしい情報を共有するツールであり、育ち・成長の記録となる。『スマイルブック』（令和4年度改訂）（図3-2）を保健センターが、有識者に相談して作成している。

『スマイルブック』には、子どもや家族のプロフィール、生育歴、支援の経過などをまとめ、進学や進級で担任の先生が替わるときや、医療機関にかかるときに提示することで、子どもの今までの様子を伝えることに活用している。年度のはじめに、保護者が記録・保管している『スマイルブック』を学校へ提出し、担任や他の教職員と共有して閲覧し、その後、保護者に返却している。

安八町のスマイルブックの内容

☆安八町スマイルブックの内容に決まりはありません。

お子さんの成長・発達の様子について、必要な時に必要な情報を活用できるようにしましょう。

☆学校で作成してもらう、個別支援計画などもファイルに綴りお子さんの支援の経過が分かるようにしましょう。

基本のシート

- スマイルブックQ&A
- 本人のプロフィール
- 妊娠から出産までのようす/生まれてからのようす
- サポートマップ
- 行動の記録
- ステージシート
- 自分が安心と感じること・負担と感じること
- 育ちの変化
- 記録のページ

ファイルするシート(例)

- 医療機関からの文書
- 各機関での検査結果
- 各機関での相談結果
- 療育に関する文書
- 支援の引き継ぎシート
- 就学時健診の結果
- 個別支援計画

など

< 育ちの変化 >

■できない □ややできる □できる

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
社会性																		
知っている人に見守られることができる																		
視線を合わせて人と会話することが出来る																		
「ありがとう」と声がかかる																		
「ごめんね」等と謝る事が出来る																		
グループ活動や運動に参加出来る																		
伝えられたルールに従ってゲームに参加出来る																		
楽しみたり怒りたり出来る																		
形見と仲良く遊ぶことができる																		
その他																		
コミュニケーション																		
言葉で要求する																		
言葉が通じずても豊かな感情表現をする																		
出来事などを人に伝える																		
その場にあった表情ができる																		
言葉での意思がわかる																		
相手に合わせて話すことができる																		
経験のルールや役割がわかる																		
わからないことは尋ねる事が出来る																		
その他																		
セルフコントロール																		
物などの置きかたでも規範で出来る																		
気持ちの切り替えができる																		
役割のことや必要な言葉で応答出来る																		
勝負事で自分の負けを受け入れる																		
勝敗にこだわっていても、人を非難したり妬んだりしない																		
その他																		

図 3 - 2 スマイルブック

(3) 就学先決定の手続き

①教育支援委員会等の構成メンバー

教育支援委員会には、認定こども園、町外の幼稚園、町内在住通園、小学校、中学校、特別支援学校、医師、心理職、保健師、福祉課保健センター、児童発達支援センター、教育委員会の代表者が参加し、開催して情報共有をしている。

②就学先決定手続きの日程

令和3年度における就学先決定の手続きの日程は、以下の通りである。

- | | |
|-------------------------|-----|
| ・就学に関する教育相談の開始 | 4月 |
| ・第1回教育支援委員会（子どもの実態交流） | 5月 |
| ・巡回支援チーム訪問実施 | 6月 |
| ・小委員会 園や学校ごとに就学判定（案）作成 | 9月 |
| ・第2回教育支援委員会（就学先の正式判定会議） | |
| 就学時健康診断の開始 | 10月 |
| ・就学先に関する本人や保護者への通知 | 11月 |

また、教育支援委員会で活用している「資料（様式1）」（図3-3）と「安八町小中教育支援委員会規則」を、メールで送付している。

在籍 学級	年 組 特別支援学級 〔 〕	審 議	新規 ・ 継続	生年月日 年 月 日	平成 年 月 日								
	通級 (LD/ADHD 等)	あ り が な 氏 名	性 別	男 ・ 女	身長 cm								
○障がい・疾病名 (診断のある場合医療機関名 診断日を記入)		診断 無 ・ 有	病院名	検査結果	無 ・ 有 ○集団知能検査 (IQ:)(年月) ○個別知能(非達)検査 (検査名) 全検査: 言語理解: 知覚推理: WMI : 処理速度: 年 月								
○薬の服用		服薬 無 ・ 有	薬名										
○手帳の有無・区分 スマイルブック(SB)の有無		手帳 無 ・ 有	S B 無 ・ 有	検査名	検査機関 検査年月 日を記入								
○昨年度までの就学判定歴 (「有」の場合、特支援種別・ 特学・通級種別の記入)		無 ・ 有	療育 () 身体 ()	検査名									
※主治医が明確になるように、できないだけでなく、特異で顕著なものについてはできることも端的に述べること													
観 点		内 容 (ヒアリング等で、付け足す場合はゴシックで)											
○学習状況 認知 (学習面) (感覚や認知の特性) (文字の読み書きや数の理解 空間認知など)		教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画	体育	授業	英語	前期見込
○生活状況 ①基本的な生活習慣 (食事・睡眠・衣服の着脱・移動など)													
②社会性や人間関係 (集団活動での友人との付き合いなど) 係活動・当番活動													
③コミュニケーション (会話活動の発声、発語) (身体活動の発声、発語)													
④心理的な安定 (こころの安定、情緒的な行動など)													
○身体状況 (身体機能や動き) (粗大運動・微細運動)													
○家庭環境													
○保護者の意向													
【本人の思い】													
【欠席状況】		欠席 日/日 ○ 遅刻 日 早退日											
【学校の考え及び支援の方向】													
【ヒアリングでの判定】													
※シート1枚で対応できるように、文字のサイズや均等割り付け等の書式で見やすくするように作成すること													

図 3 - 3 教育支援委員会資料様式

③就学先を検討するための審議資料作成時に行っていること

就学先を検討するための審議資料作成時に行っていることは、以下の通りである。

- ・ 行動観察の実施
- ・ 心理・発達検査の実施 (WISC-IV知能検査、ビジョンアセスメント WAVES、集団知能検査)
- ・ 医療、福祉関係者からの意見聴取
- ・ 在籍園からの意見聴取
- ・ 保護者からの意見聴取

就学先を検討するために作成した資料について、就学先の学校は持ち帰り、参考資料として保管する。翌年3月入学前の幼保連携型認定こども園園児指導要録の抄本等提出時に、認定こども園等と小学校の引継ぎ会で情報交換し、担当者同士がお互いの顔が見える関係を築いている。

（４）安八町の特色ある取組

①母子保健、福祉と教育が連携した「安八町巡回支援チーム訪問」の実施

園や学校の生活の中で困っている子どもに対して、保護者と先生が手を取り合い、適切な指導や必要な支援を考えて、進めるために「安八町巡回支援チーム訪問」を実施している。このチームには、発達支援専門員、こども園や学校の職員、保健師等が所属し、就学前のこども園や幼稚園、小・中学校の児童生徒を支援している。

巡回支援チームが、園や小・中学校での子どもの様子を話し合い、適切な指導や必要な支援を相談する。希望に応じて「個別検査」を実施し、子どもの困っていることを保護者にも伝え、園や学校、家庭での適切な支援のあり方について、継続的に話し合いを進める。また、認定こども園を訪問する際には、校区の小学校の特別支援教育コーディネーター等に積極的に参加することを促している。



安八町巡回支援チーム訪問とは！

安八町では、園や学校の生活の中で困っている子に対して、保護者と先生が手を取り合い、適切な指導や必要な支援を考えて、進めるために「安八町巡回支援チーム訪問」を実施しています。就学前の大切な時期であるこども園や幼稚園の年中・年長のお子さん、小中学校の児童生徒さんを支援します。

スムーズな園や学校生活、ひいては社会生活に向けて、早い時期から周囲が気づいて支援をすることで、お子さんの困り感や苦手を減らし、もてる力を高めることができます。子どもたち一人一人の特性や教育的ニーズを十分理解し、すべての子どもたちの健全な成長のために進めます。

☆ 巡回支援チーム訪問に関するQ&A ☆

Q1 どんなメンバーで構成されているの？

A 発達支援専門員、こども園や学校の先生、保健師さんなどを含む専門家チームです。教育、福祉、保健等の関係機関が連携し、ケースによっては学校医の先生から助言をいただける体制になっています。

Q2 どんな活動をするの？

A お子さんの困り感や苦手を早期に見て相談・支援ができるよう、こども園や小中学校、町外の幼稚園を巡回し、集団における一人一人の様子をみさせていただきます。また、その状況をもとに、園や学校の先生、保護者の方と連携をしながら支援を工夫し、お子さんの発育・発達を促進させます。

Q3 こども園や幼稚園で巡回支援訪問をする目的は、何？

A 小1プロブレム（小学校入学直後に見られる同級行動）など、小学校への就学に際してのつまずきが多く見られる。園での集団におけるお子さんの困り感や苦手を軽減させることで、園から小学校へのスムーズな就学移行を図るためです。

Q4 だれが対象なの？

A 対象は、こども園や町外幼稚園の年中・年長のお子さんと町内の小中学校生の児童生徒です。

Q5 巡回支援訪問は、いつ行くの？

A 各小中学校や園と巡回支援チームとで日程調整を図り、毎年6月頃に実施します。普段の園や学校生活の様子をみさせていただきます。お子さんや保護者の方には特別な準備はありません。

Q6 巡回支援訪問の結果は、どのように扱うの？

A 巡回支援チームが、お子さんの様子を園や小中学校で話し合い、適切な指導や必要な支援を相談します。お子さんの成長のためには園や学校だけでなく、家庭とも連携を図って支援を進めることが大切です。また、ご希望に応じて「個別検査」を実施し、見つけたお子さんの困り感や苦手を保護者の方にも伝え、園や学校、家庭での適切な支援のあり方について、継続的に話し合いを進めていきます。

【スマイルブック】 お子さんが、適切な支援を継続的に受けるために役立つ資料です。保健センター等で配布していますので、ぜひご利用・ご活用ください。

【問い合わせ先】 安八町 教育委員会 学校教育課 ☎ (0584) 64-4342

教育支援にかかわる巡回支援チーム訪問の内容（例）

※設定時間は、目安です。各園・各校の設定により変動します。

1. 内容 進行：事務局

① 事前ミーティング ※15分間（ほど）

- ・巡回支援機関、児童生徒の資料は、第1回教育支援委員会に提出された「様式2」（名簿）や「様式1」（便票）を活用する。
- ・**※チームメンバーの方は、各自でこの資料を当日、持参ください。**
- ・本時の活動と観察ポイントについて
- ・質疑応答

② 園児、児童生徒観察 ※45（50）分間（ほど）

- ・観察は、クラスの全園児、児童生徒を対象とし、45（50）分間の中で、できるかぎり多くの園児、児童生徒の様子を見届け。
- ・対象園児、児童生徒については、「様式1」に記載されている内容を観察の視点として見届け、**園や学校が準備した「机列表」**に記録する。（当日、園や学校で準備する。）
- ・園や学校の規模によって、時間を調整する。
- ・園や学校は、園児、児童生徒の実態が顕著に見られる活動を、可能な限り設定するなどの工夫をする。
- ・**※個人を特定して観察しにくい活動（例：保健体育等、実技）は避ける。**

③ 事後カンファレンス ※約30分～1時間（ほど）

- ・対象園児や児童生徒の観察結果の交流 ※可能な担任同席で行う。
- ・園児について、**5歳児相談やあすなろの園通園状況などの情報共有**に努める。
- ・交流の内容については、支援計画作成や保育士、担任、保護者支援に活かすことができるように記録する。
- ・指導、助言

図3-4 安八町巡回支援チーム訪問お知らせ、内容

②保育や教育に関する情報の広報紙による町民への普及

『広報あんぱち』（図3-5）には、認定こども園を卒園した子どもの写真、小学校の学校だより等も掲載されており、町の住民に、子どもたちの就学等の現状について周知している。また、『広報あんぱち』に毎月含まれている「町民カレンダー」（図3-5）には、相談等の情報が掲載されている。

このようにきめ細やかに情報を提供し、顔が見える関係づくりを基本とした地域住民を含めた支援体制を構築している。この他に、保護者へ配布（メール配信）している学校たよりを、地域の回覧板に入れて、皆様に学校の様子を紹介している。



1月	2	3	4	5	6	7
1 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	2 成人の日 12:00-17:00 （安八温泉） ・成人の日 12:00-17:00 （安八温泉） ・成人の日 12:00-17:00 （安八温泉） ・成人の日 12:00-17:00 （安八温泉）	3 小中学校授業観察 12:00-17:00 （安八温泉） ・小中学校授業観察 12:00-17:00 （安八温泉） ・小中学校授業観察 12:00-17:00 （安八温泉） ・小中学校授業観察 12:00-17:00 （安八温泉）	4 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	5 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	6 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	7 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）
8 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	9 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	10 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	11 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	12 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	13 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	14 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）
15 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	16 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	17 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	18 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	19 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	20 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	21 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）
22 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	23 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	24 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	25 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	26 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	27 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	28 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）
29 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	30 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	31 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	1 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	2 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	3 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）	4 おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉） ・おんせん祭 12:00-17:00 （安八温泉）

図3-5 広報あんぱち令和5年1月号

（5）安八町における外国に繋がりのある子どもへの現状と課題

①令和2年度教育支援委員会の対象となった外国につながる子どもの概要

令和2年度教育支援委員会の対象となった外国につながる子どもは、小学校2年生1名であった。対象児は、令和3年度小学校の通常の学級に在籍し、言語障害通級指導教室を活用した。

②外国につながる子どもへの指導について

中国語が話せる児童生徒支援員（外国語指導）を配置し、小学生1名を週1回2時間、中学生1名週2回2時間の指導を行っている。また、安八町教育委員会よりAI翻訳機を各学校に配布し、必要に応じて活用している。また、通級指導教室では、AI翻訳機を活用して、個別指導の中で日本語を指導している。

また、外国につながる子どもについても、安八町で作成している個別的教育支援計画等の作成（図3-6）を作成し、継続した支援が行われるように取り組んでいる。

③外国につながる子どもの就学及び学びの場の変更について

外国につながる子どもについては、1年後に就学先を巡回し、適切な学びの場であったかを確認する機会を設けている。日本語が理解できない外国につながる子どもに対して、早期に障害の有無を検査で判断することは難しいため、日本語がある程度できるようになってから、各種検査を実施、学校生活の実態、学習状況等から、実態を把握し、判断するようにしている。

保護者に学びの場について説明するために通訳を依頼し、理解を促している。保護者の日本語理解が進む中、少しずつ学びの場のメリットとデメリットについての理解を図るようにしている。

個別の教育支援計画・指導計画 綴り（表紙用）

ふりがな 氏 名		性 別 ()	生年月日	平成 年 月 日
入学年月日	平成 年 月 日	小学校 年生	入学・転入 () 年 月 日	
入学年月日	年 月 日	中学校 年生	入学・転入 () 年 月 日	
この綴りは、支援を継続するためのおうちの方と学校との取組の記録です。 お子さんの成長と一緒に確認していくことができればと思います。				
学年・組	小1 -	小2 -	小3 -	小4 -
担 任				
校長(印)				
保護者(印)				
学年・組	小6 -	中1 -	中2 -	中3 -
担 任				
校長(印)				
保護者(印)				
☐ ①で行う 小学校から中学校への引き継ぎの同意		☐ ②で行う 中学校から進学先への引き継ぎの同意		
児童名		生徒名		
保護者名 印		保護者名 印		

個別の教育支援計画 その3(実施一顧う姿)

年 組 氏 名	令和 年度 年 組	実 施 態 度	今年度の様子と支援方針、手立て	評価（今年度結果と来年度育てたい姿）
基本的 生活習慣 （健康の 保持）			<様子>	<評価・成果>
			<支援方針>	<育てたい姿>
人間関係			<様子>	<評価・成果>
			<支援方針・手立て>	<育てたい姿>
コミュニ ケーション			<様子>	<評価・成果>
			<支援方針>	<育てたい姿>
心理的な 安定			<様子>	<評価・成果>
			<支援方針>	<育てたい姿>
認知 （発見の 把握）			<様子>	<評価・成果>
			<支援方針・手立て>	<育てたい姿>
身体 の 動き			<様子>	<評価・成果>
			<支援方針>	<育てたい姿>
☐ ③希望・願う将来像				
児童の願い		保護者の願い		保護者との合意形成した事項

図 3 - 6 個別の教育支援計画

④外国につながるのある子どもの課題について

外国につながるのある子どもが、特別支援教育の対象となった場合、保護者や家族に説明し、合意形成を図るために、要に応じて、保護者が知り合いに通訳の協力を求めることがある。また、心理検査等を実施する際に、日本語（言語面）の理解が十分でないと、正しい検査結果が出せないという課題がある。

【参考資料】

- ・安八町ホームページ <https://www.town.anpachi.lg.jp/0000000007.html>
- ・岐阜県教育委員会ホームページ <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/edu/8246.html>

（滑川典宏・澤田真弓）

4. 「一人たりとも置き去りにしない教育」の実現に向けた福祉と教育の連携 ー満5歳相談や幼児の通級を活用した取組ー 秋田県大館市

(1) 地域の概要

大館市は、人口 67,962 人（令和 5 年 1 月）、出生数：296 人（令和 3 年度）の市である。「一人たりとも置き去りにしない教育」の実現に向けて、早期からの教育相談・支援体制の構築に取り組んできている。また、人口減や若年層の県外への流出などの差し迫る問題から、「大館ふるさとキャリア教育」を立ち上げ、自立と気概と能力を備え、ふるさとの未来を切り拓く総合的人間力（「おおだて型学力」）を備えた人材育成に取り組んでいる。

- ・ 保育所：10 園（公立 9、私立 1）
- ・ 認定こども園：8 園（公立 0、私立 8）
- ・ 幼稚園：1 園（公立 0、私立 1）
- ・ 小学校：17 校
- ・ 中学校：8 校

「おおだて型学力」について、就学前から大学まで、教育機関が縦の連携を強化しながら、発達段階に応じて、人間的基礎力、大館市民基礎力、大館市民実践力と段階的に学力を高め、未来大館市民の育成を行っている。

このような取組の背景には、様々な課題があり、特に就学時においては以下のような課題があった。

- ・ 幼保と小学校との情報共有の難しさ（複数園から複数校への就学）。
- ・ 幼保と小学校の視点のずれ（申し送りと実態に差）。
- ・ 就学制度、相談体制の分かりづらさ。
- ・ 就学時健診の形骸化（園からの情報不足により、スクリーニング検査の点数のみで学びの場を決定していた）
- ・ 保護者への情報提供の不足
- ・ 適切な就学先決定のための関係者協議の不足
- ・ 限られた療育の場
- ・ 2 歳児クラスが学級崩壊
- ・ 「小 1 プロブレム」が 3 年間程度も続いてしまう
- ・ 予期せぬ不適応

これらに対処すべく、横断的、継続的な支援、職種や担当の垣根を越えた多面的支援、客観的な公の根拠をもとにした支援をするなど、大館市としてできることから取組んできた。

（２）出生時から就学期までの支援の流れ

①就学までの支援システム

大館市は、共働き家庭が多く、ほとんどの家庭で三歳になる前から保育所や認定こども園に子どもを預けている。出生から就学までの主な支援機関は、福祉部子ども課と教育委員会で、児童発達支援センター（ひまわり）、発達相談室「ふわっとサポート」、育ちの教室「ぐんぐん」等を通して支援を行っている。

出生から就学までは、福祉部子ども課が相談支援を行うが、「満５歳すてっぷ相談」から、就学支援員を中心とし、教育委員会が支援に参加する（図４－１）。

さらに年長児においては、図４－２に示した流れで就学支援を行っている。

時期	出生	1 歳半健診	3 歳児健診	満 5 歳すてっぷ相談	就学前健診	就学
管轄機関	福祉部 子ども課					
相談支援 機関、事 業	児童発達支援センター（ひまわり） 発達相談室「ふわっとサポート」 （個別相談、個別支援）			巡回支援相談員による園巡回 就学教育相談		
管轄機関	教育委員会					
相談支援 機関、事 業	就学支援員による相談、就学先への橋渡し 就学支援員による育ちの教室「ぐんぐん」（年長） 教育支援委員会					

図４－１ 出生から就学までの支援の流れ

就学支援の流れ(年間)

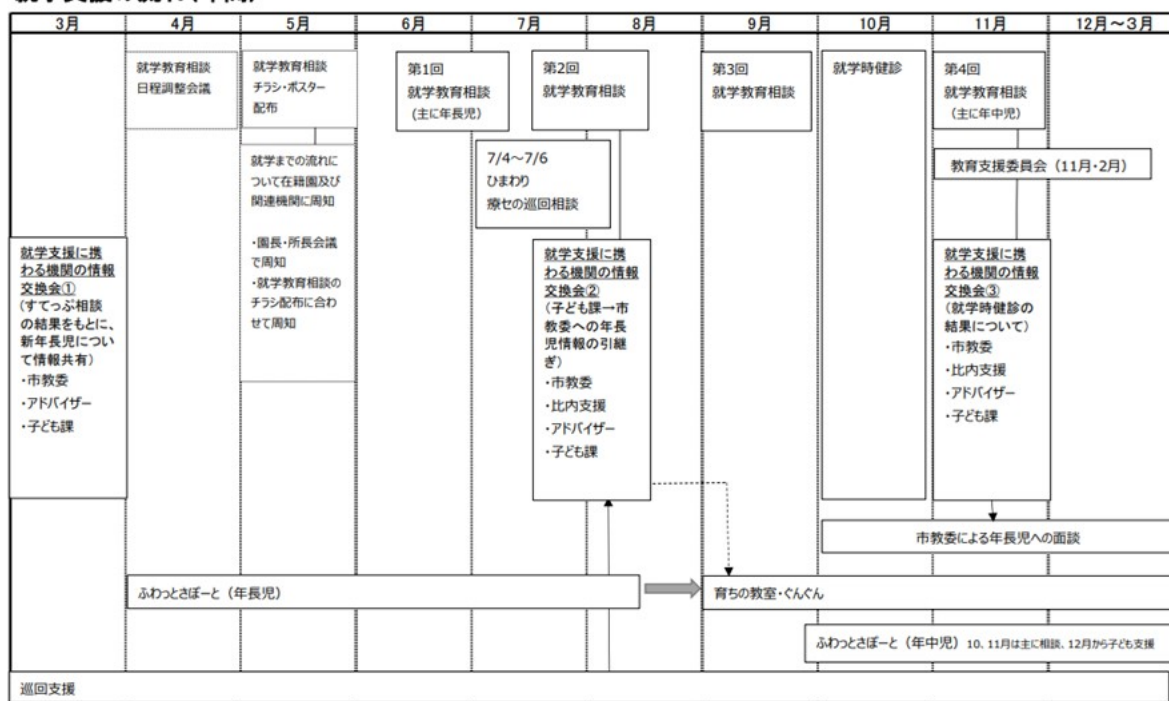


図 4 - 2 年長児の就学までの支援の流れ
大館市福祉部子ども課より資料提供

○教育委員会と福祉部子ども課の連携について

大館市では、教育委員会と福祉部子ども課が早い段階から連携をして、出生から就学、また就学後の支援を行っている。

出生から就学までは、福祉部子ども課が中心に子どもの支援を行っており、巡回支援専門員を配置しており、保育所、幼稚園、こども園に巡回相談を行っている。また、子ども課が発達相談「ふわっとサポート」や就学教育相談を、「発達支援センターひまわり」が集団療育、個別指導、保護者学習会、特別支援学校見学などを行っている。園では、「満5歳すてっぷ相談」を、全園児を対象に行っており、発達が気になる幼児について情報収集している。

教育委員会は、就学支援員などのその管轄のスタッフが「満5歳すてっぷ相談」にかかわり、そこから年長児の育ちの教室「ぐんぐん」(幼児通級指導教室)につながった幼児に対して集団生活の指導や、保護者相談などを行っている。また、そこでの情報を就学時健診や小学校との情報共有に活かせるようにしている(図4-3)。

以上のように、巡回支援専門員と就学支援員などのそれぞれの管轄のスタッフが連携し、就学前、就学時の両方のイベントに関わることで、教育委員会と子ども課が連携しながら、子どもや保護者の支援を行っている。就学支援員は、児童が小学校した4月、5月くらいに、小学校に様子を見に行き、担任等と情報交換を行っている。

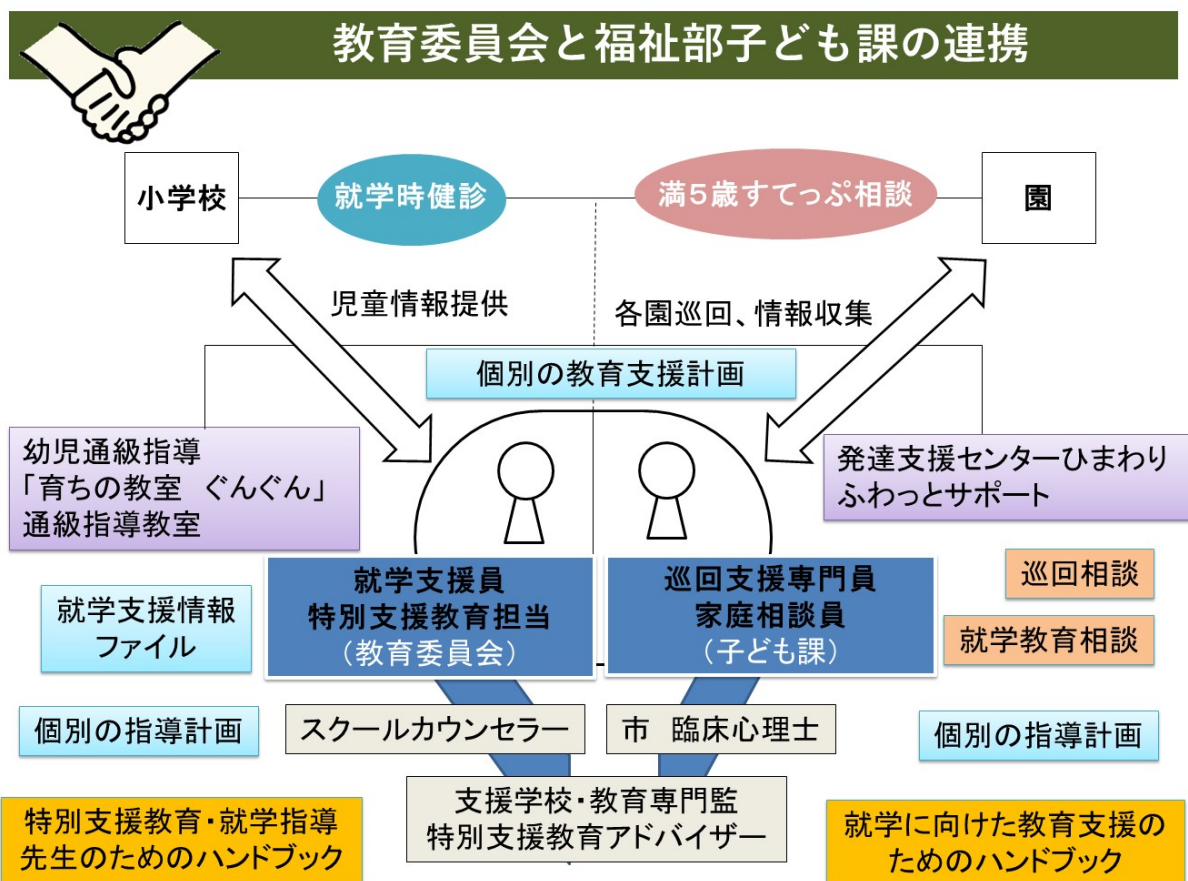


図４－３ 福祉部子ども課と教育委員会との連携について

大館市教育委員会より資料提供

○満５歳すてっぷ相談

福祉部子ども課が行う発達相談である。年中児とその保護者全員を対象としており、昼寝の時間に子どもと個別に面談し、その裏番組として保護者教室も行っている。内容は、保護者からの事前アンケートをもとに、生活習慣、行動、悩みなどの相談を行う。子どもに対しては、会話、動作、操作、知的理解などの検査、集団行動や聞く姿勢などの観察を行う。運営スタッフは、福祉部子ども課管轄の専門職員（巡回支援専門員、臨床心理士、社会福祉士、保育士、看護師など）と教育委員会管轄の専門職員（就学支援員、スクールカウンセラー、教育研究所所長など）、また県教育委員会管轄の比内特別支援学校教育専門監などの約 30 名で構成され、「すてっぷ相談」の結果についてカンファレンスを行う。カンファレンスの後、記録を臨床心理士が吟味し、その後の経過観察、検査、相談を行う。結果は保護者には伝えられない。

○育ちの教室「ぐんぐん」（幼児通級指導教室）について

「満5歳すてっぷ相談」を経て、要経過観察となった年長児を中心に勧めており、保護者の希望で参加する教室である。年長児の幼児を対象としており、児童会館、公立の保育園等で指導を行う。スタッフは、教育委員会職員（就学支援員）、子ども課職員（巡回支援相談員・臨床心理士）、公立保育園職員（発達支援コーディネーター、障害児担当保育士、担任保育士）、特別支援学校職員（地域支援担当）、教育研究所職員で構成されている。指導は、小学校の特別支援学級や通級による指導経験者である就学支援員が中心となっており、主に運動やゲーム等を取り入れながら、小集団での人との関わり方について指導している。小学校に上がった際の子どもの姿を保護者が想像しやすいよう、指導の工夫をしている。

指導の記録は報告書にまとめ、「就学支援情報ファイル」に綴じて、小学校へ引継ぎに活かしている。また、「ぐんぐん」での情報を子ども課、教育委員会、園などの関係者で共有し、教育支援委員会や就学前健診でも活用できるようにしている。

②就学までの支援をつなぐツール

○サポートシートから個別の教育支援計画へ

出生から就学、卒業後まで、関係機関が連携した支援と移行を行うための情報共有のためのサポートシートを作成している。対象は各種健診や発達相談等で特別な支援を要すると判断された幼児・児童生徒で、保護者の同意のもと作成している。専門部会が作成し、就学前と卒業後は福祉部、就学中は教育委員会が保管、活用している。この作成を平成19年から令和3年まで行っていたが、令和4年からは県の個別の教育支援計画、指導計画になったものを市教育委員会が作成、データ化し、それをサポートシートの代わりに活用している。作成した個別の教育支援計画、指導計画については、「就学支援情報ファイル」に綴じて、小学校へ引き継いでいる。

○就学支援情報ファイルについて

出生からの様々な情報を綴じ、年齢とともに各機関に引き継いでいくファイルである。小学校では通称「ピンクファイル」、中学校では「黄色のファイル」と色を変えている。小学校入学前の2月にはファイルを教育委員会から小学校へ引き継いでいる。

（３）就学先決定の手続き

特別な場での学びについて、10月に継続審議、11月に新規の審議を行う。委員会では

承認のみを行えば良いように、就学先についての合意形成がそれまでに本人、保護者とはぼできているよう、丁寧な説明と面談を行っている。年長児に育ちの教室「ぐんぐん」を利用していた幼児については、そこでの情報も委員会の中で共有している。委員会での協議事項の内容は、教育委員会で管理し、小学校へは簡単な学びの場の決定通知書のみを送付している。

①教育支援委員会等のメンバー

教育支援委員会の構成メンバーは、教育委員会職員、福祉部子ども課職員、発達支援センター職員、支援学校校長（校長会より派遣）、教頭（教頭会より派遣）、特別支援学校教員、医師、心理士、保健師である。

②就学先決定の手続きの日程

令和3年度における就学先決定の手続きの日程は、以下の通りである。

- | | |
|--------------------|-----|
| ・就学に関する教育相談の開始 | 5月 |
| ・就学先決定に関する委員会の開始 | 10月 |
| ・就学時健康診断の開始 | 10月 |
| ・就学先に関する本人や保護者への通知 | 11月 |

③就学先を検討するための審議資料作成時に行っていること

就学先を検討するために審議資料作成時に行っていることは、以下の通りである。

- ・行動観察の実施
- ・心理・発達検査の実施（検査名：新版K式発達検査、WISC—IV知能検査）
- ・医療、福祉関係者からの意見聴取
- ・在籍園からの意見聴取

（４）保護者への情報提供と合意形成

大館市は、年中児全員を対象とした「満5歳すてっぷ相談」を行っており、特別な支援が必要な子どもの早期発見に努めている。満5歳すてっぷ相談で、経過観察となった子どもについて、専門家支援チーム（福祉課、市教委）が園への巡回訪問を行ったり、年長児の育ちの教室「ぐんぐん」（幼児通級指導教室）の利用を勧めたりしている。大館市の育ちの教室「ぐんぐん」（幼児通級指導教室）は、実際の小学校での学習に近い環境で指導を行い、その際の困難さや対処法について指導している。大館市教育研究所の指導主事は「小

学校の先生が、年長児の指導を行うから意味がある」と述べ、小学校を想定した学びは、保護者が入学後の学びの場を決める上で、大変参考になるとのことであった。

以上のような取組により、特別な支援が必要な子どもを早期に発見し、その保護者が定期的、継続的に園や教育委員会職員に相談できる体制を作っている。また、年長児の育ちの教室「ぐんぐん」(幼児通級指導教室)を通して、子どもの人間関係作りを始めとした様々な支援を行うことで、小学校に入学した際の困難さが軽減できるようにしている。またそこでの活動の様子をもとに、本人、保護者が、特別支援学級や通級による指導など、より良い学びの場を検討出来るようにしている。

(5) 大館市の特色ある取組

大館市は、特別な支援を要する子どもの早期発見について、大変危機感をもって取組んでいる。早期発見のための重要な点の一つに、教育委員会と福祉部子ども課との強い連携がある。子どもに関わる機関連携の重要性はよく言われることだが、大館市の特色は次の3点であると考ええる。

一つ目は、「満5歳すてっぷ相談」の取組である。いわゆる5歳児健診に代わるものとして、全ての幼児を対象とした発達相談を行っている。そのような取組は他の自治体でも見られるが、特徴的なのは関わるスタッフの層の厚さである。教育委員会だけでなく、様々な専門家がその相談に関わり、カンファレンスを行いながら情報共有し、役割分担しながら、保護者と多面的につながっている。

二つ目は、教育委員会が所管する幼児の通級指導教室である「育ちの教室ぐんぐん」の取組である。年中児を対象とした「満5歳すてっぷ相談」の結果をもとに、年長児を対象とした育ちの教室「ぐんぐん」(幼児通級指導教室)につなげている。発達が気になる幼児を対象とした教室を行っている自治体は他にもあるが、発達支援センターなどの職員が行っていることが多い。それに対して、大館市は、小学校の教員でかつ、通級による指導や特別支援学級担当の経験がある教員が、この教室の指導を担当している。実際の小学校での学習に近い環境で指導を行い、子どもの困難さやその対処法等について指導している。

三つ目は、小学校入学後の取組である。大館市は、「ことばとまなび」の小テストを、入学後の学習における適応度を把握するために行っている。これは、「満5歳すてっぷ相談」で要観察とならなかったが、入学後に支援の必要性が明らかになった児童に対する支援である。育ちの教室「ぐんぐん」(幼児通級指導教室)等では、情緒面に課題を抱える幼児が多く、読み書き面については、あまり注目されないこともある。学習障害等も視野に入れながら、このようなテストを通して、授業での配慮を行ったり、児童の通級による指導に

つなげたりしている。今後、個別の指導計画も、学習障害に対応した書式に改訂していきたいとのことである。

以上の三つが、大館市の特色となる取組であると考え。これらのことを、出生から切れ目なく行っていることは、全て本人、保護者との学びの場の合意形成につながっていくものだと考える。

（６）大館市の課題と展望

大館市は近年、人口減が進んできている。そんな中、子育て世代が大館市で出産、育児をしようと思えるよう、教育、福祉をより一層充実させていく必要がある。特別支援教育においては、その対象となる子どもの数が増えている現状を踏まえ、その専門性をもった教員の育成が強く求められている。福祉部子ども課と教育委員会が連携しながら、早期発見や保護者への定期的、継続的な相談を行いながら、適切な学びの場の決定のための支援を行っているが、就学した環境が合わなかったり、今まで特別支援の対象としてなかった子どもの困難さが明らかになったりすることもある。

学びの場の変更においては、自閉症・情緒学級から通常の学級に戻るケースが増えてきているなかで、知的に遅れが見られる生徒も通常の学級に転級を希望するケースもあり課題となっている。逆に、自己肯定感の極度の低さになどの情緒面の問題で、知能指数が 90 程度あるにも関わらず、特別支援学校に入学するケースもあった。それ以外は、通常の学級から特別支援学級へ、特別支援学級から特別支援学校への学びの場の変更があった（多くは学部が上がるきっかけで変更している）。

このような現状を踏まえ、子どもにとってより良い学びの場を提供できるよう、就学時の支援を一層充実させるだけでなく、就学後のフォローアップを、特別支援学級の教員や通常学級の教員など、様々な立場の教員が連携しながら継続的に行っていく必要があると考えられる。

（佐藤利正・久道佳代子）

5. 切れ目ない支援の実現に向けた担当者による丁寧できめ細やかな取組

栃木県真岡市

(1) 地域の概要

真岡市は、人口 77,635 人（令和 4 年 4 月）出生数 506 人（令和 3 年度）の市である。栃木県の南東部に位置し、総面積 167.34 km²、市内は、市役所及び中心街のある真岡地区を含め、5つの地区から構成されている。令和 3 年度真岡市統計書によると、総面積の 48.8% が田畑、14.4% が宅地から構成されている。産業別従事者数は、第一次産業が 9.4%、第二次産業が 36%、第三次産業が 49.6%である（平成 27 年）。総人口のうち、65 歳以上人口が 27.3%であり、14 歳以下人口が 13.0%である（令和 2 年）。市内には 6 つの工業団地があり、外国籍の住民も多く、令和 3 年 4 月 1 日時点で、外国籍の住民が 3,480 人、うちブラジル国籍 753 人、ペルー国籍 733 人である。

市内に設置されている就学前保育施設（小規模保育施設、認可外保育施設等は除く）、小学校、中学校の概況は以下の通りである（令和 3 年 5 月 1 日時点）。

- ・ 保育所：10 園（公立 4、私立 6）
- ・ 認定こども園：8 園（公立 0、私立 8）
- ・ 幼稚園：4 園（公立 0、私立 4）
- ・ 小学校：14 校
- ・ 中学校：9 校

(2) 出生時から就学期までの支援体制

①就学までの支援のシステム

子どもの出生から就学までに関わる主な担当部署は、健康福祉部こども家庭課、健康福祉部社会福祉課、健康福祉部保育課、そして、教育委員会学校教育課である。

まず、健康福祉部こども家庭課は、乳幼児健康診査を担当している。乳幼児健診は一次スクリーニングの場として位置付けられており、そこで要経過観察と判断した子どもについては、二次スクリーニングへと繋いでいる。二次スクリーニングでは、保健師訪問や一般診療所への紹介の他、「遊びの教室」（月 1 回、15 組）、心理士による個別相談、県東健康福祉センター主催の乳幼児二次健診（年 10 回）を実施している。

健康福祉部社会福祉課は、乳幼児二次発達相談において療育が適切と判断された子どもを、市内にある療育機関や、市内及び近隣の医療機関へ繋ぐことを担当している。市内には、療育機関として、年中児及び年長児を対象としたことばの教室、真岡市及び近隣 4 町に居住する子ども及び保護者を対象とした、児童発達支援センターが設置されている他、市内に 3 つの児童発達支援事業所が設置されている。

健康福祉部保育課は、保育所、認定こども園に在籍する障害のある子どもの加配等を担

当している。

教育委員会学校教育課は、後述する4歳児対象「のびのび発達相談」の継続観察児に対する、5歳児時点での園訪問及び観察、就学時健診、乳幼児から中学生までを対象にした教育相談会（年1回）、教育支援委員会（年3回）を担当している。

②就学までの支援をつなぐツール等

学校教育課では、就学児の入学支援シートの様式を作成している。入学支援シートは「健康面や生活の様子」についての記述欄と、言語、社会性、行動・生活、身体面についてのチェックリスト、家庭から学校への連絡事項から構成されており、保護者が記入し、就学先の学校へ提出する。特別な支援が必要な場合にも必要でない場合にも、就学児についての情報を保護者から学校に伝えるツールとして活用されている。

個別の教育支援計画については、栃木県教育委員会で示されている様式を利用している。個別の指導計画については、栃木県の様式を基にした、真岡市版様式を現在検討中であり、モデル校にて試験運用を実施している。

その他、社会福祉課では「サポートファイルもおか」の様式を作成しており、こちらについては出生から就労期までの記録が可能な様式となっている。

（３）就学先決定の手続き

4月から随時就学相談を開始し、特別支援学校に入学を希望する子どもについては、6月頃から特別支援学校での早期教育相談や体験学習の実施、そして10月に就学時健康診断、11月の教育支援委員会での審議を経て、12月に就学先の通知を行う流れとなっている。

特別支援教育の対象児については、就学時健康診断後に、再検査及び調査員会議を行う。その後、教育支援委員会の実施、保護者との面談を経て、就学先（特別支援学校、特別支援学級、通常学級）を決定している。なお、通級指導教室の利用については、教育支援委員会で決定するのではなく、就学先の学校と保護者の協議によって決定している。

真岡市では、教育支援委員会を、校内教育支援委員会、地区教育支援委員会、市教育支援委員会の3段階に分けて実施している。最初に校内教育支援委員会で検討が行われた後、地区、市教育支援委員会で順次、子どもについての検討が行われる。市教育支援委員会は年間3回（第1回10月から11月、第2回11月、第3回1月）行われている。そのうち、第1回、第3回は在学児童生徒を対象、第2回が就学児を対象としている。

市教育支援委員会の構成メンバーは、特別支援学校の教員、特別支援学級の教員、通級指導教室の教員、児童発達支援センター職員、医師、公認心理士・臨床心理士等の心理職、保健師である。

就学先を検討するための審議資料作成においては、対象となる子どもの行動観察、心理・発達検査（TK式就学児用発達検査、田中ビネー知能検査Ⅴ、遠城寺式乳幼児分析的発達検

査法)を実施するとともに、医療、福祉関係者、在籍園、保護者、進学先(学校長等)からの意見聴取を行っている。

(4) 保護者への情報提供と合意形成

5歳児の就学先決定手続きについて、保護者に配布している資料(「就学までの大きな流れ」)を図5-1に示した。特別支援教育の対象児については、就学時健康診断後に、再検査及び調査員会議を行う。その後、教育支援委員会の実施、保護者との面談を経て、就学先(特別支援学校、特別支援学級、通常学級)を決定している。なお、通級指導教室の利用については、教育支援委員会で決定するのではなく、就学先の学校と保護者の協議によって決定している。

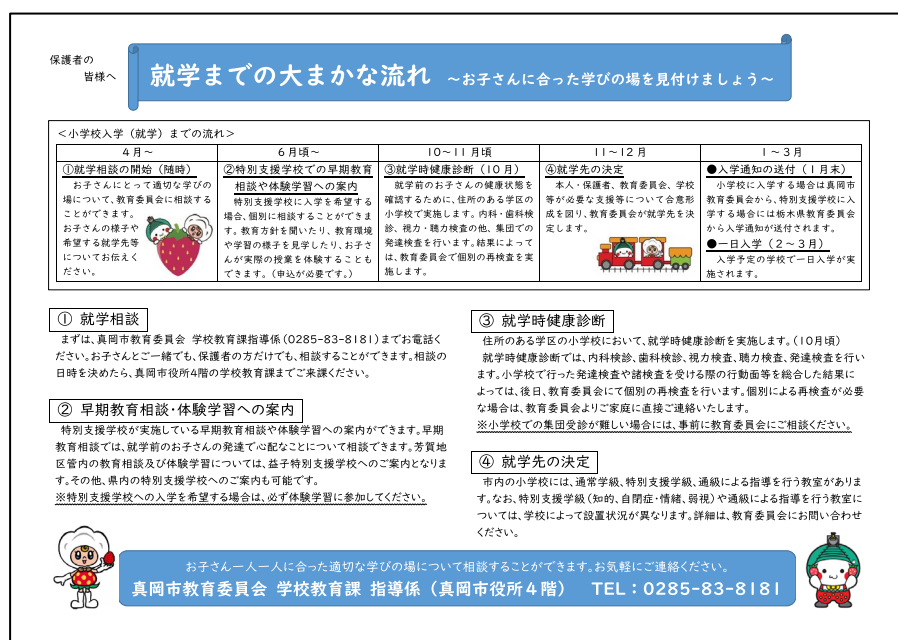


図5-1 就学の流れに関連して保護者に配布している資料

また、「適切な学びの場」のDVDを教育委員会で作成し、就学時健康診断時の待ち時間に保護者が視聴できるよう、全校に配布し、就学の流れについて保護者への理解を促す取組が実施されている。

(5) 真岡市の特色ある取り組み

① 4歳児対象「のびのび発達相談」

真岡市では、市内全ての保育所、認定こども園、幼稚園を、市の心理士、作業療法士、保健師等が訪問して行う4歳児対象「のびのび発達相談」を実施している。あらかじめ園から報告のあった気になる子どもを中心に保育場面の観察を行うとともに、保育場面の観

察後は、希望する保護者との個別面談を行っている。「のびのび発達相談」には、学校教育課の職員（担当指導主事、心理士等）が同行しており、4歳児時点で対象となった子どもの、1年後（年長児時点）の経過観察を行っている。

②部局間での情報共有会の実施

真岡市では、毎年度の初めに、こども家庭課、社会福祉課、そして学校教育課で、5歳児を対象とした情報の共有、引き継ぎを行っている。その際、乳幼児健診等から療育に繋がっている子どもの情報や療育手帳の有無、上述の4歳児対象「のびのび発達相談」での対象児の記録が、学校教育課に引き継がれるようになっている。

③特別支援教育担当者連絡会

学校教育課では、市内小・中学校の特別支援学級、通級指導教室担当教員と特別支援教育コーディネーターを対象とした「特別支援教育担当者連絡会」を実施している（令和4年度はオンラインで実施）。連絡会では、教育支援委員会を含む、市内の特別支援教育に関連する手続きやスケジュールについての説明の他、県教育事務所の指導主事による、特別支援学級の教育課程、自立活動、情報の引き継ぎに関する講義が行われ、特別支援教育に携わる教員の資質向上に取り組んでいる。

④学校教育課による丁寧できめ細やかな情報収集

上記②の情報共有会で引き継ぎに加えて、学校教育課では、5歳児の時点で市の相談に繋がっていない子どもがいないか療育機関に問い合わせを行ったり、幼稚園等の訪問時に、市がまだ把握していない、気になる子どもの情報の収集に努めたりするなど、丁寧できめ細かい情報収集を行っている。

⑤外国につながる子どもへの支援体制

真岡市は外国籍の住民が多く在住しており、外国につながる子どもが教育支援委員会の対象となることがある。以下、真岡市における、外国につながる子どもへの概要及び支援体制について述べる。

○令和2年度教育支援委員会の対象となった外国につながる子どもの概要

令和2年度に教育支援委員会の対象となった外国につながる子どもは、就学前8名、小学校1年生1名、3年生1名、4年生4名、5年生3名、6年生1名、中学校2年生1名の合計19名であった。また、令和2年度教育支援委員会で対象になった外国につながる子どもの令和3年度の就学先については、就学前の8名が小学校に入学後、通常の学級2名、特別支援学級4名、特別支援学校1名、帰国1名であった。その他の対象の外国につながる子どもについては、特別支援学級に転籍が9名、通常の学級1名、

帰国が1名であった。障害種は、知的障害、情緒障害、自閉症、LD、ADHDであった。また、真岡市教育委員会では、学校教育課教育政策係が主に外国につながるのある子どもを担当している。

○外国につながるのある子どもの就学先を検討するための審議資料の作成時に行っている内容について

外国につながるのある子どもの教育支援委員会の審議資料作成の際に「行動観察」「心理・発達検査の実施」「日本での生活期間の確認」「医療・福祉関係者からの意見聴取」「保護者からの意見聴取」「在籍している幼稚園、保育所等からの意見聴取」「就学先からの意見聴取」を実施している。

就学相談では、外国につながるのある子どもの日本語習得の状況によって、通訳者が同席している。心理・発達検査については、WISC-IV、K-ABCⅡ、田中ビネー知能検査Ⅴを日本語及び母語の両方を使用して実施している。心理士が口頭で教示し、反応が悪い場合には、通訳者が母語で教示する。日本語及び母語の教示した結果については、参考値として判断の資料とする。日本語と母語の両方で教示することで検査時間を長く要するが、子どもの日本語の理解の差等を丁寧に把握するようにしている。

○外国につながるのある子どもの就学及び学びの場の変更について

令和3年度、通常の学級から特別支援学級に学びの場を変更した外国につながるのある子どもは9名であった。「日本語の課題か、発達上の特性の課題か」がポイントとなり、学びの場を判断することが難しい事例や、過去には、教育相談の結果から、特別支援学校か知的障害特別支援学級に就学するかの判断を迷うケースもあった。一方で、保護者の了解のもと、知的障害特別支援学級に就学し、学級で良好な友だち関係を築き、意欲的に学ぶことができた事例もあり、外国につながるのある子どもの就学及び学びの場の決定については、慎重に判断する必要があると感じている。また、日本語の力が不十分な保護者の中には、子どもの方が日本語を話しているため、保護者が子どもの能力を過大評価してしまい、通常の学級で学ぶことを希望することがある。保護者の理解を促すために通訳者から「日本語が流暢に話せることと、学習ができることの違い」について具体的に説明してもらうこともある。

○外国につながるのある子どもの支援における特色ある取組について

教育委員会では、先述した「就学までの大きな流れ」を、日本語版に加えて、ポルトガル語、スペイン語、英語で作成し、市内の幼稚園、保育所、認定こども園に配布し、外国籍の保護者への周知を図っている（図5-2参照）。

真岡市役所及び教育委員会には、ポルトガル語、スペイン語、英語を話することができる通訳者が複数名常駐しており、特別支援学級及び通級指導教室等の説明については、日本

語で書かれた資料を通訳者が訳して保護者に伝えている。必要に応じて、それぞれの通訳者が教育相談、学校訪問等に同席し、説明及び保護者の理解を支援する体制が整っている。また、各学校で心理検査等を実施する際には、心理士と通訳者が同行して検査等を実施する。教育相談や心理検査等に通訳書が同行することで、通訳者自身の日本の特別支援教育に関する理解も深まっている。現在は、通訳者の世代交代が課題となっており、特別支援教育に関する研修の受講体制の整備が望まれている。

Senhores padres de família: **Processo até a entrada "Vamos encontrar um lugar de aprendizado que se adapte ao seu filho"** (ポルトガル語)

<Processo até a matrícula na escola primária (Shūgaku)>

Abril ~	Junho ~	Outubro ~ Novembro	Novembro ~ Dezembro	Janeiro ~ Março
① Início para aconselhamento Escolar (Caso for necessário) Poderá consultar o Comité de Educação sobre a melhor maneira para seu filho(a) estudar. De acordo com suas prioridades e expectativas, explique a melhor forma de educá-lo(a).	② Orientação sobre educação especial e atendimento em uma aula de aprendizagem Se quiser participar da sala de aula de educação especial, poderá consultar individualmente, pode assistir a uma aula para observar o ambiente educacional e a criança experimentar assistir uma aula. (Reserva necessária).	③ Exame médico (Outubro) Será realizado em uma escola primária na área do seu bairro, para verificar o estado de saúde da criança antes da admissão. Além de exames de medicina odontológica/interna e testes de acuidade visual/audição, também realizamos exames de desenvolvimento em grupo. Dependendo dos resultados, a Comissão de Educação realizará um novo exame individual.	④ Decisão por consenso Tanto o tutor, Comité municipal de Educação de Moka quanto a escola por consenso decidirão sobre a melhor forma de apoiar a criança.	● Envio do aviso de admissão (final de janeiro) O Comité de Educação de Moka enviará um aviso de admissão para a escola primária, ou no caso de precisar de apoio especializado, a Comissão de Educação de Tochigi enviará o aviso de admissão. ● Início da escola (fevereiro ~ março) Será realizada na escola que está programado a entrar.

① Aconselhamento Escolar
 Primeiro, ligue para a Seção de Orientação da Divisão de Educação Escolar do Comité municipal de Educação de Moka (0285-83-8181).
 Após marcar data e horário da consulta, compareça no dia a Divisão de Educação Escolar no quarto andar da prefeitura de Moka. Pode nos consultar com seu filho ou somente os responsáveis.

② Educação especial e atendimento em uma aula de aprendizagem
 Pode obter orientações sobre educação e assistir a uma aula na escola. Nesta orientação, permitirá que você discuta as preocupações com seu filho(a), seu desenvolvimento, antes de frequentar a escola. Também, para consultas educacionais e aprendizado prático dentro da jurisdição do distrito de Haga, vamos guiá-lo para a Escola Mashiko para Necessidades Especiais. Além disso, é possível orientá-lo para escolas especiais da prefeitura.
※Para matrícula na Escola de Mashiko, necessita assistir uma aula.

③ Exame médico
 Na escola primária do distrito escolar, faremos um exame médico. (Por volta de outubro) Esse exame médico consiste em exames gerais, exames odontológicos, testes de acuidade visual, testes auditivos e testes de desenvolvimento. Dependendo dos resultados dos testes de desenvolvimento e dos aspectos comportamentais a Comissão de Educação realizará novos testes individuais posteriormente. Se for necessário outro exame individual, a Comissão de Educação entrará em contato diretamente.
※Se não for possível realizar o exame em grupo, avise a Comissão de Educação com antecedência.

④ Decisão por consenso
 Nas escolas da cidade, há salas regulares, salas de necessidades especiais e salas de aula que fornecem orientação através das salas regulares. Além disso, o status de aulas de apoio especial (intelectual, autismo/perturbação emocional, baixa visão) e salas de aula que fornecem orientação por participar das aulas, varia de acordo com a escola. Consulte o Comité municipal de Educação para mais detalhes.

Pode perguntar sobre o lugar certo de aprendizado para cada criança. Não hesite em entrar em contato conosco.
 Comité de Educação Moka, Divisão de Educação Escolar (4º andar do Município) TEL: 0285-83-8181

MIA20220104TMS

図 5-2 就学の流れに関連して外国籍の保護者に配布している資料（ポルトガル語）

（6）真岡市の課題と展望

教育委員会担当者からは、「できる限り漏れがないように努めているが、未就園児の情報については集めることが難しい、療育機関に通っている場合には、問い合わせができるが、どこにも繋がっていない子どもも、年に数人はいる。そのような子どもは外国に繋がりのある子どもに多い」という課題が示されている。外国につながる子どもの中には、未就園の子どもがおり、就学前の情報が教育委員会に入らない事例がある。小学校に兄弟が在籍している場合には、学校を介して未就園の子ども情報を得たり、3歳児健診の際に、心理士やこども家庭課の職員から外国につながる子どもの保護者に入園を勧めたりしている。幼稚園に費用がかかるという誤った情報を信じているため、入園をしない状況もある。

また、教育相談の過程で、外国籍の保護者が「特別支援学級に在籍する」、「通常の学級に在籍して通級による指導を受ける」という概念を理解することの難しさがあ、多様な学びの場の理解を保護者に促すことが課題となっている。通訳者、国立障害者リハビリテ

ーションセンターの外国人保護者向けのパンフレットを使用して、特別支援教育の説明をするが、保護者の中には、理解を得ることが難しいケースもある。例えば、ポルトガル語等と日本語では語彙数の違いがあり、対応する適切な言葉がないことがあるため、適切な説明になるかが課題となっている。

教育委員会担当者からは、「センターがある自治体とは異なり、福祉と教育が混じり合っ
て、障害のあるお子さんを一貫して支援していくシステムはまだできてはいないが、接続
で漏れがないように一生懸命、関係の皆で努めている」という意見が聞かれたが、担当者
による要所での丁寧できめ細やかな取り組みは、真岡市における大きな特色であると思わ
れる。

(吉川和幸・滑川典宏)

6. 教育を核とした機関連携と「就学アドバイザー」による 早期からの円滑な就学支援 新潟県上越市

(1) 地域の概要

上越市は、人口 184,736 人（令和 5 年 1 月）、出生数 1,097 人（令和 3 年）の中核市である。新潟県の南西部に日本海に面して位置し、古くから交通の要所として栄えており、現在も重要港湾である直江津港や北陸自動車道、上信越自動車道のほか、えちごトキめき鉄道 妙高はねうまライン、日本海ひすいライン、JR 信越本線、ほくほく線などを有している。さらに、平成 27 年 3 月には北陸新幹線が金沢まで延伸など、三大都市圏とほぼ等距離に位置する中で陸・海の交通ネットワークが整った有数の地方都市となっている。

また、地形が平野部、山間部、海岸部と変化に富んでおり、美しい景観や多様な自然に恵まれている。気候は、四季の変化がはっきりしており、冬期に降水量が多く快晴日数が少ない典型的な日本海型である。冬期には日本海を渡ってくる大陸からの季節風の影響により大量の降雪があり、海岸部を除いた地域は全国有数の豪雪地帯となっている。

土地利用は、高田、直江津などが市街地となっているほか、その周辺で、土地区画整理事業などにより宅地化、商業地化が進み、都市的土地利用がなされている。これより東側の地域では、農業を中心とした土地利用が進められている。中山間地は、農業生産機能のほか、多くの工業団地があり、直江津港や高速自動車道など、交通ネットワークを利用した産業も展開されている。

- ・ 保育所：46 園（公立 34、私立 12）
- ・ 認定こども園：15 園（公立 0、私立 5）
- ・ 幼稚園：11 園（国公立 2、私立 9）
- ・ 小学校：47 校
- ・ 中学校：22 校

(2) 出生時から就学期までの支援の流れ

①就学までの支援システム

1 歳 6 か月児健康診査後や、3 歳児健康診査後に「すくすく赤ちゃんセミナー」など、相談支援を行っている。健診を通して、療育支援が必要な子どもを把握し、「こども発達センター（療育機関）」へつないでいる。

こども発達支援センターは、子どもへの療育のほか、保育園、幼稚園、認定こども園にも支援や研修を行っている。園は、園での様子や配慮事項を記した「園情報シート」を作成し、「こども発達センター」と情報共有をするほか、園職員が療育の現場を見学し、継続

的な支援につなげている。

小学校への就学の相談に関しては、子どもの就学予定の小学校の教諭が相談を実施している。これは、保護者にとって、実際に通う小学校の先生が保護者の相談をしてくれるということで、安心感につながっている様子であり、上越市で力を入れている部分である。

特別な支援を必要とする幼児の関係者（保育所、母子保健、療育機関、教育委員会、福祉部等）が定期的（2、3か月に1回）にミーティング（「庁内ワーキング」）を実施している。この横のつながりにより、それぞれの役割を明確にし、協力し合って子どもや保護者の支援を行うことができる。最近は中高連携の話題が多くなってきている。

②こども発達支援センター

子育てに関する相談や、子どもの発達、成長を促す支援を行う機関として、「こども発達支援センター」がある。ことばに関すること、友達との関わり方、こだわり、多動等、子どもの発達に関して悩みを抱えている保護者の方と共に、子どもが健やかに成長していけるよう、保護者と一緒に考え、支援していく機関である（図6-1）。

こども発達支援センターの機能としては、相談機能と療育支援機能がある。

相談機能として、「すてっぷ」（発達相談室）は小学校1、2年生の保護者を対象として相談を行っている。また、「親子教室」は0歳児から2歳児の保護者を対象に相談を行っている。

療育支援機能として、「ほっぷ」は、未就園の子どもと保護者を対象とした親子療育で、子どもの年齢や発達の状況に合わせたグループを編成して、同年代の子どもとのかかわりや集団での行動の経験、親子のコミュニケーションを促す支援を行っている。また、「じゃんぷ」は、保育所・認定こども園・幼稚園在籍の子どもを対象とした個別療育で、1対1の活動による「個別療育」、5人から6人のグループで実施する「小集団療育」、療育担当者が、子どもの在籍園を訪問する「療育園訪問」を実施している。

その他の活動として、「たんぽぽひろば」（療育支援ひろば）で未就園の子どもと保護者向けに遊びの場を提供している。また、「一時保育」として、病気や冠婚葬祭等で保育が困難な保護者によって、子どもを預かる事業を実施したり、児童発達支援「はびねす」や保育所等訪問支援を通して、発達に心配のある子どもや、障害のある子どもへの発達支援をおこなう活動を行ったりしている（図6-1）

③教育委員会とのかかわり

教育委員会の指導主事が、幼児を対象とした療育機関である「こども発達支援センター」の職員を併任しており、就学前の子どもの実態や保護者の思いを早期（4歳児段階あたり）から把握している。それにより、子ども、保護者も早期から教育委員会の指導主事とつながり、相談をすることができている。

4歳児（年中児）の冬あたりから教育委員会が直接関わる場合がある。特別支援学級と

特別支援学校の判断で迷う子どもや肢体不自由、医療的ケアの子は、より早期の関わりを心掛けている。



図6-1 上越市こども発達支援センターの業務内容

④就学までの支援をつなぐツール等

「わたしのきろく」(上越市福祉部すこやかにくらし包括支援センター作成)を乳幼児健診時に障害の可能性があると考えられた子どもの保護者、療育に関わる時や子どもの発達に関係する時などに保護者に渡している。保護者が管理することを基本とするが、保護者の状況によっては、学校が預かって管理する。「わたしのきろく」については、ここ3、4年で活用できるようになってきた。学校での個人面談等で保護者に持参してもらっている。

(3) 就学先決定の手続き

①教育支援委員会等の構成メンバー

就学支援委員会等の構成メンバーは、特別支援学校の教員、保護者、特別支援学級の教員、通級指導教室の教員、医師、大学教員である。

②就学先決定手続きの日程

令和3年度における就学先決定の手続きの日程は以下の通りである。

- ・就学に関する教育相談の開始 4月
- ・就学先決定に関する委員会の開始 6月
- ・就学時健康診断の開始 10月
- ・就学先に関する本人や保護者への通知 11月

保護者は、教育相談の申し込みを年長児の6月1日までに行う。7月から8月にかけて園の参観や保護者面談などの相談を行い、8月から10月にかけて教育委員会主催の就学支援委員会で最終判断をする。11月上旬に通知し、11月から12月上旬には、検討、相談して保護者が意思決定をする。1月から2月に、入学指定通知、入学同意書等の作成となる。

令和3年度は、上越市の小学校に就学予定の子どものうち、就学相談を行う子どもが約17%であり、全国的に見ても高い割合であった。就学相談を行った243人の子どものうち、50人が特別支援学級、18人が特別支援学校へ就学した。就学先だけではなく、小学校の学びについて心配な子どもについても対象にしているためではないかと思われる。

③就学先や学びの場の変更について

令和2年度、就学先の変更が、通常の学級から特別支援学級55人、特別支援学級から通常の学級16人、特別支援学級から特別支援学校9名などであった。通常の学級から特別支援学級への変更については、小学校1,2年生までは通常の学級で、その後特別支援学級に入級することの見通しをもって就学先の変更を考えている保護者もいる。特別支援学級から通常の学級に学びの場を変更した子どもがやや多めな傾向があることについては、特別支援学級の子どもができるだけ通常の学級に就学する流れがあり、自閉症・情緒障害学級から適応状況が改善される事例、中学校進学時に、特別支援学級から通常の学級に変更する事例があった。就学先変更の判断としては、エピソードでの判断や、新潟県、上越市独自の指標がある。

（4）保護者への情報提供と合意形成

①早期からの保護者への寄り添い

保護者の悩みや困難を丁寧に聞きながら、徐々に話を進めていく。長い期間での支援を心掛けている。4歳児（年中児）から話を進めることができれば、少しずつ相談を積み重ねることができる。5歳児（年長児）であると、すぐに就学先の話をしなければならない。

特に、特別支援学校に判断が出る可能性が高い場合には、保護者が判断を受け止められるよう、早くから面談を行ったり、学校見学（支援学校や支援学級）を勧めたりしている。また、施設の整備や看護師の配置が必要な場合にも関係機関と連携し、早い時期から相談し、対応している。

発達による課題だけでなく、愛着関係に問題がある子も増えてきており、後々から教育的ニーズが明確になるケースもある。早いうちに丁寧にいかかわっていくことが大切であると考えている。

特に、一人で子育てをしている保護者や不安の強い保護者に対しては丁寧にやっている。教育委員会担当者が見学に付き添う場合もあるなど、臨機応変に対応している。

②保護者の気持ちに寄り添えるパンフレットの作成

保護者向けに就学の流れを説明したパンフレット（図 6-2）を作成、配付してきた。今年度、より保護者の気持ちに寄り添った構成のパンフレットに変更した。更新に当たっては幼稚園等の保育者の声も取り入れた。突然、就学先や学びの場の話をすると就学相談を受け入れられない保護者もいるため、子どもの現状を伝え、共通理解した上で、就学先について伝えるという工夫を行っている。

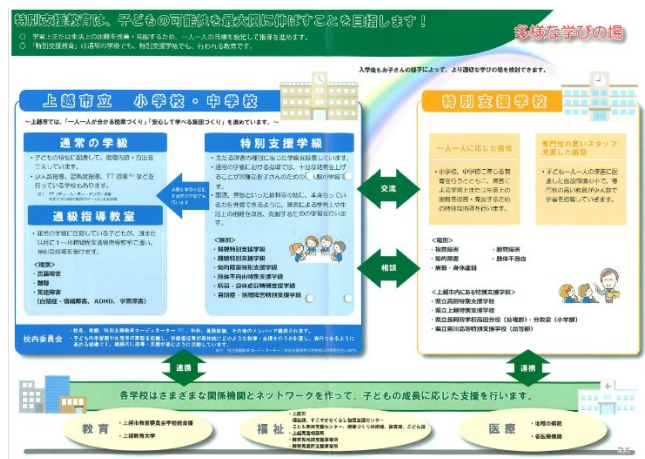


図 6-2 就学に関する保護者向けのパンフレット

(5) 上越市の特色ある取組

①地域ごとの連携

小学校の教員が保育所・認定こども園・幼稚園を訪問するなど、いわゆる幼保小連携が密接に行われており、小学校の教員の中に保育所・認定こども園・幼稚園の保育の実態を知っている者が多く存在する。スタートカリキュラムも実施している。

上越市内に 13 の「区」がある。区毎に小中（高）連携を実施している。公立の保育園が多く連携しやすい。

②「就学アドバイザー」の活動

学校教育課に籍があり、こども発達支援センターに勤務し、就学前、就学後の保護者の相談を受ける役割を担っている。こども発達支援センターに常駐して相談に当たっている。

就学アドバイザーの担当業務の内容は以下のとおりである。

- ・園訪問を実施し、就学前の子どもの実態把握及び保護者からの相談の対応
- ・保育園等におけるクラス運営等の助言
- ・新1年生の学校適応の状況確認及び状態に応じた支援機関へのつなぎ
- ・就学前、就学後の保育者の相談対応
- ・特別支援学校見学時に保護者に同行

（６）今後の展望と課題

現状として、上越市には、乳幼児期から切れ目のない相談支援体制があり、その一環としての就学相談ができています。相談支援の内容として、家庭や保護者本人の悩みや困難さ、園での悩みや困難さなど多岐にわたるようになってきた。保育所・認定こども園・幼稚園に対する就学に関する相談においても、就学先そのものの相談ではなく、日常の保育に関する課題等の相談が増えてきている。こうしたことは、上越市において教育委員会が乳幼児期にも関与し、乳幼児期から切れ目ない相談支援体制を実現してきた成果であるとも言える。

今後に向けて、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校との連携の一層の推進が期待される。園としては小学校の実情に関する情報を求めている。また、小学校への引き継ぎ事項として、どのような内容をどこまで伝えたらよいのか迷っていることも想定される。保育所・認定こども園・幼稚園と小学校との連携が進む中で、小学校における学習や生活について様子を知る機会が増えることが期待される。また、就学後の子どもの様子に関する小学校からのフィードバックの機会が増えるとさらに良いと考えられる。

（杉山美奈子・久保山茂樹）

7. 教育委員会の発達・教育相談支援センターを中心とした 早期からの多層的で一貫した相談支援体制の充実 島根県松江市

(1) 地域の概要

松江市は、人口 201,246 人（令和 4 年 5 月）、出生数 1,618 人（令和元年）の中核市で、島根県の東部、宍道湖畔に位置する総面積 572.99 km²の島根県の県庁所在地である。平成 17 年に近隣の 7 町村（鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町）と合併、更に平成 23 年に東出雲町を編入し、現在の松江市となっている。

令和 2 年度松江市統計書によると、総面積の 11.4%が耕地、43.2%が山林、5.9%が宅地から構成されている。産業別従事者の割合は、第一次産業が 3.9%、第二次産業が 18.3%、第三次産業が 77.8%である。総人口のうち、65 歳以上人口が 29.6%であり、14 歳以下人口が 13.2%である。

市内に設置されている就学前保育施設、小学校、中学校の概況は以下の通りである（令和 4 年 5 月 1 日時点）。

- ・ 保育所：62 園（公立 7、私立 55）（小規模保育事業 4 園、認可外保育施設 11 園）
- ・ 認定こども園 私立 15 園
- ・ 幼稚園及び幼保園※：25 園（国公立 24、私立 1）
- ・ 小学校・義務教育学校（前期課程）：33 校
- ・ 中学校・義務教育学校（後期課程）：16 校

※松江市独自の幼保一元化施設

(2) 出生時から就学期までの支援体制

①就学までの支援のシステム

松江市では、教育委員会特別支援教育課が所管している「松江市発達・教育相談支援センター」（愛称：エスコ）が中核となり、乳幼児期から学齢期までの一貫した支援体制を構築していることが特徴である。

図 7-1 に松江市における乳幼児期の支援体制を示した。保護者の来所、電話に対して発達・教育相談支援センター職員が対応する「エスコ相談」、在籍所・園・校等に専門巡回相談員が訪問し、必要な支援のあり方について相談を受ける「専門巡回相談」、特別な支援の場の必要性を踏まえ、必要な支援のあり方について相談を受ける「就学相談」、就学審議会（教育支援委員会）での子どもの実態、本人・保護者及び在籍園・校等の意見を踏まえて、就学に係る意見を保護者に伝える「就学審議会専門調査」が整備されている。特別支援教育の対象となる子どもの場合、最低 3 回は相談の過程を辿るよう多層的な相談体制が構築

されている。

また、上記の相談体制に加えて、公立幼稚園及び幼保園（松江市独自の幼保一元化施設）で実施する「特別支援幼児教室」（後述）、発達障害等を中心とした、心身の発達に配慮が必要な3歳から就学前の幼児を対象に、発達・教育相談支援センターを会場に、週1回、最大30回まで行う「にこにこ教室」、3歳から小学校2年までの幼児、児童の保護者を対象としたペアレント・トレーニング「のべのべ講座」など、幼児支援、子育て支援の場を複数整備している。

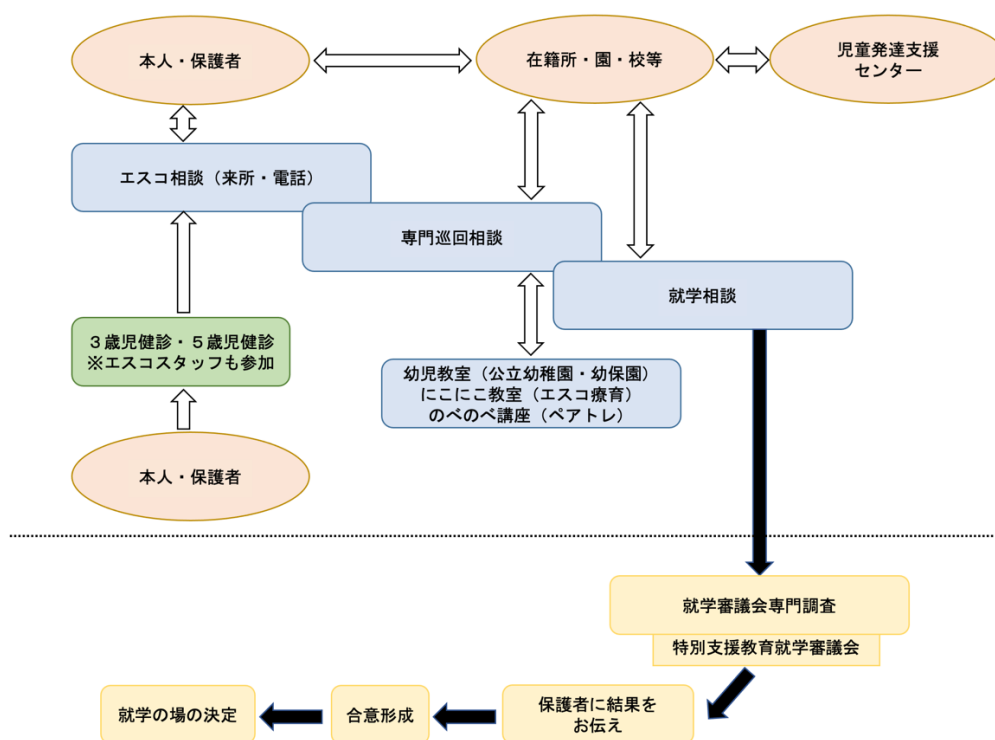


図7-1 松江市の乳幼児期の支援体制（訪問時配布資料を基に作成）

②就学までの支援をつなぐツール等

松江市では、独自のサポートファイル「だんだん」（図7-2参照）を作成し、年2回開催される日曜日の「ほっと相談」や、先述の「専門巡回相談」、「特別支援幼児教室」、「にこにこ教室」、「のべのべ講座」等において、保護者への配布機会を設けている。

サポートファイル「だんだん」には、子どもの発達状況や子育てのエピソードなどの記録、医療機関受診の記録、相談、療育の記録、個別の指導計画、個別の教育支援計画等をファイリングすることができる。ファイルの管理は保護者が行い、円滑な相談、情報共有に繋げるために、必要に応じて関係者に提示、活用できるようにしている。

（3）就学先決定の手続き

5月から就学相談、就学先決定に関連する特別支援教育就学審議会を7月に開始した後、

10月から就学時健康診断を実施、12月に就学先に関する本人、保護者への通知する流れとなっている。

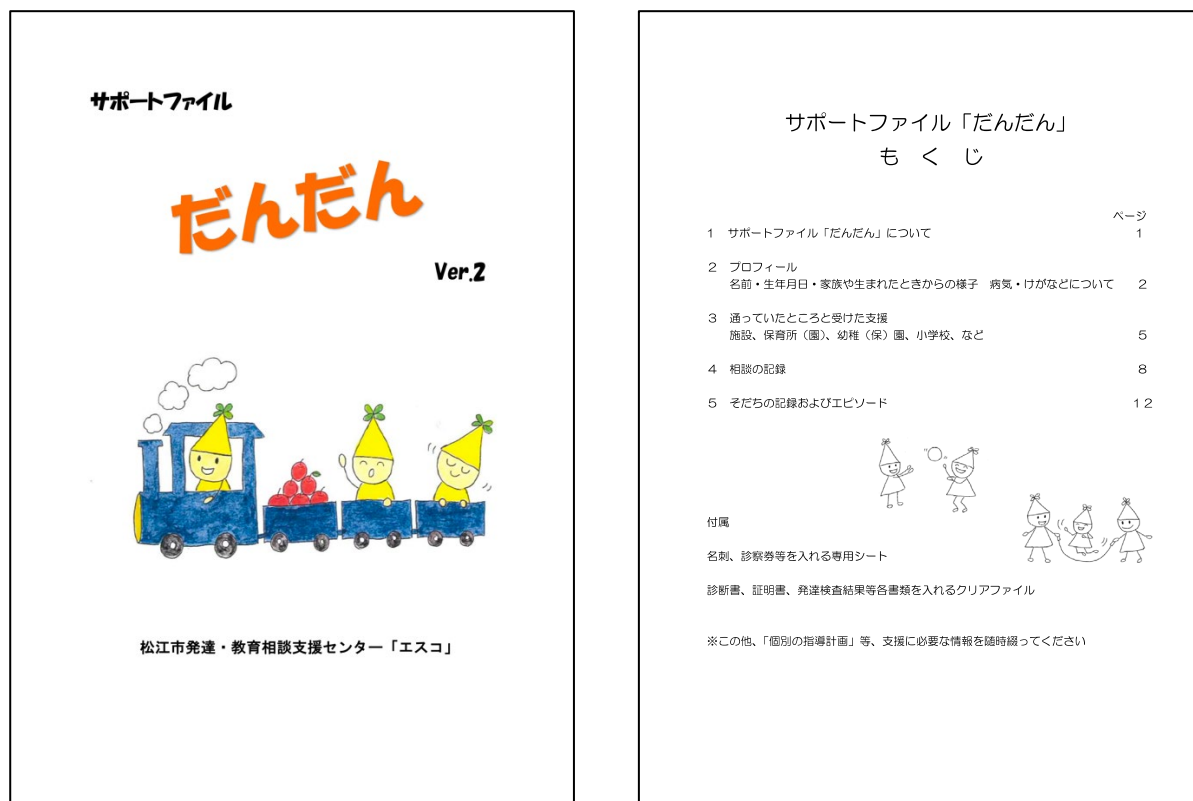


図 7-2 サポートファイル「だんだん」（松江市 HP 掲載資料より抜粋）

就学相談の過程において特別支援教育が必要と判断された幼児については、教育支援委員会に相当する「特別支援教育就学審議会」（以下「就学審議会」とする）の対象となる（図 7-1 参照）。

令和 3 年度は、7 月から 2 月まで月 1 回ずつ、年間 8 回行われている。審議会委員の内訳は、学校関係者（大学教員、校長、園長）5 名、医師 3 名、保健・福祉関係者 1 名、その他 1 名、教員と兼任の専門調査員 11 名、計 21 名から構成されている。

就学審議会に先立って行われる「就学審議会専門調査」では、対象となる子どもの行動観察、心理・発達検査（新版 K 式発達検査または WISC-IV、S-M 社会生活能力検査）、医療、福祉関係者、在籍園、保護者、進学先（学校長等）からの意見聴取、子どもの制作物（描いた絵など）を基に審議資料作成を行っている。

（４）保護者への情報提供と合意形成

発達・教育相談支援センターには、特別支援教育係と相談支援係があり、令和 4 年度は特別支援教育係に 6 名、相談支援係に 15 名の職員が配置されている。特別支援教育係は、特別な支援を必要とする就学支援、特別支援学級への入級、特別支援学校への転学、特別支援学級及び通級指導教室の指導及び運営に関する業務を担当している。相談支援係は、

特別な支援の幼児児童生徒の相談及び検査、幼児への療育、特別支援教育に関連する研修や啓発、調査、福祉等に繋ぐ相談窓口などの業務を担っており、幼児期から就学期、そして就学後も保護者への相談、情報提供を行える体制が整えられている。



図7-3 「すくすく！子育てリーフレット」(松江市 HP 掲載資料より抜粋)

幼児期の保護者への情報提供については、保護者向けの「すくすく！子育てリーフレット」(図7-3)を作成し、3歳児健診で保護者に配布している。リーフレットでは、先述の「専門巡回相談」「にこにこ教室」、サポートファイル「だんだん」の紹介や、子どもの発達を捉える視点や、子育てのポイント等について解説している。

令和3年度について就学審議会の対象となった幼児児童生徒は203名(うち就学前幼児53名)であったが、教育委員会の判定結果と実際の就学先の一致率は全体で97.5%であり、保護者との合意形成の高さが窺える。このことは、保護者に対する早期からの多層な相談、支援体制の構築により築かれているものと思われる。

(5) 松江市の特色ある取組

①松江市発達・教育相談支援センター(愛称:エスコ)

松江市発達・教育相談支援センターは2011年(平成23年)に設置された。開設にあたり、市民から募集した愛称である「エスコ」とは、当地の言葉で「いい具合」という意味であり、子ども達の日常生活や将来が、いい具合に進むようにという願いが込められている。

設置以前の、松江市における特別支援教育に対する状況は、就学時など移行の際に支援

が途切れたり、必要な情報が共有されたりしておらず、総合的な視点からの状況の把握を行うために教育・保健・福祉・医療等の連携を強化する必要があった。また、早期からの適切な支援を必要としている子どもがいること、特別支援学級及び通常の学級においても学習や対人関係面等の困難を有する児童生徒が増加しており対応が必要とされていた。このような課題を踏まえて、乳幼児期から青年期までの一貫した相談支援体制を築き、教育・保健・福祉・医療等の連携を強化すること、早期の気づきを高め、発達障害幼児の療育を拡充すること、教職員の支援力の向上を図ると共に人的・物的支援を行うために開設された。

発達・教育相談支援センターは、松江市保健福祉総合センター内に設置されており、同じ建物内に母子保健事業を行う保健センターや乳幼児健診会場があるため、物理的にも情報を共有しやすい構造となっている。3歳児健診、5歳児健診には、発達・教育相談支援センター職員も参加しており、健診時の子どもの把握から、先述の「エスコ相談」に繋がることもある。また、先述の専門巡回相談では、母子保健事業を所管する健康推進課に所属する保健師が、専門巡回相談員として委嘱され相談に同行することにより、家庭や在籍園・所での支援について情報共有を行っている。

発達・教育相談支援センターは、先述の「エスコ相談」、「専門巡回相談」などの相談業務に加えて、「にこにこ教室」や「のべのべ講座」などの療育、子育て支援講座の実施など、特別な支援を要する子どもと家族に関わる事業の中核として機能するとともに教育、保健、福祉、医療等が連携した乳幼児期からの一体的で一貫した支援を行うためのハブとしての調整機能を有していることが特徴である。

②特別支援幼児教室

市内在住の発達上特別な支援が必要な幼児（3歳から就学前）に対し、適切な環境の中で、その実態を捉え支援することを目的として（松江市特別支援幼児教室運営要領）、松江市の公立幼稚園、幼保園に設置されている。令和4年度は11園で実施しており、在籍園の子どもだけではなく、他の幼稚園、保育所等に在籍している子ども、家庭養育の子どもも利用することができ、児童発達支援センターとの併用も可能である。利用にあたっては、エスコ相談や専門巡回相談等での相談、幼児教室担当者による相談・観察を経て、発達・教育相談支援センターで月に1回行われる調整会で利用を検討、開始時期について決定している。

図7-4は、幼稚園玄関に掲示している、特別支援教育幼児教室の保護者向け案内である。利用形態には、「時間通級」と「1日通級」があり、「時間通級」では、主にきこえやことばの支援が必要な子どもを対象に、週1回、1時間から2時間、保護者同伴で個別指導を行う。「1日通級」では、障害等で集団において支援が必要な子どもを対象に、週1回、9時から14時まで、幼稚園、幼保園での生活に沿って行う。「1日通級」では保護者は同伴しない。



図7-4 幼稚園に掲示している特別支援幼児教室の保護者向け案内



図7-5 特別支援幼児教室のプレイルーム

幼児教室では、指導の目的を「子どもの良さを引き出す支援」、「自分で困難を乗り越えられる方法を探し出せる支援」、「取り巻く周囲への働きかけ」、「保護者に見通しや希望を持たせ、子育ての不安を軽減する支援」としている。幼児教室を利用する子どもへの直接

的な指導に加えて、幼児教室担当教諭による、利用児の在籍園訪問や、連絡ノートを活用した情報共有を行うとともに、関係機関や市内の小学校、中学校、また、聴覚障害特別支援学校の通級指導教室との連携を図りながら指導を行っている。

（６）松江市の課題と展望

乳幼児期から学齢期までの切れ目ない支援を、発達・教育相談支援センターが総合的な調整を行いながら進める体制を構築していることが松江市の特色であり、特別な支援を必要とする子どものライフステージにおける縦の連携と、関係機関の横の連携システムの構築を、教育委員会が中核かつハブとなり実践していることは、他の自治体における支援体制構築の検討において参考となる事例である。

視察時に対応いただいた発達・教育相談支援センター所長からは、これまでの取組を踏まえた、今後の課題として「引き継ぎや関係機関による配慮と質の保障された情報共有」、「相談の件数、内容の多様化・複雑化への対応」、「家庭への継続的な支援」、「思春期等将来を見据えた自己理解の支援」、「周りの子どもや保護者への説明」、「不登校傾向や二次的な問題への対応」「小中学校の支援環境整備」が挙げられた。

これらの課題の多くは、2011年（平成23年）の発達・教育相談支援センターの開設以来、松江市が、特別な支援を要する子どもと保護者への多層的で一貫した支援システムを構築してきたからこそ、生じてきた支援の質向上に関する課題であるとともに、就学支援、教育相談に携わる全ての自治体が潜在的に有している課題を示していると思われる。

（吉川和幸・杉山奈実子）

8. 多様性を大切にした地域のつながりをいかした就学支援

－三重県四日市市－

(1) 地域の概要

四日市市は、人口 310,081 人（令和 4 年）、出生数 2,202 人（令和 4 年）の市である。

三重県の北部に位置し、総面積 206.50 km²、西は鈴鹿山系、東は伊勢湾に面した温暖な地域である。平成 17 年 2 月 7 日には楠町と合併し、人口 30 万人の新生・四日市市としてのスタートを切った。また、平成 29 年に市政施行 120 周年を迎え、より一層「住み続けたいくなるまち」になるために、市民とともに魅力あるまちづくりに取り組んでいる。15 歳未満人口は、令和 4 年 7 月現在 37,663 人である。

外国人登録人口は、令和 3 年度 10,417 人（65 カ国）となっている。特にブラジル国籍（2,368 人）で最も多く、全体の約 23%を占めている。その他の国では、韓国（1,530 人）、中国（1,458 人）、フィリピン（832 人）、ネパール（756 人）等の外国人が居住しており、四日市市内の総人口に占める外国市民の比率は、約 3.4%である。また、文部科学省指定研究校として、「就学を支援する外国人児童生徒受入促進事業（J S Lカリキュラム実践推進）」を四日市市立西笹川中学校（令和 3 年度）で取り組んできた。市内に設置されている認定こども園、小学校、中学校の概況は以下の通りである（令和 4 年度）。

- | | |
|----------------------------|--------------|
| ・保育所：49 園（公立 19 園、私立 30 園） | 認可外保育施設：19 園 |
| ・認定こども園：6 園（公立 5 園、私立 1 園） | |
| ・幼稚園：30 園（公立 16 園、私立 14 園） | |
| ・小学校：37 校（15,022 人） | |
| ・中学校：22 校（7,591 人） | |

(2) 出生時から就学期までの支援の流れ

①就学までの支援システム

1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査は、四日市市こども保健福祉課 母子保健係が実施している。また、保育所等に在籍している子どもや保護者の支援については、主に四日市市こども未来部こども発達支援課が行っており、母子健康カレンダー、子育てガイドブック（図 8-1）を作成し、保護者に周知を図っている。

四日市市こども発達支援課では、子どもの発達の特性を早期に正しく理解し、就学前から保育所、幼稚園、認定こども園や学校において、関係機関と連携しながら、適切な支援を行っていくことで自立・社会参加の可能性をより広げるために早期からの途切れのない支援に取り組んでいる（図 8-2）。

四日市市児童発達支援センターあけぼの学園では、0 歳から 18 歳未満の発達に支援が

相談支援事業所では、児童通所支援サービス（「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」）を実施している。本事業は、四日市市子ども発達支援課が申請の窓口となっている。



図 8-1 子育てガイドブック



図 8-2 四日市市における途切れのない支援

②就学までの支援をつなぐ「相談支援ファイル」

相談支援ファイル」は、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援を受け、子どもの発達特性等の理解を促すために、四日市市特別支援教育推進協議会が作成したファイルで

ある。

「相談支援ファイル」は、あけぼの学園、保育園、幼稚園、認定こども園、こども発達支援課、教育支援課（就学相談時）等で配布している。また、四日市市教育センターのホームページよりダウンロードできる。

本ファイルは、基本的に保護者が保管する。支援に活用する場合には、園・学校等で活用し、長期休業中等に保護者が必要な場合は、保護者が、園・学校等から持ち出すことができる。各園、学校では、活用状況について「相談支援ファイル台帳」に記載する。「相談ファイル」を活用して、関係機関の資料、支援計画等を綴じて成長過程を振り返ったり、進学先の学校への引継ぎ資料等として活用したりしている。

相談支援ファイルを作成している児童生徒の割合は、7.7%で、今後、令和8年度に向けて8.3%に増やすことを目標としている。

図 8－3 相談支援ファイル

（３）就学先決定の手続き

①教育支援委員会

教育支援委員会には、以下のような 25 名の委員が出席して情報を共有している。

- ・学識経験者
- ・小児科医
- ・福祉施設職員

- ・特別支援学級設置校長代表
- ・言語通級指導教室担当
- ・情緒等通級指導教室担当
- ・地域特別支援教育コーディネーター
- ・公立保育園代表
- ・公立幼稚園代表
- ・作業療法士
- ・こども未来部
- ・教育委員会事務局

②就学先決定手続きの日程

- ・就学に関する教育相談の開始 3月
- ・就学先決定に関する委員会の開始 8月
- ・就学時健康診断の開始 10月
- ・就学先に関する本人や保護者への通知 9月

転学・転籍を教育支援委員会で審議するまで、各学校で、保護者と転学・転籍について話し合いを行い、希望理由について明確にする。その後、対象の子どもの現状を把握するために、必要に応じて地域特別支援教育コーディネーターによる観察及び発達検査を実施し、校内委員会で協議する。地域特別支援教育コーディネーターの要請については、支援の検討段階で、早めに要請することを推奨している。各学校は、転学・転籍希望報告書を教育支援委員会開催1ヶ月前に提出し、教育支援課指導主事が子どもを観察し、助言を行った上で、教育支援委員会で審議し、転籍となる。転学の場合は、事前に子ども・保護者が当該特別支援学校の教育相談を受ける必要がある。

③就学先を検討するための審議資料作成時に行っていること

就学先を検討するための審議資料作成時に行っているのは、以下の通りである。

- ・行動観察の実施
- ・心理・発達検査の実施（グッドイナフ人物画知能検査、絵画語彙発達検査等）
- ・日常生活及び学校生活や学習の様子等の聞き取り
- ・日本での生活期間の確認

本人、保護者との合意形成を図るために、半日、子どもを観察したり、保護者の相談を行ったりする。2回目の相談で、審議結果を伝え、学びの場の決定に向けた合意形成を図る。審議結果と異なる就学先を希望される場合は、これまでの相談の経緯を踏まえて、合意形成を図るようにしている。今後の課題として、相談件数の増加に対する対応、簡易検査の実施、就学や転籍後の指導・支援について等が挙げられていた。

（４）四日市市の特色ある取り組み

① U-8 自信を高める「４つの教室」(図８－４)

プロジェクトU-8 事業として、四日市市こども発達支援課、こども福祉健康課、保育幼稚園課及び四日市市教育委員会教育支援課で自信を高める「４つの教室」を設置、運営している。４つの教室とは、「幼児ことばの教室」(４、５歳児対象)、「まなびの教室」(小学校１、２年生対象)、「ともだちづくり教室」(４歳児から小学校２年生対象)、「子どもの見方・ほめ方教室」(ともだちづくり教室に参加する保護者対象)である。

ことばや対人関係、社会性、学習に関する課題がある子どもに対して、保育園、幼稚園、認定こども園や学校と連携を取りながら、自己肯定感を持って小学校へ就学できることや、小学校生活を楽しく過ごすことができるよう支援している。こども発達支援課職員、教育支援課職員、幼稚園教諭、臨床心理士、保育幼稚園課職員、こども保健福祉課保健師、保育園保育士、学生ボランティア等がスタッフとして支援をしている。

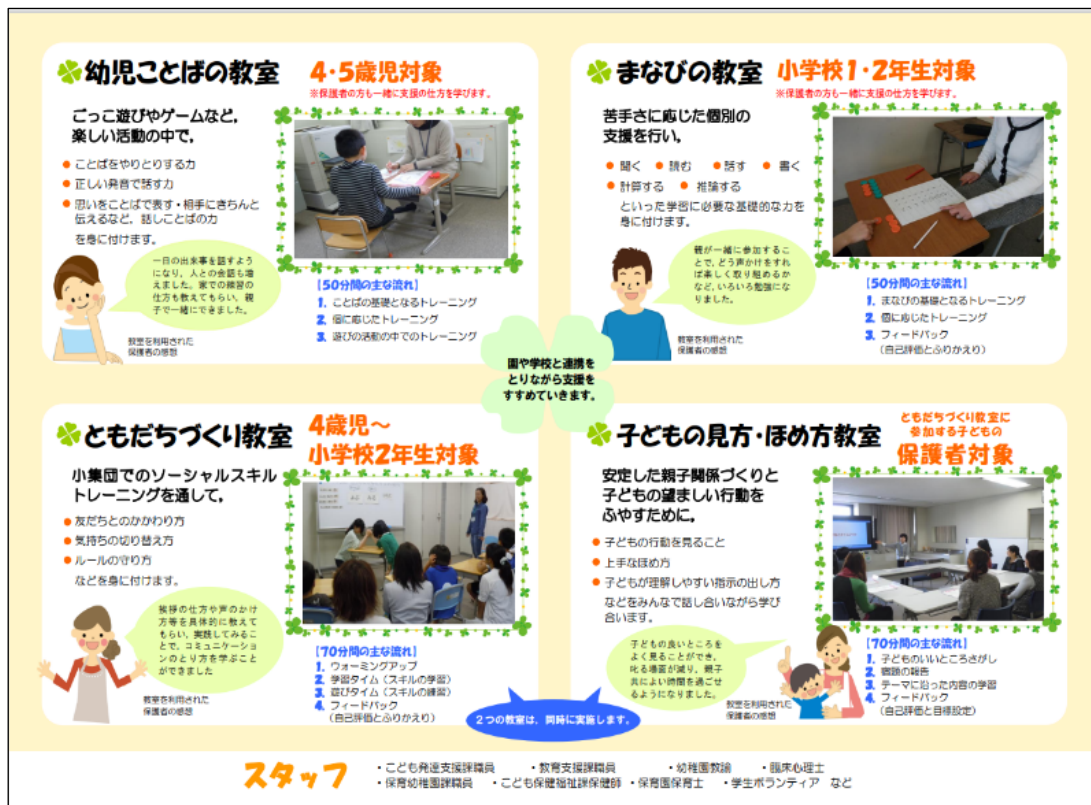


図８－４ U-8 自信を高める「４つの教室」

②中学校区別の保・幼・小・中が集まる場の設定及び地域特別支援教育コーディネーターの配置

連続性のある学びの場となるように、「学びの一体化」を目指して中学校区別に年数回集まる機会を設定し、部会別に分かれて情報交換を行っている。

また、特別支援教育や発達障害に関する専門的知識を有する小・中学校の教員を、四日市市教育委員会が地域特別支援教育コーディネーターとして委嘱している。地域特別支援

教育コーディネーターは、幼稚園・小学校・中学校の要請により、各校・園を訪問し、子どもたちの様子から支援内容等の相談、連絡調整等を行っている。

また、「教育支援課スーパーバイザー」として、特別支援教育や発達障害に関する専門的知識・経験を有する者を、四日市市教育委員会が委嘱し、四日市市内全中学校に対して、年間各2回の継続的な巡回教育相談を行っている。

（５）四日市市における外国につながる子どもへの現状と課題

①令和２年度教育支援委員会の対象となった外国につながる子どもの概要

令和２年度教育支援委員会の対象となった外国につながる子どもは、就学前が14人であった。令和３年度の就学先は、小学校の通常の学級7人、特別支援学級に4人、特別支援学校に3人在籍した。令和２年度教育支援委員会の対象となった外国につながる子どもの障害種別は、知的障害、肢体不自由、自閉症であった。

また、通常の学級から特別支援学級に3人、特別支援学級から通常の学級に2名が学びの場の変更を行っている。

②外国につながる子どもの保護者への就学等に向けた周知について

外国人児童生徒と保護者のための進学ガイダンス「学校へ行こう！」を開催し、スペイン語、ポルトガル語、中国語、タガログ語の通訳者を配置して、情報提供を行っている。

また、外国人児童生徒と保護者のための「ようこそ四日市市の学校へ」と題する冊子を作成し、日本の学校の理解を促している。

③外国人児童生徒のための初期適応教室「いずみ」

日本語の習得が不十分な外国人児童生徒に対して、日本語の初期指導・学校への適応指導等を集中的に行うために四日市市立中部中学校内に初期適応教室「いずみ」（図8-5）が設置されている。入級の判定は、「いずみ」で行い、在籍校からの通級による指導となる。また、入級期間は、2か月から3か月とし、4か月を限度に在籍校に戻る。日本語の初期指導では、日本語による日常会話、ひらがな、カタカナ、小学校低学年程度の漢字の読み書き、日本の学校生活への適応指導等を行っている。また、四日市市教育委員会指導課は、「外国人児童生徒受入れ・指導の手引き」を作成し、教職員への理解啓発を行っている。

④令和４年度特別支援学校外国人児童生徒の学校生活充実事業

県教育委員会では、特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒は、母語の獲得状況を踏まえつつ日本語に係る学習を支援するとともに、当該児童生徒の保護者についても家庭支援を実施している。

特別支援学校では、個別の教育支援計画の作成時や懇談会での保護者の意思確認、学校の様子等を保護者に伝えるなどの場面で通訳が必要になることから、保護者支援として翻

訳及び通訳を実施している。

具体的には、特別支援学校に在籍する外国人児童生徒の母語のうちで最も多くを占めるポルトガル語について、外国人児童生徒支援員（拠点校：三重県立特別支援学校西日野にじ学園）を派遣（14日／1ヶ月）している。また、ポルトガル語以外の言語については、国際交流財団の協力を得て、保護者向けの通訳及び翻訳等を行っている。

【外国人児童生徒支援員の支援内容】

- ・ 保護者向け文書等の翻訳支援
- ・ 懇談会、進路説明会等での通訳支援
- ・ 職場実習、家庭訪問等への同行通訳支援

初期通訳指導教室「いづみ」とは・・・

日本語の習得が不十分な外国人児童生徒に対して、日本語の初期指導・学校への適応指導等を集中的に行うために中部中学校内に設置された教室のことをいいます。

1 対象児童生徒と「いづみ」での指導

【対象 外国人児童生徒】

① 日本語による日常会話
が十分にできない

② ひらがな・カタカナ・小
学校低学年程度の漢字の
読み書きができない

③ 四日市市内全域に在住
の外国人児童生徒

【初期通訳指導 対象】

① 日本語の初期指導
・日本語による日常会話
・ひらがな、カタカナ、小
学校低学年程度の漢字の
読み書き

② 基礎的な算数の学習

③ 日本での学校生活への
適応指導

④ 受入れ時の保護者への
オリエンテーション

【身につけさせたい力】

① 生活に必要な日本語による
日常会話ができる

② ひらがな・カタカナ・小学校
低学年程度の漢字の読み書き
ができる

③ 簡単な文章を書き、理解し
て読むことができる

④ 学年に応じて、算数の学習
をある程度理解することがで
きる

⑤ 日本の学校生活や習慣など
に適応することができる

○ 入 級 の判定は、初期通訳指導教室「いづみ」で行います。

○ 「いづみ」へは在籍校からの通級扱いとなります。

○ 入 級 期間はおおよそ2～3か月とし、4か月を限度に在籍校に戻ります。

初期日本語指導シラバス

対 象：来日や編入もない児童生徒
ねらい：学校生活を始めるにあたり、必要な基本的な言葉や表現を身につけ、在籍学校での学習につなげる。
※ このシラバスの順番どおりで進める必要はありません。
※ この内容は在籍学校に照る目安としてご利用ください。

（新版「みえこさんのごほんご」を基に）

学習段階	日本語学習の目標	身につけさせたい日本語表現や指導上の工夫（※）
1 1	ひらがなを 覚えよう	・ひらがな五十音のあることを知り、書いたものを提示するな どしていつでも目にできるようにする。 ※指導後も生活の中で意識して書く活動を取り入れていく。
1 2	あいさつをしよう	・日常生活におけるあい さつの用語を知り、使う ことができる。 ・おはようございます・こんにちは・さようなら ・ありがとう・ごめんなさい
1 3	名前を紹介しよう	・自分の名前を日本語で 紹介したり書いたりする ことができる。 ・「わたしは、〇〇さんです。」 ・「よろしくおねがいします。」 ※自分の持ち物に名前を書くことができるようにさせる。 ※名前を呼ばれたら「はい」と返事ができるようにさせる。
1 4	先生や友だちの 名前を覚えよう	A 「あなたは、〇〇さんですか？」 B 「はい、〇〇さんです。」 ※先生や友だちの名前を 書いたり 書いたりでき る。 ※できれば顔・後ろなどの方向を表す言葉も合わせて指導する。
1 5	体の部分の名前を 覚えよう	・体の部分の名前を覚え え、体図が思いときと言 うことができる。 ・頭・耳・目・鼻・口・歯・首・肩・手・腕・背・腰・足 ・痛い A 「〇〇が痛い。」 B 「〇〇で〇〇をけがしました。」 ※体の部位を指導しながら覚えさせる ※学校への連絡方法や連絡帳への書き方を合わせて指導する。 「〇〇なので、お休みします。（連絡します）」
1 6	教室にある物の 名前を覚えよう	・身の回りの物、教室に ある物の名前を言うこ とができる。 ・教室にあるものの言葉（机・椅子・窓・ドア・ロッカー・黒板・ 本棚・掃除道具・かき入れ・ゴミ箱 ・学習用品の言葉（えんぴつ・けしごむ・ふでばこ・ノート・下敷 き・連絡帳・予定帳・教科書 ・「これは、〇〇です。」 ※教科書の「なんてい」の「かな」等、機能を活用する。 ※教科書に使う道具については、保護者にも知ってもらう。 鍵盤ハーモニカ（ピアノ）・リコーダー・物置・コンパス・ 三角定規・分度器・算数セット・国語辞典・漢字辞典・辞書・ セット・筆記刀・給食袋・給食エプロン・時間割
1 7	学校にある場所や 物の名前を覚えよ う	※実習に校外を巡ったり、友だちを案内したりして日本語と実用 の場所とを教える。 ・「ここ（あそこ・そこ・どこ）は、〇〇です。」 A 「〇〇はどこですか？」 B 「〇〇はここ（あそこ）です。」 ・ きょうしつ・おんがくしつ・ぞうしつ・としょしつ・しよ くいんしつ・ほけんしつ・たいいくかん・トイレ・うんどう じょうなど

図 8－5 初期指導教室「いづみ」の説明のパンフレットと日本語指導カリキュラム

（滑川典宏・澤田真弓）

9. 特別な支援に対する理解啓発と就学相談・支援のシステム構築

—幼児通級教室・発達支援教室等の取組より—

静岡県浜松市

(1) 地域の概要

浜松市は、人口 793,352 名（令和 4 年 11 月）、出生数 5,355 名（令和 3 年度）の政令指定都市である。

静岡県西部、遠州地方に位置し、国際会議観光都市に指定されている静岡県最大の都市である。都市的機能や先端技術産業などが集積する中心部、都市近郊的農業が盛んな平野部、豊富な水産資源に恵まれた沿岸部、そして広大な森林を擁する中山間地域と、全国に類のない多様性を有する、国土縮図型の都市である。高度な産業技術を背景に、繊維、楽器、輸送機などの世界的な企業が誕生した「ものづくりのまち」であり、ものづくり、音楽、多文化共生などの根底にある『やらまいか精神』（遠州弁「やろうじゃないか」という意味）や『柔軟で寛容な市民性』がまちづくりに活かされ、新しい価値を生み出す「創造都市」を目指している。

- ・ 保育所：63 園（公立 20 園、私立 43 園）
- ・ 認定こども園：69 園（公立 0 園、私立 69 園）
- ・ 幼稚園：103 園（公立 60 園、私立 43 園）
- ・ 小学校：97 校
- ・ 中学校：49 校

(2) 出生時から就学期までの支援の流れ

①就学までの支援のシステム

母子健康手帳と同時に『はますくファイル』（図 9-1）が全員に交付され、子どもの成長・発達の様子が記載できるようになっている。学齢期前の子育てに関する相談・アドバイスの窓口として、浜松市子育て情報サイト「ぴっぴ」が担っている。

3 歳児健康診査において発達の気になる子どもについては、各区健康づくり課の保健師が情報を把握しており、教育総合支援センターに情報が挙がり、就学相談につながっている。



図 9 - 1 出生から学齢期までの支援の流れ

『はますくファイル』

「こんなときに、お子さんの様子を記録していきましょう」より（一部追記）

②就学までの支援をつなぐツール

○浜松市子育てサポート『はますくファイル』（図 9 - 2）

浜松市こども家庭部子育て支援課が平成 23 年 8 月にスタートさせ、母子健康手帳と同時に交付する。妊娠中から子どもの就学前までの生育記録ファイルであると同時に、保護者と保健・医療・福祉・教育などの関係機関が情報を共有し、子どもの成長を支えていく「サポートノート」としての役割がある。保護者が家庭で保管しており、内容は各月齢・年齢での子どもの発達についての情報、子どもの成長記録の記載欄等である。各ページに

子育て相談・アドバイス先である、浜松市子育て情報サイト「ぴっぴ」が示されており、就学前の相談機関として機能している。



図 9 - 2 浜松市子育てサポート「はますくファイル」

○サポートかけはしシート

適切な支援が切れ目なく小学校へ引き継がれるためのシートで、就学前の事業所（併行通園等の施設）の職員が、保護者の同意を得て作成している。元の書式は障害保健福祉課が作成している。内容は支援のための基本情報、支援機関、情緒・生活等の状況、保護者の思い等が記載されており、小学校において新 1 年生の学級編成や個別の教育支援計画・指導計画の作成に活用されている。また、事業所との連携について、学校毎に必要な応じて 3 月に幼保小連絡協議会開催し、この場に事業所の職員が参加することもある。

（3）就学先決定の手続き

①教育支援員会等の構成メンバー

就学支援委員会等の構成メンバーは、特別支援学校の教員、特別支援学級の教員、医師、大学教員、公認心理士・臨床心理士等の心理職、保健師である。

②就学先決定手続きの日程

令和 3 年度における就学先決定の手続きの日程は、以下の通りである。

- ・就学に関する教育相談の開始 7 月

- ・就学先決定に関する委員会の開始 8 月
- ・就学時健康診断の開始 10 月
- ・就学先に関する本人や保護者への通知 11 月

③就学先を検討するための審議資料作成時に行っていること

就学先を検討するための審議資料作成時に行っていることは、以下の通りである。

- ・行動観察の実施
- ・心理・発達検査の実施（TK 式簡易就学児用発達検査）
- ・医療、福祉関係者からの意見聴取
- ・在籍園からの意見聴取
- ・保護者からの意見聴取

（４）保護者への情報提供と合意形成

浜松市の就学に関する年間スケジュール（図 9－3）について、特徴のある取組を以下に述べる。

①「特別な教育的ニーズのある子供」のアンケート

教育委員会は来年度年長児になる子どもを対象に、園、施設、特別支援学校等に対し「特別な教育的ニーズのある子供」のアンケート調査を 2～3 月に実施している。令和 3 年度に就学相談を受けた幼児は 779 名で、年々増加している。

その後、浜松市就学支援委員会の就学相談員等が対象となった園児を訪問し、子どもの園での様子を観察したり、園から教育的ニーズを聞いたりする。相談員は教育委員会の会計年度臨時任用職員であり、4 月から 9 月まで週 19 時間の勤務である。今年度は 8 名で、特別支援学級担任経験者や退職者を中心に構成されている。

②就学教育相談ガイダンス

5 月に 3 回保護者を対象とした就学に関する教育相談ガイダンスを開催し、資料を用いて、就学先の教育相談や小学校入学までの流れについて等の説明を行っている。参加者の半数は通常の学級で対応できると見られるが、情報収集のため参加しているように見受けられることもある。

③夏期就学教育相談会

4 月に保護者に対して、8 月に行われる「夏期就学教育相談申込書」を渡す。その後、個に応じた支援が必要かつ有効と考えられる子どもについて、園を通じて再度申込書を渡している。この相談会では、保護者の意向や現在の状況等を聞き取ったり、子どもの行動観察や検査等を行ったりする。教育相談の結果に基づき、浜松市就学支援委員会において一人一人の教育的ニーズについて検討している。

	保護者	教育委員会
4月	<夏季就学教育相談申込> 各園等を通じて、夏季就学教育相談の案内と申込書を全員にお配りします。就学について相談したい場合、各園等を通じてお申し込みいただくか、直接、教育委員会にご提出ください。※浜松市のホームページからも案内と申込書を取り出せます。	<専門調査> 浜松市就学支援委員会専門調査員が幼稚園・保育園等を訪問し、お子さんの様子を見ます。
5月	<就学ガイダンス申込> 就学についての1年間の流れや発達支援学級・特別支援学校の説明を行います。	
6月～7月	<夏季就学教育相談申込> 浜松市教育委員会で、何らかの支援が必要かつ有効と考えられるお子さんについては、園を通じて再度「夏季就学教育相談申込書」をお渡しします。 夏季就学教育相談を申し込まれた方には、日時・会場をお伝えします。	<浜松市就学支援委員会> 浜松市就学支援委員会において、医療・心理・教育の専門家が、夏季就学教育相談の結果に基づき、お子さん一人一人の教育的ニーズについて検討します。
8月	<夏季就学教育相談> 夏季就学教育相談において、保護者の意向や子供の様子を伺います。また、お子さんと面接し、簡単な検査や行動観察を行います。その際、医療、療育の「発達・知能検査結果」等を参考にして相談することもできます。	
9月～10月	<就学先の提案受理> 最も教育的効果が高いと考えられる就学先を書面にてお伝えします。 <学校・学級見学> 提案について検討するために、就学先として考えられる学校や学級を見学することができます。特別支援学校・発達支援学級の見学を希望される方は、教育総合支援センターまでご連絡ください。	<継続相談> お子さんに必要な支援がどのようなものなのか、学校生活を楽しく充実したものにするためには、どのような環境がふさわしいか等を考慮しながら、納得いくまで相談を受けます。
10月～11月	<意向調査提出> 11月上旬に「就学先の意向調査書」を提出していただきます。 <就学時健康診断> 就学時健康診断を受ける場所については、現在居住している学区の小学校もしくは就学先を希望している小学校になります。 ※特別支援学校へ入学を希望されている方は、健康診断を免除することができます。	
	<就学先の決定> 11月末を目途に就学先を決定します。	
12月～1月	発達支援学級への入級を希望する場合、「発達支援学級入級願」を記入し、提出していただきます。 ※自閉症・情緒障害発達支援学級への入級の場合、「診断書」を持っている方は、写しの提出をお願いします。 <入学説明会参加>	<発達支援学級入級願送付> 発達支援学級への入級を希望される方に、「発達支援学級入級願」を送付します。※特別支援学校の手続きに関しては市教委から県教委に提出しますので、入級願の提出は不要です。
1月～3月	<就学先との情報共有> 就学先の学校と入学後の支援内容等の相談ができます。 (参考1) 就学先の学校で入学説明会が行われます。	<発達支援学級入級承認書送付> 発達支援学級への入級が決まった方には、「発達支援学級入級承認書」を送付します。 <入学通知書> 就学先の「入学通知書」を保護者あてに送付します。
4月	入学	

参考1 学校と相談する際、保護者が必要と思われる場合は、お子さんのかかわっている医療・療育・教育等の担当者も同席できます。

図9-3 浜松の就学相談 Q&A「みんなすこやか」リーフレットより

（５）浜松市の特色ある取組

①幼児ことばの教室（図９－４）

浜松市における通級指導教室（言語障害）は昭和 44 年に高砂小学校に開設された。その後、昭和 51 年に中学生を対象に、昭和 52 年に幼児を対象に開設された。現在市内小学校 96 校中 10 校に開設されており、1 回 45 分間の学習で、子ども達は週 1 回程度通っている。医療機関等からの紹介で幼児ことばの教室への相談件数が増加しており、2 か月に 1 度、入退級審査を行い、判断を行っている。

指導者は任用職員で週 19 時間の勤務である。また、教員免許等を必須としており、言語聴覚士等有資格者を優先して採用するようにしている。

小学校に就学後は、希望者は保護者の申請後、入退級審査を経て通級指導教室（言語障害）が再開される。通級指導教室（LD 等）は校内就学支援委員会で対象者を選定し、10 校 19 教室の指導者で集まり入退級審査を経て決定される。



幼児ことばの教室

浜松市教育委員会 指導課
教育総合支援センター

ことばの教室とは？
幼児ことばの教室は、ことばの遅れや発音の誤りがあったり、滑らかに話せなかったりする幼児のために設けられた教室です。
お子さんの気持ちをほぐしたり、遊びを通して分かること・できることを増やしたり、聞き取りや発音・発声の練習をしたりしながら、きめ細かな指導を行います。ことばの発達への心配事についても相談に応じます。

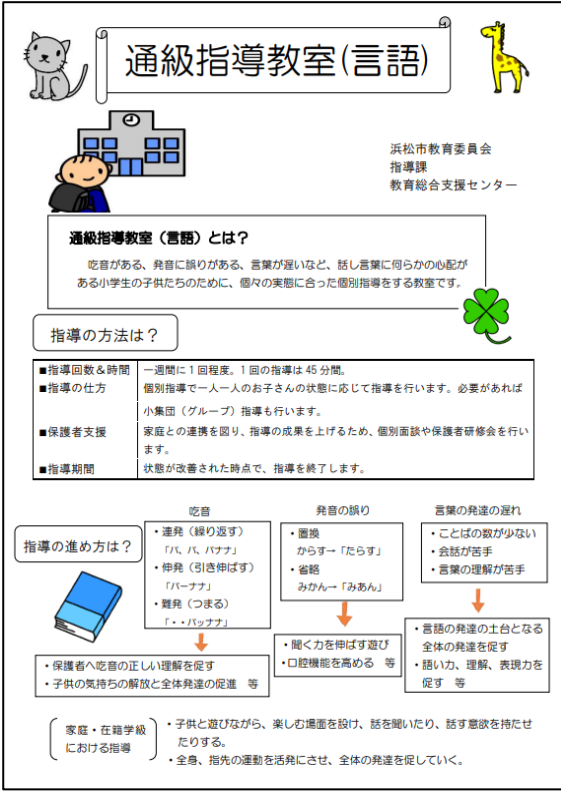
こんなお子さんのために・・・

- ★ことばが遅い（ことばの発達）
ことばの数が少ない
ことばがつかない
- ★正しく発音ができない（発音）
例 さかな（魚）→「たかな」
らくだ→「らくら」
かさ（傘）→「かちゃ」
- ★なめらかに話せない（きつ音）
「ば、ば、ば、きょうね」（最初の「ことば」を繰り返す）
「おっかあさん、あのね」（最初の「ことば」を伸ばす）
「・・・ジュース飲みたい」（最初の「ことば」がなかなか出てこない）

*指導について

- ◆指導の仕方：一人一人のお子さんの状態に応じて、個別指導を行います。小集団グループ指導を行うこともあります。
- ◆指導時間：火曜日～金曜日 8：30～16：00（各学年によって、開始時間や終了時間は多少異なります。）
- ◆指導回数：1 回 45 分間、一週間に 1 回程度。
- ◆指導期間：状態が改善された時点で、指導を終了します。
- ◆相談年齢：年少・年中・年長
- ◆保護者支援：家庭との連携を図り、個別面接や保護者研修会を行います。

※着席して話が聞ける子、簡単な指示がわかり、従うことができる子が指導対象となります。



通級指導教室（言語）

浜松市教育委員会 指導課
教育総合支援センター

通級指導教室（言語）とは？
吃音がある、発音に誤りがある、言葉が遅いなど、話し言葉に何らかの心配がある小学生の子供たちのために、個々の実態に合った個別指導をする教室です。

指導の方法は？

- 指導回数時間：一週間に 1 回程度。1 回の指導は 45 分間。
- 指導の仕方：個別指導で一人一人のお子さんの状態に応じて指導を行います。必要があれば小集団（グループ）指導も行います。
- 保護者支援：家庭との連携を図り、指導の成果を上げるため、個別面接や保護者研修会を行います。
- 指導期間：状態が改善された時点で、指導を終了します。

指導の進め方は？

吃音

- ・連発（繰り返す）
「ハ、ハ、ハナナ」
- ・伸発（引き伸ばす）
「ハナナ」
- ・難発（つまる）
「・・・ハナナ」

↓

- ・保護者へ吃音の正しい理解を促す
- ・子供の気持ちの解放と全体発達の促進 等

発音の誤り

- ・置換
からず→「たらず」
- ・伸発
みかん→「みあん」

↓

- ・聞く力を伸ばす遊び
- ・口腔機能を高める 等

言葉の発達の遅れ

- ・ことばの数が少ない
- ・会話が苦手
- ・言葉の理解が苦手

↓

- ・言語の発達の土台となる全体の発達を促す
- ・聴い力、理解、表現力を促す 等

（家庭・在籍学校における指導）

- ・子供と遊びながら、楽しむ場面を設け、話を聞いたり、話す意欲を持たせたりする。
- ・全身、指先の運動を活発にさせ、全体の発達を促していく。

図 9－4 「幼児ことばの教室」及び「通級指導教室（言語）」パンフレット

②浜松市立幼稚園「発達支援の部屋」

子どもの発達や成長を支える「発達支援の部屋」が、浜松市立幼稚園 6 園に設置されている。通常は自分の学級で過ごす、「発達支援の部屋」を活用する場合は、専任の担当者が子どもの発達に応じた計画を立て、身体的発達・言語発達・社会性発達など個々の成長を促す支援を行っている。

担当者は幼稚園教諭免許状、小学校教員免許状又は保育士資格等を有する職員 3 人以内

が各園に配置されている。対象は設置園の在園児で、保護者が家庭で対応に悩んでいたりと、「発達支援の部屋」の利用に興味を持ち利用の申し出をしたりするなどの様々なきっかけで「発達支援の部屋」を活用している。個別の教育支援計画・指導計画は小学校で活用している書式を幼稚園用に改訂して使用しており、小学校へ引き継がれる。

③発達支援教室

浜松市独自の施策であり、算数・国語を中心とした教科の補充を個別で行った方が効果的である児童生徒を取り出し指導を実施している。令和4年度現在、小学校66校、中学校35校で実施されている。対象者は、校内委員会で相談の上、面談等で保護者の同意を得られた児童生徒である。指導者（発達支援教室支援員）は午前中のみ来校し、別室で個別に指導する場合もあれば、通常の学級における授業に入り、児童生徒をサポートする等、各学校で工夫しながら配置、取組を行っている。

④外国につながるのある支援が必要な子どもについて

企画調整部国際課主催で、就学前の年長児に月1回プレスクールを行っている。日本の学校での習慣等を知り、慣れることを目的としており、中国語、フィリピン語、英語、ポルトガル語等の通訳者がいる。その他、就学促進事業として就学支援教室を市内3カ所で行っていたり、公益財団法人浜松国際交流協会（HICE）で相談受付を行ったりしている。日本の学校へ就学するためには、就学希望の旨を伝える必要があり、そこからスタートである。また、初期日本語適応のための学校を設定したり、日本語指導のための支援員を配置したりしている。

（6）浜松市の課題と展望

①特別支援学級数の増加

子どもの人口は減少しているが、特別な支援を必要とする児童生徒が増加している。市内144校中、特別支援学級が毎年30学級（対象児童生徒数は約200名）ずつ増加している。特別な支援に関する理解啓発を行っており、保護者の理解が進んできた結果として、特別支援学級を選択する保護者が増加している。浜松市における特別支援学級の設置は、全小・中学校の82.6%で、政令市の中でも低いという認識があり、体制を整えていきたいと考えている。

また、次年度予算案策定が9月であるため、クラス数により教室配置等の環境整備や人員の確保等、予想しながら策定している状況である。

②専門調査の対象となる子どもの増加

前年度の2月から3月に教育委員会が実施する「特別な教育的ニーズのある子供」のアンケート調査において、支援が必要であると思われる子どもの数が年々増加している。対

象となった子ども全員を観察し、資料を作成しているが、特別な支援を希望しない保護者もいるため、令和5年度入学者については、就学相談を希望する保護者と施設整備が必要になる子どもに対し園訪問や専門調査を行っている。

③通常の学級における支援が必要な児童生徒数の増加

令和3年度、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒の割合は、小・中学校合計で2.75%であり、年々増加傾向である。その要因としては、発達障害やその可能性のある子ども達が増加しているのか、それとも指導者の指導力の問題かは明らかではない。そこで、特別支援学級のいくつかをモデル教室に指定し、公益財団法人「子どもの発達科学研究所」と連携して教室の環境設定等の動画を作成している。また、特別な支援を行うに際してのチェックリストも作成し、全員が特別支援教育を担当できるように取り組んでいる。

④合意形成を行う際に大切にしていること

保護者の不安を一つ一つ解消するために丁寧に対応することはもちろんのこと、学校として何ができるかが大切である、と考えている。例えば、肢体不自由の児童生徒が通常の学級に就学する場合は、指導主事も一緒に学校体験や見学へ行き、合理的配慮を含む基礎的環境を整えることで、就学後安心して通学できるようにしている。

(久道佳代子・杉山奈実子)

10. 幼児教育センターと市立幼稚園を中心とした幼保小連携と 切れ目ない支援の実現 北海道札幌市

（１）地域の概要

札幌市は、人口 1,972,202 人（令和 4 年）、出生数 11,988 人（令和 3 年）の政令指定都市である。

札幌市教育委員会は、札幌の未来を担う子どもに適切な幼児教育を提供する観点から、平成 17 年（2005 年）に札幌市の幼児教育の進むべき方向を示す「札幌市幼児教育振興計画」を策定した。その際、札幌市幼児教育センターを設置するとともに、市立幼稚園を、従来の園児の受け皿としての機能に加え、幼児教育センターを補完し、「研究」、「研修」、「教育相談・支援」、「保護者等啓発支援」、「幼保小連携の推進」の 5 つの機能をもつ「研究実践園」として位置付けた（札幌市 HP より）。

- ・ 保育所：243 園（公立 18、私立 225）
- ・ 認定こども園：155 園（公立 1、私立 154）
- ・ 幼稚園：79 園（公立 9、私立 70）
- ・ 市立小学校：199 校（分校 2 校含む）
- ・ 市立中学校：99 校（分校 2 校含む）
- ・ 市立中等教育学校 1 校
- ・ 市立高等学校 7 校
- ・ 市立特別支援学校 5 校

（２）出生時から就学期までの支援の流れ

① 就学までの支援システム

出生から学童・思春期までを保健福祉局が担当する。就学までの支援の一環として、乳幼児健康診査や発達相談等を実施している。それと並行し、札幌市教育委員会では 3 歳くらいの幼児からの教育相談を実施している。

保健福祉局は、乳幼児健康診査を 4 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児及び任意で 5 歳児に対して行っている。その際に保護者へのアンケート内容や問診による確認、保護者の相談希望などを踏まえ、心理職による心理相談等につなげている。その心理相談を経て、必要に応じ医療機関、児童相談所、幼児教育センターなどの関係機関につなげている（表 10－1）。

表 10－1 出生から就学までの健康診査や相談の流れ

時期	出生	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	学童・思春期
管轄機関	保健福祉部						
主な内容	乳幼児健康診査（4 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月、3 歳児、5 歳児） 5 歳児発達相談						
管轄機関	教育委員会（幼児教育センター・研究実践園）						
主な内容	教育相談						

○札幌市幼児教育センターと研究実践園について

幼児教育センターは、幼児教育全般に係わる 5 つの機能「研究」、「研修」、「教育相談・支援」、「幼保小連携の推進」、「保護者等啓発支援」をもち、札幌市の幼児教育の振興を図っている。また、それらを補完する役割として、市内 10 園の市立幼稚園・市立認定こども園が研究実践園として位置づけられている（図 10－1）。

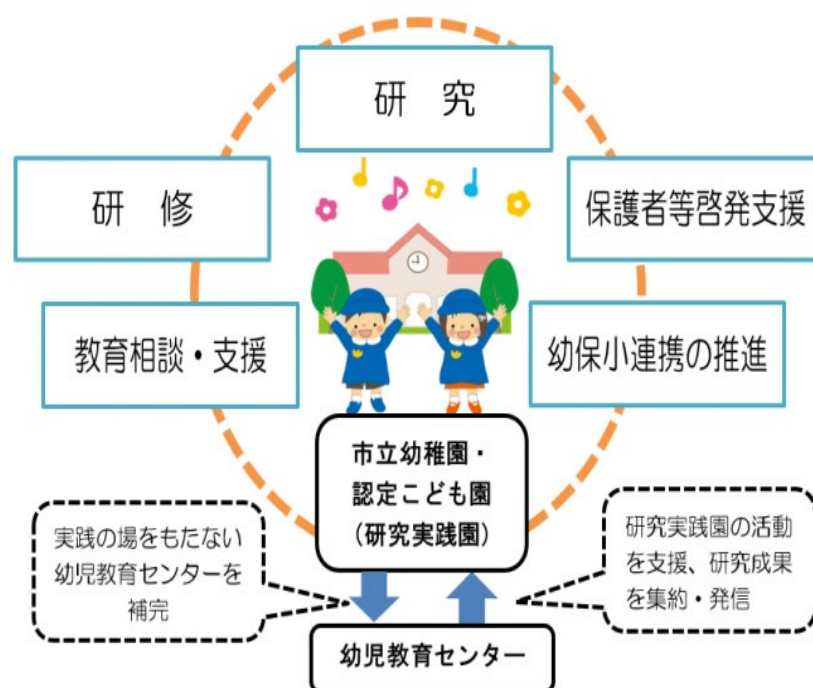


図 10－1 札幌市幼児教育センターの役割（札幌市のホームページより）

5 つの機能のうち、「教育相談・支援」については、幼児教育センターとともに、行政区 10 区にある各研究実践園において、発達や就学に関する相談等を行っている（地域教育相談）。各区の私立幼稚園等との連携や相談者の利便性を考慮した地域教育相談、就学に関する手続きを含む幼児教育センターでの教育相談など、幼児教育センターと研究実践園が連携して対応している（図 10－2）。



図 10-2 札幌市各区の研究実践園（札幌市幼児教育センターパンフレットより）

○幼児教育支援員について

各実践園には、幼児教育支援員が配置されており、幼児教育センターでの研修を重ね、経験豊富な幼稚園教諭が園内人事により任命されている。幼児教育支援員は、研究実践園園長とともに、以下の業務を推進していく中心的な役割を担っている。そのうち、教育相談・支援の業務に係わり、10区を担当する幼児教育支援員が参集し、情報共有や課題解決に向けた協議等を行う場を、月1回程度、幼児教育センターが設定している。幼児教育支援員は、センターの作成したマニュアルや業務資料をもとに、継続して研修等を受けながら、業務にあたる。

研究	各幼児施設において、適切な教育課程が実施されるよう研究成果を発信。
研修	幼児教育に関わる人材の資質向上を図るため、各区の市立幼稚園で研修会を実施。
教育相談・支援	子育てや子どもの発達、就学に向けた教育相談の対応。私立幼稚園等を訪問し、教育的支援を必要とする幼児への関わり方や指導への助言（一園あたり年約5回の訪問）。
幼保小連携の推進	幼児教育施設と小学校で、子どもに関する情報の共有化や研修などを行い、小学校との円滑な接続の促進。
保護者等啓発支援	保護者に対する子育て情報の発信や、子育て関連講座の開催等を通じて、家庭や地域の教育力向上を促進。

○幼保小連携推進協議会

幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、区ごとに、小学校と幼児教育施設の校長・園長及び関係者が一堂に会する「幼保小連携推進協議会」を設け、幼児・児童に関する情報の共有や職員交流、研修等を行っている（札幌市 HP より）。

本協議会の一環で、幼児教育施設から小学校への幼児の引継を行う「幼保小連絡会」を実施している。対象となるのは、幼児教育施設に在籍し、通常の学級に就学する配慮を必要とする幼児である。また、引継の実施及び引継内容について保護者の了承を得ることとしている。

②就学までの支援をつなぐツール

○「サポートファイルさっぽろ」

個別の教育支援計画や支援シートの役割を担うものとして、「サポートファイルさっぽろ」（図 10-3）を作成し、保護者や教職員に活用を推奨している。市立幼稚園は全園でこれを使用しており、私立の幼児教育機関にも活用を推奨しているが、独自の書式を用いている園もある。

幼稚園の教員（担任、支援担当者等）が、入園当初あるいは支援を開始する時に、保護者の願いや支援の方向性を確認の上、作成している。適宜内容を見直しながら、子どもの実態に応じた手だてを講じている。

「サポートファイルさっぽろ」は、保護者が記録を綴じこみ保管していくものであり、就学時にそのファイルを小学校（学級担任）と共有している。小学校では、作成した個別の支援計画や個別の指導計画を保護者と共有し、保護者がファイルに綴じこんでいる。

【サポートシート 1】

現在の様子（取組や本人の状況）－保育所・幼稚園等－

記入年月日： 年 月 日 年齢： 歳（ 組）

記入機関名： 記入者名：

家庭・保育所・幼稚園等での様子	
習慣 基本的な生活	
シ ョ ン コ ミ ュ ニ ケ ー	
遊 び の 様 子	
運 動	
興 味 ・ 関 心	
そ の 他	

図 10-3 サポートファイルさっぽろ（抜粋）

（３）就学先決定の手続き

特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室での指導を希望する場合は、「札幌市学びの支援委員会」の就学相談を受けることになっている。担当窓口は教育委員会（学びの支援担当課）だが、申し込みは幼児教育センターの教育相談の中で行うことになっている。各区の幼児教育支援員は、学びの支援委員会に至るまでの教育相談において、子どもの困難さや支援のポイントを保護者と確認し、小学校や在籍園等と共有するなど、丁寧に対応している。

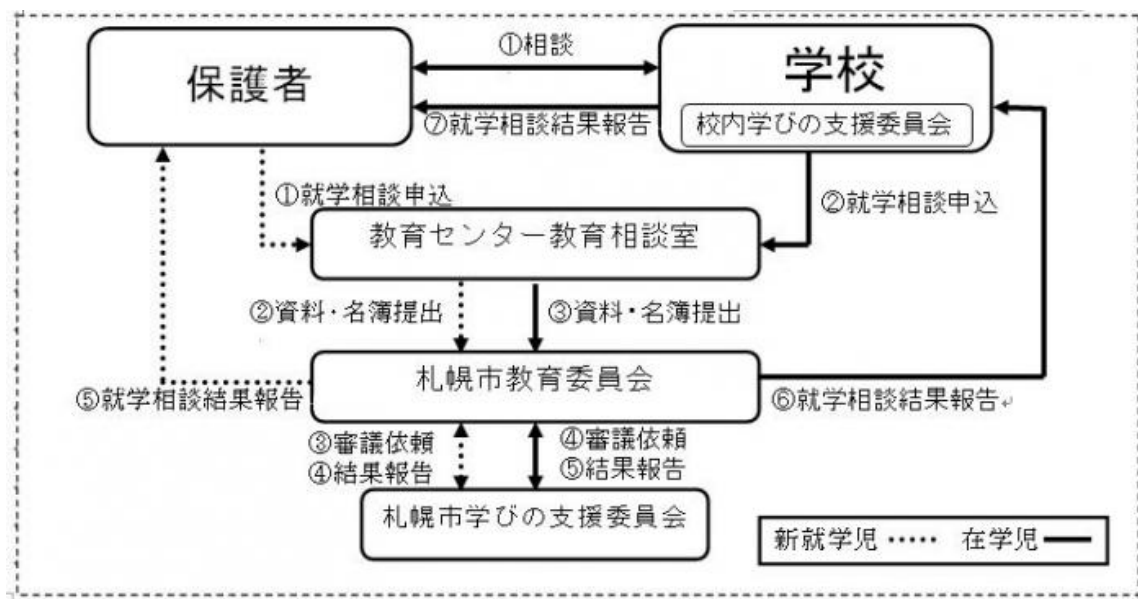


図 10-4 就学相談の流れ（札幌市のホームページより）

①札幌市学びの支援委員会のメンバー

札幌市学びの支援委員会のメンバーは、特別支援学校の教員、特別支援学級の教員、通級指導教室の教員、医師、大学教員である。

②就学先決定の手続きの日程

令和３年度における就学先決定の手続きの日程は、以下の通りである。

- | | |
|-----------------------|--------|
| ・就学に関する教育相談 | 随時 |
| ・就学相談申込の開始 | ８月 |
| ・就学先決定に関する学びの支援委員会の開始 | ９月 |
| ・学びの支援委員会の結果通知 | ９月から随時 |
| ・就学時健康診断の開始 | １１月 |

③就学先を検討するための審議時に行っていること

就学先を検討するために審議時に行っていることは、以下の通りである。

なお、(※)については教育相談時に必ず行う。それ以外は幼児の実態や相談歴等により実施または関係機関へ依頼する。

- ・行動観察の実施 (※)
- ・心理・発達検査の実施
- ・医療、福祉関係者からの意見聴取
- ・在籍園からの意見聴取
- ・保護者の就学の意向を確認 (※)

(4) 保護者への情報提供と合意形成

教育相談においては、子どもの実態把握を適切に行い、教育相談を通して保護者の願いを丁寧に聞き取りながら進めている。また、各区研究実践園で行う地域教育相談では、在園児の保育場面を見ることができる。幼児期の発達や実態を保護者とともに共有しながら、本人の力で行えることや苦手としていること、また支援を必要とすることなどについて、保護者と確認するにあたり、大変効果がある。教育相談で大切なことは、子どもの障害を確認するのではなく、どのような支援や環境が子どもにとって適切かを保護者にしっかり伝えながら進めることである。

特別支援学校や特別支援学級、また通級指導教室など、特別な場での指導を希望する際は、右記の流れで手続きを行う（図 10-5）。

丁寧な教育相談を心がけていても、就学相談の判断結果が保護者の意向と異なる場合がある。（例：特別支援学校を希望しているが特別支援学級の判断など）その際は、改めて就学判断の基準や子どもの実態等を踏まえた判断であることを担当課から説明している。

就学後、在籍している学級や学校での子どもの実態に応じて、学びの場を変更することがある。その際も図 10-5 のとおり進めていくが、保護者の意向と子どもの実態を共通理解しながら適切な場を検討できるように進めている。

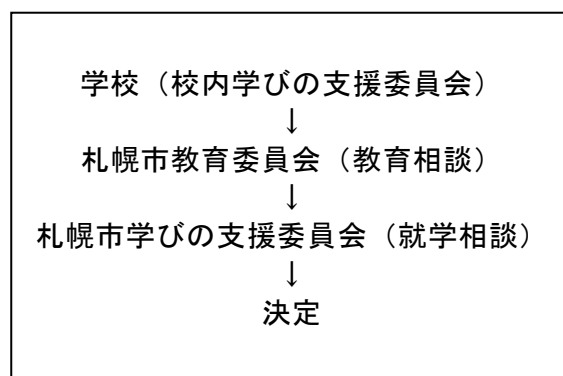


図 10-5 特別な場での指導を希望する際の流れ

(5) 札幌市の特色ある取組

札幌市の特色としてまず挙げられるのが、幼児教育センターと研究実践園が連携した体制の構築である。札幌市という人口規模の大きい市で、一つの幼児教育センターが、全て

の相談業務を担うことは困難である。そこで、札幌市全域の10区の市立幼稚園が研究実践園として、幼児教育センターの補完的機能をもち、担当する区の子どもの相談支援を行っているということは、大都市ならではの工夫と言えるであろう。また研究実践園にいる幼児教育支援員の果たす役割も大変大きいと言える。幼児教育支援員は、管轄する区の子どもや保護者に対してだけではなく、私立の幼児教育施設の教員からの相談を受けたり、園への訪問支援を行ったりしている。幼児教育の実践経験に基づいた子ども理解や一人一人に応じた指導について助言を得られる相談・支援体制は、大変具体的で効果的なものであることと言える。

（6）札幌市の課題と展望

就学相談件数の増加による相談申し込みから結果の通知までの期間が長期化、保護者の意向と学びの場の判断の相違、各学校に対する就学や特別支援教育等に関わる情報及び手続きの効果的な周知などに課題があることが分かった。また、保護者が様々なところから未確認を含む情報を得る中で、不安を感じる人が多い実態があることも分かった。

現在学校現場においては、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童、特別支援学級に在籍するより個別の支援を必要とする児童など多様な環境の中、教育活動が進められている。

今後も引き続き、子どもの実態に応じた学びの場を丁寧に検討し決定すると同時に、適切な教育的支援を教員及び学校が理解し、通常の学級の教員を含めた教員全てが、特別支援教育に関する専門性を高めていく必要がある。

（佐藤利正・久保山茂樹）

Ⅳ. 調査の考察

1. 出生時から就学期までの支援の流れ

本研究では、子どもと保護者が安心して就学を迎えられるための要点を検討するため、5歳児（年長児）から小学校1年生にかけての就学期のみならず、出生時からの地域の支援システム等についても情報収集してきた。出生から乳幼児期の支援については、平成29年（2017年）改正母子保健法の施行により、市区町村に「子育て世代包括支援センター」の設置が努力義務となった（令和2年度末までに全国展開を目標）。このことを受け、市区町村では、乳幼児健康診査やその後のフォローアップにかかわる母子保健担当をはじめ、親子にかかわる関係部署や機関、関係者の連携が一層推進されている。そうした中において、質問紙調査（第2章）では、母子保健や福祉担当部局と教育委員会との連携に課題がある自治体があることが明らかになっている。

本調査で訪問した10市町では、自治体規模に関わらず、母子保健や福祉担当部局が連携して親子の支援に当たっていることが確認できた。母子保健や福祉担当部局と教育委員会との連携や教育委員会による乳幼児期の支援への関与についても、自治体によって取り組み方に差異はあるものの、何らかの形で実施されていた。

（1）就学までの支援のシステム

幼児期から就学までのシステムにおける教育委員会の関与としては、以下のように取組がなされていた。

上越市では、乳幼児期の支援を行う福祉担当部局に教育委員会の職員が兼務することにより福祉担当部局と教育委員会との情報共有が行われている。

大館市と真岡市では、4歳児（年中児）から教育委員会が関与する相談事業が実施されている。この相談事業における情報は、その後の支援はもとより、教育支援委員会における情報としても活用されている。

松江市と浜松市では、乳幼児健康診査や乳幼児期の相談支援の情報が、教育委員会の支援担当部局に送られるシステムを構築し、活用している。また、松江市では「特別支援幼児教室」を、浜松市では「幼児ことばの教室」を、大館市では「幼児通級指導教室」を、それぞれ市単独事業として教育委員会の管轄で展開している。

札幌市は教育委員会内に幼児教育センターを設置するとともに、市立幼稚園に相談支援に関する専門性を有する幼稚園教諭を配置している。幼児教育センターと市立幼稚園が一体となって、幼児期から就学期にかけての相談支援に当たるシステムを構築し、活用している。

こうした取組は、障害のある子どもや保護者への切れ目ない支援を実現するものであり、子どもや保護者に関する情報が確実に教育委員会の相談支援担当に届くという点で、子ど

もや保護者が安心して就学を迎えることにつながる重要な取組であると考える。

（２）就学までの支援をつなぐツール

就学までの支援をつなぐツールとしては、いわゆる「相談支援ファイル」や個別的教育支援計画等がある。質問紙調査（第２章）では、乳幼児期の相談支援ファイル等を、教育委員会が承知していないなど、就学期以降に学校で活用されていないと考えられる自治体があった。しかし、訪問調査をした10市町は、すべて教育委員会がこうしたツールに関与し、子どもや保護者の相談支援への活用促進を行っていた。

芦屋町では、生涯にわたって活用可能な相談支援ファイルを教育委員会が作成し、それを母子保健担当部局が、子どもの出生前である母子健康手帳交付時に保護者に手渡している。対象はすべての子どもである。このファイルは、乳幼児健診時に個別相談をしたり、保育所・認定こども園・幼稚園における相談の際に相談内容を記録したりできるようになっている。また、全員が就学時健康診断時に持参するようになっている。ファイルの具体的な活用を明示すること、子どもや保護者への相談支援への活用が促進される。

相談支援ファイルを教育委員会が作成し、学齢期以降も活用している自治体としては、松江市が全国の先駆けである。今回の調査では、みなべ町では、和歌山県教育委員会が作成した幼児期からの個別的教育支援計画のシートを就学期以降も活用している。また、安八町、大館市では教育委員会を含む他部局が連携して相談支援ファイルを作成し、活用している。

上越市や札幌市では、福祉部局が作成した相談支援ファイルを就学以降も活用するよう、教育委員会が学校に対して説明を実施するなど、相談支援ファイルの活用促進がなされている。

こうした就学までの支援をつなぐツールは乳幼児期に母子保健や福祉担当部局だけ活用するのではなく、教育委員会が関与することで就学以後も学校での活用が促進され、生涯にわたっての記録として活用できるものになる。

２．保護者への情報提供と合意形成

『障害のある子供の教育支援の手引』では、「就学先の学校や学びの場の決定の仕組みにおいて、最も重要なプロセスの一つが、本人及び保護者と学校、学校の設置者である教育委員会との合意形成である」としており、特に保護者への情報提供と保護者と学校や教育委員会との合意形成の重要性を指摘している。併せて、合意形成に向けた就学に関する事前の相談支援について３つの機会を例示している。それらは、「就学に関する啓発資料の配付等を通じた情報提供」「就学説明会の実施」「就学に関する事前の教育相談、学校見学、体験入学などの実施」である。本調査では、こうした保護者への情報提供や保護者と学校や教育委員会との合意形成を具体的にどのように行っているかについて尋ねた。

その結果、10市町すべてにおいて、保護者向けに就学まで実施する教育相談の内容やスケジュール、就学先や学びの場に関する情報などについて、わかりやすく説明したリーフレットを作成し配布していた。また、保護者向けの説明会（ガイダンス）や、学校見学を実施していた。みなべ町では学校見学を5歳児（年長児）よりも早い、4歳児（年中児）で実施している。また、上記「1の（1）就学までの支援のシステム」に記したように、10市町は、幼児期から教育委員会が関与している。就学前の早期から、教育委員会が本人及び保護者への相談支援を積み重ねることができ、本人及び保護者と教育委員会との信頼関係が形成されやすい。例えば、松江市において、教育委員会による就学に関する総合的な判断の結果と実際の就学先の一致率が97.5%であり、本人及び保護者と教育委員会との合意形成が十分になされていると考えられたが、これは、保護者への情報提供を乳幼児期から行い、相談支援を積み重ねて就学期を迎えた結果であると考えられる。こうした取組は、他の9市町でもなされている。幼児期から教育委員会が相談支援に関与することにより、本人及び保護者が安心して就学期を迎えられると考えられた。

3. 外国につながるのある子どもへの相談支援

本研究では、外国につながるのある子どもの就学に関する相談支援について質問紙調査を実施した。その結果、回答のあった748自治体のうち4割に当たる310自治体で外国につながるのある子どもが教育支援委員会の対象になっていた（第2章のQ43）。この割合は今後高くなると予想され、各自治体において、外国につながるのある子どもの就学に向けた相談支援の体制づくりが必要になると考えられる。

本調査では10市町のうち、質問紙調査の結果に基づき、安八町、真岡市、四日市市の3市町において、外国につながるのある子どもの就学に関する相談支援について聞き取りを行った。

3市町は、それぞれ自治体の規模が異なり、取組も異なるが、それぞれの市町が日本人の子ども及び保護者に行っている丁寧な相談支援に加えて、外国につながるのある子ども及び保護者に対する独自の特色ある取組がなされていた。

安八町では、外国語指導を担当する児童生徒支援員の配置や通級指導教室担当者による日本語指導がなされている。対象の子どもには個別の教育支援計画が作成され、継続した支援が実施されている。特に重要な取組が就学1年後の巡回である。ある程度日本語を習得した時期に実態把握を行うことによって、より適切な就学先や学びの場の決定を行うことができている。

真岡市では、就学に関する相談支援の場に通訳が同席したり、子どもの実態把握のために実施する諸検査を日本語と母語で教示したりしていた。こうしたことで「日本語力の課題なのか、発達上の課題なのか」を把握しやすくしている。また、教育委員会は「就学までの大きな流れ」を多言語に翻訳し、保育所・認定こども園・幼稚園の外国籍の保護者に

配付するなどして、保護者の理解を促している。教育相談の場では、日常会話における日本語の能力と学習言語に関する能力が異なることなども通訳を介して丁寧に説明されている。

四日市市では、外国につながるのある子ども及び保護者のために日本の学校について紹介するパンフレットを作成したり、就学に関するガイダンスを実施したりしている。外国につながるのある子どものための初期適応教室が設置され、通級による指導と同様の方法で指導を受けることができる。また、教員向けの手引も作成され、教職員への理解啓発も実施されている。さらに、四日市市内にある県立の特別支援学校を拠点校とした他の特別支援学校への支援など、組織的な対応が実施されている。

4. 訪問調査のまとめー子どもや保護者が安心して就学を迎えられるためにー

訪問調査の結果から明らかとなった、出生時から就学期までの支援体制の構築、支援のためのツールの作成と活用、保護者への十分な情報提供と合意形成などは、子どもや保護者が安心して就学を迎えられるようになるための要点であると考えられる。本調査で結果としてまとめた10市町の取組は、自治体の規模や状況の違いがあったとしても、今後、他の自治体での取組に参考となる示唆が多く含まれている。なかでも、松江市が実施している教育分野以外の福祉・医療等の関係機関を巻き込んだ相談体制の構築や、札幌市の幼保小連携推進協議会における小学校に就学後のフォロー体制の充実、実際の就学先決定後に柔軟に転学や学びの場の変更に対応するためには非常に大切な取組であると言える。また、札幌市への訪問調査の際、「園長と校長の共通理解を大切にしていきたい。」との言葉は非常に心に残っている。

私たち教育に携わる者が大切にすべきことは、子どもたちの困っている思いに寄り添うために、今いる場で何が出来るのか、何が必要かということを考えることである。支援を求める子どもや保護者、その周囲にいる人たちの困っている思いは様々で、状況によってそれに対応できる人や機関は変わってくる。つまり、個人や学校、関係機関等がそれぞれに行っている子どもの成長に関わる支援をつなげることが大切なのである。子どもを思う一つ一つの思いが、お互いの顔を思い浮かべながら、それぞれの特色を活かして子どもに寄り添えば、子どもと保護者もより安心して日々を過ごすことができるようになる。障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導・支援を行う特別支援教育を充実させていくためには、早期からの相談支援と就学期への適切な引き継ぎ、他機関の連携、就学後の継続的な教育支援など切れ目ない支援が必須である。本調査の10市町の取組が、全国の自治体の参考となり、早期からの支援体制や就学先決定手続きが充実することで、全国どこに居ても、子どもや保護者が安心して就学を迎えられるようになることを期待している。

(久保山茂樹・久道佳代子・滑川典宏・廣島慎一)

第 4 章

令和 4 年度特別研究員の研究から

生徒・保護者の視点から見た就学先決定の手続き

I. 調査目的

本調査の目的は、特別な支援を必要とする子ども、保護者が、就学先を検討した際の状況や思いを明らかにすることで、より良い就学先決定の方法について提言することである。

II. 調査の方法

C市に在住する保護者、生徒を調査対象とし、2つの調査を実施した。

1. 保護者へのインタビュー調査

子どもが特別支援学級に在籍していた保護者5名を対象に、これまでどのように就学先を決定し、支援を受けてきたのかをインタビューによる調査を実施した。

インタビュー調査の内容は以下の通りである。

- (1) 子どもの学びの場について
- (2) 学びの場の変更の有無とその時の気持ち
- (3) 変更後の状況

2. 生徒へのアンケート調査及びインタビュー調査

A特別支援学校及びB特別支援学校の高等部生徒34名に対して就学先を決定する前後の状況や気持ちについて以下のアンケート調査及びインタビュー調査を実施した。

(1) アンケート調査内容

- ①小学校入学時の学びの場
- ②学びの場の変更の有無
- ③学びの場変更前の気持ち
- ④学びの場変更後の気持ち

(2) インタビュー調査内容

- ①小学校入学前や、入学時の様子
- ②学びの場を特別支援学級や特別支援学校にしたきっかけ
- ③学びの場を特別支援学級や特別支援学校にする前の思い
- ④学びの場変特別支援学級や特別支援学校にした後の思い

(3) 倫理的配慮

保護者及び生徒への調査を実施するにあたり、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所倫理審査部会に審査を申請し、許可を得て実施した。また、収集したデータは独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の規定の通り管理した。

3. 分析方法

アンケート調査は、単純集計結果を基に考察した。

インタビュー調査は、KHCoder-3（樋口：2019）を用いて、計量テキスト分析を行った。特徴づける語の抽出を行い、特徴語同士の共起関係をネットワーク図にする、共起ネットワークを描いた。描かれる共起関係（edge）の数が60程度になるよう設定して分析を行った。

Ⅲ. 調査結果

1. 保護者インタビュー調査

（1）保護者が、子どもの学びの場を通常の学級から特別支援学級へ変更する前のインタビュー調査項目に関するテキスト分析

保護者が、子どもの学びの場を通常の学級から特別支援学級へ変更する前のインタビュー調査項目である「（1）子どもの学びの場について」「（2）学びの場の変更の有無とその時の気持ち」への回答に対するテキスト分析の結果、総抽出語数は2639語、異なり語数は555であった。この内、助詞や助動詞などの品詞を除き、分析に使用する語として1001語、異なり語数416語が抽出された。抽出語の出現回数として多かった語は、「言う」27、「小学校」22、「特別支援学級」17、「学校」「思う」16、「子ども」14、「担任の先生」10であった。出現回数が3以上の語を表1に示した。

表1 頻出語（保護者：学びの場変更前）

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
言う	27	今	5	言葉	3
小学校	22	保護者	5	個別の支援計画	3
特別支援学級	17	話	5	好き	3
学校	16	IQ	4	在籍	3
思う	16	感じる	4	仕事	3
子ども	14	漢字	4	支援	3
担任の先生	10	決める	4	施設	3
行う	9	授業	4	自分	3
本人	9	書く	4	受ける	3
様子	9	障害	4	就学先	3
具体的	8	大変	4	就学前	3
先生	8	入る	4	宿題	3
感じ	7	納得	4	進路	3
行く	7	分かる	4	相談	3
親	7	聞く	4	通る	3
通級による指導	7	忘れる	4	難しい	3
通常の学級	7	友達	4	発達	3
伝える	7	センター	3	父親	3
入級	7	違う	3	母親	3
医者	6	家	3	放課後等デイサービス	3
健診	6	眼科	3	落ち着く	3
情報	6	願い	3	療育	3
知る	6	気持ち	3		
勉強	6	泣く	3		
保育園	6	教える	3		

(2) 学びの場変更前の共起ネットワーク

語と語のつながりを把握するために、共起の程度が強い語の共起ネットワークを作成した。言う、行うなどの動詞の表示を無しに設定し、分析したものを図 1 に示した。

共起ネットワークは、01「具体的」、02「障害」、03「先生」、04「本人」、05「親」、06「特別支援学級」の単語を含む6つのグループに分かれる結果となった。

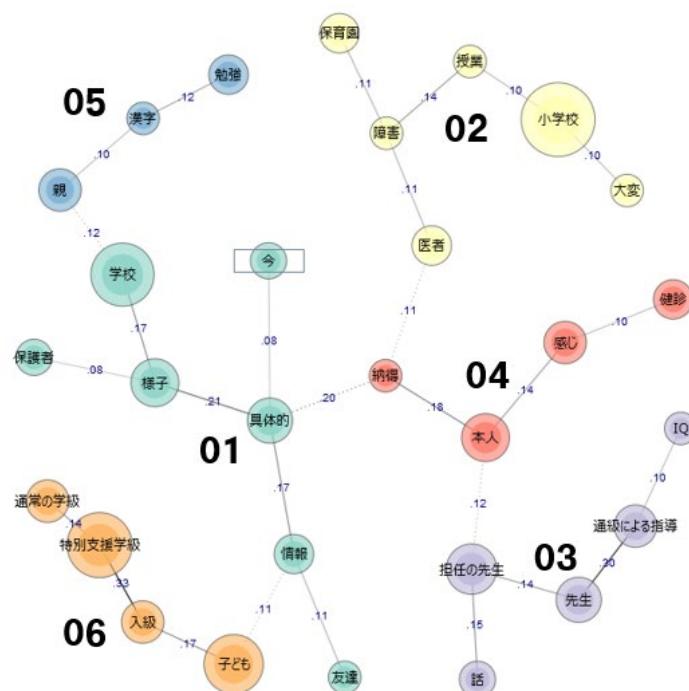


図1 学びの場変更前の共起ネットワーク（保護者）

①01 「具体的」を含むグループ『具体的な情報の必要性』

01「具体的」を含むグループでは、「具体的」「様子」「情報」等の関連があった。

「具体的」「様子」「情報」を含む原文では、「担任の先生ははっきりと言わないことが多かったので、子どもの様子を具体的に教えてほしかった。そのため、学校での様子がわからなかった。具体的な指導の様子なども聞きたかった。」「今となっては具体的に学校の様子を言ってもらった方がよかった。」など、保護者が子どもの学校の様子について知っておきたかったことが述べられていた。

また、学びの場を検討する際に「特別支援学級の様子などは自分から動いて情報を得た。」「父親は具体的に伝えないと納得しない。医者などの専門家に論理的に具体的に伝えてもらうことで徐々に父親が納得していった。就学先の予定の中学校の特別支援学級に聞くようにとのこと。」「特別な支援が必要な子どもの就職先の情報について

知りたかった。」など、就職先やその先の生活に関することまで具体的に知りたいという内容が述べられていた。

②02「障害」を含むグループ『学びの場変更のきっかけ』

02「障害」を含むグループでは、「障害」「授業」「小学校」等の関連があった。

「障害」「授業」「小学校」を含む原文では、「出生後は病弱で心臓の穴がなかなか閉じなかった。その時に医者から『今後、何かしらの障害があるかもしれない』と言われていた。小学校1年生から小学校3年生の通常の学級在籍時に、授業中に泣いてしまっていた。」「小学校3年の時の担任の先生から『授業の妨げになる』『お子さんおかしいですよ。』』と言われた。授業中の様子から本人が落ち着いて過ごせばよいなと思い特別支援学級を選択した」など、医者からの言葉や、小学校時代の授業の様子などから、学びの場の変更のきっかけがあったことが述べられていた。

③03「先生」を含むグループ『先生の寄り添い』

03「先生」を含むグループでは、「先生」「通級による指導」「担任の先生」等の関連があった。

「先生」「通級による指導」「担任の先生」を含む原文では、「通級による指導の先生からA特別支援学校の存在を聞いた。」等、通級による指導の教師が特別支援教育に関する情報提供を行っているエピソードが述べられていた。

また、「担任の先生は保護者の気持ちに寄り添えていた。」「担任の先生達、児童相談所の方、通級による指導の先生もがんばってねと言ってくれた。」という肯定的な捉えがある一方、「本人から家で話を聞くと、担任の先生の言うことがずれている感じがした。」「最初は、通級による指導の先生、相談員の先生、放課後デイサービスの先生などが何をいっているのかわからなかった。」など、担任をはじめとする先生、関係者の言動についてやや否定的な保護者の思いが述べられていた。

④04「本人」を含むグループ『学びの場変更への納得』

04「本人」を含むグループでは、「本人」「納得」等の関連があった。ここでの「本人」とは保護者の子どものことである。

「本人」「納得」を含む原文では、「小学校6年生の時に通常の学級に在籍しながら、特別支援学級への体験を行った。本人は納得していない様子であった。」「本人は納得していない感じだった。同級生の保護者からコミュニケーションが取れるのになんで特別支援学級なのかと言われたことがあって。」など、なぜ学びの場を変更する必要があるのか、という子どもの思いについて述べられていた。

⑤05「勉強」を含むグループについて『保護者の子どもへの支援』

05「勉強」を含むグループでは、「漢字」「勉強」「親」の関連があった。

「漢字」「勉強」「親」を含む原文では、「小学校1年生の漢字の柀に入らないくらい字を大きく書いていた。眼科へ行ったら「何も異常はない。」と言われた。」「友達から「(授業中) 今日も泣いていたよ。」と伝えられて現状を知った。親としておかしいと感じた。」など、子どもの学校での様子や学習の困りへの気づきが述べられていた。

そして、「小学生のころ、一日5, 6時間、親がつきつきりで厳しく宿題やテスト勉強、漢字の勉強を行った。本人、親ともにとても辛い時期であった。」「徹底的に一緒に勉強を厳しく教えたが、ある時、自傷行為をしてしまうことがあった。」「身内からは勉強が苦手なことを、努力しないからだと言われていた。」など、学校での様子を知った保護者が家庭で行った子どもへの支援、保護者の努力について述べられていた。

⑥06「特別支援学級」を含むグループ『特別支援学級入級の理由』

06「特別支援学級」を含むグループでは、「特別支援学級」「入級」「子ども」の関連があった。

「特別支援学級」「入級」「子ども」を含む原文では、「宿題に対する抵抗感、パニックがあり、特別支援学級への入級を子どもと相談して決めた。」「IQの診断が70台であった。判定も特別支援学級であった。子どもは分からないまま特別支援学級へ入級したと思う。」「特別支援学級の入級のきっかけは、勉強についていけないため眼科にいって目が追い付いていないのではないかと検査をしたが、異常がなかった。」など、特別支援学級へ学びの場を変更するに至ったきっかけについて述べられていた。

(3) 保護者が、子どもが学びの場を通常の学級から特別支援学級へ変更した後のインタビュー調査項目に関するテキスト分析

保護者が、子どもの学びの場を通常の学級から特別支援学級へ変更した後のインタビュー調査項目である「(3) 変更後の状況」への回答に対するテキスト分析の結果、総抽出語数は1286語、異なり語数は357であった。この内、助詞や助動詞などの品詞を除き、分析に使用する語として513語、異なり語数262語が抽出された。抽出語の頻出回数として多かった語は、「特別支援学級」18、「小学校」11、「A 特別支援学校」「高校」「思う」7、「言う」「生活」「先生」「保護者」6であった。出現回数が2以上の語を表2に示した。

表2 頻出語（保護者：学びの場変更後）

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
特別支援学級	18	楽しい	3	困る	2
小学校	11	見る	3	産休	2
A特別支援学校	7	就学前	3	社会	2
高校	7	身	3	集まる	2
思う	7	担任の先生	3	宿題	2
言う	6	通常の学級	3	出す	2
生活	6	入級	3	将来	2
先生	6	変更	3	場所	2
保護者	6	勉強	3	通信制	2
運動	5	本人	3	定時制	2
学校	5	友達	3	日常	2
子ども	5	力	3	付く	2
親	5	ペース	2	負担	2
分かる	5	リズム	2	聞く	2
引継ぎ	4	感じる	2	目標	2
活動	4	頑張る	2	戻る	2
自分	4	機会	2	問題	2
多い	4	教える	2	良い	2
中学校	4	見学	2	話	2
やり方	3	厳しい	2	話す	2
家	3	行う	2		

（４）学びの場変更後の共起ネットワーク

学びの場を特別支援学級に決定した後の気持ちの共起ネットワークは、01「生活」、02「学校」03「小学校」、04「楽しい」、05「担任の先生」を含む6つのカテゴリーに分かれる結果となった（図2）。

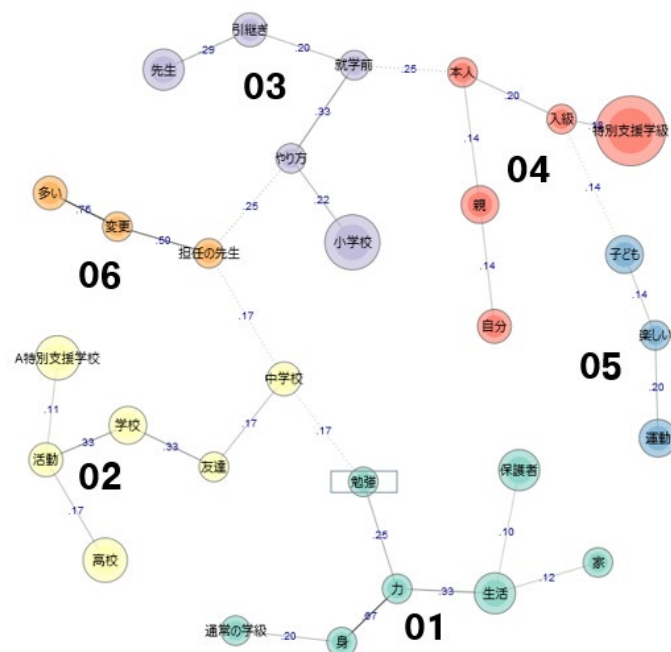


図2 学びの場変更後 共起ネットワーク

①01「生活」を含むグループ『特別支援学校で身に付いた力』

01「生活」を含むグループでは、「生活」「力」「勉強」「身（に付く）」等の関連があった。

「力」「身（に付く）」「生活」「勉強」を含む原文では、「日常生活の力など勉強以外の力が身に付いた。」「もっと勉強をさせたかった。」など、特別支援学級において子どもに身に付いた力、身に付けてほしい力について述べられていた。

②02「学校」を含むグループ『学校での充実感』

02「学校」を含むグループでは、「学校」「活動」「友達」等の関連があった。

「学校」「活動」「友達」を含む原文では、「（特別支援学級では）リーダー的になり、生き生きとしていた。学校のことを話すようになった。」など学びの場変更後の学校での子どもの様子や、「（高等部1年時）一度学校を辞めたいと言い出した。中学校の友達がバイトなどを精力的に活動していた中、A 特別支援学校は新型コロナウイルス感染症の影響で期待していた活動ができていなかったことなど、学校生活に不安を感じてのこと。学校の活動が徐々に再開されてからは、そういったこと（学校を辞めたいことなど）を言うことがなくなった。」「特別支援学級では、学校で起きた友達間の問題について納得がいかないままだった。」「中学校の特別支援学級では、教科担任制で勉強を学ぶことができて充実していた。友達もできた。」など、友人関係について述べられていた。

③03「小学校」を含むグループ『切れ目ない支援について』

03「小学校」を含むグループは、「小学校」「やり方」「就学前」「引継ぎ」「先生」の関連があった。

「小学校」「やり方」「就学前」「引継ぎ」「先生」を含む原文では、「就学前は本人のペースで行っていて保育園の先生は一生懸命引継ぎの資料を作ってくれたが、小学校の先生なりのやり方がある。」「就学前のやり方と小学校ではやり方が違うので小学校の担任の先生は就学前のことを聞きたくないらしい。」「学年とか学校で引継ぎがなされていた。」「小学校から中学校の引継ぎもなかったのでは。」など、就学前施設や小学校から次の進学先への引継ぎについて述べられていた。

④04「特別支援学級」を含むグループ『特別支援学級での子どもの変化』

04「特別支援学級」を含むグループでは、「本人」「入級」「特別支援学級」等の関連があった。

「入級」「本人」「特別支援学級」を含む原文では、「特別支援学級は、個性的な生徒が多かった。クラスメイトが負けず嫌いで、本人に負けたくないため意地悪をされていた。」「特別支援学級へ行き、心と時間にゆとりができた。」「特別支援学級での居心地

は良かったと思う。」「特別支援学級時代に通常の学級に戻りたいということとはなかった。」など、保護者から見た、特別支援学級入級後の子どもの様子について述べられていた。

⑤05「楽しい」を含むグループ『学びの場の魅力』

05「楽しい」を含むグループでは、「楽しい」「運動」「子ども」の関連があった。

「楽しい」「運動」「子ども」を含む原文では、「運動もたくさんでき、楽しそうだった。」「子ども達が楽しくやっている場面をみて安心した。」「(A 特別支援学校は) 運動場や体育館があり、体力づくりがあることに魅力があり、運動することを優先し選択した。」など、特別支援学級や特別支援学校での子どもが楽しそうにしている様子や、施設、活動について述べられていた。

⑥06「担任の先生」を含むグループ『特別支援学級における担任の変更』

06「担任の先生」を含むグループでは、「多い」「変更」「担任の先生」の関連があった。

「変更」「多い」「担任の先生」を含む原文では、「中学の特別支援学級では産休等の関係で担任の先生との変更が多かった。」「産休になる先生と戻る先生とで変更が多く困ってしまった。専門性の高い先生に育てて欲しい。」など、特別支援学級における担任の先生の変更の多さについて述べられていた。

(5) 保護者と子どもが決定してきたこれまでの学びの場

保護者インタビュー調査より聞き取った、これまでの子どもの学びの場を表3に示した。

表3 これまでの子どもの学びの場

	新生児期 乳幼児期	幼児期			小学校						中学校			高校	
	年齢 0歳～3歳	年少	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1～高3	
保 護 者 か ら の	A	保育所 療育 医療			特別支援学級(知的)									特別支援学校(知的)	
	B	保育所 療育	幼児言語教室		通常の学級			通級(発達)			特別支援学級(知的)※学区外			通信制高校	
	C	保育所			通常の学級	通級(言語)			特別支援学級(知的)※転校						特別支援学校(知的)
	D	医療 小児科 保育所			通常の学級			通級(発達)	特別支援学級(情緒)		特別支援学級(知的)			特別支援学校(知的)	
	E	医療(リハビリ) 小児科 保育所		幼児言語教室	通常の学級					体験(特学)	特別支援学級(知的)			特別支援学校(知的)	

Aは、就学前に医療、療育と関わっており、小学校1年生から特別支援学級に在籍している。B、Eは、療育や幼児言語教室に通い、就学先は通常の学級だったが、その後、特別支援学級に学びの場を変更している。C、Dは、通常の学級への就学から、通級指導教室、特別支援学級（自閉症・情緒障害）、特別支援学級（知的障害）と学びの場を変更している。今回、調査対象とした保護者5名の子どもだけでも、様々な支援や学びの場を経て今に至っていることが明らかになった。

2. 生徒アンケート調査

(1) 入学時の学びの場について

アンケート調査内容「①入学時の学びの場」について回答した 34 名の内、小学校入学時の学びの場は、「通常の学級」22 名、「特別支援学級」12 名、「特別支援学校」は 0 人であった。

(2) 学びの場の変更の有無について

アンケート調査内容「②学びの場の変更の有無」について回答した 34 名の内、中学校卒業までに学びの場を変更した生徒は 23 名（68%）、学びの場を変更しなかった生徒は 11 名（32%）であった（図 3）。

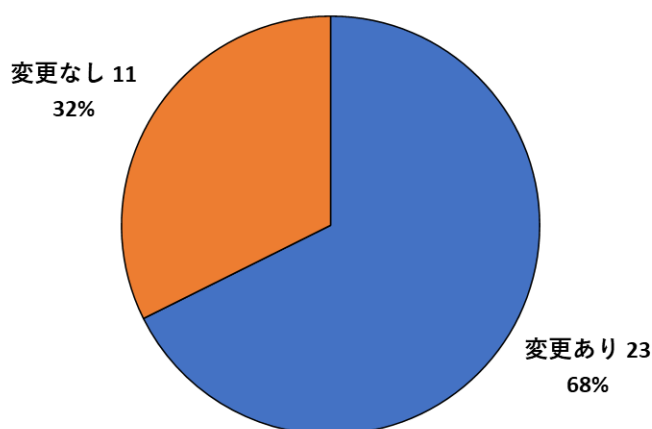


図 3 学びの場の変更の有無（n=34）

(3) 小学校 1 年生から中学校 3 年生までの学びの場の変更について

アンケート調査内容「②学びの場の変更の有無」の回答において、小学校入学時に「通常の学級」へ就学した生徒 22 名のうち、学びの場を変更せず「通常の学級」であった生徒は 1 名、「特別支援学級」へ変更した生徒は 20 名、「特別支援学校」へ変更した生徒は 1 名であった。

小学校入学時に「特別支援学級」へ就学した生徒 12 名のうち、学びの場を変更せず「特別支援学級」であった生徒は 10 名、「特別支援学校」へ変更した生徒は 2 名、「通常の学級」へ変更した生徒は 0 名であった（図 4）。

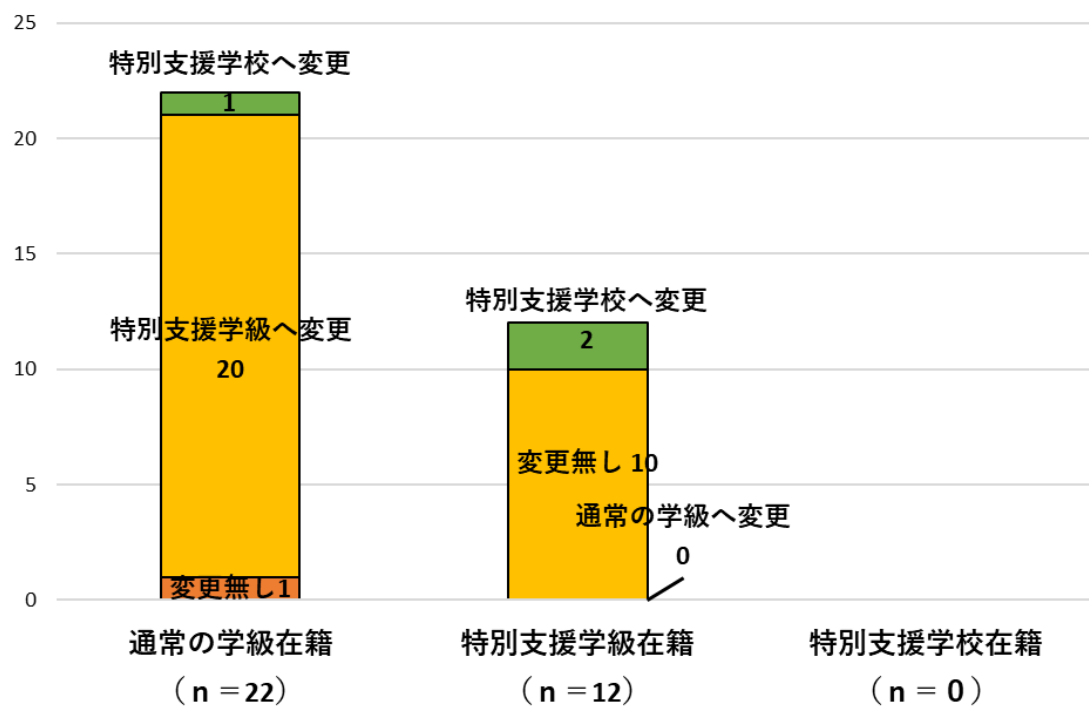


図4 小学校入学時の学びの場と変更の有無

(4) 学びの場変更前の気持ちについて

アンケート調査内容「③学びの場変更前の気持ち」について回答した、学びの場を変更した生徒 23 名のうち、「変えたくなかった」12 名 (52%)、「変えたかった」6 名 (26%)、「どちらでもない」5 名 (22%) であった (図5)。

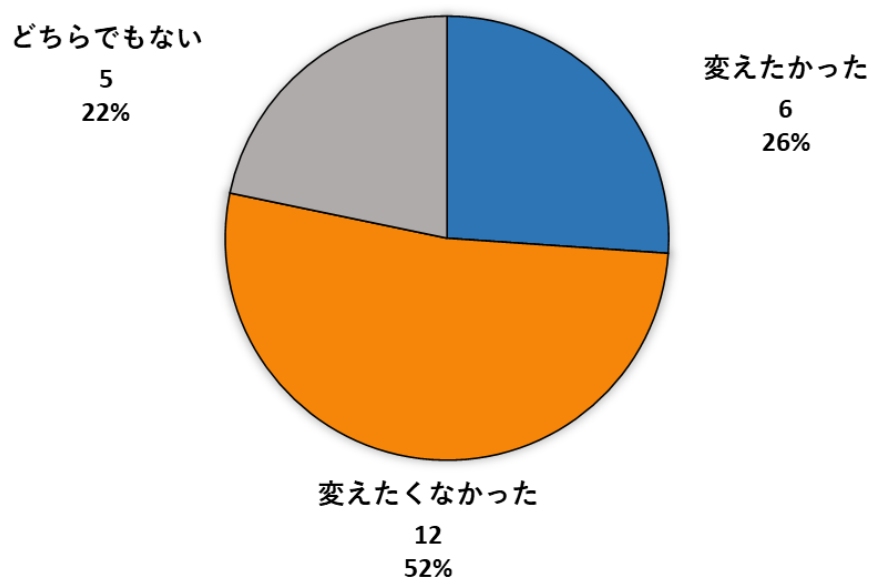


図5 学びの場変更前の気持ち (n=23)

「変えたかった」と回答した生徒 6 名全員が、その理由を記述している。内容は、「いじめを受けていた」「授業が難しくてわからなかった」「人と話そうとしたときに、遠慮をして話せなかった」「年度の途中でも、早く変えてほしかった」「そのまま中学校へ行くのは難しい」などであった。

「変えたくなかった」と回答した生徒 12 名のうち、理由の記述があったのは 11 名であった。内容は「通常の学級の仲間に入れないのではないか」「友達と離れて話しくらくなる」「体験はしたけれど、特別支援学級について詳しく知らなかった」「今後のことがわからなくて不安だった」、「特別支援学級に良いイメージがなかった」「バカにされる不安があった」「通常の学級より下に置かれる」などであった。

「どちらでもない」と回答した 5 名のうち、理由の記述があったのは 3 名であった。内容は「通常の学級に普通に通えたので、そんなに違いがない」「転校して特別支援学級へ入ったので、あまり変な気持ちにならなかった」などであった。

（５）学びの場変更後の気持ちについて

アンケート調査内容「④学びの場変更後の気持ち」について回答した、学びの場を変更した 23 名のうち、「変えてよかった」14 名（61%）、「変えなければよかった」2 名（9%）、「どちらでもない」7 名（30%）であった（図 6）。

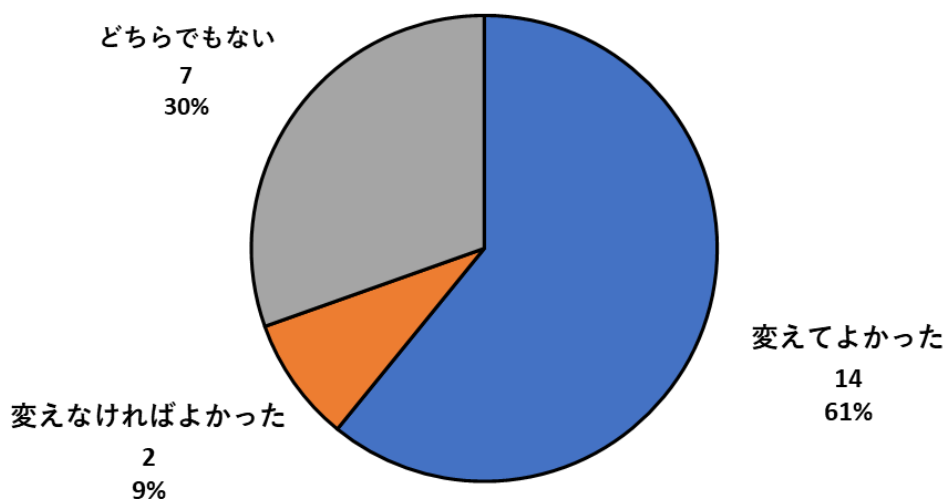


図 6 学びの場変更後の気持ち（n=23）

（６）学びの場変更前後の気持ちの変化について

学びの場変更前の気持ちについて「変えたくなかった」と回答した生徒12名のうち、学びの場変更後の気持ちについて「変えてよかった」と回答した生徒は7名、「どちらでもない」と回答した生徒は5名であった。

学びの場変更前の気持ちについて「変えたかった」と回答した生徒6名のうち、学びの場変更後の気持ちについて「変えてよかった」と回答した生徒は5名、「どちらでもない」と回答した生徒は1名であった。

学びの場変更前の気持ちについて「どちらでもない」と回答した生徒4名のうち、学びの場変更後の気持ちについて「変えて良かった」と回答した生徒は2名、「どちらでもない」と回答した生徒は1名、「変えなければよかった」と回答した生徒は2名であった（図7）。各理由についての自由記述を表4に示した。

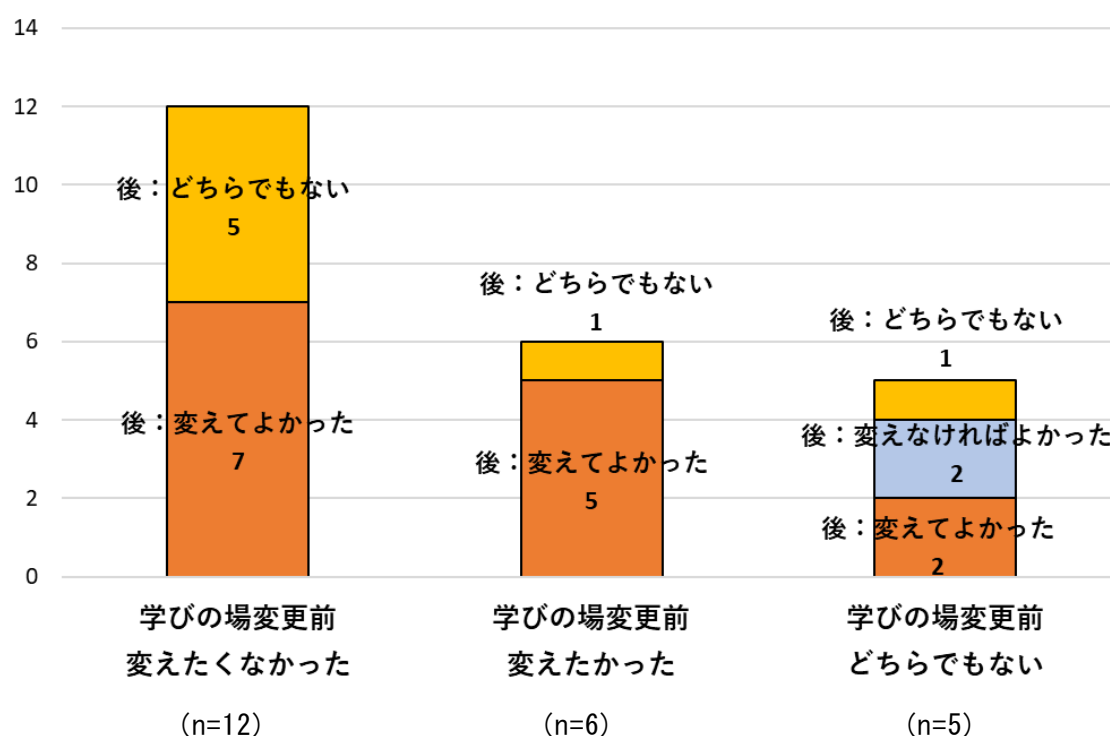


図7 学びの場変更前後の気持ちの変化

表 4 学びの場変更後の気持ちの変化について（一部抜粋）

		変更前		
		変えたくなかった	変えたかった	どちらでもない
変更後	変えてよかった	7名 ・友達ができた。 ・人の気持ちがわかるようになった。今まで辛かったのが、辛い思いをしなくて済むのは良かった。 ・自分の良さに気づいた。 ・生きる楽しさを思い出した。先生や仲間が優しく接してくれた。 ・友達がいた。	5名 ・いろんな出会いがあった。 ・他の人や先生に話せるようになった。 ・いじめを受けることがなくなったし、授業もわかりやすく教えてくれたり、黒板やホワイトボード等で教えてくれたりした。 ・たくさん教えてもらえてうれしかった。	2名 ・自分のペースで授業ができて良かった。
	どちらでもない	5名 ・良い面もあり、悪い面もあった。 ・教育が遅いなと思った。 ・勉強をもっとしたかった。 ・友達と離れたけど、新しい友達ができた。 ・授業が楽しかった。	1名 ・記述なし	1名 ・記述なし
	変えなければよかった	0名	0名	2名 ・友達ができない。 ・特別扱いが嫌だった。

3. 生徒インタビュー調査

(1) 生徒の学びの場を通常の学級から特別支援学級へ変更する前のインタビュー調査項目に関するテキスト分析

生徒の学びの場を通常の学級から特別支援学級へ変更する前のインタビュー調査項目である「①小学校入学前や、入学時の様子」「②学びの場を特別支援学級や特別支援学校にしたきっかけ」「③学びの場を特別支援学級や特別支援学校にする前の思い」への回答に対するテキスト分析の結果、総抽出語数は 666 語、異なり語数は 182 語であった。このうち、助詞や助動詞などを除き、分析に使用する語として 268 語、異なり語数 129 語が抽出された。抽出語の出現回数として多かった語は、「思う」「特別支援学級」「特別支援学校」 9、「見学」 8、「言う」「行く」「自分」 7であった。出現回数が 3 以上の語を表 5 に示した。

表 5 頻出語（生徒：学びの場変更前）

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
思う	9	A特別支援学校	3
特別支援学級	9	イジメ	3
特別支援学校	9	家	3
見学	8	子	3
言う	7	障害	3
行く	7	辛い	3
自分	7	地域	3
小学校	6	中学校	3
通常の学級	5	仲間	3
勉強	5	同級生	3
進学	4	普通	3
人	4	友達	3
先生	4		

(2) 学びの場変更前の共起ネットワーク

語と語のつながりを把握するために、共起の程度が強い語の共起ネットワークを作成し、分析したものを図 8 に示した。

共起ネットワークは、01「特別支援学級」、02「自分」、03「小学校」、04「障害」、05「A特別支援学校」、06「辛い」、07「特別支援学校」の単語を含む 7 つのグループに分かれる結果となった。

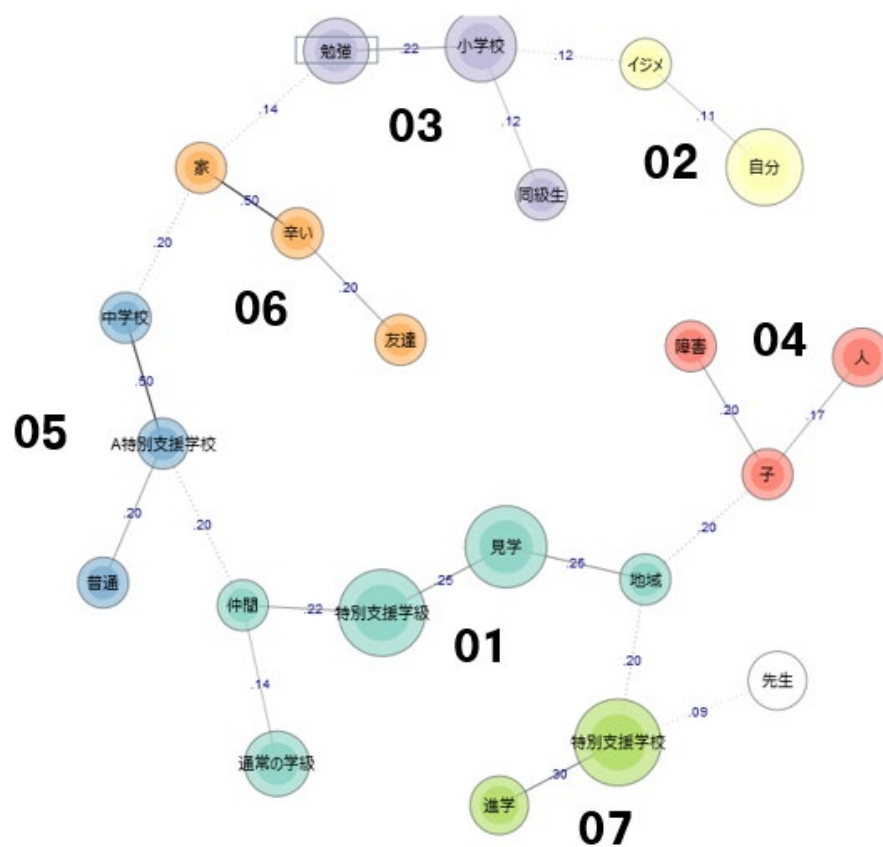


図8 学びの場変更前 共起ネットワーク（生徒）

①01「特別支援学級」を含むグループ『学びの場変更に向けた手続きに対する不安』

01「特別支援学級」を含むグループでは「特別支援学級」「見学」「地域」「仲間」「通常の学級」等の関連があった。

「特別支援学級」「見学」「仲間」「地域」「通常の学級」を含む原文では、「地域の特別支援学級を見学した時は治安が悪い感じがした。」「見学に行って、地域の特別支援学校は障害の重い子がいて、関わりが難しそうだった。」「A 特別支援学校については見学をしたけれど、どういう学びで、どのような仲間がいて、どんな進路があるのかは知らなかった。」「特別支援学級の仲間は、どうせわけがわからないことを言っているのではと思った。」など、学びの場を変更する事への心配や不安について述べられていた。

また、「みんなから嫌われていたので、特別支援学級に入ったら、通常の学級の仲間に入れてもらえず、無視が当たり前になり、今よりもひどくなるのではないかと思った。」「自分が通常の学級の人達よりも、下に置かれることで不安を感じ、脱落したように思った。」「通常の学級の人達から差別されないか心配であった。」など、学びの場を変更した後の仲間とのかかわりへの心配や不安についても述べられていた。

②02「自分」を含むグループ『通常の学級在籍時の出来事』

02「自分」を含むグループでは、「自分」「イジメ」等の関連があった。

「自分」「イジメ」を含む原文では、「イジメとか、周囲の自分への当たりが辛かった。」「小学校でイジメがあったので、環境を変えて新しくしたかった。」「持久走の時間に自分だけゴールが遅くて、途中で終わらされてしまった。」「事件を起こしてしまった時に、相手が悪くても自分が責められることがあった。」など、通常の学級に在籍時の出来事や思いについて述べられていた。

③03「小学校」を含むグループ『小学校時代のことがら』

03「小学校」を含むグループでは、「小学校」「勉強」等の関連があった。

「小学校」「勉強」「同級生」を含む原文では、「小学校3、4年生の頃から勉強が辛くなった。」「小学校1年生から勉強ができていないことが多く、母親に叱られる毎日だった。」など、勉強に関することがらや、「小学校5年生になってからも、主に同級生と喧嘩していた。」「小学校で通常の学級に居た時は、心に穴が開いていた。」「小学校のときもあったかもしれないが、小学校の時は心が不安定な時期であったので周囲のやさしさに気づけなかった。」など、通常の学級の仲間との関わりについてなどの、小学校時代のことがらについて述べられていた。

④04「障害」を含むグループ『自分の障害と他の人の障害に対する認識』

04「障害」を含むグループでは、「障害」「子」等の関連があった。

「障害」「子」を含む原文では、「見学に行って、地域の特別支援学校では、障害の重い子がいてかかわりが難しそうだった。」など、障害のある他の人に対する思いや、「どこかの施設でパズルなどの検査をして、病院で知的障害と診断された。」「自分が障害を持っているということも悔しい思いだった。」「先生達にはわからない子（自分）にも支援をしてほしかった。」など、自分の障害についての心境が述べられていた。

⑤05「A 特別支援学校」を含むグループ『高等学校への進学』

05「A 特別支援学校」を含むグループでは「A 特別支援学校」「中学校」等の関連があった。

「A 特別支援学校」「中学校」「普通」を含む原文では、「A 特別支援学校は、中学校と同じで一見普通の人達で、環境に慣れやすいと思った。」「中学校の面談で、高校への進路について地域の特別支援学校か、A 特別支援学校を提示された。」「A 特別支援学校については見学をしたけれど、どういう学びで、どんな仲間がいて、どんな進路があるのか知らずに入った。」など、A 特別支援学校への進学の理由や思いについて述べられていた。

⑥06「辛い」を含むグループ『学びの場変更前の辛い気持ち』

06「辛い」を含むグループでは、「辛い」「家」「友達」の関連があった。

「家」「辛い」「友達」を含む原文では、「小学校3，4年生の頃から勉強が辛くなった。」「家での学習では、父親に怒鳴られて辛かった。」など、通常の学級在籍中における学習に対する辛さや、「5年生では、仲の良い友達がいたため辛くなかったが、6年生になってクラス分けで学級が分かれてしまい、家にいる時以外は誰とも話さなかった。」「辛い思いをしなくて嬉しい気持ちと、今まで一緒にいた友達ともう話せない悲しい気持ちで複雑だった。」など、仲間関係についての辛さが述べられていた。

⑦07「特別支援学校」を含むグループ『特別支援学校への進路決定』

07「特別支援学校」を含むグループでは、「特別支援学校」「進学」の関連があった。

「特別支援学校」「進学」を含むグループの原文では、「特別支援学校には進学しなかった。」「自分の中学は特別支援学級がなかったので、担任の先生も特別支援学校へ生徒を進学させるのは初めてだった。」「みんなに特別支援学校へ進学するとは言えなかった。」など、特別支援学校に進路を決定する際の思いについて述べられていた。

(3) 生徒の学びの場を通常の学級から特別支援学級へ変更した後のインタビュー調査項目に関するテキスト分析

生徒の学びの場を通常の学級から特別支援学級へ変更した後のインタビュー調査項目である「④学びの場を特別支援学級や特別支援学校にした後の思い」への回答に対するテキスト分析の結果、総抽出語数は 668 語、異なり語数は 205 語であった。このうち、助詞や助動詞などを除き、分析に使用する語として 255 語、異なり語数 140 語が抽出された。抽出語の頻出回数として多かった語は、「思う」10、「自分」「特別支援学級」8、「楽しい」5 であった。出現回数が 2 以上の語を表 6 に示した。

表 6 頻出語（生徒：学びの場変更後）

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
思う	10	学年	2
自分	8	厳しい	2
特別支援学級	8	後輩	2
楽しい	5	荒れる	2
クラスメイト	4	行う	2
子	4	合わせる	2
特別支援学校	4	授業	2
いろいろ	3	少人数	2
学級	3	生徒	2
気持ち	3	先生	2
小学校	3	多い	2
先輩	3	通常	2
通常の学級	3	土日	2
変える	3	入学	2
変わる	3	面	2
良い	3	友達	2
一緒	2		

（４）学びの場変更後の共起ネットワーク

語と語のつながりを把握するために、共起の程度が強い語の共起ネットワークを作成し、分析したものを図 9 に示した。

共起ネットワークは、01「楽しい」、02「自分」、03「クラスメイト」、04「特別支援学校」、05「通常の学級」、06「学級」の単語を含む 6 つのグループに分かれる結果となった。

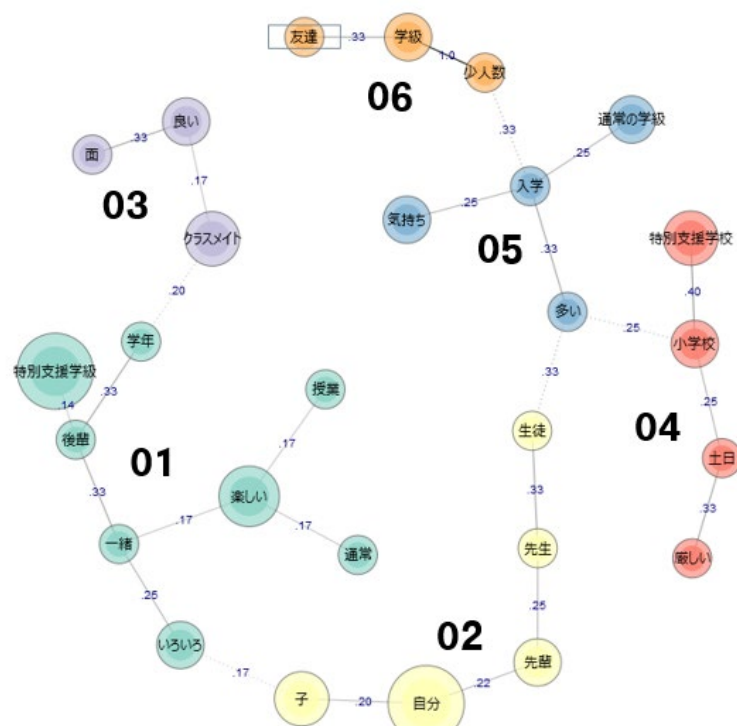


図 9 学びの場変更後 共起ネットワーク（生徒）

①01「楽しい」を含むグループ『学びの場変更後の楽しさ』

01「楽しい」を含むグループの原文では、「一緒」「楽しい」「授業」「通常」「いろいろ」等の関連があった。

「一緒」「楽しい」「授業」「通常」「いろいろ」を含む原文では、特別支援学級では、「3学年で一緒に活動をしていたので、作業学習の時間などに、後輩に仕事のやり方を教えることがあった。」「いろいろな障害をもっている子がいて、人間関係が難しいと思った。」「クラスメイトと一緒にいろいろなことをやって楽しくなった。」「特別支援学級は優しい子達がたくさんいる。いろいろな経験もできた。」「生きる楽しさや喜びを味合わせてくれた。」など、学びの場変更後の多様な学年と個性のある仲間との関わりや、一緒に活動を行う楽しさについて述べられていた。

また、「特別支援学校はもっと教科の授業を加えた方が楽しいのではないかと思う。」「通常の高校へ行っていたらもっと幅広く楽しいことができたのではないかと思う。」など、学びの場変更後の授業などについてのニーズも述べられていた。

②02「自分」を含むグループ『環境の変化と自己肯定感の高まり』

02「自分」を含むグループの原文では、「先生」「生徒」「先輩」「自分」の関連があった。

「生徒」「先生」「先輩」「自分」を含む原文では、「自分は一人の先生が30人くらいの生徒に行うのが普通だと思っているので、だいぶ違う。」など、環境の変化に戸惑う様子が述べられていたり、「年下の子の面倒を見ることが、自分は得意なのではと思うようになった。」「自分を出せるようになった。」「嬉しかったことは、大人しいタイプの同じ学年のクラスメイトが、自分がいたことで喋れるようになった。」など、自分自身の変化や気づきについて述べられていたりした。

③03「クラスメイト」を含むグループ『特別支援学級の良し悪し』

03「クラスメイト」を含むグループの原文では、「クラスメイト」「良い」等の関連があった。

「クラスメイト」「良い」を含む原文では、「同じクラスメイトに嫉妬をされて嫌がらせのようなことをされたことがあったが、担任の先生に聞いてもらったりした。」「中学校から特別支援学級に入り、6月くらいから慣れてきて特別支援学級が良いなと思い始めた。クラスメイトと一緒にいろいろなことをやって楽しくなった。」「良い面もあったけど、悪い面もあった。」「特別支援学校に入学した後は、変えて良かった、変えなければ良かったということはなくどちらでもない気持ち。」など、学びの場を変更したことに対して、仲間との関わり等についての思いが述べられていた。

④04「特別支援学校」を含むグループ『特別支援学校での学びと家庭学習』

04「特別支援学校」を含むグループの原文では、「特別支援学校」「小学校」「厳しい」「土日」の関連があった。

「特別支援学校」「小学校」「土日」「厳しい」を含む原文では、「小学校の通常の学級ほどではないけど、特別支援学校では理解が早い方だったので放置されていた。」「特別支援学校はやることが限られている。部活動も、レクリエーションもあまりない、希望が通らない、校則が厳しい。」など、特別支援学級での学びについて述べられていた。

また、「小学校時代の勉強については、父親から算数を土日に教わっていた。」「とても厳しく土日が来るのが嫌だった。」など、小学校時代の家庭学習等について述べられていた。

⑤05「通常の学級」を含むグループ『自己認識の変化』

05「通常の学級」を含むグループの原文では、「入学」「多い」「気持ち」「通常の学級」の関連があった

「入学」「気持ち」「多い」「通常の学級」を含む原文では、「通常の学級に居続けても、自分が変わらなかったと思う。」「先輩に理不尽に殴られたことで、自分自身が荒れていた時に、みんながどういう気持ちだったか気づくことができた。そこから、ある程度気持ちをコントロールすることができるようになった。」など、学びの場変更後の分の気持ちと周囲の人の気持ちについての認識の変化等について述べられていた。

⑥06「学級」を含むグループ『学びの場変更後の仲間』

06「学級」を含むグループの原文では、「学級」「友達」「少人数」の関連があった。

「学級」「友達」「少人数」を含む原文では、「少人数の学級だったので、友達ができた。」「特別支援学校に小学校からいた生徒が多かったため、なかなか友達が出来なかったが、少しずつ仲良くなれた。」など、友達ができたことについて述べられていた。

IV. 考 察

本調査は、特別な支援を必要とする子ども、保護者が、就学先を検討した際の状況や思いを明らかにするため、両者を対象としたインタビュー調査等を行った。

保護者へのインタビュー調査では、子どもの学びの場を特別支援学級や特別支援学校への就学への検討のきっかけや経緯について話を聞くことができた。その後の就学先決定の手続きの際には、不安や葛藤がありながらも、子どもに安心した環境で学んでほしいという思いで学びの場を決定してきたことなどを聞くことができた。

生徒へのアンケート、インタビュー調査では、特別支援学級や特別支援学校に在籍する前後の楽しさや辛さ、見学や体験に関すること、学びの場への更なるニーズ、通常の学級の仲間との関りについてなどを聞くことができた。

これらのインタビュー調査結果やアンケート調査結果より、より良い就学先決定の方法について6点の提言を行いたい。

1. 保護者への具体的、実地的な情報提供を行う

保護者の学びの場変更前共起ネットワーク「01 具体的」を含むグループでは、『具体的な情報の必要性』について述べられており、「担任の先生は保護者に寄り添っていた。」とする一方で、「担任の先生ははっきりと言わないことが多かったので、子どもの様子を具体的に教えてほしかった。」など、具体的な子どもの様子を知りたいと思っているのではないかと考えられる。また、学びの場の変更先について「特別支援学級の様子などは自分から動いて情報を得た。」「就学先の変更についての具体的な情報は特になかった。就学先の予定の中学校の特別支援学級に聞くようにと言われた。」などと述べており、所属していた学校から十分な情報提供がなかったのではないかと考えられる。

知りたい情報として、「進路先となる学校の詳しい情報まで教えてほしい。保護者の協力の度合いなども。」「特別な支援が必要な子どもの就職先の情報について知りたかった。」など、進学先の候補となる学びの場の学習内容や、進路先、就職先について述べられていた。学びの場を決定する際にも、候補となる学びの場の活動だけでなく、卒業後の生活につながる具体的な情報を求めていると考えられる。

情報提供の際の配慮点として、「最初は、通級による指導の先生、相談員の先生、放課後デイサービスの先生などが何をいっているのかわからなかった。」など、保護者の気持ちの段階に沿った情報提供でなければ、その情報を受け入れることが難しいのではないかと考えられる。保護者の様子を丁寧に観察しながら、子どもの学校での様子や学びの場に関する情報を、早い段階から少しずつ伝えていくことが必要であると考えられる。

2. 子どもへ学びの場を変更することについて理解できる説明を行う

生徒を対象としたアンケート調査より、学びの場変更前の気持ちとして、「学びの場を変えたくなかった」と回答した生徒が 52% (n=23) と半数以上であった。その理由として、「体験はしたけれど、特別支援学級について詳しく知らなかった」「今後のことがわからなくて不安だった」「特別支援学級に良いイメージがなかった」等、特別支援学級等の学びの場の実際について、よく知らなかったと考えられる。

生徒を対象としたインタビュー調査においても、「特別支援学級の見学はしたけれど、細かな説明は受けずに、『特別支援学級に行くよ。』『はい。』という感じで。」「特別支援学級の仲間は、どうせわけがわからないことを言っているのではと思った。」と述べていることから、学びの場についての詳細を理解しないまま学びの場を変更している可能性が考えられる。

生徒を対象としたインタビュー調査において、学びの場の変更後の気持ちの共起ネットワーク「01 楽しい」を含むグループでは、『学びの場変更後の楽しさ』が述べられている。「特別支援学級は優しい子達がたくさんいる。いろいろな経験もできた。」「いろいろな障害をもっている子がいて、人間関係が難しいと思った。」「特別支援学級では、3 学年で一緒に活動をしていたので、作業学習の時間などに、後輩に仕事のやり方を教えることがあった。」などの回答があり、生徒の目線から捉えた学びの場変更後の仲間との関わりや特別支援学級及び特別支援学校における活動の様子について、学びの場の変更を検討している児童生徒に伝えることも有効かと考える。また、体験や見学等も学びの場の実際を知るためには有効な方法の一つと考える。

また、保護者を対象としたインタビュー調査より、「特別支援学級に小学校 1 年生から入れたことを本人に謝っていて、今も後悔と罪悪感が残っている。」「小学校 6 年生の時に通常の学級に在籍しながら、特別支援学級への体験を行った。本人は納得していない様子であった。」と述べていることから、本人が学びの場について理解するのみならず、納得した上で選択することが重要であると考えられる。

3. 子どもと通常の学級の仲間との関わりについて確認を行う

生徒を対象としたインタビュー調査より、学びの場変更前の共起ネットワーク「06 辛い」を含むグループでは、『学びの場変更前の辛い気持ち』について述べられており、「(勉強をしなくてよいという) 辛い思いをしなくて嬉しい気持ちと、今まで一緒にいた友達ともう話せない悲しい気持ちで複雑だった。」と、仲間との別れを辛く思う気持ちについて述べられていた。

一方、同じく生徒を対象としたインタビュー調査より、「小学校でイジメがあったので、環境を変えて新しくしたかった。」「同級生になれなれしいと言われて、徐々にギス

ギスし始めた。」など、通常の学級の仲間との関わりの難しさを感じ、新たな人間関係を構築したいという思いが表れていた。

学びの場の変更後、通常の学級の仲間との関わりについて、事前に子どもと相談を行った上で交流及び共同学習を実践することで、安心して学びの場の選択を行えるのではないかと考える。

4. 子ども、保護者に悩みを共有できる仲間の存在を伝える

保護者を対象としたインタビュー調査より、「特別支援学級に変更を検討する時は戸惑った。」「母親としては子どもの異常を感じていたが、グレーゾーンであった。相談がずっと出来ずにいた。」など保護者や子どもが学びの場を特別支援学級や特別支援学校に決める際には、不安や孤独感を抱えていることが明らかになった。

また、保護者同士のつながりについて「親の方も、自分の家族だけでないんだと。その親の子ども達が支援級に行っていることがわかれば話すんだけど。言わないから。その場で知り合いがいて、話すことができた。情報交換しましょうねと話そうとできた。一人じゃない、自分たちだけじゃないとわかった。こんなたくさんいるんだと。親はどうしても言いたくない。会社にも言いたくない。みんなが集まる場があれば、気づいたり、親御さん同士で話したりできる。同じ症状のある子ども達だから、伝えやすい。こんなにいるんだという気づきを。」と述べられていた。保護者同士で情報交換をする場を提供することも、保護者の不安や孤独な気持ちを軽減し、安心感につながる取組の1つと考える。

また、生徒を対象としたインタビュー調査より、学びの場を変更した後「自分と同じような思いをしている仲間がいるのだと気づけて気が楽になった。」と述べられている。就学先や学びの場を検討するにあたって、子どもも保護者も仲間の存在を知ることにより安心して選択できるのではないかと考える。

5. 乳幼児期から切れ目ない支援を行う

保護者へのインタビュー調査内容「(1)子どもの学びの場について」では、小学校1年生時の子どもの学びの場が通常の学級である場合、就学前に、医療、幼児言語教室、療育などの支援を受けていた。保護者を対象としたインタビュー調査より、学びの場変更後の共起ネットワーク「03 小学校」を含むグループでは、『切れ目ない支援について』述べられており、「就学前は本人のペースで行っていて保育園の先生は一生懸命引継ぎの資料を作ってくれたが、小学校の先生なりのやり方がある。」「就学前のやり方と小学校ではやり方が違うので小学校の担任の先生は就学前のことを聞きたくないらしい。」等、引継ぎが上手く行われていない現状が伺える。「小学校から中学校の引継ぎ

もなかったのでは。」との意見もあることから、共通の書式で作成されたサポートファイルや個別の指導計画等を活用した早期からの情報共有、引継ぎを行うことが、子どもが新たな学びの場でスムーズに対応できる支援を行うために大変重要であると考え

6. 通級による指導の担当教師、特別支援教育コーディネーターが担任等との連携を深める

5で述べた『切れ目ない支援について』のキーパーソンとして、通級による指導の教師、特別支援教育コーディネーターの存在があげられる。1において前述した通り、保護者を対象としたインタビュー調査より、保護者は担任の先生の寄り添いを感じている一方、「学びの場の具体的な情報を得ることが難しかった。」と述べていた。通常の学級の担任が、保護者や子どもへ特別支援教育や就学先に関する具体的で詳しい情報を伝えることが難しい場合は、通級による指導の担当教師、特別支援教育コーディネーター等が教育相談に同席したり、担任に情報を提供したりするなどの連携が必要であると考えられる。同時に、特定の教師に依存するのではなく、管理職のリーダーシップの下、チーム学校として子どもと保護者を支える組織づくりも大切であると考え

7. まとめ

本研究において、就学先を決定する際の保護者、子どもは、期待を持ちながらも不安や孤独感を抱いて就学先を決定していた。しかし、特別支援学級や特別支援学校に在籍したことでの充実感や成長なども多く語られていた。子ども、保護者、情報を提供する教員に対して、個に応じた支援を行う学びの場の情報をもっと知ってもらうなど、具体的で丁寧な情報提供により、不安の多くが改善されるのではと考えられる。

また、就学後は、良い面もありながらも、後悔していることもある。これらの、子どもや保護者の経験談を、これから就学先を決定する子どもや保護者に伝えることこそが、具体的な情報であり、より安心した就学先決定に向けて重要ではないかと考える。

<謝辞>

本調査の実施にあたり、関係諸機関や学校等の多数の方々の御協力をいただきました。また、生徒の皆様や保護者の皆様には調査に直接御協力いただきました。心より御礼を申し上げます。

(杉山奈実子)

第5章

研究協力者寄稿

子どもと保護者の歩みに寄り添うことのできる
就学支援体制の構築にむけて

子どもと保護者の歩みに寄り添うことのできる 就学支援体制の構築にむけて

千葉大学教育学部 真鍋健

1. はじめに ～研究協力者という立場で参加させていただいて～

本研究テーマは「障害のある子どもの就学先決定の手続きに関する研究」である。研究所の研究に関わらせていただいた当初、テーマを眺めながら2つの苦い経験を思い出した。

一つは幼稚園の加配講師を行っていたときのものである。子どもたちやその家族が「ピカピカのランドセル」という雰囲気のにぎわっている中、担当していたお子さんの就学先が卒園を前にしてもなかなか決まらず、どのように声をかければいいのかに悩んでいた。その当時に存在した制度、いわゆる「認定就学」に関わっては、特にこうした状況が起こりがちであった。

もう一つの記憶は、いわゆる「校長室の金庫」事件である。10年ほど前、臨床指導や園観察を行っていた子どもについて「就学支援シート」を作成し、小学校就学のための引継ぎ文書の作成に力を注いでいた。「どうすればこの子が困らないかな」「この子の得意なことも入りたいよね」「四コマ漫画を入れたら先生方読んでくれるかな」などと、家庭や園の先生方と苦慮しながら、しかし、これまでの経験と成長をしみじみとふりかえりながら作成し、小学校側に渡していた。ただ、結構な確率でその後のシートの行方が分からなくなる。聞けば「たくさんの入学生がいる中では、4月5月はとにかく時間がなくて・・・」「よほど困ったことが起こらなければ、ななめ読みだったり、読むことはないかも」とい

「シート提出してるんだから、ちゃんと支援してください」
って保護者から言われたんですけど、私その存在知らなくて。
探したんですけど、実はずっと
校長室の金庫の中に入ったまま
だったんです。個人情報だから…
ただし、本当に困らないかぎり
はシートはちゃんと読まないかも
(小学校通常学級担任)



保・幼からいろいろ聞きたいんですけどカリキュラムも違う。
シートにもまとめていただいているんですけど、
うちとしてはもう少し違う種類の情報もほしいかな
(特別支援学校コーディネーター)

図1 令和3年度研究所セミナー指定討論①

う理由である。よって、個人情報校長室の金庫を中心に、それぞれの学校で厳重に管理されていた。

こうしたことが少なくなればいいと思いつつ、同時にこの状況をどう理解しながら進めていけばいいのか。就学移行支援を具体的に考えていくための枠組みの必要性も感じながら、今回の役割（研究協力者）をお引き受けさせていただいた。以下、協議会やセミナーでの議論のたびに思ったこと、感じたことを、順に述べさせていただく。

2. アンケート調査 ～どこからどこまでを教育委員会に聞くか？～

研究所アンケートでは、①就学先決定の手続きに関する現状と課題を明らかにするために、市町村教育委員会に対する調査が行われた。設定された質問内容は大きく4つ、「Ⅰ：保育施設、学校、就学の状況」「Ⅱ：乳幼児期からの支援体制」「Ⅲ：就学相談や就学先決定の手続き」「Ⅳ：外国につながるのある子どもの就学について」であった。就学先手続きに関する内容であれば、Ⅲの部分だけで十分であとはⅠがあれば・・・と当初思ったが、ⅡとⅣも交えて総合的な調査内容となった。後々考えると、以下の点（理由）でそれらが含まれることが、重要であったと再認識させられた。

まず、就学を含めた移行支援は多数の機関が関与することから、幅広い観点からの検討が欠かせない（Pianta & Cox, 1999）ということである。具体的には、就学手続きを主導していく教育委員会自身が、就学前後の支援の状況、関わっている関係部局をどのように理解し、調整を図っているのか、自治体によって違いがみられるのか等については、これまで十分に光が当てられてこなかったこともあり、多方向からの調査が必要であったと言える。

また近年の就学先決定の制度変更に伴い、「子どもや保護者の意見」が尊重される中では、

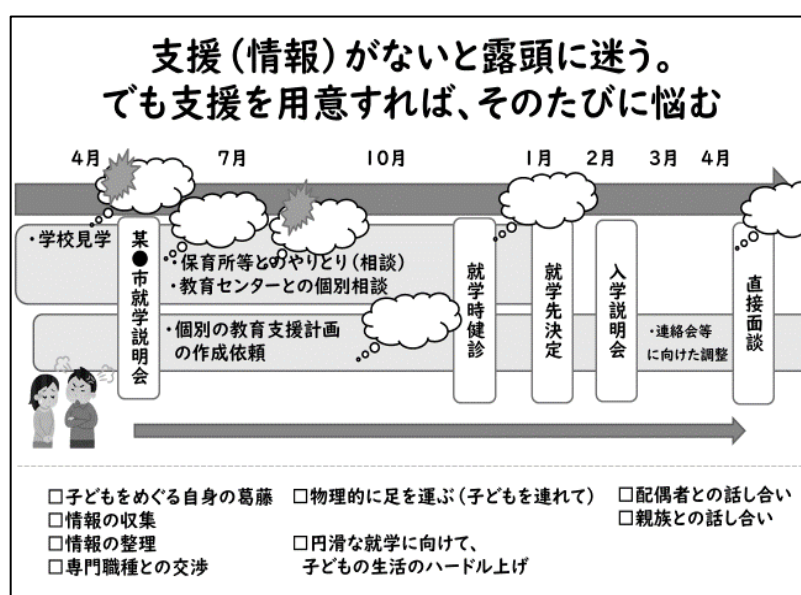


図2 令和3年度研究所セミナー指定討論②

子どもと保護者がこれまでに辿ってきたプロセスに、教育委員会側が丁寧に寄り添うことが求められる。しかし、寄り添いたいと思っても、就学先決定をめぐるはどうしても“対立”が生じざるを得ないこともある。保護者にとっては、ずっと悩み続けてきた経緯があり、そして子どもが年長になれば配偶者や親族との間での話し合いも増える。研究所報告では約半数の自治体で、保護者を対象とした説明会やガイダンス等が用意されているとのことであった。筆者が関わっている某自治体でも説明会が開かれているが、そこで父母が一緒に参加している割合はおおよそ2割という印象である。説明会を通して先の見通しが持てるようになった家族もあれば、父母どちらかが参加し、帰宅後にパートナーに伝える中で、意見の相違がより明白になることもあるだろう（図2）。

本研究が目指していた方向性は『子どもや保護者が安心して就学を迎えられるよう就学先決定の手続きの改善・充実に寄与する』とのことであった。この実現に向けては、「就学相談から就学支援」という用語の変更にとどまらず、当事者の位置づけや教育委員会自体の役割に関わる「価値観をも含めた変更である」と認識できるかどうか、鍵を握る。この状況を探っていくためにも、上記に述べたようなⅠ～Ⅳに至る多様な方向性からの情報がまさに求められていたと考えた。

3. 協議会・セミナーより1 ～うらやましい先行事例～

研究所開催の研究協議会ならびに令和3年度に開催されたセミナーでは、札幌市教育委員会ならびに松江市教育委員会の取り組みについて報告・議論が行われた。また、上記のアンケート調査後に調査協力が得られた自治体（好事例）の訪問調査も実施され、これについても報告・議論されている。

まず各自治体の報告を受けた際に思ったことは、率直に、「うらやましい」という一言であった。というのも、筆者はこれまで複数の異なる自治体で、指導等を行っていたお子さんと保護者の就学移行に付き添ってきた。しかしながら、どの移行においても最初の入り方から非常に難しい。例えば、小学校とのつながりが全くなかった私立園では、3月ないし4月に1回連携の機会を設けさせていただくのも、（就学前施設も小学校や特別支援学校など）それぞれ多忙な中ではアポを取り付けるのにも非常に苦労する。幼稚園と小学校とが学校区の関係で、快く連携会開催を受け入れていただいた場合でも、その後の会議で話題にのぼる内容は「Aちゃんは●●できますか」ということが半数以上である。就学前に生活や遊びを通して得た無数の経験と成長は、おおよそ「大切なこと」として小学校側に一旦は受け入れられるのだが、新しい環境で「きちっと座ってきちっとお勉強」というスタイルの前では小学校の先生にとっては、どうもその輪郭があることを意識するのに精いっぱい、肝心の中身は、ぼやけたままであることがほとんどであった。「とある新しい箱（小学校）の中に子どもが入る際、その入り方は一様ではない。子どもによって箱の中のどこに居心地の良さを感じ、どこを安全基地にしながら、どこで自分の特技を発揮させ、

小学生としての自分をスタートさせていくのか」。昔関わってきた支援者と新しく関わる支援者との間で、激動の1学期の姿にもっと寄り添うことができないかと考え、多忙な小学校の先生にはご無理をお願いして、図3のような書式を用いて、1週間・1か月後の子ども

遊び・活動・人・おもちゃ・食べ物など気付いたことをなんでもお書きください！

好きなこと・得意なこと

家庭・幼稚園では

入学 約1週間後

※小学校の先生より

入学 約1ヵ月後

※小学校の先生より

遊び・活動・人・おもちゃ・食べ物など気付いたものをなんでもお書きください！

嫌いなこと・苦手なこと

家庭・幼稚園では

入学 約1週間後

※小学校の先生より

入学 約1ヵ月後

※小学校の先生より

図3 「追跡」のために担任の先生に記入の
お願いをしていた書式

ものの姿を「追跡」させていただいていた。

子どもの姿を「追跡」させていただきながら、園の先生方、小学校の先生方を交えて協議会を開く。すると、「昔は……、今はそうなんですか！」もしくは「今もやっぱりそうですね」という内容が、そろそろそろそろと出てくる。そして、子どもの姿が立体的になっていく過程で、「保育所・幼稚園の先生にとっての“学習”」「小学校の先生にとっての“生活や遊び”」の距離が近づくこともあった。

と、就学移行に関わる連携がこうした段階にたどり着くまでに、非常に多くの調整を要してきた。（筆者自身が調整力に乏しいという理由はさておき）札幌市や松江市、その他研究所報告で取り上げられた自治体について「うらやましい」と思った背景には、長年にわたる体制整備の努力の結果、「子どもたちの新生活を支えたい、そのための（就学手続きを含めた）体制整備である」という雰囲気を感じ取れたからである。

4. 協議会・セミナーより2 ～自治体の多様性をどう理解するか

一方で、大きな課題が残されている。先行事例・好事例を、どのように他の自治体に伝え、共有し、参考にしてもらうかということである。移行にはたくさんの機関が関わり、たくさんの影響を受けるという理由から、一つのやり方では通用しないという見方が支持されている。国内の状況を鑑みても、小規模で公立園—公立学校の関係であるため、保幼

小連携という土台を確保しやすい場所があれば、多数の園から1つの小学校に集まるために連携会議等の開催が実質厳しい自治体もあるだろう。子どもにとって、どの園（保育所・幼稚園・認定こども園あるいは療育施設/公立一私立）からどの学校（小学校通常学級・特別支援学級・特別支援学級など）への移行なのかという点でも、とても幅が広い。こうした中では、本論冒頭で述べたように、「就学支援の方法論」というよりは、「就学支援を理解する枠組み」というレベルでの羅針盤が必要ではないだろうか。

移行（支援）は狭間のタイミングであるがゆえに、支援者都合の実践や研究は多いが、肝心の子どもや保護者ら当事者の立場で検討されたものは、さほど多くない。そのような中、参考になりそうな情報として、Rous ら（2007）によって2000年以降に検討・確立されてきた移行支援実践を支える枠組みを図4に挙げた。開発の舞台となった米国では法律の規制に基づき、「早期介入（Early Intervention）」から「早期特殊教育（Early Childhood Special Education）」へ、つまり2歳から3歳にも大きな節目（移行）があり、特段に幼い子どもへの配慮とその後のスムーズなインクルーションの実現に向けて、“家族を巻き込んだ生活ベースの移行支援が目指され、それが初等教育段階での就学移行にも派生している（真鍋，2016）。

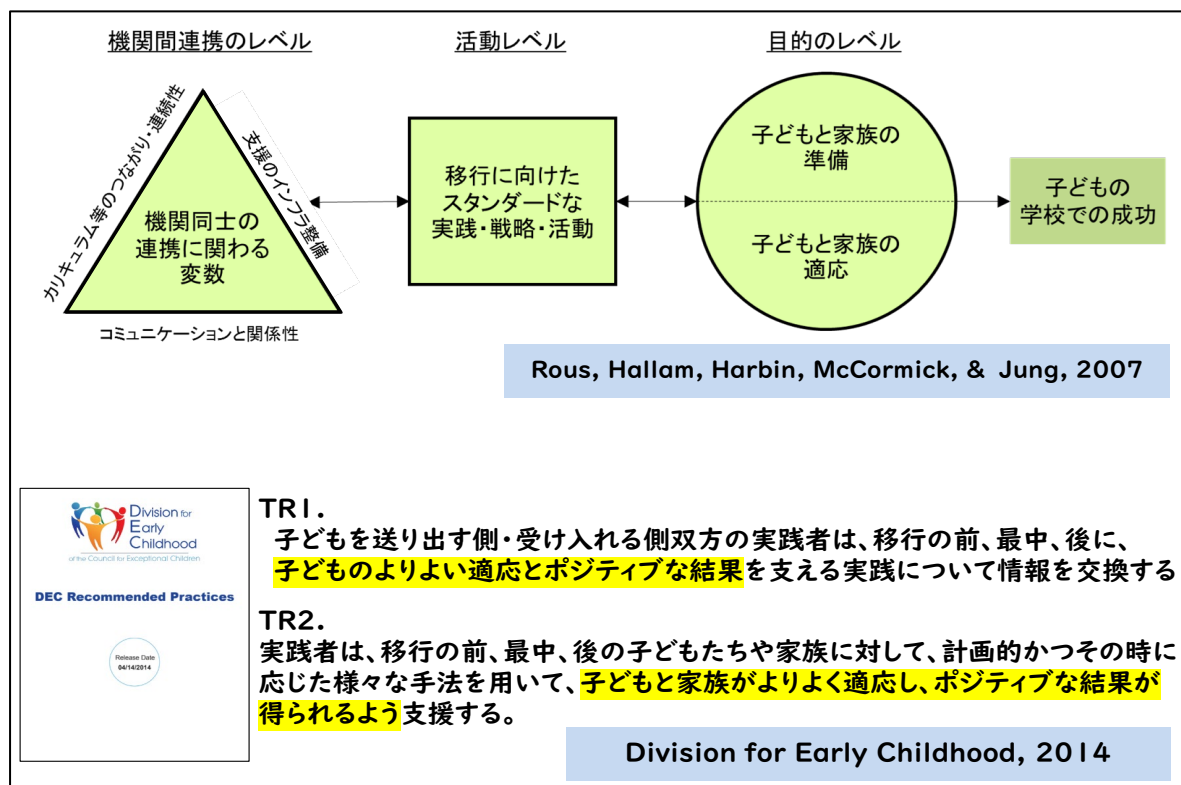


図4 令和3年度研究所セミナー指定討論③

図4の説明では、移行支援とは、ただ単純に「活動」が検討され、施されるだけの代物ではない。何のために誰のためにその活動を行おうとしているのかに関わる「目的のレベル」や活動の土台となる「機関間の連携のレベル」を合わせた、3つの関係から成り立つ

という図式である。目的の中に当事者である子どもと家族の「準備と適応」が明示されていることに注目するのはもちろんだが、研究所研究（訪問調査）との関係では、一番左の「機関間連携のレベル」に注目したい。ここには「カリキュラム間のつながり・連続性（Alignment and Continuity）」「コミュニケーションと関係性（Communication & Relationships）」「支援のインフラ整備（Supportive Infrastructure）」の3つが挙げられている。①実行可能な移行支援活動を模索する上で欠かせない内容であることを指摘しているとともに、②少なくとも新環境への「適応」と呼ばれる状態は、子どもにのみ責任が負わされるものではなく、生態学的な視点から広く環境側への注目やそれに対する調整（つまり私たちの責任）を求めることを表している。

先行事例では、個々の子どもの状況共有はもちろんのことだが、教育委員会がイニシアティブを持ちながら、図4の三角形の部分で、長きにわたって積み上げてきたことが伺える。我が国の場合、従来の保幼小学校連携の延長線上で、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や「架け橋プログラム」に関する議論が継続しており、それが（結果的に）よりよい体制構築の舞台になった自治体もありそうである。そこに、就学前早期発見・支援に関わる事項や外国につながる子どもの就学の問題などと接点を持たせ、いかに巻き込んでいくことができるのか。市町村教育委員会を中心に、子どもと保護者の就学支援を支えるための“手持ちの札”を、そしてその土台となる支援者・機関同士の“風通しのよさ”を確認しながら、今、自分たちが進めている歩みの段階そのものを知る必要があると考える。同時に、研究所によって行われたこの研究・報告が、その一助になるものと考え

【文献】

- ・ 真鍋健（2016）幼児期から学童期への移行を支える就学支援の考え方と具体的方法．発達障害研究, 38(3), 248-256.
- ・ Pianta, R.C., & Cox, M.J. (1999). The Transition to Kindergarten. Baltimore, MD: Paul H. Brooks Publishing Co
- ・ Rous, B., Hallam, R., Harbin, G., McCormick, K., & Jung, L. (2007). The transition process of young children with disabilities: A conceptual framework. Infants and Young Children, 20(2), 135-148.

第 6 章

総合考察

子どもと保護者が安心して就学を迎えられるための

6つの提案の試み

本研究では、障害のある子どもや外国につながる子どもの就学先や学びの場の決定手続きと、就学期につながる乳幼児期からの相談支援体制について検討してきた。まず、質問紙調査によって全国的な現状と課題を分析した（第2章）。次に、質問紙調査等の結果から特色ある取組をしていると判断された10の市町に訪問調査を実施し、各自治体における就学先等の決定手続きや乳幼児期からの相談支援体制をインタビューによって具体的に明らかにした（第3章）。また、杉山奈実子特別研究員の研究（第4章）や研究協力者である真鍋健氏の寄稿（第5章）により、子どもや保護者の就学先決定に関する思いを知ることができた。さらに、3回実施した研究協議会や研究所セミナーにおける分科会では、研究協力者や研究協力機関から、乳幼児期から就学期にかけて子どもや保護者に直接かわって来た経験や相談支援システム構築と運用の実際について情報提供を受け、子どもや保護者が安心して就学を迎えるための議論を行ってきた。

ここでは、こうした本研究の調査結果や議論等を踏まえ、また、文部科学省（2021）『障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～』（以下『手引』と記す）の内容を検討しながら、障害のある子どもや外国につながる子どもや保護者が安心して就学を迎えるための要点（表1）を6点に整理し、提言を試みたい。

表1 子どもや保護者が安心して就学を迎えるための6つの要点

1. 乳幼児期から就学期まで、関係機関の連携により切れ目ない支援が実現している
2. 教育委員会が乳幼児期から親子にかかわるしくみがある
3. 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校の支援とをつなぐしくみがある
4. 就学に関する手続きや小学校の生活や学びに関する情報が十分に提供され、子どもや保護者が見通しを持つことができる
5. 就学後の学びの場の変更が柔軟になされる
6. 外国につながるのある親子については、上記の1から5に加えて、理解できる言語を用いた実態把握や情報提供がなされる

1. 乳幼児期から就学期まで、関係機関の連携により切れ目ない支援が実現している

『手引』では「乳児期から幼児期にかけて子供が専門的な教育相談・支援が受けられる体制を、医療、福祉、保健等との連携の下に早急に確立することが必要」とし、さらに「教育委員会と福祉部局とが早期から連携して、子供の発達支援や子育て支援の施策を行うことで、支援の担い手を多層的にすることが重要である」と述べ、子どもと保護者にかかわる関係機関の連携による切れ目ない支援の実現を求めている。

子育て中の保護者は、出生前から様々な部署や機関、人とかわかることになる。部署等

がお互いにどのような相談支援を実施しているかを承知し、それぞれの役割を熟知して相談支援に当たることが、親子の安心につながると考えられる。

現在、母子保健法の改正により、市区町村に「子育て世代包括支援センター」の設置が努力義務となったことを受け、市区町村では、乳幼児健康診査やその後のフォローアップにかかわる母子保健担当をはじめ、親子にかかわる関係部署や機関、関係者の連携が一層推進されている。本研究における質問紙調査や訪問調査においても、多くの自治体でこうした連携がなされていることが確認できた。

一方で、質問紙調査への回答を見ると、母子保健や福祉等の取組について「分からない」と回答していた教育委員会があった。母子保健や福祉等と教育との連携に課題がある自治体があることも明らかになった。

2. 教育委員会が乳幼児期から親子にかかわるしくみがある

上記1で述べたように『手引』では、教育も含めた関係機関の連携による切れ目ない支援の実現を求めている。さらに『手引』では、「これにより、就学支援中心の「点」としての教育支援だけではなく、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、学校や学びの場の変更を含む就学後の継続的な教育支援に至る一連の「線」としての教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援を目指すべきである」とも述べている。就学期の相談支援を独立したものにせず、乳幼児期からの相談支援と一つのものとして位置付けることの重要性を示している。

本研究でも、教育委員会が乳幼児期から親子にかかわることによって、「面」としての相談支援を実現している自治体があった。訪問調査の対象となった10の自治体は、すべて教育委員会が乳幼児期からの相談支援に関与していた。

松江市では、母子保健や福祉にかかわる部局と同じ建物の中に教育委員会の相談部局を設置して部局間の連携を円滑にしたり、保護者の了解を得て母子保健における情報を教育委員会が共有したりするしくみがあった。札幌市では、教育委員会に幼児教育センターを設置し、市立幼稚園と一体となって乳幼児期から就学期にかけての相談支援を実施するしくみがあった。これらは、いずれも乳幼児期からの「面」としての相談支援を実現するものであった。

一般的に、教育委員会からすれば、就学期の相談は、単独のものと位置づくかもしれない。しかし、保護者からすれば、就学期の相談も、乳幼児期から子育てに関連する様々なできごとの一つであり、それらは「保護者の歴史」とも言うべきものとして(久保山:2014)連続しているものである。相談支援が「点」ととどまるのではなく、「面」として展開されることは、「保護者の歴史」を関係者が理解することにつながる。そして、理解した関係者が保護者や子どもにかかわることが、子どもや保護者の安心につながると考えられる。

3. 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校とをつなぐしくみがある

上記2の「面」としての相談支援を実現する際の重要な取組の一つが、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校とをつなぐしくみである。保育所・認定こども園・幼稚園では、長ければ6年程度、短くても1、2年にわたって、子どもや保護者と直接的にかかわり、子どもへの支援や保護者との信頼関係を積み重ねている。そうした積み重ねの成果を小学校や特別支援学校小学部に確実に引き継いでいくことが、切れ目ない支援の実現に不可欠である。

この引き継ぎのためのツールとして、幼稚園幼児指導要録以外に、個別の教育支援計画や就学支援シート等がある。質問紙調査では、そうしたツールの作成及び活用が5割強程度にとどまっていた。今後、一層の作成、活用が求められる。訪問調査をした10の市町は、すべてこうしたツールを作成、活用していた。また、札幌市では、小学校から保育所・認定こども園・幼稚園に対して、就学後の子どもの姿をフィードバックする機会が設けられていた。こうした機会が継続する中で、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校との相互理解が促進され、信頼関係が構築される。

なお、市区町村単位でこうしたツールの様式を作成することは困難なこともある。都道府県による支援が促進される必要があると考えられる。

4. 就学に関する手続きや小学校の生活や学びに関する情報が十分に提供され、子どもや保護者が見通しを持つことができる

『手引』では、就学期は、「本人及び保護者の期待と不安が大きいこと、就学移行期は子供の成長の節目と対応していること、子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な学校や学びの場を検討する必要がある」としている。そのうえで、「このため、本人及び保護者が正確な情報を得て、それらを理解した上で意向を表明できるよう、小中学校等と特別支援学校双方で受けられる教育の内容、支援体制を含む基礎的環境整備、『障害者差別解消法』に基づく合理的配慮の提供、可能な範囲で医学等の専門的見地も含めた学校卒業までの子供の育ちの見通し等について、きめ細かい情報提供を行うことが重要である」としている。

本研究の質問紙調査では、保護者向けの説明会やガイダンスを実施している自治体は5割強程度であり、今後、充実していく必要があると考えられる。

訪問調査をした10の自治体は、すべて、保護者向けの説明会やガイダンスを実施していた。また、保護者向けのリーフレットを作成、配付している自治体や、4歳児（年中児）の段階から就学に関する教育相談や学校見学を実施している自治体があった。芦屋町や上越市がそうであるように、乳幼児期から教育委員会が相談支援に関与することで、相談の積み重ねの中に就学先や学びの場に関する情報提供や相談等を行っている自治体もあった。こうした取組は、上記2の「教育委員会が乳幼児期から親子にかかわるしくみ」の中に組

み込まれたものであり、子どもや保護者が安心して就学を迎える上で重要である。

5. 就学後の学びの場の変更が柔軟になされる

『手引』では、「就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、小中学校等から特別支援学校又は特別支援学校から小中学校等といったように、双方向での転学等ができること、新たに通級による指導の開始や終了ができること、特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更ができることなどを、全ての関係者の共通理解とすることが重要である」としている。

本研究の質問紙調査では、学びの場の変更に関する実態が明らかになった。本調査で把握できた令和2年度に学びの場の変更があった児童生徒 18,508 人のうち、最も多かったのは「通常の学級から特別支援学級」への変更(12,196 人)であったが、その次に多かったのは「特別支援学級から通常の学級」への変更(2,820 人)であった。通常の学級への変更事例も多いことが確認できた。

学びの場の変更に関する「関係者の共通理解」をどのように進めるかについては、本研究では調べることはできなかった。しかし、訪問調査でインタビューをした際、各教育委員会の担当者が、就学後にも学びの場が変更可能であることについて十分に理解していた。また、担当者は、学びの場の変更事例について明確に記憶し、どのような理由で、どのような手続きで学びの場の変更を実施したのかを説明できていた。連続する多様な学びの場の整備と学びの場の柔軟な変更の実施は、インクルーシブ教育システムの基本となるものである。本研究における「好事例」としての10の教育委員会では、学びの場の柔軟な変更の意義を理解していると考えられた。

6. 外国につながるのある親子については、上記1. から5. に加えて、理解できる言語を用いた実態把握や情報提供がなされる

質問紙調査の結果から、外国につながるのある子どもについては、保護者に対するガイダンスの実施が行われていないことや、相談支援ファイルや個別の教育支援計画等の様式が整備されていないことなどの課題、子どもの実態把握や相談支援で使用する言語が日本語のみであることなどの課題が浮き彫りになった。

これに対して、訪問調査の対象のうち3市町では、それぞれの市町が日本人の子ども及び保護者に行っている丁寧な相談支援に加えて、外国につながるのある子ども及び保護者に対する独自の特色ある取組がなされていた。安八町では、外国語指導を担当する児童生徒支援員の配置やAI翻訳機を活用した日本語指導及び保護者への情報提供、さらには、個別の教育支援計画の作成と活用がなされていた。また、就学1年後の実態把握と学びの場の確認も、より適切な就学先や学びの場の決定を行ううえで重要な取組である。真岡市

では、就学に関する相談支援の場に通訳が同席したり、子どもの実態把握のために実施する諸検査を日本語と母語で教示したりしていた。四日市市では、外国につながるのある子ども及び保護者のために日本の学校について紹介するパンフレットを作成したり、就学に関するガイダンスを実施したりしている。また、外国につながるのある子どものための初期適応教室が設置され、通級による指導と同様の方法で指導を受けることができる。

今後も、外国につながるのある子どもは増加することが予想される。上記3市町のような取組が広く実施されることが必要である。

以上、本研究の結果や研究協議会等における議論を踏まえ、就学先決定手続きをより充実するための要点を6点提言した。自治体の規模や障害のある子ども等やその保護者への支援に係るリソースの多寡など、自治体により実施可能な内容は異なると想像する。しかし、ここで、提言を試みた内容は、すべて、子どもや保護者が安心して就学を迎えることに直結しており、どの自治体でも議論し、可能なことから実現していく必要があると考える。

<文献>

- 1) 久保山茂樹（2014）保護者とわかりあうために、子どものありのままの姿を保護者とどうわかりあうか。学事出版。

資 料

「令和３年度 障害のある子ども等の就学先決定手続きに関する調査」

調査用紙

令和3年度 障害のある子ども等の就学先決定手続きに関する調査

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

この調査は、各自治体における障害のある子ども等の就学先決定手続きの現状や特色ある取組を把握、分析することを通して、その充実を図る目的で実施するものです。

本調査は、調査項目ⅠからⅣで構成されています。このうち、ⅠからⅢについては、特に断りのない限り、小学校または特別支援学校小学部への就学に関して御回答ください。その際、外国につながるの子ども（7ページを御参照ください）は、対象から除いてください。また、Ⅳについては、外国につながるの子どもについてのみ御回答ください。

なお、本調査は、回答を強制するものではありません。また、結果の公表にあたり、自治体名等が明らかになることはありません。実態をそのまま御回答いただければ幸いです。

お忙しいところ恐縮ですが、**令和3年9月30日**を目安に郵送またはメールにて御返送ください。御不明な点は下記までお問い合わせください。

国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育システム推進センター 久保山茂樹

メール：j-syugaku@nise.go.jp

御回答いただく方について記入してください。

市区町村（ ）都・道・府・県（ ）市・区・町・村教育委員会

御回答者の部署（ ）部（ ）課（記入例 学校教育部特別支援教育課）

項目調査Ⅰ．貴自治体の保育施設、学校、就学の状況について伺います。

Q1 貴自治体の総人口を、令和3年5月1日現在で記入してください。（ ）人

就学前の保育施設種ごとの設置数を記入してください。認定こども園は、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型のいずれについても認定こども園の欄に記入してください

Q2

- ・保育所 ①公立（ ）園、②私立（ ）園
- ・幼稚園 ③公立（ ）園、④私立（ ）園
- ・認定こども園 ⑤公立（ ）園、⑥私立（ ）園
- ・⑦その他（ ）（ ）園

貴自治体の子どもの就学先となる学校の校種ごとの設置数を記入してください。

Q3

- ①貴自治体内の小学校及び義務教育学校の総数（ ）校
- ②特別支援学級を設置する小学校・義務教育学校（ ）校
- ③通級指導教室を設置する小学校・義務教育学校（ ）校
- ④貴自治体設置の特別支援学校（ ）校
- ⑤都道府県設置の特別支援学校（ ）校
- ⑥その他（ ）

Q4	令和3年度に小学校・義務教育学校及び特別支援学校小学部に入学した子どもの人数を、令和3年5月1日現在で記入してください。 () 人
Q5	Q4の子どものうち令和2年度に教育支援委員会等（就学先決定の検討の場合）の対象となった子どもの人数を記入してください（外国につながるのある子どもは除いてください）。 () 人
Q6	Q5の子どもの障害種について該当するもの全てにチェックしてください。 ☐ ①視覚障害 ☐ ②聴覚障害 ☐ ③知的障害 ☐ ④肢体不自由 ☐ ⑤病弱・身体虚弱 ☐ ⑥言語障害 ☐ ⑦情緒障害 ☐ ⑧自閉症 ☐ ⑨LD ☐ ⑩ADHD ☐ ⑪その他 ()
Q7	Q5の子どもの就学先について該当するもの全てにチェックしてください。 ☐ ①特別支援学校 ☐ ②特別支援学級 ☐ ③通常の学級と通級による指導 ☐ ④通常の学級（通級による指導等を利用しない） ☐ ⑤その他 ()

調査項目Ⅱ．貴自治体の乳幼児期からの支援体制について伺います。

（調査項目Ⅱは、教育委員会が担当される業務だけではなく、他担当部署の業務も含めた自治体全体での取組を伺う設問となっております。お答えいただける範囲で御回答ください。）

Q8	貴自治体では、保護者に対して、妊娠中から出産後の支援に関する情報提供を行っており、内容には障害のある子どもへの支援も含む。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 分からない
Q9	貴自治体では、保護者に対して、子育てに不安を感じたときの相談窓口に関する情報提供を行っている。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 分からない
Q10	貴自治体内に、子育て支援センター、子育てサロン、育児サークル等を開設しており、保護者は、必要に応じて保育士等に相談を行うことができる。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 分からない
Q11	教育委員会に、子育てに関する保護者からの相談を担当する職員を配置している。	☐ はい ☐ いいえ
Q12	(1) 乳幼児健診等で発達に遅れの見られた子どもを対象に、貴自治体でフォローアップ教室等を実施している。 →「はい」と答えた場合は以下の(2)及び(3)にもお答えください。 (2) フォローアップ教室等で対象とする子どもの年齢について、該当する項目の全てにチェックしてください。 ☐①1歳半健診後 ☐②3歳児健診後 ☐③5歳児健診後 ☐④その他 () ☐⑤分からない (3) フォローアップ教室等の頻度について該当する項目にチェックしてください。 ☐①2週間に1回 ☐②1か月に1回 ☐③2か月に1回 ☐④3か月に1回 ☐⑤特に定めていない ☐⑥その他 () ☐⑦分からない	☐ はい ☐ いいえ ☐ 分からない

令和2年度における就学先の変更事例や学びの場の変更事例について、該当するもの全てにチェックし、その人数を記入してください。（小学校1年生から中学校3年生までの全学年についてお答え下さい）

- Q31
- ☐①通常の学級から特別支援学級 () 人
☐②通常の学級から特別支援学校 () 人
☐③特別支援学級から通常の学級 () 人
☐④特別支援学級から特別支援学校 () 人
☐⑤特別支援学校から通常の学級 () 人
☐⑥特別支援学校から特別支援学級 () 人
☐⑦その他 () () 人

☐⑧就学先の変更や学びの場の変更を行った事例はなかった

就学先を検討するための審議資料作成時に行っていることについて、該当する項目全てにチェックしてください。

- Q32
- ☐①行動観察の実施
☐②心理・発達検査の実施（検査名： ）
☐③医療、福祉関係者からの意見聴取
☐④在籍園からの意見聴取
☐⑤保護者からの意見聴取
☐⑥進学先（学校長等）からの意見聴取
☐⑦その他 ()

Q33 乳幼児健診や5歳児健診などでの子どもの実態把握に、教育支援委員会を構成するメンバーが関与している。

☐はい ☐いいえ
☐分からない

Q34 教育支援委員会の対象となる子どもの相談や心理検査、行動観察等を行った者が、教育支援委員会に出席している。

☐①全員出席している
☐②一部出席している
☐③出席していない

乳幼児期から就学後まで、支援の必要な子どもや保護者への支援を個別にコーディネートする担当者を配置している。

☐はい ☐いいえ
☐分からない

Q35 「はい」と答えた場合、担当される方の所属などを記入してください。
（記入例：保健福祉課職員（保健師）など）

Q36 保育所児童保育要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録や幼稚園幼児指導要録等以外に、保育所、認定こども園、幼稚園等から小学校へ伝達する情報の内容を定めている。

☐はい ☐いいえ

Q37 就学支援シートや個別の教育支援計画等、支援を要する子どもに関する情報を小学校と共有するためのツール作成し活用している。
（質問紙の返送と併せて様式をお送りくださいますと幸いです）

☐はい ☐いいえ

Q38	就学支援シートや個別の教育支援計画等をもとに、就学後、子どもが学校生活に慣れてきた頃に保育所、認定こども園、幼稚園等と小学校で話し合う機会を設定している。	☐ はい ☐ いいえ
	就学先を検討するために作成した審議資料等を、子どもの就学先等に引き継いでいる。	☐ はい ☐ いいえ
「はい」と答えた場合は、伝達項目や伝達方法について記入してください。		
Q39	①伝達項目	
	②伝達方法	
Q40	5歳児学級の保護者だけではなく、3歳児学級や4歳児学級などの保護者も就学に関する情報を聞くことができる機会がある。	☐ はい ☐ いいえ
	貴自治体と都道府県の間で就学先を決定するための役割分担ができています。	☐ はい ☐ いいえ
「はい」と答えた場合には、貴自治体と都道府県の役割を具体的に記入してください。		
Q41	①貴自治体の役割	
	②都道府県の役割	

Q42 貴自治体において、乳幼児期からの早期支援、就学に関する相談・就学先決定に関する取組などで、特に工夫していること、もしくは課題となっていることがあれば、記入してください。

①本人・保護者との合意形成に関する工夫や課題について

調査項目Ⅳ. 外国につながるのある子どものうち、教育支援委員会等（就学先決定の検討の場）の対象となった子どもについて伺います。

本調査で対象とする「外国につながるのある子ども」とは、次のような子どもです。

- ・国籍（外国籍か日本国籍か）は問わない。
- ・日本語指導が必要な子ども（日常会話が十分とれない子ども、日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている子ども）

外国につながるのある子どもで、令和２年度に教育支援委員会等（就学先決定の検討の場）の対象となった人数を記入してください。

Q43	幼保等	小学校（小学部）						中学校（中学部）		
	就学前	１年	２年	３年	４年	５年	６年	１年	２年	３年
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

Q43 で対象となった子どもの令和３年度の就学先について、該当する欄に人数を記入してください。

Q44		小学校（小学部）						中学校（中学部）		
		１年	２年	３年	４年	５年	６年	１年	２年	３年
	通常の学級	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	特別支援学級	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	特別支援学校	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	その他（ ）	人	人	人	人	人	人	人	人	人

Q43 で対象となった子どもの障害種を全てお教えてください。

- Q45
- ☐①視覚障害 ☐②聴覚障害 ☐③知的障害 ☐④肢体不自由 ☐⑤病弱・身体虚弱
☐⑥言語障害 ☐⑦情緒障害 ☐⑧自閉症 ☐⑨LD ☐⑩ADHD
☐⑪その他（ ）

就学先を検討するための審議資料作成時に行っていることについて、該当する項目全てにチェックしてください。

- ☐①行動観察の実施
☐②心理・発達検査の実施（検査名： ）
 検査の際、使用した言語 ☐③日本語 ☐④母語 ☐⑤日本語と母語
☐⑥その他（ ）

☐⑦DLA*や類似の日本語能力測定

*DLA（Dialogic Language Assessment）：対話型アセスメント、外国人児童生徒の日本語能力を把握する。

- ☐⑧日常生活及び園・学校生活や学習の様子等の聞き取り
☐⑨日本での生活期間（来日してからの期間）の確認
☐⑩医療、福祉関係者からの意見聴取
☐⑪保護者からの意見聴取
☐⑫就学先（学校長等）からの意見聴取
☐⑬その他（ ）

Q47	貴自治体内で実施している健診（乳幼児健診、５歳児健診、就学時健診等）で通訳をつけていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 分からない
-----	--	--

外国につながるのある子どもの就学先を検討する教育支援委員会などに、対象の子どもの相談を担当してきた者や通訳が出席していますか。該当する項目全てにチェックしてください。

- Q48 ☐①これまで相談を担当してきた者が出席している
☐②通訳が出席している（通訳は、☐③自治体の手配する ☐④保護者が手配する）
☐⑤いずれも出席していない

外国につながるのある子どもの保護者を対象とした、特別支援学校、特別支援学級等に関するガイダンスを実施していますか。

- Q49 ☐①日本語でのガイダンスを実施 ☐②通訳をつけたガイダンスを実施
☐③翻訳機を活用したガイダンスを実施 ☐④母語による説明パンフレットを配布
☐⑤実施していない

外国につながるのある子どもに関する情報共有のための相談支援ファイル、個別の支援計画、個別の教育支援計画等の様式を作成していますか。（質問紙の返送と併せて様式をお送りくださいますと幸いです。）

- Q50 ☐①作成している ☐②作成していない

外国につながるのある子どもの就学後について、就学先の柔軟な見直しを検討するための体制がありますか。

- Q51 ☐①特にないが、就学先からの申し出により検討する
☐②1年後に就学先を巡回し、検討の場を持つ
☐③その他（ ）

令和2年度における外国につながるのある子どもの就学先の変更事例や学びの場の変更事例について、該当するもの全てにチェックし、その人数を記入してください。（小学校1年生から中学校3年生までの全学年についてお答え下さい）

- Q52 ☐①通常の学級から特別支援学級 （ ）人
☐②通常の学級から特別支援学校 （ ）人
☐③特別支援学級から通常の学級 （ ）人
☐④特別支援学級から特別支援学校 （ ）人
☐⑤特別支援学校から通常の学級 （ ）人
☐⑥特別支援学校から特別支援学級 （ ）人
☐⑦その他（ ） （ ）人

☐⑧就学先の変更や学びの場の変更を行った事例はなかった

- Q53 貴自治体において、外国につながるのある子どもの就学に関する取組などで、特に工夫していること、もしくは課題となっていることがあれば、記入してください。

御回答いただき誠にありがとうございました。

おわりに

「障害のある子どもや保護者が安心して就学を迎えられるために、就学先や学びの場の決定手続きはどうあるとよいのか、また、就学につながる乳幼児期からの相談支援体制はどうあればよいのか」、2年間、研究チームはこのことを念頭におきながら研究を進めてきた。

障害のある子どもの就学に関する全国的な実態把握をした先行研究がない中、研究1年次は、質問紙調査によって全国的な実態把握を行った。第2章に示した結果は、いずれも貴重なものである。しかし、調査結果は実態を示してはいるが、なぜこうした実態になるのかは数字だけではわからない。結果の背景にあるものに対する問いが多数生まれた。これらの問いを解決するため、研究2年次は、10の市町教育委員会に訪問調査を実施した。それらをまとめたのが第3章である。それぞれの市町が実施している特色ある取組は、単にシステムとして優れているだけではなかった。システムの背景に、障害の有無に関わらず一人一人の子どもやその保護者が安心して妊娠中から乳幼児期をすごして、就学を迎えて欲しいという担当者の思いがあった。訪問した研究分担者はシステムだけではなく担当者の強い思いをしっかりと受けとめながらまとめを作成した。

研究協力機関である札幌市と松江市には、研究1年次から訪問させていただき先駆的な取組について情報収集することができた。また、行政担当者のみならず、保育・教育現場で日々子どもや保護者とのかかわっている方々から直接話をうかがうことができた。ここでも、システムとしての形だけではなく、子どもや保護者への思いを知ることができた。また、思いを形にしてこられた方々の努力を想像した。

研究協力者からは、長年にわたり保育や教育の現場で子どもや保護者と丁寧にかかわってこられた経験から示唆に富むお話をうかがうことができた。考察の作成に当たり必要でかつ重要な知見を多数いただくことができた。

本研究をまとめるにあたり、質問紙調査と訪問調査に御協力いただいた市区町村教育委員会並びに調査の実施に御理解と御協力をいただいた都道府県教育委員会の皆様に改めて感謝申し上げます。また、研究協力者の菅野和彦氏、北本雅人氏、糊澤美奈登氏、高橋志織氏、堀之内恵司氏、真鍋健氏、森重亜美氏、研究協力機関の松井泰子氏、山本勉氏、本間真純氏に感謝申し上げます。さらに、令和4年度1年間初めての地で、慣れない研究の研究分担者となって、研究所の職員に、日々前向きな姿を見せ続けてくれた特別研究員の杉山奈実子さんに心から敬意と感謝を表します。

本研究成果報告書が就学を迎える子どもと保護者の安心のために活用されることを願っています。

研究代表者

インクルーシブ教育システム推進センター 上席総括研究員 久保山 茂樹



友だち追加で
特総研の情報を LINE でお届け！
<https://page.line.me/126vsvuc>



NISE メールマガジン

https://www.nise.go.jp/nc/about_nise/mail_mag



重点課題研究

障害のある子どもの就学先決定の手続きに関する研究

令和3年度～令和4年度

研究成果報告書

研究代表者 久保山茂樹

令和5年3月

著作 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

発行 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

〒239-8585

神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号

TEL : 046-839-6803

FAX : 046-839-6918

<http://www.nise.go.jp>